

公益法人制度改革 10 周年特別プロジェクト

調査報告書

公益法人制度改革が
助成財団に及ぼした影響と
今後の課題

【資料編】

2019 年 6 月

公益財団法人 助成財団センター

資料編 目次

| | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| 資料Ⅰ | アンケート調査関係資料 [調査集計表] | 3 |
| 資料Ⅱ | インタビュー調査関係資料 [要点記録] | 119 |
| 資料Ⅲ | 報告会等の記録 [「JFC VIEWS」記事再録] | 195 |
| 資料Ⅳ | 経過資料 [委員会記録] | 213 |

資料 I アンケート調査関係資料

[調査集計表]

| | |
|---------------------------|-----|
| 1-1 移行公益法人アンケート調査集計表…………… | 5 |
| 1-2 移行一般法人アンケート調査集計表…………… | 61 |
| 1-3 新設公益法人アンケート調査集計表…………… | 87 |
| 1-4 新設一般法人アンケート調査集計表…………… | 110 |

資料 I アンケート調査関係資料（調査集計表）

アンケート調査は、Web上でSurvey Monkeyを利用し、実施した。当該システムを利用するにあたり、回答者が自身の回答一覧を出力できないこと、「次へ」または「完了」ボタンを押さないと保存できないことは留意しておきたい点である。

また、回答法人のシステムセキュリティの関係で、Webアンケートメール（アンケートを開始するためのURLが掲載されたメール）を受信できない法人が多く見られた。そのため、調査後半では、プレーンテキスト形式のアンケートメールを採用することにした。

表1 Webアンケート調査回答状況

| 名 称 | Webアンケート送信日 | 送信数 | 回答数 | 回答率 |
|--------|------------------|-----|-----|-------|
| 移行公益法人 | 2018年1月16日 | 208 | 160 | 76.9% |
| 移行一般法人 | 2018年3月 5日 | 196 | 87 | 44.4% |
| 新設公益法人 | 2018年4月11日 | 69 | 47 | 68.1% |
| 新設一般法人 | 2018年4月20日 | 21 | 13 | 61.9% |
| 合 計 | 2018年1月16日～4月20日 | 494 | 307 | 62.1% |

※回答数には、一部の設問のみに回答した法人も含まれる。

1-1 移行公益法人アンケート調査集計表

問1 貴法人についてうかがいます。次の当てはまる方に✓をつけ、法人の名称をご記入ください。

| | |
|-----------|-----|
| a. 公益財団法人 | 158 |
| b. 公益社団法人 | 2 |

問2 問い合わせをさせていただく場合がありますので、アンケートにご記入いただいた方のお名前とご連絡先をご記入ください。

※回答省略

問3 [公益法人を選択した理由]移行に際し、一般法人ではなく公益法人を選択した理由は何ですか？下記の項目で最も当てはまるものから順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 該当なし | 合計 |
|------------------------------|----|----|----|----|----|----|------|-----|
| a. 寄附者（個人や企業）に税制優遇があるから。 | 11 | 17 | 42 | 35 | 4 | 2 | 43 | 154 |
| b. 利息や配当などの金融資産収益に課税されないから。 | 27 | 32 | 50 | 24 | 1 | 1 | 19 | 154 |
| c. 収益事業の利益を見なし寄附とすることができるから。 | 1 | 1 | 4 | 4 | 8 | 0 | 136 | 154 |
| d. 社会的な信頼性が得られるから。 | 67 | 52 | 17 | 10 | 0 | 0 | 8 | 154 |
| e. 助成財団として当然の選択と考えたから。 | 63 | 35 | 20 | 15 | 3 | 1 | 17 | 154 |
| f. わからない | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 145 | 154 |
| g. その他 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 148 | 154 |

「その他」の内容をご記入ください。

| |
|--|
| 企業財団として、基本財産である出捐元の株式の安定維持の必要から、公益法人を選択。一般法人へ移行した場合、公益目的支出計画を立て、移行時の正味財産相当額を数十年を掛けて費消し、最終的に基本財産を取り崩していくこととなり、株式の安定保有維持に繋がらない。又、これは、財団の設立趣意（「財源を強固にし、公益事業を拡大していくように」との寄附者の希望）にも反し、公益法人の方がこれに合致している。 |
| 当協会の使命として移行認定申請は必須と考えたから。 |
| 記録がなく、事実は不明ながら、現在の運営から推測したもの。 |
| 出捐企業である〇〇〇〇〇が公的資金を受けていた状態であり、その財団として公益財団になる使命感があったため。 |
| 収益事業は実施していない |
| 運用収益のみを事業の財源としており、一般法人化に伴って基本財産を取り崩していくと事業が成り立たない。 |

問4 [定款における目的や事業の変更]公益法人への移行に際して定めた定款において、移行前の寄附行為の「目的」を変更しましたか？該当するものに✓をつけてください。

| | |
|-------------|-----|
| a. 変更した。 | 38 |
| b. 変更しなかった。 | 111 |

問5 問4の回答の理由をご記入ください。

| |
|--------------------------------|
| a. 変更した理由 |
| 公益認定を申請するにあたり、社会的貢献度をより一層深める為。 |
| 公益認定を受けるために必要な変更 |

| |
|--|
| 公益目的事業に認定されるための変更と思いますが、当時の担当者がすでに退職しており、詳細については不明です。 |
| 公益を目指すに当たり、事業範囲を限定せず幅広くとらえるようにするため。 |
| 公益財団法人としてふさわしい事業活動のみに限定する必要があると判断したため。 |
| 公益性をより明確にするため |
| 公益法人移行に際し、より広範囲に公益目的を達成可能とするべく変更 |
| 一部実施していない事業が含まれていたから |
| 寄付行為の記載内容と財団の活動実態に齟齬が発生していたため。 |
| 事業の実態に合わせて条文・用語を整理した |
| 被災者遺族への援護事業が既になくなっていたため。 |
| 内容自体は変わっていないが、言い回し等が分かりにくいため変更した。 |
| より普遍性をもった文言に変更 |
| 文言の整理を行った。 |
| 目的とする事業をより明確にするため、文言の変更を行った。 |
| より明確に「目的」を記載した。 |
| 目的を簡潔に説明するため。 |
| 公益化に際し、文章の見直し検討した。 |
| どのような事業を行うのかがわかるように具体的な目的を記載した。 |
| 出捐者の意向を踏襲するため |
| 奨学金を給付できる分野の範囲を広げるため |
| 当初の助成事業に加えて顕彰事業を追加したから |
| 事業を行う地域の将来の拡大に対応するため |
| 少子高齢化が一層進みつつある社会状況の変化を受け、より多くの人々のニーズに応えられる事業への拡充を期した。 |
| 事業対象を〇〇県から日本国全体に拡大すると共に、より当財団の事業内容をわかりやすくするため |
| 〇〇県内の教育文化活動に対する幅広い支援を可能とするとともに、地域財団として人材育成と地域振興を目的とすることを明確にするため |
| 公益法人への移行と同時に事業内容を増やしたことによる一部変更 |
| 旧定款時代（移行前）に既に行っていた事業を定款上位置づけるとともに、今後の事業展開を見据えて拡充した。 |
| 公益化に際し、〇〇〇〇が〇〇〇財団を吸収合併し、その際に過渡的に改正した旧寄附行為を、公益化の際に改定する必要があるあった。 |
| 主旨は変わらないが、移行直前の指導で、目的の中にある語句より、創立後公的な手続きを経て、追加した研究褒賞事業が税制優遇の対象から外れ、対応措置を取る必要があるあったので、その以降後の対応策として変更。 |
| 公益性が高い事業であることを明示するため |
| 公益法人となる前は、定款ではなく寄附行為であったため、見直しをした。 |
| 寄附行為では、「〇〇〇〇の歴史・文化等に関する研究活動及び文化活動を助成し、もって学術研究及び芸術文化交流の振興に寄与することを目的とする」になっていた。〇〇〇〇という地域を、〇〇に限定した。 |
| 時代に合った内容にアレンジした |
| 財団設立後20年超となり、移行を機に若干の修正を加えた |
| 変更を考えていたので、良い契機であったため。 |
| 目的及び事業の変更 |

| |
|-----------------|
| b. 変更しなかった理由 |
| 変更の必要を認めなかったから。 |
| 変更する必要が無かった。 |
| 変更する必要がなかった。 |
| 変更する必要がなかった。 |
| 変更の必要はなかった。 |

| |
|---|
| 変更の必要性がなかった。 |
| 変更する必要性がなかった。 |
| 変更する必要性を認めなかったから。 |
| 変更の必要がなかった |
| 変更の必要がなかった |
| 変更の必要なし |
| 必要が無かったため |
| 必要がなかった。 |
| 必要性がなかった為。 |
| 特に変更する必要がなかった |
| 特に必要性を感じなかったから |
| 特に変更の必要がなかった。 |
| とくに目的変更の必要はなかったためです。 |
| 目的を変更する意向がなかった |
| 移行前の寄付行為の目的を変更する必要がない、そのまま継続すべきと理事会で判断したため。 |
| 目的は変わらず変更する必要がなかった。 |
| 移行前の寄附行為の「目的」を変更する必要がなかった。 |
| 移行前と移行後の目的と事業はほぼ変わらないため。 |
| 事業内容を変更することはなかったため、必要がないと判断したから。 |
| 以前は特増法人であったこともあり公益財団法人になっても変更の必要はないと考えた。 |
| 当初の目的で設立された法人のため、変更する必要がなかった。 |
| 移行申請時において、変更の必要はないと判断した。 |
| 母子家庭の子女への給与事業が唯一の目的であり、変更する必要がなかった。 |
| そのままの目的で問題なかった為。 |
| 当財団の目的は設立以来、変わらない為。 |
| 目的の変更はなかったから |
| 目的に変更がなかったため |
| 目的が変わらなかったため |
| 事業の目的は変わらないため |
| 事業目的は変わらないため |
| 当初の目的のまま移行 |
| 目的変更なし |
| 財団が行う事業目的の変更がなかったため |
| 移行前と移行後の目的が同じであったため |
| 設立当初からの目的を継承 |
| 公益法人への移行後も、基本的に目的や事業内容に変更はないため。 |
| 言い回し等軽微な変更はあったが「目的」は変更していない |
| 特定公益増進法人としての目的と一致しての移行であったため |
| 公益化によって財団の趣意・目的が変わるものではなかった。 |
| 活動の目的が、一貫しているため。 |
| 継続的な目的であるから。 |
| 活動の目的は、創立以来基本的に変わらずに運営し活動を行っている。 |
| 一部文言の追加は行ったが、「目的」自体に変更が無かったため。 |
| 移行前後とも研究助成と褒賞が主な目的であったから |
| 従来を更に充実していくため。 |
| 公益財団法人としての目的に則しており、変更不要と判断したため。 |
| 財団の目的に変更はなかったため。 |
| 移行の前と後で遂行する事業に変更がない |
| 変更する理由がないから。 |
| 変更する理由が無い |

| |
|--|
| 大きな事業の変更はしないから |
| 内容に変更はない |
| 変わらないから |
| 寄付行為時代の規程から変更されていない。公益移行決定時の議事録にも変更したという記録がない。 |
| 変更がなかったため。 |
| 移行の前後で財団の事業内容に特に大きな変更はなかった |
| 事業内容に変更なかったため |
| 事業内容に変更がなかった為 |
| 事業内容に変更が無かったから |
| 事業に変更がなかったため |
| 同じ事業の継続 |
| 事業の継続性を優先した。 |
| 事業の連続性を重視した |
| 従来通りの公益事業の継続 |
| 公益性に問題ないから |
| 移行にあたり助成事業に問題はなかった |
| 移行以前に、事業を拡張した際に、定款の目的及び事業を変更済みであり、かつ変更した目的は新しい公益目的事業の要件を全て満たしているため、変更をしなかった。 |
| 法人格の移行であり、設立趣意書に記されたミッションの達成は変更する必要性がなかったため |
| 設立者が掲げた設立趣意書に基づき、それを反映する。 |
| 設立時から「試験研究法人」、その後「特定公益増進法人」を取得していたので |
| 設立当初に熟考されたものであり、すでに事業実績を重ねていたため。 |
| 法人設立趣意も鑑み、目的は普遍的であり、移行の有無には左右されないと判断した。 |
| 設立趣意書への敬意 |
| 設立趣意を重視した |
| 設立理念に変更がなかったため。 |
| 設立の趣旨を尊重するため |
| 基本理念に変更が無かったため。 |
| 寄付者の遺志 |
| 移行前の寄付行為で必要十分を満たしている。 |
| 特に変更しようとは考えていなかったため |
| 設立時以外、寄付行為なし。 |
| 特になし |
| 不明 |
| 不明 |

問6 問4で「変更した」と回答した場合、その内容をご記入ください。

| |
|--|
| 若干表現を改めたもの |
| ・平易で分かり易い表現にするよう努めた。 |
| 公益化に際し、合併前の〇〇〇〇と〇〇〇財団がそれぞれ行っていた公益活動の目的を「〇〇地域社会の健全な発展への貢献」として統合整理をした。 |
| 研究助成事業を新たに始めた為。 |
| 財団の活動実態に合わせて、記載内容を整備した。 |
| ・奨学金の給付対象者を記載した。（日本国内で学ぶ大学生・大学院生） ・育英に関する調査研究・情報提供、人材育成活動に対する助成事業を行うことを記載した。 |
| 日本と〇〇に関わる文化・芸術・歴史・社会・スポーツ等の分野における、学術研究、創作活動、啓蒙活動及び実践活動に対し助成事業を行い、その振興をはかり、両国間の交流促進に寄与することを目的とする。 |
| 寄付行為の「目的」に定めていた事業に関する文言のうち、公益法人が行う事業としてふさわしくないとと思われる「表現芸術等の育成のための援助」に関する部分を削除した。 |

| | |
|---|--|
| この法人→本財団 自然科学技術の研究などを奨励→自然科学・技術に関する学術及び産業社会における基盤技術の研究開発を奨励 以て千葉県自然科学技術の振興に寄与する→自然科学・技術等の発展と産業の振興に寄与する | |
| (変更前) この法人は、学校教育のより一層の発展と向上を図るため、学術優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により、修学が困難な学生に対する奨学援護を行い、国際交流の推進を図るため留学生に対する奨学援護を行い、また学校等の設備その他の充実に寄与することにより社会に有用な人材を育成することを目的とする。(変更後) この法人は、我が国及び海外の大学等教育研究機関に在籍する学生及び研究者に対する奨学並びに教育研究活動への支援等の事業を通じて、人材の育成、学術の振興及び国際交流の推進に寄与することを目的とする。 | |
| 従来の食生活の向上、食品産業の発展に加えて食文化の向上、健康の増進を明記した。 | |
| 一つの公益事業として位置づけを見直した | |
| FROM:研究及び国際交流に対し助成を行い TO:研究に関する活動を支援し | |
| 移行前は助成事業のみであったので寄附行為上の文言は「～助成を行い」としていたものを、移行後セミナー事業を加えたので、定款上の文言を「～支援を行い」へ変更した。 | |
| 高齢者福祉から、少子高齢・人口減少社会における社会福祉へと活動領域を拡げた。 | |
| 公益法人移行に際し、より広範囲に公益目的を達成可能とすべく変更 | |
| 「芸術文化の向上と普及を図る」を「新しい価値の創造と、人々の相互理解の促進を図る」に。 | |
| 上記5(被災者遺族への援護事業)の事業を削除した。 | |
| 寄附行為「学術研究、社会福祉に関する事業等」⇒ 定款「自然科学・人文科学および社会福祉等に関する学術研究および事業等」 | |
| 〇〇と健康の問題に資することのみならず、広く医学を始めとする学術・科学技術の振興に寄与することを目的とした | |
| 旧：〇〇県の教育文化の振興に寄与する。 新：人材の育成と地域の発展に寄与する。 | |
| 事業行う地域を「日中両国」から「日中両国及び日中両国を中心としたアジア地域」とした。 | |
| 寄附行為上：この法人は、公益法人の健全なる育成発展に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 変更後：この法人は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的とする。 | |
| 寄附行為では第3章役員及び評議員を、定款では第4章評議員、第5章評議員会とし、第6章役員とし、第7章理事会、寄付行為では第5章委員及び研究助成審議委員会を、定款では第8章委員会、第9章事務局、第10章顧問、第11章会員、第12章定款の変更及び解散、第13章情報公開及び個人情報保護の保護、第14章公告の方法等を定款に新たに加えた。 | |
| 「委託」に関する定めを削除した | |
| 「～研究を助成する」としていたものを「～研究を奨励する」と変更した。 | |
| (特に電気及び機械工学)を削除。 | |
| これまでの分野に生物学と芸術を追加した | |
| 「業界の利益に資することを目的とする」という部分を削除した | |
| 国際交流への助成等を行う⇒この分野の裾野を広げるための研究助成等を行う | |
| 対象分野の拡大と不特定多数の者の利益の増進に寄与することをより具体的に明記。 | |
| この法人は、社会教育に関し、調査・研究・その他の事業への助成、学習者に対する奨学援助、講演会・研修会等の開催、その他生涯教育環境整備を図るための事業を行い、もって健康で豊かな知識と情操を有する人材の育成に資することを目的とする。上記のこの法人は、以下事業を行いまでを次のように変装した。「生涯教育の振興を図るための事業を行い、」とした。 | |
| 実施している事業を明記し、文章は追加変更したが、目的趣旨は実質的に変えていない。 | |
| 実質的な変更はない。 | |

問7 公益法人への移行に際して定めた定款において、移行前の寄附行為の「事業」を変更しましたか？該当するものに✓をつけてください。

| | |
|-------------|-----|
| a. 変更した。 | 49 |
| b. 変更しなかった。 | 100 |

問8 問7の回答の理由をご記入ください。

| |
|-----------|
| a. 変更した理由 |
|-----------|

| |
|--|
| 削除した事業項目がある |
| 一部削除した |
| 実施していない事業に関する項目を削除した |
| 設立当初想定した事業のうち実施していない事業があったから |
| 既に終了した事業が含まれていたため |
| 実施していない事業があったため |
| 実態に即するため |
| 事業の実態により適合させるため |
| 事業内容をより実態に合わせるため。 |
| 事業の実態に合わせて条文・用語を整理した |
| 寄付行為の記載内容と財団の活動実態に齟齬が発生していたため。 |
| 寄附行為には第1章第4条に研究所の設置を付記していたが、定款は削除した。 |
| 寄附行為には、論文集の刊行が入っていた。 |
| 移行時点で実施していなかった事業を削除した。 |
| 事業の見直しを行った。 |
| 移行を契機に事業範囲の見直しを行ったためです。 |
| 目的の変更に伴ない事業の内容を見直した。 |
| 問4に記載した通り、目的の追加に伴い事業を追加した。もともとあった奨学事業の内容は変更なし。 |
| 目的の変更に合わせた。事業の現状に即して表現を変えた。 |
| ⑤に同じ（公益法人移行に際し、より広範囲に公益目的を達成可能とするべく変更） |
| 新たな公益目的事業を開始したため |
| 目的の拡大のため。 |
| 教育文化活動に対する幅広い支援を可能にするため |
| 公益目的事業毎に、旧来の事業を括り直したため。 |
| 平易で分かり易い表現にするよう改めたため。 |
| 大部分の内容は変わっていないが、言い回し等が分かりにくいため変更した。 |
| 公益化に際し、文章の見直し検討した。 |
| 公益化に際し、2つの財団で吸収合併し、その際に過渡的に改正した旧寄附行為を、公益化の際に改定する必要があった。 |
| 公益法人移行前の公募型助成中心の事業に加え、自主事業活動を強化するため。 |
| 新規事業を追加するとともに、既存事業はより詳細に記載した。 |
| 公益財団法人としてふさわしい事業活動のみに限定する必要があると判断したため。 |
| 従来は、事業との関連があいまいな記述であったが、事業を軸に記述を変更した |
| 行う事業をより明確にするため、事業内容の変更を行った。 |
| 研究助成事業のみを行うこととしたため |
| 公益性をより明確にするため |
| 公益認定のため |
| その他、目的を達成するための事業として行ってきた事業について明示するよう内閣府が指示があったため |
| 当時の担当者から交替しており、詳細経緯は不明だが、当局のガイドラインに沿って定款案を作成したためと推察される。 |
| 個別行事を事業項目としていたので、纏める形とした。 |
| 当初の助成事業に加えて顕彰事業を追加したから |
| 公益財団法人の再スタートにあたり、母体企業の公的資金により国民に助けをいただいております、その恩返しをすべきとの思いから、より多くの方へ有益となるような財団を目指して、事業を増やした。 |
| 特例民法財団時代にすでに中止していた事業があったが寄付行為の変更は保留していたため。 |
| 移行にあたり助成事業に問題はなかった |
| 公益目的事業に認定されるための変更と思いますが、当時の担当者がすでに退職しており、詳細については不明です。 |
| 不明 |

| |
|--|
| b. 変更しなかった |
| 実績のない事業を削除するよう指導された。 |
| 後で「卒業生に対する事業」を入れればよかったと思ったが、移行時は気づかなかった。 |
| 表現を拡大できるように変更し、今後に含みを持たせたため、実際の内容は変更していない。 |
| 公益財団法人として適切な事業と判断し、変更しなかった。 |
| 5と同様に、移行以前に、事業を拡張した際に、定款の目的及び事業を変更済みであり、かつ変更した事業は新しい公益目的事業の要件を全て満たしているため、変更をしなかった。 |
| 以前の特増時の事業で申請したのでそのまま変更はしていない。 |
| 従来事業を更に充実していくため。 |
| 明確な設立者の意志を反映 |
| 設立の趣旨を尊重するため |
| 設立趣意を重視した |
| 移行の前と後で遂行する事業に変更はない |
| 移行前と移行後の事業内容はほぼ変わらないため。 |
| 元々公益事業に合致する事業を行っていたため。 |
| 事業を変更する意向がなかった |
| 継続する事業であるから。 |
| 同上（同じ事業の継続） |
| 事業の継続を図るため。 |
| 当初の事業を継続した。 |
| 従来通りの公益事業の継続 |
| 事業内容も変わらないため |
| 事業内容に変更が無かったから |
| 事業内容の変更は無かった為。 |
| 事業内容変更なし |
| 事業が変わらないから |
| 事業の変更がなかったため |
| 事業の変更はなかったから |
| 変更がなかったため。 |
| 変わらないから |
| 目的を継承。時代の流れにおいて助成金応募対象領域は多少変化させている。 |
| 法人の目的を達成する為の事業は、移行の有無には左右されないと判断した。 |
| 事業目的が変わらない為 |
| 目的が変わらなかったため |
| 移行前の寄付行為の「事業」を基本的に継続した。 |
| 移行前の寄付行為の「事業」を変更する必要がある、そのまま継続すべきと理事会で判断したため。 |
| 移行前の寄附行為の「事業」を変更する必要がなかった。 |
| 移行前の寄付行為で必要十分を満たしている。 |
| 今迄行っていた事業を続けて行うことで、変更の必要性はなかったこと |
| 事業は変わらず変更する必要がなかった。 |
| 特に必要を感じなかったから |
| 特に変更する必要がなかった |
| 特に変更の必要がなかった。 |
| 特に変更の必要性がなかった |
| 変更の必要性がなかった。 |
| 必要がないと考えたから。 |
| 必要がなかった |
| 必要が無かったため |
| 必要性がなかった為。 |

| |
|---|
| 変更する必要がなかった。 |
| 変更の必要がなかった |
| 変更の必要がなかった |
| 変更の必要がなかったため |
| 変更の必要なし |
| 変更の必要はないと判断した。 |
| 変更の必要はなかった。 |
| 変更の必要を認めなかったから。 |
| 変更する必要性がなかった。 |
| 変更する必要性を認めなかったから。 |
| 変更する理由がないから。 |
| 変更する理由がなかった。 |
| 変更する理由が無い |
| 変更するべき理由が無かった。 |
| 問5と同じ（母子家庭の子女への給与事業が唯一の目的であり、変更する必要がなかった。） |
| 問4と同じ理由（設立時から「試験研究法人」、その後「特定公益増進法人」を取得していたので） |
| 寄付行為時代の規程から変更されていない。 |
| 財団法人から引き続き同じ内容となっている。 |
| 特に変更しようとは考えていなかったため |
| 設立時以外、寄付行為なし。 |
| 公益性に問題ないから |
| 特になし |
| 特になし。 |
| 不明 |

問9 問7で「変更した」と回答した場合、その内容をご記入ください。

| |
|---|
| 当財団の活動範囲は広範に渡るので、その内容を網羅できるようにした。 |
| 研究助成事業を新たに始めた。 |
| 公益化に際し、合併後の〇〇〇財団として、「〇〇地域社会の健全な発展への貢献」のための事業活動として統合整理をした。 |
| ⑤に同じ（公益法人移行に際し、より広範囲に公益目的を達成可能とするべく変更） |
| 〇〇教育に関する表彰事業を明示するなど、現状の事業内容がわかりやすい表現に改めた。 |
| 「(2)留学生を通じた国際交流事業」と明記 |
| 「公募型」事業と、「自主事業」の言葉を定款に明記し、事業内容を明確化した。 |
| 助成事業に加えて表彰事業を明記した。（実質的に実施していた。） |
| 日本国内における事業に限るものとするため、これを明記いたしました。 |
| 事業の内容をより具体的に明記。 |
| 実施している事業を明記し、文章は追加変更したが、目的趣旨は実質的に変えていない。 |
| 財団の活動実態に合わせて、記載内容を整備した。 |
| 以下の事業の記載を追加した。 ・育英に関する調査研究、情報提供事業 ・大学生等の人材育成活動に対する助成事業 |
| ・学資給与事業に「奨学生に対する指導・助言」を加えた。 ・学術の研究及び普及の助成事業に、従来独立した事業として位置付けていた「金融事情の調査及び研究の助成」を吸収した。 |
| 従来調査研究助成事業のみであったが、セミナー事業と環境事業への助成事業を加えた。 |
| ①事業を実施する地域の明記⇒条文追加 ②基本財産の表示方法の改善⇒指摘に応じて改善 |
| ①寄附行為に無かった公益認定を受ける事業を追加 ②事業の実施地域（「国内および海外」を追加 |
| 国内だけでなく海外でも事業を行えるように変更した |
| 「美術館の運営、管理」を追加した。 |
| 医学部博士課程奨学助成の開始 |

| |
|--|
| 顕彰事業を追加するとともに、体裁を変更した。 |
| 研究所の設置は実際には作用していなかった。 |
| 現に行っていた事業に合わせ、「国際交流・協力」を追加し、「交通安全」「青少年健全育成」の文言を削除した。 |
| 一部の事業を削除した。 |
| 「会館の運営」を削除した |
| 論文集の刊行を削除した。 |
| 「表彰事業」を削除した |
| 「青少年問題に関する調査、研究」を削除した |
| 事業内容から褒賞を除いた |
| すでに中止していた事業を定款の事業から除いた。 |
| 研究の「委託」及び「受託」に関する定めを削除した |
| 被災の援護に関する事業を削除した。 |
| 事業領域に本質的な変更はないが、実態に即した事業分類とした。 |
| 海外派遣助成及び研究会助成を削除し、新たに協賛事業とした。 |
| 寄附行為には研究者の海外派遣支援や表彰等が含まれていたが、定款ではこれらを削除した |
| 寄付行為の「目的」に定めていた事業に関する文言のうち、公益法人が行う事業としてふさわしくないとされる「表現芸術等の育成のための援助」に関する部分を削除した。 |
| 財団設立時には雑誌の刊行がメイン事業だったが、現在は行っておらず、また今後も予定がなかったためその部分は削除した。 |
| 研究助成と研究助成結果の報告会を一つにまとめ、研究助成事業とした。助成成果の刊行と資料収集や展示をまとめ、助成研究に関連する広報事業とした。 |
| 一つの公益事業として位置づけを見直した |
| 〇〇県産業史の編纂 |
| 奨学金の支給。 企業への技術指導。 |
| 旧：顕彰、助成、調査研究、その他必要な事業 新：（公1）教育文化活動支援事業 （公2）国際的人材育成事業 |
| （変更前） この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。（1）奨学資金の貸与及び給与（2）学資金を受ける学生の補導（3）学校等に対する教育用備品、その他の寄贈及びその充実に要する資金の補助（4）その他前条の目的を達成するための必要な事業（変更後）この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。（1）我が国の大学等に在学する日本人学生に対する奨学金の給与及び貸与並びに外国人留学生に対する奨学金の給与（2）海外の大学等に留学する日本人学生及び研究者に対する奨学金の給与（3）奨学金の給与又は貸与を受ける学生及び研究者の交流事業（4）大学等教育研究機関に対する資金等の支援（5）その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業については、本邦及び海外において行なうものとする。 |
| 〔変更前〕 ①高齢者福祉に係る国際的調査研究に対する助成事業 ②高齢者福祉に係る研究者の国際交流事業 ③高齢者によるボランティア活動の国際交流と普及啓発事業 ④その他本財団の目的を達成するために必要な事業 〔変更後〕 ①少子高齢社会及び人口減少社会における社会福祉に関わる国際的調査研究及び諸活動への助成事業 ②少子高齢社会及び人口減少社会における社会福祉に関わる研究者の国際交流と人材の育成事業 ③ボランティア活動の国際交流事業 ④ボランティア活動の普及啓発事業 ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 科学技術に関する創意工夫（工業所有権を含む）を発掘し、研究開発すること 開発した新技術の実用化をはかること すぐれた新技術を顕彰し、広報すること 新しい科学技術分野における国際交流を図ること その他この法人の目的を達成するために必要な事業 →科学技術の研究開発に対する助成 すぐれた科学技術の顕彰および国際交流の促進 学技術に関する創造性の育成 植物の生育に関わる研究に対する助成及び実証研究 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 寄附行為 一 学術研究を行うものに対する研究費の補助 二 社会福祉に関する事業に対する助成 三 その他前条の目的を達成するために必要な事業 定款 （1）自然科学・人文科学・社会福祉等に関する学術研究に対する助成 （2）自然科学分野・人文科学分野・社会福祉分野等に関する事業に対する助成 （3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は日本国内にて行うものとする。 |

変更前：（事業）この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。（1）公益法人の育成事業（2）公益法人問題に関する調査研究事業（3）監督官庁への協力事業（4）公益法人間の交流事業（5）公益法人関係者の福利厚生事業（6）その他、目的を達成するために必要な事業
 変更後：（公益目的事業）この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。（1）民間公益活動の普及啓発事業（2）民間公益組織の支援及び能力開発事業（3）民間公益活動、組織及び制度の調査研究及びそれに関する提言事業（4）その他、公益目的を達成するために必要な事業
 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

b. 変更しなかったの内容

「褒章」は実績がないので削除するよう指導されたが、復活する可能性があるので残したいと交渉したが、復活するときに事業の変更申請をするようにといわれた。

問10 [行政庁や認定等委員会からの指摘] 移行に際して定款や公益目的事業の内容について、行政庁（公益認定等委員会など）から修正等の指摘がありましたか？ 該当するものに✓をつけてください。

| | |
|------------|-----|
| a. 指摘があった | 28 |
| b. 指摘はなかった | 121 |

問11 問10で「指摘があった」内容と対応についてご記入ください。

公益化に際して、合併前の2つの財団それぞれの事業の目的や内容を踏襲しつつも「〇〇地域社会の健全な発展への貢献」のための活動として従来の事業の統廃合を反映し、目的や事業の変更を試みたが、「公益化当初は現状維持」との指示により最小限の改定に留められた。

事業比率

・財務書類について、軽微な補正を求められ補正記載を行った。別表C（2）控除対象財産において、「1本の社債」「1本の都市再生債」「1本の国債の債権」の期首額ゼロを1億円に修正し、及び目的取得財産残額となることが見込まれる額を再計算した。

助成事業について選考の公正性を問われ、選考委員の具体的な氏名と役職を追記した。すべての公益目的事業について財源の記載を求められ、対応した。

公益事業と収益事業の切り分け。事業課題の細分化。

問7と同じ（実績のない事業の削除）

推薦型助成について、被推薦者全員が選考なしで助成を受ける点。対応として、外部学識経験者からなる選考委員会で選考する。

主として「事業報告及び決算」の条文の表現の見直しを指摘され、指摘通り修正した。

定款の変更の案→定款の変更の案の修正。定款変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類→定款変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類の修正。

1. 定款の評議員と理事の定数の上限が少ないとの指摘に対し定数の上限を増やした。
2. 定款の中での法律の引用方法につき指摘があり、それによって修正した。

定款はガイドラインに沿って作成したため、細かい指摘に留まった。事業は公平性及び透明性を担保するため、プロセスをかなり詳細に記載することになった。

文言等の細かな点について指摘があり、指摘どおりに修正した

定款の細部の文言についての手直し等の要請があった。

定款の内容に不備があった点

具体的に記載するように指摘があり、そのように変更対応した。

助成対象の選考方法、助成実績、シンポジウムや報告会等、「事業の概要」について、より具体的な記述を求められた。

事業の行う範囲が明確でなかったことについて指摘があったため、日本国内で行うこと、必要に応じて海外で行うことができるとの追加を行った。

- I. 事前調査及び面談指導による指摘 ①基本情報、②公益目的事業について、③遊休財産額の保有制限の判定、④定款の変更の案、⑤定款の変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類、⑥滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書、⑦前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書、⑧事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類、⑨その他 行政庁が必要と認める書類 対応：上記事前調査の指摘を受け、修正書1提出
 II. 修正書1に対する指摘（表現の分かり易さ） 対応：修正書1に対する指摘を受け、修正書2提出
 III. 前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書の要追加の指摘 対応：追加提出

| |
|---|
| 多少の変更はあったように記憶するが、以降当時直接担当していなかったこともありあまり記憶していない。 |
| 事務的な内容（詳細不明） |
| 修正の記録が残っているが、具体的な内容は分からない。 |
| 指摘はあったが、当時の担当者が退職のため、内容は不明。 |
| 詳細は不明 |
| 記録がなく、内容は不明。 |

問12 「移行の前後で運営のやり易さの変化」 移行前には特定公益増進法人（寄附への税制優遇があった法人。以下「特増」）でしたか？

| | |
|--------------------|----|
| a. 特増であった。⇒問13へ | 64 |
| b. 特増でなかった。⇒問16へ | 60 |
| c. どちらか分からない。⇒問19へ | 25 |

問13 「特増であった場合」移行以前に特増であった法人にうかがいます。特増のときと比べて移行後の公益法人の運営（助成事業やガバナンスを含む）に関して、自由度（やり易さ）に変化はありましたか？

| | | |
|----------------------------------|----|----|
| a. 自由度（やり易さ）に大きな変化はなかった。⇒問19へ | 49 | 47 |
| b. 自由度が増した（やり易くなった）。⇒問14へ | 3 | 3 |
| c. 自由度が減った（やり難くなった）。⇒問15へ | 7 | 6 |
| d. 自由度が増した面と減った面の両面がある。⇒問14と問15へ | 5 | 3 |

※本編の表2-1-4②と数値が異なるのは、上表には問12でbまたはcと回答しながらも問13へ回答した件数が含まれているため。本編では、表の右側数値列を表示している。

問14 問13で自由度が「増した」面があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|--|
| 特増時代より公益事業の範囲が広がった。 ex. 研究助成のみ→賞、地域文化も含まれた。 |
| 認定された事業の推進に関しては、ガバナンスを踏まえた自治が可能となり、裁量権が拡大した。 |
| 資産運用の自由度が増した。 |
| 寄附の多寡を心配する必要がなくなった。 |
| 主務官庁であった文部科学省の意向を汲む必要がなくなった。 |
| 毎回、文部科学省に聞いて行う必要がなくなった。 |
| 提出書類や法令で遵守するものが多くなった。 |
| 不明 |

問15 問13で自由度が「減った」面があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|--|
| 立ち入り検査などで非常に細かいところまで指摘され、それなりに対応しなければならない。 |
| 各会議の設定（出席義務との関連）が難しくなった。 決算評議員会2週間前までに理事会承認と備えおきが必要になったので、時間的に苦しいことが多い。 収支相償を満たすために苦労している。 毎年の事業実施ではある程度の変動が必ず生じるため、幾何かの黒字にならざるを得ない場合もある。赤字については補てんできるわけではないので、財務運営上かなり苦労している。 |
| 役員会での議決権の代理行使ができない |
| 公益目的事業会計に収支相償の考え方が導入され、黒字化は許されない状況となり、数年間で収支をコントロールするとの自由度が低下した。 |
| 財務3基準の収支相償の部分で自由度が減った。 |
| 財務基準が厳しくなり、無理やり公益事業を拡大しなくてはならない。 |
| 収支相償ほか、現実と乖離する法的規制があり、持続的活動を阻害する条文が多々ある |
| 公募による助成事業しか出来ないから |
| 財団としての特徴が出せなくなった。即ち、内閣府の担当者が認定等委員会で承認される案件等しか対応しないため。担当者間での温度差が大きすぎる。 |
| 電子申請により、応募者の受領資格が5年から3年の間を置くに変更したことで、かなり何度も提出し直すよう指導されたこと。それほど大きな差はないとの認識であったので・・・ |
| 監督官庁の采配で提出しなければならない書類が無くなった。 |

| |
|--------------------------------|
| 認定法、内閣府立入検査を遵守するため、必要な手続きが増えた。 |
| 不明 |

問16 〔特増でなかった場合〕移行以前は特増でなかった法人にお訊きします。移行前と比べて、移行後の公益法人の運営（助成事業やガバナンスを含む）に関して、自由度（やり易さ）に変化はありましたか？

| | | |
|----------------------------------|----|----|
| a. 自由度（やり易さ）に大きな変化はなかった。⇒問19へ | 47 | 42 |
| b. 自由度が増した（やり易くなった）。⇒問17へ | 2 | 2 |
| c. 自由度が減った（やり難くなった）。⇒問18へ | 9 | 7 |
| d. 自由度が増した面と減った面の両面がある。⇒問17と問18へ | 7 | 5 |

※本編の表2-1-4②と数値が異なるのは、上表には問12でaまたはcと回答しながらも問16に回答した件数が含まれているため。本編では、表の右側数値列を表示している。

問17 問16で自由度が「増した」面があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|---|
| 基本的な事項が法令や、定款・規程等で定められ、財団の運営に関することでいちいち監督官庁に対してお伺いを立てる必要がなくなった。 |
| 合併前の当財団は特増法人であったため、奨学金給付や研究助成については、従前から特増法人としての対応を経験しており、特に変化は無かった。 |
| 寄附者に対して、所得控除等の税務上のメリットを説明することができるようになった。 |
| 特に事業報告については定期提出書類が多くなった。 |
| 資産運用の自由度が増した。（例えば、以前であれば、株式投資をする際も、ポートフォリオを組むことを指導された） |
| 資金運用の制約がなくなったため |
| 会計、法人運営面で以前より営利法人と近くなったので、会計・法人運営で悩んだときに参考にできる情報ソースの幅が広がったから。 |
| 不明 |

問18 問16で自由度が「減った」面があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|--|
| 収支相償や遊休財産保有制限は、資産の運用益を主たる財源としている財団によっては大きな足かせになっている。 |
| 収支相償等の制約 |
| 財務3基準の収支相償で自由度が減った。 |
| 単年度の収支相償が優先され、長い目での助成がしづらくなった |
| 事業報告書の内容の入力などの事務手続きが増えた。 |
| 所轄官庁指定の提出書類があった。 |
| 財務について公益目的事業会計と法人会計毎の作業が増加した。 |
| 合併前の〇〇〇〇財団は特増法人であったため、奨学金給付や研究助成については、従前から特増法人としての対応を経験しており、特に変化は無かった。 |
| 軽微な変更であっても変更届の提出が求められる。 |
| 事業変更の際の公益認定等委員会への変更認定・変更届出の手続きが必要になったため |
| 関係法令や定款の定めに従った運営対応が従来より厳格に求められるようになった。 |
| 選考方法及び承認等についてスケジュールが厳しくならざるおえなくなった。また、財務3表を絶えずに更新するようになった。 |
| 公益事業の内容を考えたとき、煩雑に広がっていた事業を見直して一つにまとめたから |
| 現在のスタッフ全員が移行時に在職しておらず移行前の状況がわかりません。 |
| 不明 |

問19 〔寄附受入の変化〕移行の前後で寄附の受け入れはどう変わりましたか。下記の欄に2008年度と2016年度の決算報告書における受入寄附額（現金以外の場合は評価額）を円単位で数字のみご記入ください。

| | |
|---------------|----------------|
| a. 2008年度受入額 | b. 2016年度受入額 |
| 8,317,401,000 | 11,722,711,000 |
| 1,494,117,859 | 1,373,046,237 |

※1

【注】

①左記の数値はSurvey Monkeyからのすべての出力値です。

| | |
|-------------|---------------|
| 580,039,339 | 1,212,453,917 |
| 515,750,000 | 0 |
| 473,759,173 | 351,300,000 |
| 437,200,000 | 459,100,000 |
| 397,025,000 | 62,501,000 |
| 270,000,000 | 160,000,000 |
| 181,000,000 | 202,000,000 |
| 180,000,000 | 180,000,000 |
| 164,310,354 | 512,349,097 |
| 162,000,000 | 163,000,000 |
| 159,000,000 | 0 |
| 155,000,000 | 155,000,000 |
| 125,000,000 | 105,000,000 |
| 122,240,000 | 203,700,000 |
| 114,612,477 | 20,820,000 |
| 110,402,000 | 154,158,000 |
| 108,428,430 | 133,540,547 |
| 107,460,000 | 59,070,000 |
| 100,565,000 | 125,324,468 |
| 100,000,000 | 100,000,000 |
| 95,200,000 | 0 |
| 90,000,000 | 72,010,000 |
| 90,000,000 | 100,000,000 |
| 82,332,000 | 92,199,000 |
| 79,733,000 | 60,735,000 |
| 70,000,000 | 30,000,000 |
| 70,000,000 | 286,000,000 |
| 70,000,000 | 96,000,000 |
| 68,000,000 | 61,000,000 |
| 65,100,000 | 5,000,000 |
| 64,890,000 | 52,350,000 |
| 60,277,000 | 59,000,000 |
| 56,027,250 | 55,150,000 |
| 54,000,000 | 12,000,000 |
| 52,015,994 | 1,000,000 |
| 51,190,000 | 35,740,000 |
| 50,150,000 | 0 |
| 50,000,000 | 0 |
| 50,000,000 | 101,000,000 |
| 50,000,000 | 0 |
| 49,346,050 | 56,413,180 |
| 43,000,000 | 40,000,000 |
| 42,240,000 | 20,254,000 |
| 40,000,000 | 90,020,000 |
| 38,390,677 | 28,237,060 |
| 37,000,000 | 10,000,000 |
| 36,000,000 | 22,500,000 |
| 35,200,000 | 0 |
| 34,520,000 | 29,971,576 |
| 34,063,342 | 31,829,173 |

②下記の算出値は、両年あるいはどちら
 らか（2008年または2016年）で寄付を
 受けている場合の回答を算出範囲とし
 ます。

③e.～1.は特異値(※1～3)を区別して
 算出しています。

【いずれかの年で寄附があった法人】
 (n=109)

a. 2008年度寄附受入総額
 16,732,027,516 円

b. 2008年度寄附受入平均額
 153,504,840 円

c. 2016年度寄附受入総額
 23,647,744,379 円

d. 2016年度寄附受入平均額
 216,951,783 円

【特異値のみ】 (n=3)

e. 2008年度寄附受入総額
 8,328,201,000 円

f. 2008年度寄附受入平均額
 2,776,067,000 円

g. 2016年度寄附受入総額
 15,712,711,000 円

h. 2016年度寄附受入平均額
 5,237,570,333 円

【通常値】 (n=106)

i. 2008年度寄附受入総額
 8,403,826,516 円

j. 2008年度寄附受入平均額
 79,281,382 円

k. 2016年度寄附受入総額
 7,935,033,379 円

l. 2016年度寄附受入平均額
 74,858,805 円

| | | |
|------------|---------------|----|
| 30,000,000 | 30,000,000 | |
| 30,000,000 | 0 | |
| 30,000,000 | 49,000,000 | |
| 28,552,088 | 35,459,661 | |
| 28,000,000 | 15,000,000 | |
| 26,200,000 | 20,100,000 | |
| 26,100,000 | 0 | |
| 25,000,000 | 63,000,000 | |
| 25,000,000 | 28,000,000 | |
| 22,060,000 | 12,600,000 | |
| 22,000,000 | 7,200,000 | |
| 21,930,000 | 2,640,000 | |
| 21,665,000 | 57,090,000 | |
| 21,000,000 | 23,150,000 | |
| 20,906,760 | 20,931,960 | |
| 20,000,000 | 34,000,000 | |
| 20,000,000 | 20,000,000 | |
| 20,000,000 | 20,000,000 | |
| 19,000,000 | 22,000,000 | |
| 16,190,000 | 21,461,000 | |
| 16,000,000 | 16,000,000 | |
| 15,000,000 | 20,000,000 | |
| 15,000,000 | 24,000,000 | |
| 15,000,000 | 0 | |
| 10,600,000 | 10,000,000 | |
| 10,120,000 | 10,060,000 | |
| 10,000,000 | 2,000,000,000 | ※2 |
| 9,000,000 | 2,000,000 | |
| 8,050,000 | 0 | |
| 8,000,000 | 7,500,000 | |
| 8,000,000 | 7,500,000 | |
| 6,700,000 | 2,000,000 | |
| 5,483,190 | 22,748,000 | |
| 5,000,000 | 35,000,000 | |
| 5,000,000 | 5,000,000 | |
| 5,000,000 | 176,400 | |
| 4,530,000 | 5,548,000 | |
| 2,928,158 | 2,518,715 | |
| 2,892,252 | 2,500,000 | |
| 2,718,000 | 465,000 | |
| 2,400,000 | 2,400,000 | |
| 2,000,000 | 3,000,000 | |
| 1,200,000 | 600,000 | |
| 1,100,000 | 1,233,000 | |
| 962,623 | 42,952,188 | |
| 800,000 | 1,990,000,000 | ※3 |
| 553,000 | 137,000 | |
| 200,000 | 210,000 | |
| 200,000 | 20,000,000 | |
| 500 | 0 | |

| |
|--|
| 金利情勢の変化により、低金利で基金の運用益が確保できないため、寄附金の増額で対応しているから。 |
| 寄付ばかりでなく、企業協賛金等を積極的に開拓した |
| 広く一般に寄付の募集をした。 |
| 寄付のお願いを行った。 |
| 寄附の募集（Web、関係者等）を始めたため |
| 特に東日本大震災以降、ファンドレイズに力を入れてきた経緯があるため。 |
| HPなどで広報を強化したため |
| 2008年度はサブプライムローン金融危機の影響があり（寄付額は最近20年間で最低）、2016年度と単純に比べられない。2016年度の寄付額が大きいのは、高額の現金寄付と遺贈によるもの。 |
| 運用益による運営が基本。2008年は例外的な少額の寄附。2016年度は2014～2018年度の5年間で総額100億円を増額する期間の3年目にあたる。いずれも運用益獲得の資金として利用。 |
| 2008年は特定基金3000万円を取り崩して事業予算としたため、見かけ上2016年では大幅に増加となっているが、経常収益段階では15%弱の増加となっている。 |
| 2008はリーマンショック等で自粛したため |
| 金利低下により事業運営費が不足したため。 |
| 低金利に伴う運用収益の減少 |
| 2008年当時は利息収入がたまたま潤沢であったため、寄付金受け入れの必要がなかったため |
| 保有株の株価増 |
| 受贈株式の評価増 |
| 助成総額の増加を受けて。 |
| 〇〇〇〇〇の開催など、国際交流事業が拡大したため。 |
| 新奨学事業を立ち上げたから |
| シンポジウムの参加者増、機関紙「〇〇〇」の発行・配布部数増、理事会開催回数増（1→2） |
| 2つの財団が2015年4月に合併したため |
| 寄附の受け入れをしております。但し制度の導入は検討しております。 |
| 移行以前、移行以後ともに寄付を受入れていない |

問21 問19の額で20%以上の減少があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|--|
| 2008年はたまたま大口寄附者がいた為。 |
| 2008年度は数多くの美術品の寄贈（寄附）があり、他の年に比べて突出して寄附受入額が高かったため。 |
| 出捐企業ならびにその取引先からの寄附の減少による。また個人では、家族葬が増えお香典を辞退する葬儀が増え、お香典返しに替えて財団へ寄附するケースが減少した。 |
| 特定の大口寄附が終了した為 |
| 大手寄付受領先の大幅寄付金減額による |
| 2008年に高額の寄付があったため。 |
| 2008年度は財団の周年行事のため、出捐会社から多くの寄附をいただいたため。 |
| 出捐元からの寄付の停止 |
| 合併前の2財団の単純合算となっており、このうち一方から他方への寄付金も含まれるため。（寄付金の殆どは出捐元企業からの寄付金であり実態としては変化は無い。） |
| 出捐団体からの寄付が、当該団体の指定寄付による助成プログラムの終了に伴い減少した。 |
| 主たる寄附会社の寄付金が減った。 |
| 寄付元の事情により減額 |
| 母体企業の寄付方針によるもの |
| 母体企業からの寄付金が停止されたため。 |
| 寄付金の殆どは出捐企業が出資するグループ企業からのものであるが、グループ再編による寄付実施企業の減少及び業績変動による寄付金減額等の影響により大幅な減少となった |
| 出損社の事情により、寄付が無かったため |
| 当時は関連企業からの寄付金があったが、現在はないため |
| 2007から2010年にかけては出資先企業から基本金の追加出捐があった（事業活動基盤の強化のため）もの |

| |
|--|
| 2008年度は偶々寄附があったが、基本は運用収益だけで運営する方針であり、2009年度以降寄附の受け入れは皆無である。 |
| 多額の寄附先の減額。 |
| 寄付元の意向。公益法人に移行したことは無関係。 |
| 2010年度以降は寄付がなくなった為。 |
| 寄付者の高齢化等 |
| 個人の寄付金が減少 |
| 社会・経済情勢に伴い寄付金の減少。 |
| 制度変更に伴う理由ではなく、2016年から毎年の寄付が終了となり、一括で2015年に寄付を頂戴したため。 |
| 移行当初は寄付金を事業費に充当していたが、近時では事業費は基本的に配当や利息で賄えるようになったため、高額な寄附を受け取らないようになった。 |
| 基本財産で株式を購入し、配当金による運用収入が増えたため。 |
| 基本財産である〇〇〇株式の配当が増えて、寄付金への依存度が低下したから |
| 基本財産として保有している株式の配当が増加したので、寄付を受け入れる必要がなかった。 |
| 指定正味財産からの配当金による公益目的事業の運営が可能となった。 |
| 2013年度より国債の運用益にて事業が継続できている。 |
| 2008年度は基本財産を積み増しをしていたから |
| 他の収入が増えたので、総額で変化はない。 |
| 事業縮小 |
| 積極的に拡大する施策を取っていなかったため。 |
| 制度改革と関係なく、環境変化の影響です。 |
| 減少はない |

問22 「公益法人のメリット感」移行後の組織運営を通じて、公益法人を選択したメリットは何だったと感じますか？下記の項目で特に当てはまると感じるものについて順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 該当なし | 合計 |
|--|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|
| a. 寄附者（個人や企業）に税制優遇があり、より多くの寄附を受けることができた。 | 5 | 17 | 20 | 4 | 1 | 2 | 2 | 93 | 144 |
| b. 利息や配当などの運用益に課税されないため、より多くの助成原資を確保できた。 | 29 | 52 | 14 | 4 | 0 | 0 | 2 | 43 | 144 |
| c. 収益事業の利益を見なし寄附とすることで、より多くの助成原資を確保できた。 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 136 | 144 |
| d. 資産運用の制約がなくなり運用実績をあげることができた。 | 6 | 7 | 15 | 5 | 0 | 0 | 1 | 110 | 144 |
| e. 社会的な信頼性が得られた。 | 95 | 25 | 10 | 2 | 0 | 0 | 1 | 11 | 144 |
| f. 主務官庁がなくなって助成の分野が広がった。 | 3 | 5 | 5 | 7 | 4 | 1 | 1 | 118 | 144 |
| g. その他 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 141 | 144 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

| |
|--|
| 財団の設立趣意及び寄附者の希望（「財源を強固にし、公益事業を拡大していくように」）に沿った公益目的事業の拡大が順調にできている。これは、基本財産である出捐元企業の株式の配当金が安定的に増えており、かつこれらが非課税であることから、公益事業の拡大ができていることによる。一般法人に移行していた場合にはこれは得られないと考えられる。 |
| 注記：b:もともと特増法人であったので、非課税である点に変化はないが、もし一般財団に移行していた時と比べての回答です。 |
| 当財団は以降前に特定公益増進法人となっており、上記a. b. のメリットは享受済。 |
| 財政基盤をより固めるため、来年度より一般寄付金を募集することとした。 |
| 内部統制を移行前よりも厳格に行うようになった。 |
| 主務官庁に基づく制約がなくなった |
| 客観的な |

問23 現在（2016年度）の公益事業の財源を下記から選択し、多い順番に✓を入れてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 該当なし | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|
| a. 国債等の債券や定期預金の金利 | 44 | 64 | 20 | 1 | 1 | 0 | 3 | 11 | 144 |
| b. 株式の配当 | 50 | 20 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 66 | 144 |
| c. 毎年度の寄付や会費 | 42 | 29 | 19 | 5 | 0 | 0 | 1 | 48 | 144 |
| d. 国債等の債券や株式の売却代金（運用によるキャピタルゲインとして得るもの） | 2 | 5 | 7 | 5 | 1 | 1 | 0 | 123 | 144 |
| e. 国債等の債券や株式の売却代金（キャッシュフロー不足を補うためのやむを得ない資産の取崩し） | 1 | 4 | 5 | 0 | 0 | 1 | 1 | 132 | 144 |
| f. 収益事業から得られる利益 | 2 | 0 | 5 | 1 | 3 | 0 | 0 | 133 | 144 |
| g. その他の資金 | 6 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 135 | 144 |

「その他の資金」を選択した場合、その内容をご記入ください。

| |
|--|
| 公益目的事業収益（セミナー、出版など） |
| 美術館の入館料・物品販売収入。公益事業として行っており、収益事業とはしていない。 |
| 債権や株式を組み入れたファンド（複数種ある）からの配当 |
| 法律による指定法人としての交付金 |
| 受取補助金 |
| 政府からの補助金（事業単位で申請する種類のもの） |
| 他団体からの助成金収入 |
| 特定の団体からの助成金が収入の主体 |
| 社員7万名と法人が加入する賛助会員費収入 |
| 特定資産の取り崩し |

問24 〔財務3基準への対応〕公益法人には、下記の財務3基準を順守することが求められています。これらの各基準について、助成事業を安定的・効果的に実施する上で、これまでの経験から特に制約を感じたこと、あるいは問題と感じたことはありましたか？該当するものすべてに✓をつけてください。

| | |
|--|----|
| a. 収支相償〔公益目的事業に係る収入がその実施に要する費用を超えてはならないこと〕 | 72 |
| b. 公益目的事業比率〔活動全体における公益目的事業費用の割合が50%以上であること〕 | 1 |
| c. 遊休財産額保有制限〔遊休財産額は、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した額を超えてはならないこと〕 | 34 |

問25 問24で「収支相償」について制約や問題を感じたことがある場合、その具体例をご記入ください。（特にない場合は記入不要）

| |
|--|
| 増配になった時に、事業の安定的な長期運営上、急な増額は難しい。基金化することで先に取り崩し活用することになるが、基金化することで使用目的の制約ができるので活用不便さを感じる。 |
| 収入の多くを株式の配当金で賄っており、期中に配当金が大幅に増額した場合に、大幅な黒字となることがあったり、事業によっては、年によって、実施額が大幅に変動する場合があります、数年単位で収支相償を満たすように運営することは容易ではない。 |
| 主要な収入が株式配当であるため、予定外の増配や急激な配当金増加で苦慮することがある |
| 株式配当金収入が増配になる場合、年度途中において収支バランスが変化するが、その変化に事業が追いつかないことがあった。 |
| 運用収益が急激に増加した年度において、事業規模を安定的に維持することができなかった。 |
| 事業活動の財源のほとんどを配当金に依っており、その配当金の予想が難しいため、収支相償の見通しも予想が困難である。 |
| 出捐元企業の株式を基本財産とし、その配当金を公益目的事業の財源としていた時分に、予算策定時の見込みより配当金が大幅に増えた時があり、顕彰や助成件数は急に増やせないことから、収支相償達成の可否が年度末ぎりぎりまで見通せないケースがあった。 |
| 収入、支出のタイムラグで収支相償がプラスになってしまう |
| 支出はある程度コントロールできるが、収入はコントロールが難しいため収支のバランスは見極めにくく、年度末まで収支相償が判定できないこともある。 |
| 研究助成規模の決定時期と当該年度の収入実績の確定時期のずれがあるため、収支相償基準に適合しないことがあった |
| 収入が増減する場合、事業の安定性を重視したい |
| 資産運用収入が大きくなった時の取り扱い |
| ①株式の配当で事業収益を賄っている為、収入が読めない。 ②大学生への4年間の奨学金給与が基幹事業だが、単年度での「収支相償」の制約により、安定的・継続的な事業活動ができない。 |
| 配当金の不確定要素が大きいため、収支相償に重きを置いた事業活動では、安定した財団運営が難しい。 |
| 収入（運用収益）が変動する環境で、将来に亘り公益事業で適度な赤字を出し、法人会計で大きくすぎない適度な黒字を出し続けていけるかについて、非常に難しいと感じている。 |
| マイナス収支継続による将来不安 |
| 小規模で公益目的事業のみを実施している法人にとっては、「収支相償」基準を遵守することにより年を経る毎に余資が減少する一方で困っている。 |
| 株式配当のみを収入源とする当財団の場合、前年度に立てた予算に対して実績が赤字を続けることは基本財産の縮小になり、財団の永続的な運営にならない。 |
| 赤字決算とする必要があることに違和感を、また縮小均衡に陥る恐れを感じる。 |
| 費用は計画し予測が立つが、収益は株の配当金、特定資産の受取利息も経済状況により大きく変動する。常にとんとんまたは赤字だと先細りとなる。 |
| 翌年度の収入減（配当減）が明確な年度であっても収支相償を強く要求されるなど、財団運営の安定度を阻害する指導が行われた。 |
| 将来も安定した経済的基盤が形成できない。 |
| 事業が立ち行かなくなる不安。寄付金が途絶え、蓄えがなくなり、資産の取り崩しを迫られる事態。 |
| 上手に節約をかけた分のメリットが感じられない。収支相償は無駄遣いの促進をしているようなもの |
| 収支相償をクリアするために助成プログラムが粗雑になった年度がある |
| 株式の配当金が増加し、無理やり大幅に奨学事業を拡大しなくてはならなくなった。 |
| 公益事業を一本化しているため、法人費用を除いたすべての寄付を公益事業実施に使用しなければならないとの制約があり、他の収益がない中で赤字を出し続ける訳にはいかず、予算の設定が難しい。実際のところ、連続2年で事業規模の数%にあたる黒字を計上せざるを得ない状況となり、その点について指導が入っている状況もある。 |

| |
|---|
| 2期連続で黒字を出したタイミングで立ち入り検査があり、その点を問題指摘された。（“なぜ、黒字となると分かった時点で、追加の事業をやらなかったのか”などという実務を無視した無茶な指摘） |
| 助成金の贈呈者の辞退により黒字化するケースがあり、赤字にするため、次点者採用や他の公益目的に振り当ててまで赤字化させる必要があるのか？ |
| 株式配当金という短期で変動し得る財源の増加で黒字が生じた際に、原則翌事業年度までに解消するルールにより、特定費用準備資金の選択肢を加味しても、近視眼的な事業対応を意識せざるを得なかった。 |
| 財団の財源は株式の配当だが、配当の増減に応じた事業規模のコントロールが必要。特に配当が増加傾向にある現在は、作業工数と経験が少ない中での事業規模の拡大に苦慮。 |
| 金額の高低はありますが収入>費用となります。毎年剰余金の扱い計画を記載しますが毎年特定費用準備資金としてと記入しています。特定費用に上限があるのか心配です。 |
| 黒字額がそれほど多くないにも関わらず、解消するための理由を考えねばならない。 |
| 一つの助成事業しか行ってなく、必ず赤字にしなければならない点 |
| 毎年度、収支に変動があるため |
| 年度により収益がブレてしまう |
| 当初、特定資金の振り替えを使用目的で決定したため、収支のバランスが崩れたことがあった。 |
| 中期的に事業を見直すようなタイミングでは事業の実施を控える場合もあるし、計画していた事業がやむを得ぬ理由で途中で中止となる場合もある。また、少なからず外貨での運用も行っていることから、為替の影響で収益が突然予想より増えることもある。運営上必要に応じては支出が収入を下回ることがあって当然と思う。 |
| 事業によっては不規則な収入に対して、収支相償を履行することが難しい場合があり得ること。 |
| 法人の永続的な事業運営や将来の事業拡大に必要とされる安定的な財務基盤を構築するという観点で、大変大きな障害となる制約と考えます。 |
| 財産の運用環境が厳しい中、本原則が将来の事業拡大のさまたげとなる（剰余金を蓄えられない）。 |
| 資産の運用益で事業をしているが、経済状況により運用益の増減があるため、1年単位で収支相償を判断されると、中期的な事業展開に非常に差しさわりのある。 |
| 公益目的事業のみを事業として運営しているため、将来に向けての事業拡大が困難であり、法人としての基礎体力の低下を来している。 |
| 持続可能な活動を担保するために、リスクへの対応を阻害する。減価償却費、等 想定外の収益増（株の配当増）に対応できない |
| 円高などで利金下がることが将来起こり得ることの備えとして、増やせるときは資産を増やしておきたいが、それに収支相償が制約となる。 |
| 遊休財産額保有制限（27）記載と同じ（主たる財源である株式配当は不安定であるため、数年無配時でも事業が継続できるよう一定金額を積み立てたいが、できなくなった。） |
| 財務諸表に関する注記に「継続事業の前提に関する注記」を記載することが求められているが、公益法人が長期にわたり安定して公益事業を継続するためには、十分な剰余金を保有することが必要である。しかしながらその一方で、収支相償の基準を順守することが求められており、剰余金の保有が制限されている。 |
| 我が財団は、株式の配当が収益の9割以上を占める。そのため、その時々々の経済状況により収益の変動が大きい。今の剰余金を将来の経済状況が悪くなった時のためにとっておきたいのだが、行政庁はそれを簡単には認めてくれない。 |
| 年度末が近づいてからの急な収入増の場合には黒字となり次年度での費消が求められる。この金利最小の時代に利金減/収入減の可能性も高いので、ある程度の事業継続用のプール金は認められるべきではないか。 |
| 毎年安定的に一定の助成額を提供することが公益法人の責務として大事であると考えている。収入サイドの変動が安定的な助成額維持に影響しないよう、長期的な観点から資金を留保せざるを得ない場面も考える必要があり、かかる観点から収支相償の緩和をお願いしたい。 |
| 公益目的事業会計が黒字でも将来の変動（たとえば現下の金融環境の悪化による収益減）に備えるための内部留保ができず、財団の変事抵抗力が脆弱であること |
| 当年度中の利金の運用益を経常費用で消化しなければならない点 |
| 必要な経費であっても収支相償の制限により管理費に相当するものは購入できないことがある。 |
| 原則、毎年度の制限とまですることは、予算、決算の制約となる。あらかじめ複数年度での制限など、柔軟性がもっと必要 |

| |
|---|
| 3年に一度実施する公益事業の支出があり、単年度では収入が費用を上回るが、3年で収支相償となる場合がある。 |
| 公益目的会計と法人会計の配賦比率調整が大変だから。 |
| 収支相償の本来の目的は理解できるが、定期提出時に1円でも上回れば対応策を講じなければならず、本来の目的が実務上別な意味合いの無駄な労力を生んでいると感じる |
| 決算時において事業費および管理費を赤字にするための積立など会計処理を複雑にしている。単純な会計方法を取り入れられないのが問題。 |
| 単年度で大幅な赤字を出しても、次年度以降に穴埋めができない。 |
| 次年度での対応をおこなった |
| 公益法人は利益が出たら収支相償で処理をしないといけない、もう少し自由度があつていいのではと思う。 |
| 偶発的に収益があつても、年度の事業サイクルから対応ができない、ことへの理解がなかなか得られなかった。主務官庁制度の場合には、理解を得られていたと聞いている。 |
| 財務3基準は、財団運営に不正が無いかをみる為に必要なもので、実際これらに制約を受けて運営を行うのは非常に手間のかかることです。 それにもまして特に収支相償については、内閣府の担当者による見解に違いが大きいもので、各財団の不満の基にもなっています。基準そのものより、その意義の明確化と統一判断基準をもって運営の指導をして頂きたく考えます。 内閣府へ対するその為の申入れ等の強化の必要性を強く感じます。今回のこのアンケートの意見もぜひ有効活用願頂くよう、お願い申し上げます。 |

問26 問24で「公益目的事業比率」について制約や問題を感じたことがある場合、その具体例をご記入ください。（特になければ記入不要）

移行の際指導で事業費率を8:2にして移行しました。今後人件費等を上げざるを得なくなり、管理費の比率が高くなると思われまます。その場合移行時の比率を変更する事ができるかどうか心配です。

問27 問24で「遊休財産額保有制限」について制約や問題を感じたことがある場合、その具体例をご記入ください。（特になければ記入不要）

基本財産の株式の配当が増加したため、特定資金を作つて指定正味財産に入れるようにした。2つの公益目的事業への配分を特定するのが大変だった。

問25への回答のとおり、一時的に次期繰越金が増えることがあり得るし、年度途中で急遽対応しなくてはならないような案件が生じたときのために余裕金は常に必要としている。決算のたびに本制約には懸念を感じつつ運営している。

配当減少のリスクを考慮し、基本財産の株式を一定割合で公益会計と法人会計に区分している。近年の配当増により、法人会計の収入が経費を上回り、積み上がっていく傾向にある。法人会計で消化しきれないため、対応に苦慮。

収入減による将来不安

収支相償、公益目的事業比率はいいが、遊休財産額保有制限は、経営環境に柔軟に対応するには制約を感じている。

財団運営の資金のうち株の配当が半分以上を占めるが、過去に無配当が4年間続いたことがあった。再度そのようなことがあった場合、内部留保が数年間分ないと運営が立ちゆかない。

基本財産運用に関連する金融市場急変に備えた余裕資金を持つことに制限がある。

助成金支払いのため相応の遊休財産額の保有は必須であり、事業拡大時には経費1年分までというのは厳しくなる可能性がある。

遊休資産をほとんど持っていないので、収支相償を満たすために赤字決算の補てんに充てる資産がない。指定正味財産（基本財産）の取り崩しまでは至っていないが、運営上制約を感じる。

収入は増減するので、遊休資産保有制限が厳しいと一定規模での事業継続に支障となる。

現在のような超低金利の状況下では、株式配当金等の増加による資金は、長期安定的な公益事業の運営の観点からできるだけ遊休財産として保有し置きたい。現行ルール1年分限度ではなく、10年分程度は持ちたいところ。

いつかに備える、予定行事以外に対するみなし積み立ての出来ない制約。

遊休財産額保有制限上限額が事業費1年分とされており、やや小さいと感じている。

運用収益だけが事業原資であるため、収益変動に対する備えが1年分では非常に不安である。

株式配当のみを収入源とする当財団の場合、株価変動に関わらず助成事業を永続的に行うためには、有給財産額を少しでも多く保有しておきたい。

| |
|--|
| 主たる財源である株式配当は不安定であるため、数年無配時でも事業が継続できるよう一定金額を積み立てたいが、できなくなった。 |
| 寄附金を主な財源としているため、寄附がなくなればたちまち事業が立ちゆかなくなる。現行の遊休財産額保有制限では保有できる額が少ない。 |
| 年度の事業資金所要額に満たない遊休財産額では、移転など突発的な費用が発生した場合には、資金繰りが困難となることが想定される。赤字が連続している場合、遊休財産に分類される資産が少額となると、一般的に金融機関からの融資や賃貸事業者からの与信の理解が得られにくいと想定している。 |
| 遊休財産保有の制限で、事業を拡大することを考えるが、収入が減少した時に簡単にやめることができないため、制約を感じている。 |
| 財産の運用環境が厳しい中、本原則が将来の事業拡大のさまたげとなる（余剰金を蓄えられない）。 |
| 収支相償とも関連しますが、事業拡大やスポット的な支出に対応できない場合もあり、より柔軟に制度を運用するべきと考えます。 |
| 保有株式の記念増配や中間配当の実施などにより、過剰な剰余金が出たが、短期的に解消できる見込みがなかったため、事業の追加を検討せざるを得なかった。 |
| たまたま年度末に債券の償還があった際に抵触するケースがある |
| 予算計上していた人件費や費用を使用しなかった際に、遊休財産が一時的に増加し、制限への抵触を指導されたことがある。 |
| 株式配当がほとんどの収入である場合、安定した運営のためには配当減への対応が必要であるが、「経営安定基金」は遊休財産と見なされる。 |
| 〇〇〇〇財団の時代に寄付された絵画3点については、公益目的事業として展示、公開すべきとされながら、そうした機会が得られず保存され、結果として遊休財産とみなされるおり、寄附者の意向もあり処分もままならず保管コストもかかっている。 |
| 株式の配当金が大幅に増えた年があり、その時の超過額の解消に苦心している。 |
| 次年度の費用のため、保有限度額を超過して繰り越しができないこと |
| 助成金の辞退者が出るなどして事業費支出が少なかった場合など、コントロールできない要因で遊休財産保有制限を越える場合があり、この規定に問題を感じる |
| 支出が減った場合、遊休財産を気にする煩わしさがある |
| 運用の過程で、債券の満期償還などで一時的に預金が増加し期末を迎えたときに無理に何らかの運用をせざるを得ない。 |
| 遊休財産が累積的に増加しており、上限に迫ったため、特別に助成金対象者を増やして対応した |

問28 〔行政庁への定期提出書類あるいは立入検査〕行政庁へ毎年度提出する定期提出書類(事業報告や決算報告等)あるいは立入検査について、これまで「法人運営に関する事項(例えば、理事会や評議員会の開催等)」に関する指摘を受けたことがありますか? 指摘された事項について3項目以内(問28~30)でご記入ください。指摘事項1:

| |
|---|
| 理事の選任は、個別の選任方式に変更するように指摘があり、以降改めた。 |
| 評議員会における役員を選任決議を候補者毎におこなうこと |
| 役員を選任の議決をひとりひとり個別に行うこと。 |
| 評議員、役員を選任は候補者ごとにおこない、その旨を議事録に記すこと |
| 立入検査の口頭指導にて、評議員会の役員等選任は個別決議が原則であり、「同意を得て一括決議」としているなら、その旨議事録に記載されたいとの指導を受け、以降対応いたしました。 |
| 役員等を選任する時に一人ずつ決議するか、決議前に一括で決議を取りたい旨同意をもらい、議事録に記載するよう指摘された。 |
| 理事・監事・評議員の選出については、役員会で一人ずつ選出していることが分かるように議事録を作成すること |
| 評議員選出方法に関し、一括審議ではなく各候補者ごとに審議し、議事録にもそのように記載するよう指摘された |
| 理事、監事の評議員会での選任方法が定款に違反していた。 |
| 評議員会を書面で開催している(但し、決算理事会当日に理事と評議員の集会をもちその場の情報の共有化をしている)が、その方式については修正はもとめられていないが、実質的な開催がのぞましいと言われた。 |
| 理事会の書面決議の際、回答書の日付はblankの物を送って、記入してもらって回収すべし。 |

| |
|---|
| 主な指摘はこちらのミスによるところが多く、提出書類の内容（書き方、意味）については特 ないものです。立入検査の折は、議事録の作成の仕方、特に理事等の承認については各個人それ ぞれに承認を行い、その旨議事録に記載する旨話があった。また、執行役員の業務報告もその内 容を個々に記載する様に話があった。 |
| 理事、監事、評議員の欠格事由への非該当に係る確認。 |
| 理事・評議員選任については、一括審議としない |
| 評議委員会の開催日時は理事会で承認する。 |
| 会計監査後、決算報告及び事業報告等を評議員会の前に理事会を開かなければいけない |
| 理事会の決議を経ずに評議員会を開催したことがあり、注意を受けた。 |
| 理事会、評議員会の開催の流れ（理事会で評議員会の開催を決定する）が書類上から読み取れな い。→決められた方法で実施していたが、議事録にきちんと記載していなかった。指摘後は議事 録へ記載している。 |
| 評議員会承認議案を開催14日以前の理事会で承認、議案として事前提示していなかったことを指 摘された。 |
| 事業報告及び計算書類等を承認する理事会開催日と評議員会開催日との間を中14日間以上空ける こと。また、評議員会の開催通知は理事会決議後、送付すること。 |
| 評議員会開催時期は理事会開催から2週間以上空けなければならないこと。 |
| 理事会開催から評議員会開催の期間は必ず2週間とる。 |
| 理事会と評議員会の間隔を(中2週間)開けること |
| 決算時の理事会と評議員会は中2週間あけること |
| 決算理事会と同評議員会の開催期間が1日不足していた。 |
| 決算時の2週間の規程 |
| 理事会と評議員会の開催間隔の認識が間違っていた（1日不足） |
| 理事会と評議員会の間隔について |
| 理事会や評議員会の開催日について |
| 理事会と評議員会の同日開催 |
| 理事会議事録の報告事項（理事の職務報告）の記載方法について |
| 議事録に理事長の報告が載っていない。 |
| 理事長、常務理事の職務執行状況報告を事務局長が行った記載があったが、本人が報告を行うよ う改善を求められた。 |
| 業務執行状況の報告においては、理事長、専務理事それぞれが自分自身の発言でそれぞれの執行 状況を報告し、その旨議事録に記載すること |
| 理事長、副理事長、常務理事の職務執行状況の報告を常務理事がまとめて行っていたが、各人か ら行うよう指摘があった。（対応済み） |
| 理事会、評議員会等で代表理事が主要経過報告をしているのであれば、議事録へ明確に記載する こと |
| 代表理事または業務執行理事が理事会で報告した業務報告が議事録に記載されていない。ご指摘 後は漏らさず記載している。 |
| 代表理事・業務執行理事の職務執行状況の議事録記載 |
| 理事会などの議事録の記載についての指摘（議事録署名人の選出、代表理事・業務執行理事の職 務執行の報告に関する記載について） |
| 業務執行に係わる理事会への報告が定款を満たしていない。定款に記載の通り、会長、理事長及 び業務執行理事の職務執行状況を年2回以上（4か月を超える間隔で）理事会に報告し、議事録に 残しておくこと。 |
| 理事会の欠席理事への資料送付などで確実に配達された確証があったほうがよい。メール便や配 達記録郵便で受領確認できるほうが望ましい。 |
| 当該年度に該当しない理事会の開催報告を記載していた。 |
| 軽微な改善点として口頭で指摘を受け、改善する旨を申し上げた。 ・会議の議事録をもう少し詳しく記載すること。（質疑内容などを記載する。なければ「質問は なかった」と記載） |
| 評議員と選考委員との兼務を見直すこと |
| 役員・評議員と委員会委員の兼務 |
| 評議員が選考委員を兼務するのは望ましくない。 |
| 評議員は選考委員を兼務しない方が望ましい。 |

| |
|--|
| 役員・評議員の重任時にも確認書を提出すること |
| 理事兼務の審査委員長は、自ら採決した研究助成のときには外れること。 |
| 認定法第5条10、第6条1への非抵触の確認として、役員から就任時だけではなく改選時にも略歴書をもらっておく方がいい。 |
| 副理事長の役割責任は何か |
| 税理士と監事が同じ方の不透明性。 |
| 応募要領に審査委員の名簿が記載されているが、記載されていることによるデメリット(審査委員に直接依頼するというようなこと)が懸念される。 |
| 決算に関する証拠書類の確認の中で、定例の会議や報告会の開催における会食などでの飲食内容について口頭で指摘を受けた。 |
| 検査当日、贈呈式後の情報交換会兼懇親会におけるアルコール飲料は望ましくないとの指摘があったが、後日、華美でなければ自己責任の範囲でだすことまではだめとはいえないとの訂正の連絡があった。 |
| 旧制度下の監査報告書を使用しており、第1回立入検査時に、新制度下での監査報告書の雛形の提示を受けた。以降はこれを使用している。 |
| 受取寄付金の申込書には事業会計以外の法人会計に入れることがわかるような書き方をすること |
| 期間の事業費を主とする経常費用の支出が予算より下回った結果、特定資産が前期より増加傾向が数年見れたので、その点を指摘された。 |
| 開催場所について |
| (私の知りうるかぎりでは) ありません |
| ありません。 |
| 指摘事項は無し |
| 指摘なし |
| 特になし |
| 特に無し |
| 特になし |
| 特にない。 |
| 該当なし |
| 無 |
| なし |
| ない |

問29 「法人運営に関する事項（例えば、役員会の開催等）」に関する指摘指摘事項2：

| |
|--|
| 業務委託先の選定理由を明確にし、プロセスを記録（稟議書等）するのが望ましいとの指摘を受け、以降それまで以上に徹底することとした。 |
| 奨学生の選考結果は理事会で承認する。 |
| 選考結果の理事会承認。理事会を開かなくても承認が出来る仕組みを工夫。 |
| 理事・評議員の選任議案を評議員会で決議する方法について、一括ではなく一人一人審議すること。議案としては同一議案として諮る。 |
| 理事選任に当たっては、一括審議ではなく、候補者一人一人について選任の可否を表決すること。 |
| 役員を選任決議は候補者一人一人行う。 |
| 役員改選時、個別に上程して選任すべし。 |
| 役員等の選任は「候補者」の一括審議ではなく、候補者個人別の採決が必要である。議事録にもそのように記しておくこと。 |
| 評議員会議事録には 役員を選任の採否は個別に行ったことを記載する |

| |
|---|
| 選考委員と評議員の兼務の解消 |
| 理事が審査委員を兼任している方がいるが、あまり好ましくない。 |
| 役員や評議員の選任に際し、欠格事由にあたらぬとする確認書の有無 |
| 役員就任時における欠格事項の確認方法について |
| 理事長不在の理事会での議事録署名、押印は出席理事、監事全員が行うよう指摘された |
| 決算の理事会は、書面ではなく、会議を開いて下さい |
| 理事・監事・評議員が、他の法人の理事・監事・評議員を兼務しているかを確認するため、兼職届を提出してもらい、兼職先の状況を確認した方がよい。（問題があれば、当財団の理事・監事・評議員を辞退してもらう） |
| 役員の再任時には最新の履歴書、兼務状況の確認書を取得すること |
| 代表理事、業務執行理事の理事会における報告の議事録への記載 |
| 理事会における代表理事、業務執行理事の業務報告→それぞれ行っていたが議事録の記載が曖昧だったための指摘。以降は議事録へ記載している |
| 理事会の開催状況として、代表理事等の職務執行状況報告を実施した旨の記載を行うこと |
| 理事他役員は無報酬と届けているが、常勤の理事が日当等を定額で支給しており、これは報酬にあたるため変更届出書で提出する |
| 専務理事が大阪事務所で常勤していることを明記している書類がない。必要である。 |
| 外国籍の役員のみ、提出する名簿に「住所変更なし」と明記するよう注意された（そういったことは手引きにはないようだが）。 |
| 会議に出席出来ない役員はなるべく辞任してもらう。 |
| 理事会の開催通知を中2週間前にする必要がある。 ※当法人の定款は1週間前と定めている。 |
| 評議員会の招集通知は、理事会で評議員招集を決議した後に出すこと |
| 常任理事会の開催 |
| 役員に支払う交通費について都内近県について一律とするのは望ましくない。 |
| 「役員等への特別の利益の提供」に当たる事例がある。 |
| 出捐企業の役員に関して（人数比率、監事） |
| （私の知りうるかぎりでは）ありません |
| ありません。 |
| 指摘事項は無し |
| 特に無し |
| 特になし |
| 特にない。 |
| 該当なし |
| ない |
| ない |
| なし |
| 無し。 |
| 無 |

問30 「法人運営に関する事項（例えば、役員会の開催等）」に関する指摘指摘事項3：

| |
|--|
| 出捐元企業への発注について、利益相反が無い旨を説明できるようにするのが望ましいとの指摘を受け、以降、選定のフローに係る実施要領を定め、コンペの導入又は随意契約の場合には、選定理由を明記し、稟議を回す等、より厳格に運営するようにしている。 |
|--|

| |
|--|
| 理事・評議員が欠格事由に該当しない旨の書面を提出してもらうようにすること。本件質問への回答ではありませんが、公益認定等委員会に対する意見を記入させていただきます。各担当官は、各助成団体の立入検査結果を把握され、同じ目線で立入検査を実施していただきたい(法令等を根拠とし、担当官の個人的な思いによる立入検査は避けていただきたい。) |
| 再任候補者についても履歴書を添付する |
| 理事・監事・評議員の兼職確認書は必ず取得すること |
| 役員の交代おきに欠格事由と経歴書セットで必ずもらう。 |
| 纏めて改選承認の様な印象を与える議事録の記載はダメ。一人一人改選の承認を得た事が判る書式を工夫しなさい。 |
| 理事会において代表理事は自己の職務執行に関する報告を行うこと。 |
| 理事会で、理事長からの職務執行報告がされていない。すること。 |
| 代表理事・常務理事の業務執行に関する報告は、それぞれ何を報告したかわかるようにすべし。 |
| 理事会議事録には 理事長・常務理事より職務執行状況の報告をしていることを記載する |
| 選考委員の任期を定めておりませんでしたので、定めるべきとの指摘 |
| 審査委員の大半が、〇〇大学関係者であり、偏りがあるのは好ましくない。 |
| 選考委員は当法人の役員以外のものが望ましい。 |
| 評議員が顕彰事業の審査委員に就任するのは望ましくないとの指摘（法律違反ではないが、内閣府の見解として） |
| 定期提出書類に書面による見なし決議についても理事会として決議内容について報告する |
| 決算承認の理事会決議の省略は好ましくない。 |
| 理事会議事録に出席監事の捺印を貰うだけでなく、出席理事と合わせて出席監事名を記載すること。 |
| 特定費用準備資金 |
| (私の知りうるかぎりでは) ありません |
| 指摘事項は無し |
| 特になし |
| 該当なし |
| 特に無し |
| 特にない。 |
| 無し。 |
| 無 |
| ない |
| ない |
| なし |
| なし。 |

問31 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類（事業報告や決算報告等）あるいは立入検査に関して、これまで「内部管理に関する事項（例えば、諸規程、経理・会計処理、財務・人事等）」に関する指摘を受けたことがありますか？指摘された事項について3項目以内（問31～33）でご記入ください。指摘事項1：

| |
|--|
| 第1回立入検査時に、銀行印と銀行通帳は別々に管理し、鍵の掛かる場所に保管するよう指導された。対応済。 |
| 通帳と印鑑は、鍵のかかる別々な保管場所に。 |

| |
|--|
| 通帳・印鑑等は不正防止のため同一人物が管理するのではなく別々の保管にすること。 |
| 印鑑の管理が好ましくない |
| 印章管理規程の制定 |
| 理事会等の議案書と議事録を別々に保管していたが、一緒に保管するよう指示を受けた。 |
| 技術交流会、成果報告会等の懇親会費等について、公益事業・法人会計どちらに配賦すべきか、監事とも相談の上実施すること。 |
| 交通費について、実費を1円でも超えた場合には、報酬となること。 |
| 役員のお車代（定額）は「報酬」とすること。 |
| 評議員ならびに監事の公益目的事業への参加報酬については、事業費ではなく法人会計として処理すること |
| 選考委員会の委員長就任の御礼、セミナー講師の謝礼等について、諸謝金規定を定めて金額の根拠を明確にした方がよい。 |
| 役員報酬の記載に関して、定例的な報酬と会議等の出席に応じて都度、支払う報酬の記載およびその合計額の整合性についての確認と一部修正依頼があった。 |
| 内閣府立入検査（平成28年）での指摘事項として、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定」のうち、市内交通費（実費相当額として）の10,000円について、その根拠を明確にするように指摘を受けた。 |
| 役員報酬規程で常勤監事を置くと明記しているが報酬についても整合性のある規定にすること |
| 講演料、執筆料が明確に規定されていない |
| 選考料については、理事長決裁ではなく、規程に明記すべき。 |
| 報酬規定に役員等の会議の出席謝金について定めているが、「謝金」という用語は「報酬」に修正した方がよいとの指摘。 |
| 諸規程（会計、事務、稟議手続き、報酬、旅費、印章、個人情報保護、等）についての拡充を指導された。 |
| 規程の一層の整備。 |
| 定款等、財団諸規程類が法の改正の未反映や言葉の表現方法に関して諸規程の改定を指摘された |
| 顧問への贈答に関する規程作成 |
| 商品券代の経費処理科目を、法人でなく公益目的事業会計で処理すること。また、源泉徴収の対象とすること。 |
| 理事会等での役員などへの謝金（源泉徴収済み）を決算書に別立て表記し、定期提出書類の概要項目が行政庁サイドでチェックしやすいよう表記を改めるよう指導され表記を変更した。 |
| 決算報告において、収支相償について収入が公益目的事業支出を超えたことでその対応について言及された。 |
| 事業に係る業務後でも飲食店やアルコール付の懇親会費用は法人会計に計上すること |
| 年次報告書作成費用（印刷費）は、1%であっても法人管理費にも案分すること |
| 設立時に寄附された財産を源とする指定正味財産の運用益について、寄付者の意思により用途に制約が課されているとは認められないため一般正味財産増減の部に記載するよう指摘があった。 |
| 公益目的保有財産である貸倒引当金の表示方法について（対応する資産額から引当額を控除して表示するように） |
| 指定正味財産運用益を正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部に記載していたが（注：移行相談時の内閣府の指導）、一般正味財産増減の部に記載するよう指摘を受けた。（過年度修正で対応済み） |
| 財団事務所の賃貸契約書（出捐企業との）や事務職員の派遣についての契約・覚えの不備について、口頭での指摘があった。 |
| 遊休資産保有制限の指摘 |
| 収支相償に適っていないとの指摘。 |
| 定期提出書類（事業報告）の別紙1及び別表A（1）中「収支相償 収入＞費用の場合の対応」の記載内容につき、解消方法を具体的に記述するよう指導された。 |
| 別表C、別表H、別表Fにおける記載ミス、計算ミス、整合性等の指摘 |
| 別表Fで、公益目的事業会計及び法人会計に共通して発生しない勘定科目の記載は不要 |
| H表の記載項目が担当官により指導が異なるため理解に苦しむ。現在の担当官からは移行時に遡って全てのH表を再提出させられた。当財団の顧問税理士も納得できないと言っていた。 |
| 日常の支払などに使う口座には、不正防止のために、残高は100万円程度にしておくことを勧める。 |

| |
|--|
| 手持現金の確認については、毎月マネージャーや出納管理者が行うように |
| 現金管理が個人管理となっている。複数人が関与し相互チェックができる体制となっていない。公益法人の姿勢として不適切。指摘事項とするが報告不要 |
| 会計処理規定について（一人の負担の軽減並びに不祥事の未然防止） |
| 会計処理について |
| 会計区分の見直し |
| 〇〇〇〇の信託受益権を購入したファンドに借り入れをし出資したが、その支払利息とそれに見合う配当金は法人会計に移すよう指摘を受けた。 |
| 助成金が返還された場合の経理処理として、経常外収益としていたが、当年度分の返還金は経常収益として計上するよう指摘があった |
| 法人会計が黒字になっていることに関し、 ・ 剰余金の使途について ・ 原資の配分の妥当性について |
| 収支予算書の法人会計が赤字になっていないことを担当者から指摘を受けた。 |
| 決算報告の一つである公益目的取得財産残額の計算において、株式等の運用財産に係る年度末評価損益を含めて計算していたが、立入検査で評価損益は含めないで計算するのが正しいやり方であるとの指摘があり、過去に遡って修正を行った |
| 公益目的事業計上は認められない（学会新年会への交通費、贈賞式の土産など）との指摘で、以降管理費計上とした |
| 法人住民税の均等割りを収益事業会計から法人会計へ移行すること |
| 奨学生選考委員会規程で選考委員の任期を定めておりませんでしたので、定めるべきとの指摘 |
| コンクールの審査員の選考方法、期間、審査方法等総括的な規程に定めておくこと |
| 1. 事務管理規定 |
| 諸規程の整備 |
| 特定費用準備資金に関する規定をより詳細に記載すること |
| 財産目録において、共用財産であることを記載すること |
| 議事録の内容について詳細に記載すること |
| 従来よりの関連団体への会費支払いについて、公益性の観点に問題はないかという指摘を受けた。 |
| 計算書類注記の未提出 |
| 役員の生年月日が間違っていた。 |
| 評議員は選考委員になれない。 |
| 奨学金を給付している学生の個人情報の管理徹底 |
| プログラム名称の変更だけであっても、「事業内容変更の届出」が必要という担当官もいるので注意すべし。（当財団へのアドバイス） |
| （私の知りうるかぎりでは）ありません |
| ありません。 |
| 指摘事項は無し |
| 指摘なし |
| 特になし。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 特になし |
| 該当なし |
| 無し。 |
| 無し。 |
| 無 |
| ない |
| ない |
| なし |

| |
|----|
| なし |
| なし |
| なし |
| なし |

問32 「内部管理に関する事項（例えば、諸規程、経理・会計処理、財務・人事等）」に関する指摘指摘事項2：

| |
|---|
| 特定費用準備資金について必要な文書を5年間事務所に据え置くこと |
| 事業に係るパーティでもアルコールを出す場合は、法人会計から支出すること。 |
| （気づき事項として）中元、歳暮は適切でないので廃止を検討すること |
| 出捐会社からの寄附金に対して「50%は公益目的事業の財源とし、50%は公益目的事業に必要な管理費とする」と記載されているだけで、特定の支出に寄附の用途が制約されているとは認められないため、一般正味財産として扱うべきで6号財産にはできないとの指摘があった。 |
| 損益計算書及びその付属明細書について（管理費の内訳を表示するように） |
| 別紙1、2における記載内容細部の指摘 |
| 株式の売却に際し、寄附者の意向を確認した記録を残すよう指示があった。 |
| 監事の監査報告書は、事業会社と同様、代表者宛てとすべし。 |
| 理事長使用印について、個別に検印をして控を残すだけでなく、使用印使用簿を別途つくり管理すべき。 |
| 公印規程の整備 |
| 公印取扱担当者を任命するように |
| 印章取扱内規に常務理事印について記載すること。 |
| 振替伝票の理事長確認印の必要性。 |
| 遊休財産額の超過とその対策 |
| 規程類に改定に理事会の決議を要する旨を記載すること |
| 提出書類、備え置き書類に「資金調達及び設備投資の見込」を記載した書類を追加すること |
| 監査法人の選定や報酬の決定プロセスについて厳格な運用を求められた。 |
| 期末残高の確認方法、外部監査と監事監査の位置付 および役割分担について質問と確認があった。 |
| 規定の大半が公益財団以降前である |
| 役員に対する報酬は「諸謝金」ではなく「役員報酬」で勘定処理すること。 |
| 役員報酬規程がきちんと整備、公表されていない |
| 給与規定 |
| いくつかの規程が不備 |
| 別表A（1）の収入欄に、前年度分の剰余金相当額を加算する（していなかった） |
| 定期提出書類（決算）において、各書類で同一の数値が入るべき箇所に間違った数値が入っていた。 |
| 事業報告付属明細書の未作成 |
| 選考の結果は代表理事が決定するのではなく、理事会で認めるのが望ましいと言われた（規程にはそのような決まりはなし）。 |
| 会議の交通費について |
| 指摘事項は無し |
| （私の知りうるかぎりでは）ありません |
| 特にありません。 |
| ありません。 |
| 特になし |
| 特にない。 |
| 該当なし |
| 無し。 |
| 無 |
| ない |
| ない |

なし

問34 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類（事業報告や決算報告等）あるいは立入検査に関して、これまで「助成事業などの事業に関する事項（例えば、公益性の判断、助成事業の公募・選考・助成金の送金等）」に関する指摘を受けたことがありますか？指摘された事項について3項目以内（問34～36）でご記入ください。指摘事項1：

| |
|--|
| 審査委員名の公表の是非について、法人毎の考えを整理し決めるとよいとの助言を得たので、事業毎に公表の是非やメリット・デメリットを検討し、定めている。 |
| 事業報告は、決算報告と期間を揃える意味で、当該年度の事業のみ報告すること。 |
| 褒章事業について全体をとおした規程を作成すること |
| 内閣府立入検査（平成27年）での指摘事項として、申請時の奨学助成の事業内に、〇〇〇〇留学生OB・OG会「〇〇〇〇」事業に関する記述が無かったため、奨学助成事業との関連性について明確にし、公益目的事業として説明できるようにするように指摘を受けた。 |
| 助成事業に携わる法人への諸会費を事業費で整理していたが、法人運営のための会費であり管理費にするように指摘された |
| 選考基準について、公募基準の一部変更の申請が遅れたこと |
| 助成金の選考基準・選考手順が明文化されていない |
| 広範囲の分野の専門家である理事・評議員による推薦者について、選考委員会では可否の判定をおこない、理事会で学術面を含め審議検討して決議していたが、被推薦者が選考過程で否とされたことが無い事実から、選考委員会が機能していないため改善するよう指摘された。 |
| 〇〇〇〇〇プログラムにおける公益性担保のための方法（選考委員会に、専門委員を加える等）の確認。（当財団はOK） |
| 助成事業の選考に係る公平選定が保たれる点数化の理由。 |
| 表彰・コンクールに関する公益性チェックポイントに関する記載 |
| 一部透明性、公正性等に関して疑義が生じる可能性がある。選考委員8名中外部委員1人を入れること、 |
| 選考委員について、役員との兼務はなるべく避けるように |
| 理事を兼ねる審査委員が研究助成審査委員会の多数を占めるのは好ましくない。 |
| 立入検査時：〇〇プロジェクトは、他法人の下請けに過ぎず、貴法人の公益事業と言えるかとの疑念がある。本日の説明で、そうでは無いことを理解したが、3年に1度の立入検査では人も変われば、同じ疑念が指摘されることもある。実施要項等を整備した方がよい。 |
| 助成事業の中で財団の関与が低い事業（丸投げに近い事業）は、公益財団の事業としては好ましくないとの指摘をいただいた |
| 奨学金の金額の妥当性 |
| 助成金の申請書などの管理において個人情報の取扱いについての質問（文書破棄の年限など） |
| 研究助成の決定については、理事会で承認するように |
| 選考委員会での交付対象候補者決定プロセスを明確した議事録作成 |
| 規程に定めているように、選考委員会の議事録を作るよう指摘された（テープおこししか作成していなかった）。 |
| 社会への公知方法 |
| （私の知りうるかぎりでは）ありません |
| 思いつきません |
| ありません。 |
| 指摘事項は無し |
| 該当なし |
| 指摘なし |
| 特になし。 |
| 特になし |

| |
|---|
| 今後予定している周年事業の検討等の中で、もし複数の助成財団や他のセクターと協働で取り組むような計画が上がってきた場合には、財源についても、既存の財源だけに拘らず、例えば、複数の法人が共同で寄附を募ったり、休眠金融口座資金を使う等、多様な財源の確保についても、検討の余地があると考えます。 |
| 債権や株式などを組み入れたファンド（ETF等）のほか、社会的投資ファンドへの投資 |
| 設立母体企業からの追加の出捐 |
| 他団体からの助成金（関連団体及び公募されている助成金への応募） |
| 個人からの遺贈、株式の寄付 |
| 美術館の入館料・物品販売収入。公益事業として行っており、収益事業とはしていない。 |
| 受取補助金 |
| 公益目的事業収益（セミナー、出版など） |

問38 「今後の法人類型の選択」 今後とも公益法人として運営を進めたいと考えますか？あるいは公益認定を取り下げて一般法人として運営を進めたいと考えますか？下記の該当する項目に✓をつけてください。

| | |
|-----------------------------|-----|
| a. 公益法人のままで進めたい。⇒問39へ | 128 |
| b. 公益法人を取り下げ一般法人で進めたい。⇒問40へ | 2 |
| c. 考えたことがない。⇒問41へ | 14 |

問39 問38で「公益法人のままで進めたい」を選択した理由をご記入ください。

| |
|--|
| 助成財団として当然の選択と考える。 |
| 当たり前 |
| 目的や事業内容に鑑み、公益法人として運営を進めていくことが適当と考えるため。また、公益法人としてのメリットも享受可能であるため。 |
| ・法人の目的及び事業内容が公益法人と合致している。 ・社会的な信頼の確保を維持したい。 |
| ・税制面での優遇措置を享受したい。 |
| ・社会的信頼の維持 ・税制上のメリット |
| 運用益の非課税や社会的信用を重視しているため。 |
| 税制の優遇。社会的信用。 |
| 社会的信頼 金利等の無税 |
| 社会的信用の維持と運用に関する非課税措置 |
| 源泉税免除と社会的なステイタス |
| 社会的信用や税制上にメリットの方が財務基準上のデメリットより大きいから。 |
| 社会的信用が確保できるから |
| 社会信頼性の確保 |
| 社会的な認知が得られやすいので。 |
| 社会的信用を得るためには必須と考えている。 |
| 世間から信頼を得られる。 |
| 信頼性が得られる |
| 社会的信頼を得る為。 |
| 社会的信用を得られるから |
| 社会的な信頼性が得られるため。 |
| 現状では「社会的信頼性が得られる」というメリットのほうが大きいから。 |
| 社会的な信用の確保（内閣府の立入検査にも対応） |
| 信頼性が高いと思われるから。 |
| 社会的信頼性が高いので。 |
| 社会的信用が大きいから |
| 社会的信頼性が高いと認められるため。 |
| 社会的信用 |
| 社会的信用 |
| 社会的信用があるため |
| 他の法人以上に社会的信用がある。 |

| |
|--|
| 社会的信頼を享受しているから |
| 社会的な信頼を維持したいため |
| 社会的信用の維持 |
| 社会的な信頼の維持 |
| 社会的信頼の維持。 |
| 社会的信用を最も重視しているため。 |
| 社会的に信用された財団運営を続けたい。 |
| 公益法人としての社会的信頼性を維持して活動を継続していきたい。 |
| 社会的信用を保ち、公益法人として事業を広めていきたい。 |
| 社会的信頼もあり、現状であまり不満がないため。 |
| 事業運営において、特段支障を感じておらず、公益事業を行うにおけるステイタスを保つため。 |
| 31年の実績による信頼が向上している実感を確認できている |
| 助成事業を円滑に進めていく上で、対外的な信頼性をより得やすいものと考えております。 |
| 公益財団法人として存続することで社会的な信頼を得られると考える。 |
| 公益法人としての信頼性と公共性 |
| 社会的に公益性を認識されるため |
| 社会の信用を得てその要請に応じて行くためには公益性を持った組織であることが望ましい。 |
| 公益性の高い事業を行っており、今後収益事業を行う予定がないため。 |
| 社会貢献 |
| 社会的課題の解決にむけ貢献を続けたい。 |
| 財団法人の意義として、社会への貢献をより追求したい。 |
| 公益法人として社会貢献することが重要 |
| 歴史と貢献。毎年助成金活動を行っており、医療の発展に貢献できていると感じる。 |
| 社会的な貢献を今後とも同じレベルで実施したいため。 |
| 事業の継続による社会貢献を進めたい。また、社会的信用を得る上で公益法人が相応しいと思われる。 |
| 社会的な信用・信頼のもとに社会福祉の増進に向けて事業を展開したい。寄付者への優遇措置がある。 |
| 事業目的から |
| 当財団の設立趣旨に沿うものだから。 |
| 当財団の使命として、公益法人のままであることは必須と思われることから。 |
| 税制上の優遇措置を受けることができる公益財団法人のメリットを活かし、一般法人である出捐企業やグループ企業がやらない公益事業を継続的に実施していくことは社会的に意義があるため |
| 当社グループ全体の為に必要な条件である。 |
| 公益に供する事業を専一としている法人として、当然の選択と思えます |
| 社会的プレステージ。 但し、〇〇〇〇〇の様な物と同じ公益法人である事に疑問がある。 |
| 高い水準でのガバナンス、自治を推進し、社会的に認知された公益性の高い助成事業を推進していきたいため。立入検査の有り方に色々意見はあるが、財団自治への緊張感を与えていると思う。立入検査を定期的に行うことができるのが、公益法人としてのひとつの利点と考える。 |
| 公益性の高い奨学金支給の事業であり、配当金等の税負担を避けより多くの学生を支援したいと考えております。 |
| 公益事業としての意義と税制優遇措置 |
| 特に不自由は感じていない。むしろ税制上の優遇措置などを継続したい。 |
| 運用収入の利息、課税 |
| 税制の優遇 |
| 税制面での優遇 |
| 寄附者には免税措置があり有利である |
| 税制上の優遇措置が得られるから |
| 金融資産収益に課税されないの |
| 収入に対して課税されないこと |
| 利子・配当への非課税を維持したいので |

| |
|---|
| 企業からの毎年の寄附が運営費の大半なので、外せない。 |
| 運営上、ベストと考えるから。 |
| 現在の選択肢においては、公益法人でいることがベストだと考えている。 |
| 公益法人としてのメリットを感じているため |
| 公益財団としてのメリットも多いため |
| メリットを感じているから |
| 移行後においても、問題なく事業を実施することができているため。 |
| 世間でいわれている公益法人の改革が進められれば、その枠の中で活動する事に不自由は感じない。 |
| 1. 特に制度上、不自由さを感じない。 2. 公益法人の社会的知覚は、特定非営利活動法人より勝る。 3. 本格的に寄付市場への参入を計画のため |
| 収益事業は一切していないので、このまま公益法人で進めたい |
| 現状の事業を継続したいから |
| 変更する理由は見当たらない為 |
| 特に変えるべき理由が無い。 |
| 変更する理由が無い。 |
| 変更する意味が無いため |
| 他に選択肢はないと理解している |
| 他の選択肢が考えられない。 |
| 特に取り下げる必要がないため |
| 特に問題がない |
| 特に問題が無いため |
| 特に問題なく運営できている |
| 現状の運営で特に問題はない |
| 現状で問題がないため |
| 現状、大きな問題がない |
| 現状で特に問題なく活動ができている。 |
| 現状、特に支障となる事項がないため。 |
| 大きな不都合はないから。 |
| 特に不都合を感じない為 |
| 今のところ問題はなく、一般法人になる理由がないから。 |
| 一般法人とするメリットを感じない。 |
| 収支相償は使いにくい指標であるが、公益法人であること自体に特に不都合を感じない |
| 我が法人は、公益の為に活動をしているので、運営上やりづらいからと言って、一般法人になるつもりはない。 |
| 解散時に返納する金額が多額のため |
| 資産を寄付する必要があるので認定の返上は考えられない |
| 税の優遇は引き続き維持したいし、一般法人になることで公益目的財産を取り上げられることは考え難い。 |
| 公益目的取得財産を返上すると事業の継続不可能であるため、一般法人化する選択肢はない。 |
| 一般法人になると財産のほとんどを寄附しなくてはならなくなるため。 |
| 一般財団へ移行すると公益目的事業財産を処分しなければならないため。また、配当や利息が課税となるため。 |
| 一般に切り替えることで対外的な憶測を呼んだり信用失墜の懸念があるため。但し、現在のような行政庁による現場の実態を無視した、過度な指導が続けば純粋に民間の公益法人の自主的活動が阻害される懸念が高く大きな弊害があると認識しており、上記問題が払拭できるのであれば一般法人に切り替えたい |

問40 問38で「公益法人を取り下げ一般法人で進めたい」を選択した理由をご記入ください。

事業の公益性の証明を常に義務付けられていること

問41 〔財務3基準への意見〕問24でうかがった「財務3基準」のうち、「収支相償」に関して今後の改正の必要性などの意見や提案がありましたら、ご記入ください。（特にない場合は記入不要）

| |
|--|
| 単年度での判断でなく、複数年度で判断してもらいたい |
| 複数年度では判定 |
| 基準を設けて、繰り越せるようにしてほしい |
| 単年度ではなく3~5年の複数年による基準としていただきたい。 |
| 財団の規模は種々なので、一律に運用するのではなく、1年運営費の5%、10%までは黒字を認める、などしてほしい。 |
| 公益財団法人の事業をgoing concernとして実施していくために、一般企業と同様に内部留保を認めていただきたい。 |
| 単年度の収支相償の判断ではなく、3年度あるいは5年度と複数年度で判断してほしい。 |
| 単年度で即アウトではなく、三年程度を合算可能などの許容範囲を設ける |
| 単年度収支相償から複数年度へと緩やかな運用となり、助かっているが、黒字の翌年は必ず赤字にしなければ指摘を受けるが、黒字の償却を翌3年間ぐらいのレンジで見てもらいたい。 |
| 例えば年間支出の3年分などという上限を設け、かつ使途を登録した公益事業に限定して、余剰資産の積み上げを認めるべき。 |
| 単年度毎でなく、できれば3、4年単位で収支を見てほしい。公益事業のみの場合特に制約がきついに思う。遊休資産が積みあがることは問題があるかも知れないが、1年ごとの黒字を問題されると事業を進める上で大きな圧力を感じます。 |
| 複数年（5年程度）までで可能となるような余裕がほしい。公益目的事業比率や支出内容のチェックは厳しくても構わないので。 |
| 単年度または翌年までに解消ではなく、5年など長めのスパンで見してほしい。助成したくない人に助成しなくてはならないなど、事業の質に影響してしまう。 |
| ・基準を満たさなかった場合の制度の柔軟性を（超えた額の使徒等）より高めて欲しい。 |
| 債権金利が最低の中、安定的な事業継続のため、ある程度の将来事業継続用資金のプールを認めてほしい。（決して利益を出して配分しているわけではないので） |
| 特定費用準備資金のルールはあるにせよ、短期的な視点からの対応とならざるをえず、もう少し長い期間で黒字の定義を設定したり、解消対応期間を緩めることが必要である。 |
| 1. 特定費用準備資金の積立について弾力的な運用ができるようお願いしたい。 2. 公益目的事業の黒字繰越を5年程度認めて頂きたい。 |
| 収支がプラスとなる年度があることが許容される。また、その収支残を繰り越せる。 |
| 公益事業会計、或いは法人全体では多少の黒字決算を認めるようにしてほしい。 |
| 収益が支出より多いため利益が出た場合、その利益を来年度の公益目的事業に使用してもよいとはできないものでしょうか。 |
| 許容範囲を設けるべきである |
| 単年度で考えるのではなく中期的な視点で判断するようにすべきである。 |
| プラスを長期的な公益事業安定実施のための資産積み増しに使えるようになるといい。 |
| 当会はたまたま、現状収支相償を達成しているが、プラスになった場合の柔軟な法解釈、運用が求められる。 |
| 指定正味財産の運用益を指定正味財産の増加で計上できるようにしてほしい。（翌年度以降の公益事業に充当したい） |
| 財源が株の配当のため、その増減に応じた事業の設計に苦慮している。収支相償において黒字のみが翌年度に繰り越されるが、同様に赤字についても繰越を認めて欲しい。 |
| 安定した事業運営のために増益分を基本財産に組み入れやすくしてもらいたい。 |
| ①剰余金が出て、それを積立金とした場合の計画を単年度で使うだけではなく、複数年度で使うような計画も認めてほしい。 ②そもそも、健全な事業活動をしている公益法人に対して、単年度で収入を使い切らなければいけない「収支相償」の法則を適用することがおかしい。 |
| 公益事業のみ運営する公益財団法人に単年度の収支相償の考えは必要か疑問です。 |
| 利益が少しはないと財団事態の発展性がないのではと思う、収支相償が負担となる場合もある。 |
| 長期的に安定的に事業を継続していくことは、助成を受けられる立場にとっても、社会の様々な支援を考える立場にとっても、様々に長期展望を目指す研究者には大変利のあることで、社会にも大きな利をもたらすことであるので、単年での収支相償は全くもって障害でしかない。 |
| 団体の実状に則した運用が出来るように表現を緩和した方が良いと考える。公益法人が長期にわたり公益事業を行うためには、十分な剰余金を保有することが認められるべきである。剰余金の保有に制限をかけることにより、公益法人が事業を継続できない、あるいは破たんするようであれば、財務基準（収支相償）そのものが公益に反すると考えられる。 |

| |
|---|
| 公益法人が一般の法人と同様長期的に継続発展できるよう、収益の内部留保やその取り崩しあるいは変事における基金の取り崩しとその後収益による取り崩した基金の復元が支障なく財団の自主的判断で行えるよう収支相償をより現場の実態に即すよう改めるとともに、現在のような行政庁による恣意的な解釈運用が行われることのないよう法令に明記すべきである。 |
| 基準の簡略化、わかりやすさ、緩和を希望する。 |
| 事業内容（助成事業のみを行っている、等）及び事業規模の内容から、収支相償を問わない財団を設ける。 |
| 一定の規模以下の財団で公益目的事業のみを実施している法人については、適用外にしてほしい。 |
| 資産運用による収入が不安定な運用方法にならざるを得ない財務状況で、一定規模の公益事業を安定的に継続するために、収支相償を維持するための緩衝機能を持つ財産区分がほしい。6号財産にその機能を持たせることができるのではないかと思うが、同財団の特定資産は寄附者の意思を認めてもらえなかったため、運用益はすべて一般正味財産にしかできない。 |
| 指定正味財産や法人会計などの会計処理で対応するのではなく、制度の考え方そのものを内部留保を認めるようにすべきである。公益法人に内部留保を認めないのは、現状維持もしくは事業縮小の選択しかなく、「民」による公益拡大は実現しない。米国の財団の例と比較するまでもなく、グローバルに見て日本独自の極めて特殊な規制である。 |
| 1. 議決権を伴わない、会費収入は、算出から除外して欲しい。 2. 事業の継続性を担保する手段を確保したい。 |
| 説明ができる場合（年度）は例外を認めた方がよい。 |
| 収支相償は少し緩和したほうが望ましい。収支相償で「赤字」になるのが健全だとする組織体では望ましくない。 |
| 単年度の赤字を過剰に意識させる「収支相償」は不必要な支出への誘因ともなるので問題がある。 |
| FAQ→会計基準の改正が望ましい |
| 中長期的な公益目的事業の発展、拡大に備えることができるような法改正を望む。 |
| 収支相償については改正の必要性あり |
| 収支相償そのものの廃止あるいは大幅な条件緩和 |
| 少なくとも、収益事業を持たない公益財団にとっては不必要なルールと思います。 |
| 収支相償の撤廃 |
| 財務3基準は撤廃し、アメリカの非営利組織制度の5%ルールのようなシンプルなものに変える方がよい。 |
| 黒字分は必ず公益目的事業に充当する等の条件付きでよいので、収支相償基準は撤廃して頂きたい。 |
| 収支相償は撤廃した方がよい。（「公益事業は赤字でなければならない」というルールは、事業の継続性を無視している） |
| とにかく非現実的な最悪の基準。当初からこの基準の意味が理解できない、即刻廃止すべき。 |
| 内閣府職員も収支相償について勉強をして欲しい。長年内閣府と打合せをして承諾を受けて運用してきたが、担当が異動して新米が着任したら（民間からの異動）、過去の経緯を無視し、収支相償の勉強もしないので私からの質問に一切回答しないで、兎に角「特別費用準備金」を設定しなかったら、我が法人の存続が危ぶまれると脅すのみ。内閣府との信頼関係を失った。（不満だが、存続が危ぶまれると言われたら従うしかない） |
| 財務3基準は、財団運営に不正が無いかをみる為に必要なもので、実際これらに制約を受けて運営を行うのは非常に手間のかかることです。それにもまして特に収支相償については、内閣府の担当者による見解に違いが大きいもので、各財団の不満の基にもなっています。基準そのものより、その意義の明確化と統一的判断基準をもって運営の指導をして頂きたいと考えます。内閣府へ対するその為の申入れ等の強化の必要性を強く感じます。今回のこのアンケートの意見もぜひ有効活用願頂くよう、お願い申し上げます。 |
| 収入>費用となったときには特定費用準備資金として積み立てるか資産取得資金への繰入れについていろいろな方法があるようですが縛りもがあるようですので分かりやすく説明が欲しいです。 |
| 複数年にわたる奨学支援など、様々なケースがあるので、もっと自由にしたらいいとは思いますが、それなりに抜け道はあるようなので、数ある公益法人を管理するためには仕方ないのかもしれない。 |
| 複数年での収支相償を考えれば良く、また、特定費用準備資金に積むこともできるため、少なくとも最近では、十分に柔軟な運用となっているのではないかと思います。 |

| |
|--|
| 遊休財産額保有制限において一定の緩和がなされるのであれば、見直しの必要はない |
| 行政庁からは事業会計の切り分けにより、影響を軽減する指導がなされており、現状は特に不要。 |
| 特になし |
| なし |

問42 〔財務3基準への意見〕問24でうかがった「財務3基準」のうち、「公益目的事業比率」に関して今後の改正の必要性などの意見や提案がありましたら、ご記入ください。（特にない場合は記入不要）

| |
|--|
| 財務3基準は撤廃し、アメリカの非営利組織制度の5%ルールのようなシンプルなものに変える方がよい。 |
| 申請時の比率を時に応じて変えることが出来たらよいと考えます。 |
| 特になし |
| なし |
| なし |

問43 〔財務3基準への意見〕問24でうかがった「財務3基準」のうち、「遊休財産額保有制限」に関して今後の改正の必要性などの意見や提案がありましたら、ご記入ください。（特にない場合は記入不要）

| |
|---|
| 収支相償と同様に次年度での充足対応も認めてほしい。 |
| 安定した運営のため、制限をもう少し緩和してほしい |
| 遊休財産額の保有額制限の緩和をお願いしたい。 |
| 財団内の運用規定により運用対象が限定されている場合や買替のタイミングの制約等が発生する場合もあり、一時的な避難策として預金等流動資産での保有に柔軟性を持たせて欲しい。 |
| 収益上のリスクに備えて、保有制限枠の拡大を望む。 |
| 単年度分でなく複数年度分で判定すべきである |
| 事業の継続のための資産としては、複数年事業が可能なような資産の保有が望ましい。 |
| せめて2年度分の公益事業をまかなう額まで、遊休財産保有制限を緩和してほしい。 |
| 保有制限が、事業費1年分ということだが、収入源の変動を考慮いただき、変動分を制限金額に上乗せするとかを検討いただきたい。 |
| 1年程度ではなく、2年程度は認めてもらいたい。 |
| 1年分ではなく3年分の事業費分を保有できるようにしてほしい。 |
| 1年分ではなく3年程度を許容して頂きたい |
| 現在の超低金利の状況においては、安定的な事業運営上、5年～10年分程度の余剰資金は確保したいところである。 |
| 利益を繰り越して、翌期以降に収入に繰り入れられる制度を設定してほしい。 |
| 保有制限上限額を当該年の公益目的事業費より大きくするとともに、是正期間も、もう少し緩めにして通常必要な新たな事業の検討期間（2～3年か）は猶予するようにしてはどうか。 |
| 当法人は資産の運用益は経済状況により増減が大きい。縛りがあることで法人の活動を維持できない可能性がある。数年分を内部留保できる制度にしてほしい。 |
| 安定した収益が望めない状況で一年間のみの遊休財産額保有制限はリスクが伴う。特に助成金の交付が主たる事業の財団には、公益事業の安定的継続のために、二年分は保有したい。 |
| 当財団のように不安定な財源（株式配当）にとって、安定した事業をする目的での財産保有を認めてほしい。特定費用準備資金の適用の緩和 |
| 保有制限の事業費1年分は少な過ぎるので増額するか、特定費用準備資金の類型に、「将来の不測の赤字に備えるための準備資金」を明示的に加えて頂きたい。 |
| いつ起こるか分からない、将来起こりうる災害等の対策に関するみなし遊休財産の保有があってもいいと思う。 |
| 一定額（事業支出の2～3年分か）の「経営安定基金」を遊休財産から切り離して認めること。 |
| 遊休財産規制のために、必要のないリスクを取ってまで運用する必要があるか疑問です。現状の低金利下ではリスクを取らざるを得ないと思いますが。 |
| 事業内容（助成事業のみを行っている、等）及び事業規模の内容から、特に「有給財産額保有制限」を設けない財団を認める。 |

| |
|--|
| 41と同様、将来の備えとして制限はない方がいい。こうしたことを法で定めるのではなく、公益法人界で社会に受け入れられるガイドラインを示していくことで社会の納得される財団運営を自信をもって各財団などができる。 |
| 制限をなくしてほしい |
| 少なくとも、収益事業を持たない公益財団にとっては不必要なルールと思います。 |
| 財団を運営する上での資金安定化のために撤廃した方がよいのではないかと思います |
| 財務3基準は撤廃し、アメリカの非営利組織制度の5%ルールのようなシンプルなものに変える方がよい。 |
| 公益認定のための指標は必要だが、現在の計算は複雑で意味が分かりにくい。純資産額をベースに簡素化した指標に変更する必要がある。 |
| 次年度以降の事業を拡大する場合、前年度実績相当額しか流動資産を繰り越せないのは非常に自由度が制限される。保有財産全体が公益目的に使用される、適正に管理されているかを事後で判断すれば良い。 |
| 懸念はあるが、問題として顕在化していないので、今はない |
| 特になし |

問44 〔今後の公益法人制度に関する意見・提言〕貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、公益法人制度の在り方に関するご意見や提言をご記入ください。（問41～43（財務3基準）、問51（公益事業変更）以外のことについて）（特になし場合は記入不要）

| |
|---|
| 財務3基準等の制限を見直しつつ、公益法人の情報公開については、もっと積極的に公開の範囲を拡げて、世の中の目による監視をしやすいことができる方が良くと思う。 |
| 多くのNPOにとって、公益法人制度は必ずしも十分な制度とは言えない。財務3基準等、必要に応じて見直すことも検討した方が良く。 |
| 問41への回答を参照。（収支がプラスとなる年度があることが許容される。また、その収支残を繰り越せる。） |
| 連座制の撤廃または見直しをお願いしたい。（他の法人の不祥事により、公益認定を取り消すという考え方はいかななものか） |
| フローからの寄付行為に対する税優遇はあるが、ストックへの寄付行為に対する税優遇が曖昧。 |
| 行政庁への報告資料等の煩雑さを軽減して欲しい。 |
| 少人数で運営を行う法人には、もう少し提出書類などの簡略化をしていただけるとありがたい。 |
| 会計処理の簡素化 |
| 公益法人はそれぞれが運営状況の違うフィールドで試行錯誤しているため、意見交換の場でも参考になる場合とならない場合の差が大きいものです。奨学事業で言えば、〇〇〇〇〇の様な会合の場を持ち（現在小規模であります）意見交換や情報の共有化や考え方の標準化を目指した活動をより強化することが、今後の為になると考えます。 |
| 他財団との情報交換、交流は必要である。 |
| 研究助成については、科研費など公的な競争的資金制度が基準となり内閣府も同様の仕組みを求めてくることが多い。民間でしかできない、公的な支援から漏れる研究者を支援したくても、また、同時に財団の特色を出そうとしても、制約が多く紋切り型の助成にならざるを得ない。財団の主体性をもっと認めるようにしていただきたい。 |
| 公益事業とする事業内容をもっと幅広くできないか。特に海外での事業を考える場合など |
| 新たな事業を開始する際に、都度変更認定申請が必要だが、法人の目的・事業に沿った活動は変更認定不要とするべき。 |
| 当財団は〇〇〇〇という特定の分野での活動を行っている。産業発展への影響力は大きく、公益性は高いが、主務官庁の担当官の理解を得ることが難しい。積極的に新しい公益事業を行いたいですが、変更認定の壁が高すぎる。 |
| ・運用環境が厳しく、寄付金収入も見込めないのが現実の中、財産の取崩しに対して、もっと柔軟な対応が可能となるようにして欲しい。 |
| この制度の本来の目的と趣旨は、「民」による公益の拡大と考えるので、基本的には公益法人の活動を後押しするように制度を運用して欲しい。 |
| 法令を遵守し、事業目的に合致した公益活動であれば、もっと自由な活動を認めるべき。 |
| 各公益法人は準則主義のもと、セルフガバナンスの維持向上に努めながら、自信を持って公益事業を実施してゆくことが大事であると考えます |

| |
|--|
| 内閣府以外の官庁において、公益法人制度が理解されていないことがある。例:厚生労働省管轄の〇〇〇〇の運用に際し、公益法人があたかも営利法人かのような扱いを受ける恐れがある。もしそのような扱いを受けるならば、研究助成活動そのものが著しく制限される財団が出かねない。 |
| 財務3基準の問題も踏まえ、公益法人も国の外郭団体のような所と企業や個人等「私」で運営している法人と分けて考えてほしい。 |
| 現在の制度と金利環境が続けば、いずれ体力のない財団から破綻していく。将来破産財団の整理にエネルギー(公金)を使うくらいなら、今のうちに破綻を避けるための公益団体を作っておいた方がよい。 |
| 組織運営に関する疑問が生じた場合に、率直に気軽に相談し、助言をいただける窓口があると助かります。 |
| 内閣府等の検査では、組織運営について法人自治の考え方を踏まえつつ、生産的で効果的なご指導をお願いしたい。 |
| 担当者がコロコロ変わる立ち入り検査、形式的であり形を変えるべき。 |
| 特にありません。 |
| なし |
| なし |

問45 [今後の公益法人制度に関する意見・提言] 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、組織運営に関して課題と感ずることをご記入ください。(問41~43(財務3基準)、問51(公益事業変更)以外のことについて)(特にない場合は記入不要)

| |
|--|
| 非営利組織が事業成果を最大化するためには優秀な人材の確保が民間営利セクター以上に重要であると考えているが、民間営利セクターと異なり利益を生みづらい公益法人では優秀な人材確保のための間接経費に余裕を持つことが難しい。もっと競争力を持てる環境が必要だと考えている。 |
| 人材の確保と、計画的な育成 |
| 基本財産の運用利息が年々減少している。そのため、収入源として寄付金を増額する必要があるのが課題である。 |
| 寄附金の増収 |
| 株式運用益に依存しているため、その安定化が課題です。 |
| 母体企業からの寄附に収益は依存しており、安定的な収益確保が課題である。 |
| 財団事務局は要員規模と構成から、事業計画、予算の執行以外に、将来を見据えた収益改善や資産運用にかかわる業務を展開することが困難である。 |
| 財政基盤の強化。基本財産が少なく、出捐企業の寄付金依存度が非常に高い。 |
| 債券中心の運用のため、超低金利環境下、収益確保には苦慮している。 |
| 理事会、評議員会の実開催を必須とする点については、一定の要件を認めつつも、以前のような委任や書面開催も許容して欲しい。 |
| 理事会・評議員会の開催に関する手続きの簡略化 |
| 理事会と評議員会の位置づけについて、旧法人制度の感覚を引きずっている。 |
| ①決議省略において、委任状出席を一定認めるべき ②決議省略の要件を緩和(たとえば3/4)すべき ③理事会決議後の決算書類の備付2週間の規制を緩和すべき |
| 理事会の委任状は一部認めるべき(たとえば全体の1/3までという歯止めをつけた上で)であり早急な法改正を望む。 |
| 委任状が認められない。 |
| 書面決議ができるとは言え、代理や委任状が利用できない点は制約になっている。 |
| ガバナンスが保たれている限りにおいて、理事会・評議員会等における役員等以外の「補助者」から報告または説明することの規制緩和。 |
| 財団法人における「評議員」の位置づけを明確に。企業における「株主」に置き換えるには無理がある、出資者・投資者としての関係性はない。 |
| 役員報酬の基準については、評議員会で決定しているが、個々の額については、基準内であれば組織内で決定しても良いのではないかと。 |
| 公益法人の社会的信用度を高めるために、ガバナンスと組織の透明性は最重要課題 |
| 立ち入り検査を今後も実施するならば、指摘事項を文書化して残してほしい |
| 特にありません。 |

なし

問46 [助成財団センターへの要望] 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえて、助成財団センターへの要望がありましたらご記入ください。(特にない場合は記入不要)

| |
|--|
| 公益の担い手が多岐に広がる傾向が顕著で、助成財団ならではの役割を各助成財団とも十分に研究し、実践していく必要がある。公益目的事業の構成の見直しや、プログラムオフィサーの育成等に係る方策等、時代に即したより高度な財団運営の手法について、先行事例の調査や、財団間の部会活動等を通じて、ご指導頂きたい。 |
| 今後も公益法人を取り巻く社会の状況に関する情報の発信(例:休眠預金関連法の動向等)を期待しています。 |
| どういう判断をしたらいいかわからない、迷う財団について指針となるものを示して欲しい。また、新しい助成の在り方、styleなどの情報を提供して欲しい。 |
| ・助成財団の取り纏め役として引続きリーダーシップを発揮して欲しい。 ・財団運営に係るノウハウ、情報の提供をお願いしたい。 |
| 海外の財団を含めた動向の情報提供 |
| 公益法人や内閣府からの情報発信の共有。(既に実施されています) |
| 引き続き、法人の運営や公益活動等の実施に係る有益な情報等をご提供いただき、実務相談にも乗っていただきたい。 |
| ご苦労さまです。公益法人協会との棲み分けが微妙だが、比較すれば助成財団の方が安定していると思うので、組織運営も大事だが、今後何をすべきか、今世界ではどんな新しい動きがあるのか、など未来志向の問題も扱うといいと思う。特に企業財団が多いので、企業の社会的責任との関係、企業と財団の協働などをもっと研究してみたらいかがでしょうか。 |
| 公益法人の役職員向けの質の高い研修制度などがあると良いと思います。 |
| 実務セミナー、研修、情報交換会など大変有益であり、今後も継続していただきたい。 |
| 今後とも情報提供や個別相談などでお世話になりたい |
| 財団同士の親交と情報交換ならびに問題点などを財団グループ一丸となって公益認定等委員会などに課題を提示し、解消に向けて助力して頂きたい。 |
| 同一事業をおこなっている財団同士の交流の橋渡し役を期待します。 |
| 以前、助成財団センターの実務者交流部会ではたいへんお世話になりました。現在はこの部会活動は中断中と思われませんが、特に事務局初心者にとって有意義な会でしたので、再開されることを望みます。 |
| より具体的な運営課題についてのセミナー等共有 (例) ・内閣府立入での指摘事項 ・自社(出損元)株式取得 ・税務調査指摘事項 ・深掘セミナーや各地シンポジウムの継続開催 |
| 法律改正とか出てきた場合の講習会を宜しく御願います。 |
| これからも種々のセミナー、ご指導をお願いします。 |
| 現在も実施されていますが、個別財団で、特に困ったことを特集した事例報告会(立入検査等)の実施。 |
| 各法人が困っている問題に関するセミナー、意見交換会等を開催してほしい。 |
| 意見交換会の開催回数を増やして欲しい。実務的な内容で構わない。 |
| これまでのように少人数で活発に意見交換できる有意義なセミナーを期待しております。 |
| 同じ内容のセミナーが開催されているようなので、もう少し変化をつけてほしい。 |
| いつも電話で相談させていただいていますが、丁寧なご指導をいただき感謝しています。引き続き相談しやすい助成財団センターでありますことを願っています。 |
| 引き続き、公益財団の意見代表としてのご活動を期待します。 |
| 行政との団体交渉の窓口となることを期待します |
| セミナーや電話による相談など、大変助かっています。引き続きサポートくださるようお願いいたします。 |
| この調査による内閣府公益認定等委員会への意見の提出や、識者による提言などを通じて、日本の助成財団全体の活動をより一層活性化できるように期待します。 |
| センター、公法協は業界団体としての自覚とその活動内容の充実が必要であり、そのためにはより多くの助成財団が会員に参加するような仕組みを考えること、業界団体として助成財団の組織・業務運営はこうあるべしとの方向性を行政庁とも打ち合わせきちんと出すべき(同時に行政サイドは現場の動向に精通したセンターなど業界団体の意見を極力尊重すべきである)。 |
| 助成事業での皆さんが抱えている問題についての事例集などをHPに載せていただけたらと思います。会員限定で結構です。例えば、フォローアップの件、オバーヘッドの件とか。 |

随時サポートいただければ助かります。
 今後ともご支援宜しくお願い申し上げます。

問47 「移行時の助成プログラムの変更」（複数回答可）移行に際して、助成プログラムの変更を行いましたか？ 下記の該当するものすべてに✓をつけてください。

| | |
|---|-----|
| a. 移行前の助成プログラムのままだが、内容を見直して修正したプログラムがある。⇒問48へ | 17 |
| b. 移行時に新たに助成プログラムを追加した。⇒問49へ | 11 |
| c. 移行前の助成プログラムで廃止したものがあある。⇒問50へ | 10 |
| d. 移行前の助成プログラムと基本的な内容は変わらない。⇒問51へ | 111 |

問48 問47に関して「見直して修正した助成プログラム」の内容や理由をご記入ください。

| |
|--|
| 該当項目がなく、暫定的にaとしたが、助成プログラムを保有する計画にはない |
| 助成プログラム及び方針については、毎年、見直しを行っている。 |
| 災害等の特殊事情がある場合に、市民活動助成に換えて、地域及び活動領域等を限定して公募する「特定活動助成」を加えた。 |
| 外国人の国内における研修を国内外の研修に変更 |
| 理事会の決議のみで決定していたプログラムが一部あったが、全て選考委員会→理事会のプロセスを踏むようになった。 |
| 研究助成のプログラムとして若手（博士課程学生）向け助成の充実と助成額の拡大 |
| 学会等開催助成に関し、実質クローズに近い推薦制であったのを、オープンな完全公募に切り替えた。 |
| 寄付額が増えたので、各事業への配分を厚くした。 |
| ホームページを作成し、助成応募を広く集め、また応募者とのコミュニケーションを密にした。 |
| 研究助成金の対象人数を変更した。 生産性の船を一般募集とした。 彫刻奨学生の数・対象校を増やした。 音楽奨学金人数を増加した。 |
| 時代背景 |
| P I（研究責任者）セットアップ研究助成を研究助成の一環として、追加した（変更届）。 |
| 助成審査委員会を設け、外部の有識者の意見を取り入れるようにした。 |
| 科学技術分野の研究は、すぐに成果の得るような研究には国から厚い支援があるが、基礎研究のような長い時間軸の研究には支援が薄いため、当財団では支援金を増額した。 |

問49 問47に関して「追加した助成プログラム」の内容や理由をご記入ください。

| |
|---|
| 公益認定を申請するにあたり、社会的貢献度をより一層深める為、研究助成事業を新たに始めた。 |
| 助成対象に社会科学系の調査等も対象となった。 （定款等の拡充による） |
| ○○○○○○地域の環境保全事業への助成 （理由）事業拡大を検討し、追加したもの。○○○○○○○○諸国の繁栄とその貢献を目的とする財団として、急速な経済発展に伴い環境破壊が進む○○○○○○○○諸国に対して、それを手助けする草の根的な活動に助成することが意義深いとの考えで始めたもの。 |
| H 2 9より学術研究活動支援事業として、小規模の研究集会への助成を開始した（年4回1件50万円、計200万円）。 |
| 若手研修者による小規模な分野交錯学術集会「○○○○○○○○」を追加 |
| 移行時が丁度あらたな中期5ヶ年の開始時にあたり、事業のモダナイズ、見直しを1年かけて検討し、新たな助成プログラムを開始した。 |
| メディアアーティスト派遣を追加した。音楽研修を追加した。ライブプランセミナーを追加した。 |
| P Iとして、新規に研究室を立ち上げる研究者に特化した助成で、対象は、教授等特定の地位の昇格者ではなく、P Iとして認定された人とし、立上げのための固定費にも充当できる仕組みとした。 |
| 移行時に吸収合併した法人の助成事業を追加 |
| 研究助成・海外留学助成に加え、○○○○○○交流研究助成を追加。 |

問50 問47に関して「廃止した助成プログラム」の内容や理由をご記入ください。

| |
|---|
| シンポジウムや講演会の開催。 |
| 大学生を中心に大学院生・高校生までもを対象とした人材育成に取り組んでいる大学学内組織やNPO法人の活動に対する助成事業 |
| 問5、問6に記載した通り。（公益財団法人としてふさわしい事業活動のみに限定する必要があると判断したため、寄付行為の「目的」に定めていた事業に関する文言のうち、公益法人が行う事業としてふさわしくないとと思われる「表現芸術等の育成のための援助」に関する部分を削除した。） |
| 当法人と設立者を同じくする別法人が運営する教育施設への助成。定款上の事業内容に基づく説明が困難であったから。 |
| 「研究会等の開催支援」財団のイメージしている応募がなかったため。 |
| 褒賞を定款からも削除・廃止 |
| 助成事業の財源が無くなった為 |
| 移行に際し、公募を行っていないなどの理由により内閣府からの指摘を受け廃止したプログラムがある。 |
| 災害の被災者及び遺族への援護事業に対する助成。 |
| 廃止ではなく休止している事業がある。理由は公益性に難がある事業。 |
| 全体の事業費を考慮し、新設プログラム及び既存プログラムを隔年実施とした他、一部採択数を減少させた。 |
| 実績がない事業を廃止するよう指導された。 |

問51 [助成事業の見直しや公益目的事業の変更] 移行後における助成事業の見直しや公益目的事業（公1、公2など）の変更についてうかがいます。下記の中で該当する項目に✓をつけてください。

| | |
|--------------------------------------|----|
| a. 助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した。 | 15 |
| b. 助成事業を見直して定款の範囲で公益目的事業を変更した。 | 12 |
| c. 助成事業は見直したが公益目的事業の変更はしていない。 | 26 |
| e. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更もしていない。 | 83 |
| f. 助成事業を見直して公益目的事業の変更を検討したが、実施しなかった。 | 2 |
| g. その他（合併による助成事業の再編など） | 6 |

内容や理由、その他、をご記入ください。

| |
|--|
| a. 助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した。 |
| 収入の拡大に伴い、公益目的事業を3件（いずれも公1の内）増やした。これに伴い、定款の事業を変更した。 |
| 公2 表彰事業の10周年を記念して〇〇〇〇〇の研究者の学問的に高い研究会をセミナー事業として付け加えた。5年間開催し、必要な経費を援助する。 |
| 従来の事業は、奨学金の貸与事業、奨学生の指導育成（集会開催や語学研修プログラムの実施等）、学生寮の運営の3本であったが、2015年度から修学支援金事業（給付事業）を追加した。 |
| 寄附行為第5条（研究所）の項目を廃止した |
| 2015年4月1日付で、〇〇〇グループの国内〇財団が合併し、新たに公益財団法人〇〇〇〇財団としてスタートした。合併と同時に定款変更を行い、法人目的を人づくり、学術及び科学技術の振興、地域コミュニティの発展に集約し、これらに基づき事業の内容についても一部見直しを行った。 |
| 美術の領域における助成事業を追加したため。 |
| 移行時に（財）〇〇〇財団を吸収合併し、その事業である「国際的な経済活動に従事するものに対する国際経済に関する知識の啓蒙及び貿易実務に関する事業」を追加し、継続中。 |
| 財団の基本財産の増加にともない、公益目的事業を拡大した。 |
| ・新規事業（大学生の人材育成活動に対する助成事業）を公2事業として開始した。 |
| 災害支援、海外活動を追加したため |
| ① 助成目的の拡充（例：〇〇〇の向上に係る助成） ② 事業種目の追加（表彰事業の明記） |
| 公益目的事業変更までの内容ではなかったため。 |

移行時に公1：褒賞事業、公2：助成事業、公3：資料収集展示事業としていた公益目的事業区分を、公1および公2を変更届出により合体させ、公1：褒賞・助成事業、公2：資料収集事業とする変更を行った。また、収支相償を実現するために、助成金事業の規模を拡大させ、それに呼応して選考委員会の充実をはかるため、定款に記載された選考委員の定員を増加させる定款変更を行った。

従来の事業を変えず、助成等の対象に高等専門学校を追加した。

b. 助成事業を見直して定款の範囲で公益目的事業を変更した。

助成事業の拡大を図るべく、定款はそのまま、内閣府に届け出て助成対象を追加した

公益認定申請当時は運用収益が低迷していたため事業規模を縮小しており、その範囲で公益認定されたため、運用収益が改善して事業規模を元に復するための変更認定申請が必要となった。（具体的には、出版物の制作・寄贈事業を中止していたものを復活）

助成事業のカテゴリーを増やした

2011年の公益法人移行当時実施していたプログラムと、2017年時点のプログラムの比較による差分を反映し、必要最小限の定義・表現の見直しを行った（内閣府変更認定申請）。

・当財団の〇〇助成分野は専ら物品助成を主体にしておりましたが、近時、当分野における実践的な研究への助成要請が高まりつつあるものと考え、40周年（2019）を機に、新たに研究者・実践家を対象とした公募研究助成制度を開始することとなりました。この公募制度の開発ノウハウの蓄積に向け、2017より先駆となる委託研究（15件程度）を実施、これに伴い公益目的事業の変更を行いました。・また、高齢助成分野でも長年にわたり公募研究・活動助成を行って参りましたが、40周年（2019）を機に、新たに公募助成のテーマ・焦点を検討すべく、2017より比較的大型の委託研究を特定大学に依頼、これに伴う公益目的事業の変更を行いました。

公益目的事業の追加を行った。

・公益目的事業は公2を廃止。・助成事業は内容を一部見直し。

奨学金給与事業に海外留学等グローバルに活躍できる人材育成プログラムを加えた。さらに学習支援も計画中である。

c. 助成事業は見直したが公益目的事業の変更はしていない。

1件あたりの助成金額の見直し等（総額は変更なし）

移行前の事業内容を変更することがないとの理事会で決定された。

社会課題の変化に伴い、公益目的事業の範囲内で助成分野の見直しを行った。

移行申請時点における当該年度事業計画の助成事業を基準（行政庁の指導）として公益目的事業を定めたため、現状では休止中の事業もある。

医工連携など研究分野のボーダーレス化が進んだため、分野よりも研究内容を重視して選考対象者を広げ、特に医学・薬学に関連する工学分野への支援を強化した。

内閣府の指導で一事業を削除したが、当財団の希望するところではなかった。事業目的は出捐者の意向をそのまま引き継いだ。

公募・選考方法の見直し

アーティスト派遣（声楽家・メディアアーティスト）を東北へ派遣を開始した。外国人奨学金の支給個所を増やした。

研究助成プログラムの内容をマイナーチェンジした。

助成対象者を状況に応じて増やすことにした。応募者が増加して倍率が非常に高い年が多くなったこと、株式の配当を主とする運用収入が増加して現時点では財政的に余裕があるため。収支相償対策にもなっている。

当法人で行っていた奨学金の支給が、対象者、支給額等で時代の要請に合致しなくなり、応募者がほぼいなくなったことから、奨学金の支給を休止し、識者から要望のあった、海外の研究者の日本への招聘に関わる費用に対する助成を行うことにした。

移行とは関係なく、時代のニーズに合わせ、助成事業の枠組みや内容を毎年見直している。

グローバル化に対応するため、海外の研修の範囲を広げた。

e. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更もしていない。

移行を見越して助成事業を始めたので、現在のところ変更する必要を感じない。

事業規模の改変や拡大をするには財政的、人的余裕がないが、当該助成事業を開始してから40年になろうとしていることから、今後検討してゆく予定。

| |
|--|
| 助成事業の見直しは事務局内での課題としているが、原資が限られるため、大きな見直しは難しい。 |
| 現状の事業は、現状においても公益事業として有益性を保っていると考えているので。 |
| 問5～問9で回答済。(被災者遺族への援護事業が既になくなっていたため、目的の変更に伴ない事業の内容を見直した。) |
| 現時点では助成事業の変更などを行っていないが、助成対象の拡大や新規助成プログラムを検討中である。 |
| 必要性がないため。 |

| |
|--|
| f. 助成事業を見直して公益目的事業の変更を検討したが、実施しなかった。 |
| 助成事業は常に時代の変遷に即応すべく見直し(プログラムそのものの変更に当たらない範囲で)をおこなっているが、現下の厳しい環境下では公益目的事業の見直し(追加拡充、並びに抜本的見直し)は収益的に困難 |
| 内閣府に定款変更の相談に行くと、内閣府職員は各省庁からの出向者で2～3年で異動するので、自分が内閣府にいる間は定款変更を出さないでくれと言われた。定款変更をするのなら、移行時に認められた定款も認められなくなる恐れがあると脅しを言われた。全ては内閣府一元化と言いながら、昔と同様に各省庁からの出向者が大半で(たまに何も知らない民間からの天上がりもいるが、こちらの方がより酷い。勉強もしないで、初めてお役人になれたからか上から目線で命令口調で、こちらの質問には一切答えない(答えられない)で指示のみする) 一番大きな根本問題は、内閣府で頑張って仕事しても出向元省庁では評価されない事。 |

| |
|--|
| g. その他(合併による助成事業の再編など) |
| 選択肢がない |
| 助成事業は同じだが、公益目的事業を変更した。公2留学生を通じた国際交流事業を追加。 |
| 2015年4月に一般財団法人と合併し、定款も公益目的事業も変更した。 |
| 公益目的事業の実態に即して、定款を変更した。 |
| 助成事業の見直しは行っていないが、公益目的事業内容の一部変更を行った。 |
| 〇〇〇〇と〇〇〇〇財団との合併と公益化に際し、定款の目的や事業の記載は変更したが、奨学金給付および研究助成事業の具体的な内容は存続している。 |

問52 [助成プロジェクト等の評価について] 助成したプロジェクト等の評価の必要性が言われていますが、貴法人ではどのように考えていますか? 下記の中で該当する項目に✓をつけ、その理由を下枠にご記入ください。

| | |
|-------------------------|----|
| a. すでに実施している。 | 48 |
| b. 実施の方向も含めて考えてみたい。 | 33 |
| c. 関心はあるが実施する予定はない。 | 47 |
| d. 特に関心はない。 | 15 |
| e. 実施したことはあるが今は実施していない。 | 1 |

上記の理由をご記入ください。

| |
|--|
| a. すでに実施している。 |
| 研究成果として論文発表を重視し、インパクトファクターを研究毎に集計している。 |
| 経過的な基準を作成し、財団内では共有し、また審査委員会等でも説明している。ただし、確定には至っておらずさらに検討中である。 |
| 事業開始30周年の機会に、これまでの助成対象者へのヒアリングなどにより、その後の研究成果や研究業績に関する社会的評価などのトレース調査を初めて行った。研究者に対する社会的評価については、対象者の7割程度までは確認ができたが、研究成果については、個人の成果と言えない部分があることから、トレース調査結果には制約があった。しかしながら、10年以上前に助成を受けた方が謝辞を返してくださったり、また現在の活躍状況から、当財団の助成が人材育成の一助となったことの確認できた。本調査は、理事会・評議員会で承認され、内部説明資料となった。この調査時の教訓から、2012年度以降は、助成者全員の研究概要を紹介する情報を「訪問記」としてホームページに掲載し、内容の改定をはかるようにしている。 |

| |
|--|
| <p>単年度助成の一般公募研究については、助成の翌年度に研究発表会を開催して研究成果をフォローしている。また、3年間継続して助成するプロジェクト研究については、研究発表会の実施に加え、1年ごとに中間報告会を開催し、研究運営審議会の委員による評価を実施するとともに、プロジェクト終了後に総括検討会を開催している。</p> |
| <p>設立10周年を記念して、奨学生と卒業生の文集・記念映像を作成、記念式典を開催し、卒業生の活躍状況などを奨学生・関係者全員で共有した。</p> |
| <p>一部の事業のみ実施に移している。助成したプロジェクトを評価した上で進めた方が助成成果が上がるから。</p> |
| <p>研究助成金、海外留学補助金の交付事業を実施している。両者ともに研究成果報告書の提出をもとめ、前者については、交付1年後の研究報告会での成果報告を、後者は、帰国後に、研究報告会での帰朝報告を求めている。</p> |
| <p>当財団内に専門委員会を設置済み。</p> |
| <p>財団役員や選考委員の前で、成果報告を行い、質疑応答を行っている。また、ホームページで成果概要を公開している。</p> |
| <p>従前より助成研究報告会及びホームページ上に報告書の形で成果を公開しているが、個別案件の評価までは実施していないので、その点は今後の課題である。</p> |
| <p>助成しただけでなく、その成果についても報告を（簡単であるが）頂くようにしている。</p> |
| <p>すべての助成において助成後に報告書の提出を義務付けており、理事会において確認している。</p> |
| <p>助成した研究の成果発表会を開催し、助成事業に関わる委員の参加により選考結果について各自評価しているが、組織として評価の集計は行っていない。助成分野が多岐にわたるので、評価基準を定めるのが難しいこともあるが、序列付けをすることまでは必要ないと判断している。しかしながら次年度事業に各委員の評価を反映するよう委員会で審議している。</p> |
| <p>公2の留学生を通じた国際交流事業は、奨学事業の成果として高く評価されている。</p> |
| <p>助成金受領者による発表会を評価と捉えている（質疑応答時間も十分に取っている）。助成した研究成果の査読のある学術雑誌への投稿・掲載も評価と捉えている。当財団の発表会は専門家である理事・評議員や外部の研究者を聴講者として行うが、理事・評議員が推薦した助成金受領者の場合は、推薦した理事・評議員自身に対しても評価される一面を持っている。</p> |
| <p>プロジェクトの事前評価、事後評価は、自己評価であるが、以前から行っている。また、全事業ではないが、複数年事業の最終年度に第三者による評価を行うこともある。必要性は大いに感じているし、現在のやり方が最良とも思っていないが、手法も含めて実際に行っていくのは容易ではないと感じている。望ましい評価を行うとなれば、それなりの専任人員を内部に抱えるか、第三者に委託するのだが、そのための予算を確保するのが現状では容易ではない。</p> |
| <p>成果報告（講演会など）を義務付けている</p> |
| <p>昨今、科学技術分野では成果を求めるあまり基礎研究がおろそかになっているといわれている。当財団の助成は基礎研究重視であり、目に見える短期的な成果を期待しているわけではない。ただし、次の形で評価は行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間が終了後の成果報告会の開催。・研究助成、国際交流助成の報告書の徴収と公開。 ・歴代助成者の追跡調査。（助成者のうちどれくらいの方が教授等に昇進したか、など） |
| <p>助成対象者自身で評価を行ってもらうことで、プロジェクトを進める上での気づき・改善・継続につながる。</p> |
| <p>研究助成制度では、年間約300件の研究に助成をしているが、採択されると計画書、報告書の提出が義務付けられており、内容を評価（選考委員会にて）し、優秀な研究14件に毎年奨励賞を授与している。</p> |
| <p>助成選考委員から指摘を受けたため</p> |
| <p>評価することにより、助成の成果判断ができるため。翌年以降の助成実施継続を判断するためにも必須。</p> |
| <p>以前から全件評価を目指して、取り組みを行っている。</p> |
| <p>毎年度末に助成研究報告会を開催し、ほとんどすべての助成研究について成果の報告を行っている。また口頭発表・ポスター発表とは別に研究報告書の提出を義務付けて、それらを編纂した助成研究報告集を毎年刊行し、大学・研究機関の図書館および関係者並びに一般の希望者に無料配布している。</p> |
| <p>助成を開始して5年後に評価を行った。その後にプログラム見直しにつながり、有益であった。</p> |
| <p>助成した対象研究の評価を行うことにより、助成対象者の選択の良し悪しを再評価し、次回以降の選考に反映させることができるとともに、評価を助成対象者に投げかけることにより、より良い研究へ進むためのアドバイスになると考えるから。</p> |

| |
|--|
| ①より効果的な助成を行っていくため ②評議員会・理事会や一般社会に対して説明責任を果たすため |
| すべての助成プロジェクトについて、その成果報告書を助成審査委員が精査している。 |
| 研究助成金の受領者からは、助成金交付後一定期間後に研究報告と用途報告を義務づけている。さらに主要な助成金については、助成金を交付してから10年後に助成金受領者から10年間の研究の進展に関する寄稿文の提出を依頼し、助成金の研究振興への寄与を明らかにする試みを続けている。 |
| 高校3年間奨学金を給与した人がどのような進路に就いたかを確認し、当財団の目的たる国家社会に貢献しえる人材に成長したか、検証したい。 奨学生と認定した基準、方法等の再検討する際のデータとしたい。 |

| |
|--|
| b. 実施の方向も含めて考えてみたい。 |
| 財団設立50周年の節目を控え、次の10年の方針策定を準備している。この中で、過去助成した案件の評価も必要であると考えている。財団収入の長期見込みの上ブレ、下ブレも加味した事業の最適配分の為にも、評価が必要と考えている。 |
| ・助成先とパートナーとして、計画や活動内容等へのアドバイスを日常的に行う（寄り添う）ことを是とし、助成先の自立を支援している為、自ずと評価の必要性を感じている。但し、定量評価の基準等は設定していない。 ・出損先からの財産の運用収益を助成原資としている公益法人として、助成先の評価は必須と考えている。 |
| 評価基準をどうするか、今後の検討課題である。 |
| 評価管理のための負荷がネックとなり、実行に踏み込めない。しかし垂れ流しは良くないと感じている。 |
| プログラムの質の向上のため |
| 助成の効果の確認をして、今後の活動に役立て資金を有効に活用したい。 |
| 募集要項に沿ったものであるかの評価は必要であり、今後実施の方向で考えたい。 |
| 過去の助成金や奨学金受給者の現状調査（アカデミックなポジションへの定着率など） |
| 同一基準による定性的・定量的把握は困難だが、審査委員、役員との議論の中で 助成に客観性を持たせるための必要性を感じている。 |
| 「評価」という点では、定量的評価になじまない事業が多く、定性的にも成果・評価には年数を要するものが多いものと考えております。次善の策としては、研究・事業助成分野では、助成後のワークショップ、シンポジウム開催、書籍（市販）刊行により助成成果の還元・評価・還元を行い、また、分野別の選考委員会等における専門家意見、助成関係先のヒアリング、事務局会議をもとに、より適切な助成方針の検討を進めております。 |
| 寄附者や社会に対して、しっかり成果を発信していくには大事である。 |
| 評価の方法や規則作りが難しい。 |
| 公益法人として、より社会的に意義、効果のあるプロジェクトに助成金を提供するべきであると考えから。 |
| 財団役員や立入検査でも評価の必要性について求める声がある。 |
| 助成者のフォローアップなどは実施しているが、評価を数値化することが難しく、未だ実施に至っていない。他財団での評価方法などがあれば、是非参考にしたい。 |
| 〇〇医学分野の研究の助成を行い、研究報告書を1年後に関連機関に配布しています。助成した研究が、その後の論文発表などに貢献したかなどの追跡調査は現在行っていません。今後、助成した研究がどのような貢献や発展につながったかの追跡を検討していきたい。 |
| 事後の評価も重要と考えているため。 |
| 助成対象者のネットワークの構築やフォローを通じて、研究内容や研究者自身がより社会に貢献できる取組みを考えていきたい。 |

| |
|--|
| c. 関心はあるが実施する予定はない。 |
| 評価する方法が難しい |
| 外部の人材の意見等も踏まえて実施している助成であり、現時点で実施する予定はない。 |
| 結果の評価には時間がかかる。どの段階での結果を評価するかなどの問題を指摘する意見が多い。 |
| 評価は重要であり、必要であると考えものの、要員・マンパワー面で対応できる状況にない。 |
| 財団内に専門家がおらず、視察などは行っているものの「評価」のレベルにまで達していない。 |
| 人員を絞り切っており（常勤2名）、実施は難しい。 |

| |
|---|
| 人員不足 |
| 評価がむずかしい。 |
| 必要とは思いますが、現時点ではできる状況にない。実際には、プロジェクトへの助成は、行っていない。 |
| 事業（プロジェクト）のPDCAが重要との認識はある。しかし当財団は、助成対象を出来るだけ広げる観点から、一度助成した先は、5年間応募を受け付けない運営を行っている。従って、助成対象団体は毎年すべて入れ替わっており、事業の成果を測定することが困難と思われることから、事業全体の評価は実施していない。なお、個別の助成事案に関しては、全ての公演・展覧会等を事務局が実査し、その報告書を作成しており、一定の評価はできていると認識している。 |
| 適切な評価方法が確立できないため |
| 当会は、奨学事業を実施しているため、研究助成事業等に於いて求められるであろう成果評価（特に定量的評価）は馴染まないと考える。一方、元奨学生の社会人としての活躍の様子を知るための、現況確認（追跡調査）などは、積極的に進めていきたいと考えている。 |
| 当財団は食品科学の研究助成が中心であるが、助成と研究者の実績を客観的に把握するには、例えば 当該研究者の助成後の論文数、被引用数等の調査が必要であり、時間と労力（外注すると相当の費用）がかかることから、実施のめどは立っていない。 |
| 研究助成事業であり、その成果は報告会（財団内部）での一定の評価は行っている。また、助成成果報告書はすべて公表し、また、助成による成果の一部は学術論文として公表されその内容は客観的に評価されているものとする。 |
| 助成による効果の、客観的な評価を知りたい。 |
| 現状関心はあるが、運営余力と資金面で現状は厳しい。しかし、重要なことであると考えており、現状の課題が解決した後に検討したい。 |
| 助成先が日本全国に渡り実態の検証はできない。また、人員不足である。 |
| 規模の小さい法人であり、こうした点の具体的検討まで及ばないのが実情である。 |
| 内閣府の立入検査の際にも「顕彰や助成事業が公益の増進にどのように役立っているか測ったことはあるか？」との質問があった。客観的な指標で評価することは困難であると考えている。 |
| 資金面、要員面で困難。 |
| 人と経費の問題 |
| 検証がしづらい分野の為。 |
| 現行の体制では難しい。 |
| すぐに実施の予定はないものの、課題として引続き検討する。 |

| |
|---|
| d. 特に関心はない。 |
| プログラムは、アンケートや作文で直接、参加者に評価してもらっている。 |
| 萌芽的で挑戦的なテーマに助成することに重点を置いており、そのようなテーマは事後評価になじまないと考えているため。 |
| 既存の助成プロジェクトを見直す予定はない。 |
| 「助成したプログラム等の評価」については、当財団の事業活動では該当しないかと思えます。 |
| 研究成果は長期で考えるべきなので。 |
| 当財団の各助成先からは、自主的に活動内容や成果についてのレポートが送られて来ており、改めて評価する必要がないため。 |
| 当財団が行っているのは研究助成であり、ある成果を目指した開発への助成ではない。当財団は助成する研究に成果を求めたり、あるいはそれを評価したりすることは、行わない。 |

問53 【助成プログラム自体の評価について】 より良い助成事業を実施するためには、助成したプロジェクトの個別評価だけでなく、助成のテーマや方法を含む助成プログラム自体の評価を行うことの重要性が言われていますが、貴法人ではどのように考えていますか？下記の中で該当する項目に✓をつけ、その内容を下枠にご記入ください。

| | |
|----------------------------|----|
| a. すでに実施している。 | 41 |
| b. 実施の方向を含めて考えてみたい。 | 36 |
| c. 関心はあるが実施する予定はない。 | 50 |
| d. 特に関心はない。 | 16 |
| e. かつて実施したことはあるが今は実施していない。 | 1 |

上記の内容をご記入ください。

| |
|---|
| a. すでに実施している。 |
| その内容については、毎年理事、選考委員、学識経験者、助成者等を含め、意見交換の場を持つか直接訪問して、方向性やより良い内容に移行させるよう努力をしている。 |
| 社会課題は変化するものであり、変化に対応した効果的な助成プログラムへの見直しは定期的が必要であると感じている。(2018年度(H30年度から変更))・財団の活動(福祉で地域を元気にする)と、事業によるCSV(飲み物で地域を元気にする)の対になる〇〇〇の活動がステークホルダーに伝わり、理解と共感を頂けるように役割分担を整理した。・財団の強み(障害者・高齢者・子ども分野の福祉)に加え、地域福祉(障害当事者や社会的弱者ほか)について具体的に応援できるようにした。・上記により、地域社会が元気になることで、「我がこと、丸ごと地域共生社会」への応援と日本が元気になることに貢献したいと考えた。 |
| 研究審議会を設け、各領域の専門家により一部の研究テーマ等を決定している |
| 研究助成、海外留学補助金助成という大枠は毎年変更ないが、支援するテーマ領域、応援したい研究者(個人型研究提案、留学から帰国されたばかりの研究者、女性研究者)、選考にあたる選考委員などの都度見直しを実施しながら、毎年度の助成プログラムの成果を評価し、翌年度の応募要領を検討している。 |
| 財団を統合以降、新事業を検討する際には企業財団としての強みや弱みなどをワークショップで議論をしたり、外部有識者へのヒヤリングなどを通して検討をしている。 |
| 助成の審査の際に評価し、採択の可否を判断している。 |
| 前の回答と同じ。(公2の留学生を通じた国際交流事業は、奨学事業の成果として高く評価されている。) |
| 助成前評価として推薦者が理事会で助成者候補者の研究テーマ、研究計画、研究方法や時間等について詳細説明し、質疑の後承認するシステムで全体評価をしている。また、テーマを設定して行う助成プログラムについては、テーマや募集要項の企画と助成者の選考を選考委員が行い、その応募状況(数、内容)で評価し、さら個別の実施内容の評価を理事・評議員・外部研究者の前で発表させることにより、プログラム自体の評価も行っていると考えている。 |
| 平成28年度より研究助成の対象を、それまでの信託関連分野から金融、経済分野に拡大した。 |
| 全てのプログラムを対象に実施しているわけではなく、複数年にわたるプログラム全体を第三者の目を入れて評価し、そのプログラムを継続すべきかどうか、継続するならば、どのような方向性が望ましいかなどを議論したことが何度かある。非営利組織の事業は特定の課題に対して中長期的に取り組むのがほとんどであることから、途中でプログラム自体の評価を行うことはとても意味のあることだと考えている。しかし、前述のようにコストのかかることであり、容易ではないことも事実。 |
| 研究助成終了時に、助成者に対してアンケートを実施している。 |
| 毎年助成プログラムについて、見直しを行い(事業委員会)問題点など改善を重ねている。定期的ではないが外部機関による事業評価や過去助成者へのアンケートを行っている。 |
| 研究者に対する助成、安全事業を対象とする助成、東日本大震災の被災地を対象とする助成などにおいて、1件ごとにテーマや方法等の助成プログラム自体の評価を行っている。 |
| 助成プログラムについては、社会の状況を的確にとらえることができるよう、常に見直しを行っている。 |
| 毎年度理事会・評議員会で継続的な議論をしている。また各種の選考委員会でも議論し、その結果を理事会に報告している。 |
| 助成を開始して5年後に評価を行った。その後にプログラム見直しにつながり、有益であった。 |
| 助成プログラムが助成金を貰う側にとって役に立ったか、改良する余地が無いかについては、受領者や選考委員などに常にヒヤリングしている。 |
| ①より効果的な助成を行っていくため ②評議員会・理事会や一般社会に対して説明責任を果たすため |
| 5年毎に中期5ヶ年計画を策定しており、その際に各助成金や公益目的事業の存在意義や評価を行い、関係者への意見調査等を通じて、新規助成金の創設や、既存の助成金の存続、廃止などの見直しを行っている。 |
| 給与奨学金の他、①海外短期留学の実施、②「ブロック別奨学生の集い」を開催し奨学生同士の縦(学年を超えた先輩)・横(県を超えたブロック)の関係を強化。奨学生同士の絆を強化し、自分だけが苦しいのではなく、お互い刺激をし合い、自主に向けて努力するよう指導している。 |
| 理事、評議員、助成審査委員の方々の意見を幅広く聞き、助成テーマを見直ししている。 |
| 財団の目的に合う助成方法については、毎年検討し、必要に応じて見直ししている。 |
| 財団事務局内で評価を行い、必要に応じて理事会に諮り、事業の見直しを行っている。 |

| |
|---|
| 毎年、各助成プログラム自体の内容を評価して、直すべき点は直しながら進めている。 |
| 当財団内に専門委員会を設置済み。 |
| プログラムの見直し・改良のためには必要な手順である。 |
| 受贈者へのアンケートを実施している。今後、出来る範囲でフォローアップとしてヒヤリングを検討したい。 |
| 本年度の評議員会で、募集方法・選考方法の見直しが検討された。当財団の助成の志は、すでにホームページや冊子に表明されているが、より明確に表明し、これに則した選考選考方法とすべく、検討中である。 |
| 毎年度の募集にあたり、専門家の委員による研究運営審議会において、研究助成のテーマや方法について検討している。 |

| |
|--|
| b. 実施の方向を含めて考えてみたい。 |
| 財団設立50周年の節目を控え、次の10年の方針策定を準備している。この中で、過去助成した案件の評価も必要であると考えている。財団収入の長期見込みの上ブレ、下ブレも加味した事業の最適配分の為にも、評価が必要と考えている。 |
| 助成のテーマや方法に関しては、「当協会の理念に則しているか」「今の時代に必要とされているか」「社会の本質的なニーズであるか」などの要素を念頭に、時代を先取りし、かつ偏らない「選定基準」の見直しを検討している。 |
| 前項の回答に同じく、定量的評価はともかく、比較的長いスパン（少なくとも10年単位）での定性的評価は大切と考えております。近々予定の周年特別事業においても、助成分野別にPDCAを試み、実施事業の分野・テーマ・内容等検証の上、将来に向けた方向性を見出す機会としていく考えております。 |
| 詳細な評価をするつもりはない。助成等の事務が増えるだけになる。助成を受けた人同士の意見交換、マスコミとのリレーション、選考委員との直接の対話などの場（ダイレクトな）を提供していくのも重要と考え、実施している。 |
| 今のまま進めていいのか、改善すべきことがあるのか、客観的な意見を聞くのは良いことだと思う。 |
| 助成の効果の確認をして、今後の活動に役立て資金を有効に活用したい。 |
| 同一基準による定性的・定量的把握は困難だが、審査委員、役員との議論の中で助成に客観性を持たせるための必要性を感じている。 |
| プログラムが時代の変遷に対応しバージョンアップされているかを客観的に判断したいため |
| 評価をしないと、毎年の繰り返しになってしまう。 |
| 助成内容や助成対象の見直しを含めた、助成プログラムの評価検討。 |
| 個々の助成プログラムの内容は毎年必要な変更をしており、努力している。移行後、例えば、外国人留学生への研究費助成では、出身国の限定を徐々に緩め、また従来は私費留学生に限定していたのを国費留学生も対象に加えるなどの対応を図っている。 |
| 弊法人のあり方等理事会で討議している。選考委員会でも、上記をフィードバックして助成先を決定している。 |
| 時代の変遷により、社会より求められるニーズが変化するため。 |
| 本法人の設立の目的から、助成のテーマを大きく変更することはできないが、時代のニーズに合わせて、少しずつ変更している。例えば、海外の研究者の招聘に関わる費用の助成を加えるなど。しかし、毎年、助成対象者がある程度の成果を上げており、また助成対象者からも現行のプログラムを評価して頂いているため、プログラム自体を評価することを今までほとんどすることがなかった。マンネリ化しないためにも、今後は数年置きに評価を行いたいと考えている。 |
| 定性的な評価は実施しているが、オンサイトのフォローアップを含め検討したい |
| 財団の設立趣意、目的に沿ったものであるかの評価が必要と考える。今後実施の方向で考えたい。 |
| 助成評価、助成プログラム評価とも言葉だけが先走りの感があるが、参考になるものがあれば研究し、取り入れたい。 |
| 現在の助成プログラムが今の社会の実情に合っているのか？検証を行いながら、良いものは継続して、別の新しいニーズにも応えられる仕組みも検討したい。 |
| 助成案件の選考方法については、選考委員の先生方と毎年改良を心掛けているが、助成プログラム自体の評価については、理事会、評議員会にて今後検討したい。 |
| 限られた助成金を有効に活かせるよう、選考委員や理事等の意見を踏まえ、検討していきたい。 |
| 評価基準をどうするか、今後の検討課題である。ご教示願いたい。 |

評価の必要性は感じているが、まだ評価方法が見つけられていない。

c. 関心はあるが実施する予定はない。

長年の実績を踏まえて、微修正を実施した結果として現在のプロジェクトがあり、現時点で再評価のつもりはない。

現在の組織では実施が難しい。

組織の体制として難しい。

規模の小さい法人であり、こうした点の具体的検討まで及ばないのが実情である。

要員・マンパワー面で対応できる状況にない。

問52と同じ（人員を絞り切っており（常勤2名）、実施は難しい。）

資金面、要員面で困難。

人と経費の問題

効果測定が困難であると思われるため。

検証がしづらい分野の為。

関心はあるが具体的には検討していない

財団内部でそれらの内容を検討できる人材が不足している。

そのプログラムの評価は必要と思っているが、どのように評価すべきかを持っていないので、現在のところ実施する予定はない。物理的にも実施する余力がない。

これも重要なことである。調査研究助成の応募件数は多く問題はないが、環境プロジェクト助成の応募件数が少ないのが課題となっている。現段階では募集方法・周知方法の改善に取り組んでおり、それでも件数が伸びない場合は検討すべき事項であると考えている。

理事会等で意見は受けるが、外部からの客観的評価を聞きたい。

すぐに実施の予定はないものの、課題として引続き検討する。

事業内容・規模に照らして今のところ必要性がないため。

概ね適当と自己評価している。

特に問題ないと考えているため

特に問題がない

前問同様、奨学事業については当たらない設問と思います。

d. 特に関心はない。

（問52）で回答した通り、当財団の事業全体の評価は難しく、従って助成プログラム自体の評価も難しいと考えている。

〇〇〇に関する助成をしており、現在のところ過不足はないと考えられるため。

前問の答えと同じ。（当財団の各助成先からは、自主的に活動内容や成果についてのレポートが送られて来ており、改めて評価する必要がないため。）

同じ助成財団でもその目指すところは財団により異なり、助成対象テーマや方法を一つの基準で評価することは困難と思われる。

前問同様。（「助成したプログラム等の評価」については、当財団の事業活動では該当しないかと思えます。）

現状の助成プログラムに関して特に問題を感じない。

e. かつて実施したことはあるが今は実施していない。

研究助成に集約しているため

問54 「助成事業の見直しや公益目的事業の変更の意向」今後の貴法人の助成事業を発展させていく上で、助成事業の見直しや公益目的事業計画の変更を行う意向はありますか？下記の中で該当する項目に✓をつけてください。

| | |
|---|----|
| a. 定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい。 | 10 |
| b. 現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい。 | 17 |
| c. 公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい。 | 39 |
| d. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行う意向はない。 | 77 |
| e. その他（合併による助成事業の見直し等） | 1 |

その内容や理由、をご記入ください。

a. 定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい。

事業の拡充を検討中。

財団を取り巻く環境の変化、助成先の大学等の移り変わりに対する財団としての対応は、常に心がける必要があると考える。より良い助成と適切な対応も目指して試行錯誤している。

公益目的事業の変更はしないが、現状と沿わないことについて近い将来に定款変更を見直す予定。

近年始めた美術領域の助成については、財団の設立趣意、目的に立ち返って内容を検討し、必要に応じて見直しを進めたい。

助成事業内容が定款に盛り込まれているため、事業の見直しが定款の変更と直結するため。

研究者の置かれた状況は、雇用の不安定さ（非正規雇用）、資金不足などにより悪化してきている。本会の助成制度は日の当たらない研究を助成していくという特徴があり、時代や社会情勢の変化を考え、常に制度の見直しを行い、必要であれば事業計画の変更も行っていきたいと考えている。

当財団は2019年に50周年を迎える。新しい半世紀に向けて現状の公益目的事業の見直し、また、新たな公益目的事業の検討を行うことを考えております。

b. 現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい。

これまでに、十分吟味の上、定款目的及び事業を見直したので、一旦これをベースとして、事業の構成及び新規事業について検討していきたい。

当財団では長期的視点での社会課題の解決を目指しているが、時間の経過とともに国や自治体等で取り込まれるようになったものも多い（例：留学促進、英語教育）。定款の目的は変更するつもりはないが、事業については当然見直しが必要である。

ステップアップ方式の検討、福祉・教育（奨学金等）→財団設立時将来拡充したいと考えていた分野だから

財団統合およびそれ以降、継続的に見直しを実施している。

まずは、公益目的事業の変更の必要のない範囲で、見直し拡大を図り、次に定款の範囲内ではあるが現在取り組んでいない(記載していなかった)事業に取り組んでいきたい。

創設時「助成型財団」としたのは、時代の社会的要請に適切に応じた事業展開を行うためとしており、定款の許す範囲で必要ならば公益目的事業の変更も実施すべきであろうと考えております。

理科系離れと言われている状況を改善するために、研究者への助成だけでなく、すそ野を広げる助成事業を展開したい

日本ではこれまで類のない新しいタイプの事業をスタートする計画があるが、出来るだけ定款の範囲で進めたいと思っている。ただし、必要な場合は定款変更もやむを得ないと考えている。

必要に応じて見直しを適宜実施する。

社会より求められる助成事業が変化すると考えられるため。

自然科学の研究環境は、競争的資金の割合が多くなるなど最近大きく変化しており、当財団もそのような環境変化に応じて助成事業の在り方を考えてみたいと思います。

次期中期5ヶ年計画の策定時（2020年度を予定）に行う計画である。

「地球温暖化防止」や「地域活性化」という観点で、助成事業の見直しを行っている。

新規の助成プログラムについて検討を行っている。

〇〇〇事業に加え、海外短期留学、さらに国内においても〇〇〇〇〇での語学研修を通じたグローバル人材育成プログラム、またコンピュータ端末を支給しての全国的に予備校等の特別授業の恩恵が受けられない現状を踏まえ、一流講師による解りやすい映像授業の学習支援も計画中有である。奨学金の給与以外に、お互いが刺激を与え合う絆の構築、また学習支援もしながら現状からもう一回り大きな国家社会に貢献しえる人材の育成を目指したい。

c. 公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい。

前述の通り、社会課題は変化すると考えているので、変化に応じた見直しは定期的に必要であると考える。

公益目的事業そのものに変更の予定がなく、事業は、時代に応じて、年々流動的であるため。

定款につき、機会があれば、法令の変更などアップデートの趣旨で変更したいが、公益目的事業の変更は検討されていない。

| |
|---|
| 事業規模を拡大しなくてはならない上に、奨学事業の質の向上に時間をかけたいので、正直なところ定款変更にあまり時間をかけたくない。 |
| 現在の事業目的の範囲で事業活動を見直すことは可能であると思料する。 |
| プログラムの見直しは毎年、選考委員会、評議員会、理事会での意見を「検討メモ」として関係者で共有して、それぞれの会議で議論を行い、修正の優先順位の高い者から順次提案し、決裁を得て実施している。時代の変化、文部科学省の科研費の質の変化、研究者を取り巻く環境の変化により、日々、プログラムの検証を行う必要があり、ルーティン化する重要性を感じている。 |
| 当財団の規模を勘案すると、やはり現在の範囲内での事業が適切と考えます。 |
| 現在の公益目的事業の範囲内でより充実した内容にしたいと考えている。 |
| 絶えず時代の要請応えることができているか、という観点からの見直しが必要ではないかと思う。 |
| 定款に定めた「調査・研究・開発の推進」「調査・研究・開発、学会等への助成」「普及事業」を大きな3つの柱としてまとめ注力していきたい。 |
| 現時点では大きな事業目的の変更はないが、事業内容については、継続性を維持しつつ、よりよいものにしていきたい。 |
| 移行後の定款、事業が相当柔軟性のあるものとなっているので、まず、現在のプログラムの充実を図っていくことが肝要と考えてます。 |
| 助成領域の拡張 |
| 研究助成事業とその広報活動に絞って事業を行っているが、助成対象の分野や広報活動内容については充実させていきたいと考える。 |
| 助成事業の見直しは常に意識にあるが、原資の関係で当面は難しいと考えている。 |
| 運用利回りの低下により、現状の助成事業規模の拡大は望めないため、より社会的意義の大きい、〇〇〇の名の下に助成するに相応しい領域に重点化することを考えたい。 |
| 奨学金給付事業について、指定校制度を採用しているが、指定校の選定基準が無いなど運営上の不備があり、こうした点について実情に即して整備したい。もともと〇〇〇〇時代に事業の内容として掲げていた「〇〇〇〇の普及啓発」について、現行の目的や事業に包含されると解しており、実際にこれに関する事業活動も行っているものの、〇〇会社が出捐している法人として、同業系の他の法人のように、この内容もいずれ事業として明記したいと考えている。 |
| 公益目的事業変更の必要は特に感じていないが、助成プログラムの見直しは不断に行うべきと考えている。 |
| 海外助成地域の拡大を考えている。 |
| グローバル化に対応して海外にも貢献していきたい。 |
| 現状で大きな変更の必要性は感じていない |

| |
|---|
| d. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行う意向はない。 |
| 資金面、要員面で見直しは困難。 |
| 〇〇研究に対する助成、支援に限定した事業分野を有しており、現時点でこの事業分野を変更するよていはない。 |
| これまで十分に見直しを図ってきた経緯があり、当面その予定はない。 |
| 平成29年度に従来の事業を変えず、助成等の対象に高等専門学校を追加したため。 |
| 長期的に検討しているため、当面は無い |
| 必要が無いため |
| 現在実施している事業はその内容も規模も財団の趣意に照らして適正なものと考えている。 |
| 今のところ、助成対象者が成果を出しており、また助成対象者から当法人の助成事業を評価して頂いていることから、今すぐ助成事業の見直し、公益目的事業の変更を行う必要性はないと判断しているため。 |
| 現状の運営で特に問題を感じない。 |
| 現在実施している助成事業を引き続き実施予定のため |
| 現在の助成事業活動がうまく遂行できている為。 |
| 当分 現状のレベルアップを図る。 |
| 今の助成事業をしっかりと行って行きたいと考えている。 |
| 特定分野での助成を継続してきたことにより、その分野では実績を上げており、今後も助成が要望され、期待されている。 |
| 〇〇〇に関する分野のみの助成事業を実施しており、その内容に現在のところ過不足がないと思うので。 |

| |
|---|
| 既存の助成事業は関係各界に定着しており撤退することは難しい。一方で財源を運用収益のみに頼っているため現状は好調ではあるが規模拡大は控えるべきと判断している。 |
| 当面変更する計画はないが、時代の要請等に合わせて変更していく必要はあると認識している。 |
| 現在のところは、見直しや変更はまだ視野に入っていないが、環境変化に応じて必要な時期が来るとは思われるので、常に環境変化を見極めていく。 |
| 修正した助成プログラムはありませんが、助成対象となる動き、個人的な動きを踏まえつつ、見直すことも懼れずに行いたい。 |
| 毎年度研究者ニーズを踏まえた研究助成金、海外留学補助金のあり方を検討し、それを応募要領に反映している。この作業の繰り返しにより、時代にマッチした助成事業を実施していると考えているので。 |
| 現時点では変更の予定はないが、今後の財団の長期的な方向性の議論の中で検討していきたい。 |
| 但し、今後の運用収益によって見直すこともあり得る。 |
| 現事業はそれぞれ有益であると考えている。但し将来的な事業資金面の課題があり、その問題をクリアできなければ変更せざるを得ない状況になるかもしれません。 |
| 上記の通り、当面は見直しも変更も予定していないが、財団設立者が財団に信託した趣旨に基づいて、現行事業の実態を良く把握し、更に世の中に必要とされる新しい事業や取組み、或いは新しい仕組み作りに改善する必要があるかどうかを考えていく。 |
| 現在実施している助成事業に、特段の課題・問題は認識していない。実際毎年、全国から250件を超える助成の応募申請を受け付けており、これは当財団の助成事業が、広く世間に認知され活用されている現れと考えられる。一方で、当財団の財政事情は極めて厳しく、現在の助成事業を拡大させる余力はない。従って、助成事業の見直し等は検討していない。 |
| 内閣府職員が後ろ向きだから（自分がいる間は余計な仕事はしたくないとハッキリ言われた）、こちら側が前向きに取り組もうとしても、無駄な努力で終わるので。 |
| なし |

| |
|------------------------|
| e. その他（合併による助成事業の見直し等） |
| 助成事業全体の見直しを進めている。 |

問55 〔公益目的事業の変更手続きに関する意見〕公益目的事業の変更やその検討を行った法人で、行政庁への事前相談や変更認定申請・変更届出の手続きに関して意見がありましたら、下記にご記入ください。特にない場合は記入は不要です。

| |
|---|
| 財団の自主的な事業（計画助成等）を追加しようと内閣府に事前に相談に伺った際に、事務局から、「自主的な事業であっても、相当に詳細に要件を定めた事業の設計が望ましい」ととれる意見があった。計画助成等を追加していくにあたり、助成財団間での事例共有や研究等があるとよいと思った。 |
| 行政庁は事前相談を含め十分対応いただいている |
| 親切に対応してもらっている。 |
| 事前に相談をさせていただき、的確な指導を頂いた。 |
| どこまでが申請で届出なのかが極めてあいまい。 |
| 変更届の範囲をより拡大・明示してもらいたい。 |
| 変更の届出については、どの範囲での変更について届出の要否を判断するのは担当官に委ねるため対応に戸惑う。 |
| 新規に始める事業については、例えば、単なる金銭的な助成にならないように、事業への関わりについて説明が求められるなど、申請時のチェックが厳しくなる方向にある |
| 移行時にはできるだけ内容を詳細にとの指導があり従ったが、今となっては記載内容の変更についてどこまで申請が必要か不明な点が多い。 |
| 公益性の考え方も含め、法人自治の観点をより推し進めた、かつ迅速でタイムスケジュールが明確な対応をお願いしたい。 |
| 変更認定に要する期間が申請から4ヶ月、準備期間を含めると半年以上を要する。変更への意欲を削いでいるので改善を希望する。 |
| 変更認定申請手続は繁雑すぎる。変更が公益目的事業の追加であるような場合は、公益認定申請書類と同様の書類を作ることは必要ないのではないかな。 |
| 定款の範囲以内で公益目的事業を行いたかったが出来ず定款変更を行い変更認定申請をしたところ、審査に時間がかかりました。（公益事業を行うのに？・・・） |

| |
|--|
| <p>公益目的事業の変更や拡大については、細かい内容について変更申請や届出を必要としない形で柔軟な対応が望ましいと考える。</p> |
| <p>変更届出の必要性がどこまであるのか、時として疑問に感じる。手続に物理的な時間をとられることから、柔軟な見直しができるような緩和措置を望みたい。</p> |
| <p>公益化の際の事前相談、指導の時の経験から、何かと時間もかかり、面倒なイメージがあるので、出来るだけ簡便かつ迅速な相談体制を、と考える。</p> |
| <p>事業変更等認定されるまで、三か月以上かかり、新しい事業を始めるのに時間がかかりすぎるので、法人の目的・事業に沿った活動は変更認定不要とするべき。</p> |
| <p>研究成果発表会、研究発表者どうしで発表内容を評価し、相互投票を実施し、獲得投票数の多い上位3名に優秀発表賞を付与し、副賞（公益目的事業会計）から授与したいと相談したところ、①全員が全部の研究発表を評価する訳ではない、②単なる人気投票に終わるリスクがある、とのことで、副賞授与は認めて貰えませんでした。もうすこし、研究者同士の厳しい評価の実態について理解をして頂いた上で、相談に乗って欲しかったです。</p> |
| <p>法人が前向きに考えているのに、内閣府が後ろ向き。法人の事を親身に考えて欲しい。</p> |
| <p>これまでは事前相談等でも丁寧な対応をしていただいております、特に意見はない。</p> |

1-2 移行一般法人アンケート調査集計表

問1 貴法人の名称についてうかがいます。また、問い合わせさせていただく場合がありますので、アンケートにご記入いただいた方のお名前とご連絡先をご記入ください。

回答件数 83件

| | |
|--------|----|
| 一般財団法人 | 74 |
| 一般社団法人 | 9 |

問2 移行前の旧主務官庁はどこでしたか？

| |
|---------------------|
| 金融庁 |
| 林野庁 |
| 経済産業省資源エネルギー庁 |
| 内閣府 |
| 国土交通省 |
| 国土交通省 |
| 経済産業省 |
| 厚生労働省 |
| 厚生省 |
| 総務省 |
| 通算産業省 |
| 農林水産省、総務省、環境省、国土交通省 |
| 農林水産省 |
| 農林水産省 |
| 法務省 |
| 文部科学省 |
| 外務省 |
| 文部科学省 |
| 文化庁 |

| |
|----------|
| 北海道庁 |
| 北海道知事 |
| 北海道知事 |
| 九州経済産業局 |
| 愛知県 |
| 大阪府 |
| 大阪府 |
| 大阪府 |
| 大阪府 |
| 大阪府教育委員会 |
| 大阪府教育委員会 |
| 山口県 |
| 山口県教育庁 |
| 千葉県 |
| 鹿児島県 |
| 東京都 |
| 東京都 |
| 秋田県 |
| 長野県庁 |
| 岐阜県 |
| 岐阜県教育委員会 |
| 佐賀県教育委員会 |
| 静岡県 |
| 兵庫県 |
| 宮城県 |
| 宮崎県 |
| 宮城県 |
| 岡山県教育委員会 |
| 兵庫県教育委員会 |
| 栃木県教育委員会 |
| 新潟県 |
| 新潟県 |
| 沖縄県知事 |
| 沖縄県知事 |
| 栃木県 |
| 島根県知事 |

問3 [一般法人を選択した理由]移行に際し、公益法人に比べて税制的な優遇がなくなる一般法人を選択した理由は何ですか？下記の項目で最も当てはまるものから順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | 該当なし | 合計 |
|----------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 移行手続きが簡単で事務的な負担が軽かったから。 | 13 | 16 | 7 | 10 | 2 | 0 | 0 | 0 | 34 | 82 |
| b. 移行後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかったから。 | 14 | 18 | 13 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 34 | 82 |

| | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|----|----|
| c. 助成以外の事業を行っており／行うことが想定され、公益事業50%以上の基準に制約されなかったから。 | 18 | 5 | 4 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 50 | 82 |
| d. 収益事業収入が多くあり／多くなると想定され、収支相償の基準に制約されなかったから。 | 8 | 6 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 60 | 82 |
| e. 使用目的に定めのない遊休財産を保有しており／保有することが想定され、その保有基準に制約されなかったから。 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 75 | 82 |
| f. 情報公開について、一定の自由度を保ちたかったから。 | 1 | 6 | 4 | 9 | 0 | 1 | 1 | 0 | 60 | 82 |
| g. 全般的に公益法人となるメリットがあまり無いと判断したから。 | 14 | 11 | 13 | 6 | 4 | 1 | 1 | 0 | 32 | 82 |
| h. その他 | 10 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 69 | 82 |

「その他」の内容をご記入ください。

| |
|--|
| 公益財団法人への移行の認定基準を満たしていなかったため、一般財団法人を選択した。 |
| 研究助成に公益性がない。(特定大学特定学部にかぎられている。定款に掲載) |
| 所有している資産が仕組債(約9割)である。 |
| 最初は公益法人化を目指していたが、50%以上の公益事業を行うことができないため、一般法人となった。 |
| ガバナンス上の制約。同一企業の役職員が、理事総数の1/3を超えていたため。 |
| 基本財産が少額で利息は僅か、寄付を得る見込みも少ないので、これを機会に、財産を取り崩して意味のある助成を行う方針に切り替えたため。 |
| 県への移行相談会において、その時点の状況が(市から会館の管理運営を受託することが主な事業)では公益への移行は難しいとの話があったため。 |
| 収入が少なく、従事職員の報酬の支払いが困難である。現行無報酬ボランティアの運営活動に全面的に依存しているため、永続的な活動が困難である。その為公益の選択が出来なかった。 |
| ①税制優遇がいつまで続くか不透明だったため ②継続的な寄付金確保の見通しが不明であったこと |
| ・定款に基づいた事業の執行ではあるが、執行方法や金額等の自由度を高めたかった。 ・将来的に賛助会費に頼った運営を続けるのが難しいとの判断があった。 |
| 解散のリスクを回避する為。(一般社団に移行してからゆっくり公益社団法人に移行する) |
| 当法人の身の丈に合わせる、との考えから一般法人を選択しました。 |

問4 [定款における目的の変更]一般法人への移行に際して定めた定款において、移行前の寄附行為の「目的」を変更しましたか?該当するものに✓をつけてください。

| | |
|-------------|----|
| a. 変更した。 | 19 |
| b. 変更しなかった。 | 62 |

問5 問4の回答の理由をご記入ください。

| |
|---|
| a. 変更した理由 |
| 設立後20年ほど経つので、状況の変化に対応した。 |
| 移行時の事業は「公益事業」20%、「収益事業」20%、残り60%は公益事業と認めてもらうに多大な説明資料作成を必要とするもので、経営上継続が不可能と判断。 |
| 移行前の寄付行為の目的が少し限定的であったため、より広い意味になるよう変更した。 |
| より、本財団の目指す方向に沿ったものとするため。 |

| |
|-------------------------------------|
| 1. 目的と事業の明確化 2. 目的範囲の拡大 3. 目的内容の拡大 |
| 目的とする範囲を拡大した |
| 〇〇保健のみならず全身の視点に拡大のため |
| 移行に際して、事業内容も変更したため。 |
| 新たな目的の追加 |
| 従来からも〇〇大学を基に助成していたが、はっきりと定款に明記。 |
| 廃止済の事業にかかる記載を削除 |
| モデル定款の記載方法に準じて簡素化した。 |
| 法的に当てはめた |
| 移行により、定款変更が必要となるため、目的の部分の書きぶりを見直した。 |
| 2つの財団を合併して移行した為 |
| 定款とした。 |
| 目的が同じだから |

| |
|---|
| b. 変更しなかった理由 |
| 主務官庁の指導により |
| 財団を設立した〇〇〇〇の想いを継続するため |
| 設立趣旨を引き続き堅持するため。 |
| 法人としての事業活動には大きな変更がなかったため |
| 地元学生を中心とした奨学金制度に限られており特に変更しておりません。 |
| 会の目的は〇〇〇法に定められているから。 |
| 移行の前後で事業の目的は変わらないため |
| 法人移行後も目的に変更がないため |
| 一般財団法人に移行しても公益性を持続するため |
| 公益法人改革で、自分たちの目的を変更するのは意味がわかりません。 |
| 設立当初の目的を引き継ぐため |
| 設立時の目的に変更がないため |
| 目的は変わらなかったため |
| 目的自体態が変わらないから |
| 若干の表現の変更は行ったが、基本的に変更はなかったため |
| 若干の言い回しの変更はあるものの、本来の目的としている内容には相違が無いため。 |
| 当面、他の事業を行う予定がなかったから |
| 同じ |
| 公益事業を継続するため |
| 移行前の事業を継続するため。 |
| 事業内容の変更がなかった。 |
| 事業内容に変更がなかったため。 |
| 内容に変更がなかったため |
| 活動に変更が無かったため |
| 変更の必要がなかったため |
| 変更する必要がなかった |
| 変更する必要がなかったから |
| 変更する必要がなかったため。 |
| 変更の必要性が無いため。 |
| 変更する必要がなかった。 |
| 変更の必要がなかった |
| 変更する必要がないから |
| 必要がなかった |
| 特に必要ない |
| 変える必要がなかったため。 |

| |
|----------------------------|
| 変更する理由がなかった |
| 変更する理由がなかった。 |
| 目的を変更する理由がなかったから |
| 研究助成金・奨励金交付事業以外の事業を展開していない |
| 研究助成を主目的として各研究機関へ寄附している為 |
| 元々「寄附行為」を記載していない |
| 寄付行為が無い |
| 社団法人の社員には寄付行為は必要ない |
| 特になし |
| 当協会に該当しない |
| 担当者が変わり当時のいきさつが不明 |
| 不明である |

問6 問4で「変更した」と回答した場合、その内容をご記入ください。

| |
|--|
| 定款に〇〇大学〇〇系にかぎると明記した。 |
| 身体の局所のみならず、全身の視点から健康増進、疾病予防、治療及びリハビリテーションに関する事業 |
| 「地域コミュニティの活性化」「地域資源を活かしたビジネスと雇用の創出」「地球環境の維持保全」などを加えた。 |
| ・大学生に対する奨学金の給付事業 ・学術研究に対する顕彰および助成事業 |
| 目的(旧4条、新3条)の「未踏分野の科学技術の振興を図り」の部分「未踏分野の科学・技術の及び関連する社会科学の振興を図り」を盛り込んだ。 |
| 1. 目的にあった「成果の公開普及」を事業に移動 2. 目的範囲を「〇〇の研究」から「〇〇〇の研究」に 3. 目的内容に「人材育成」を追加 |
| 寄附行為の「目的」に記載の項目から「企業経営及び生活に関するコンサルティング業務」を削除 |
| 1つの財団の目的を削除(もう1つの財団の目的に包括されていたため) |
| 〇〇〇学・〇〇に限定していたが、医療・介護までを含めた。 研究と助成としていたが、研究奨励・研究支援・普及啓発までを含めた。 |
| 〇〇及び地域の活性化に関する事業 |
| 原則的には変更はないが、漁港・漁場・漁村の調査・整備の成果普及だけでなく、安全・安定・安心で快適な活力ある漁村形成を推進し、均衡ある発展を目的とした。 |
| 移行前は対象者を“〇〇〇〇に所在する”学生と限定していたが、移行後は所在の記載をなくし、広く応募いただけるように変更した。 |
| 寄付行為：〇〇〇〇、〇〇、〇〇等における技術の修得及び研究開発に対して助成し、産業の発展及び一般生活の向上に寄与する。 定款：〇〇〇〇の化学教育・利用促進をはかり、あわせて地域の文化と暮らしのための事業に対して助成し、もって地域生活の向上に寄与することを目的とする。 |
| 主旨は変えず、書きぶりを今日的なものにした。 |
| 理事・評議員の定数の変更 |
| なし |

問7 [定款における事業の変更]一般法人への移行に際して定めた定款において、移行前の寄附行為の「事業」を変更しましたか？該当するものに✓をつけてください。

| | |
|-------------|----|
| a. 変更した。 | 23 |
| b. 変更しなかった。 | 58 |

問8 問7の回答の理由をご記入ください。

| |
|--------------------------|
| a. 変更した理由 |
| 設立後20年ほど経つので、状況の変化に対応した。 |
| 2つの財団を合併して移行した為 |

| |
|---|
| 事業の拡大。 |
| 事業を一つ増やしました。 |
| 事業内容の追加 |
| より広範に活動するため |
| 均衡ある発展に寄与する目的とした。 |
| ・目的と事業の明確化 ・事業内容の明確化・詳細化 |
| 〇〇の管理運営を受託していたが、指定管理者となる予定があり、明記する必要性を感じたから。 |
| 目的の変更に合わせて変更 |
| 移行を機に、取組み事業を変更したため。 |
| 現状に合わせて実施している事業名を具体的に追加した。 |
| 事業内容を「目的」に最も近いものに絞るため。 |
| 現況に合わせた為 |
| 財団職員の縮小 |
| 事業の整理見直しを行ったため |
| 移行を機に一部の事業を廃止した。 |
| 廃止済の事業にかかる記載を削除 |
| 〇〇〇活動の助成について、これまで県内317団体を顕彰・助成しており、その役割を終えたと判断したため。 |
| 行政庁の指導により変更 |

| |
|------------------------------------|
| b. 変更しなかった理由 |
| 特に必要ない |
| 必要がなかった |
| 変更する必要がなかったため。 |
| 変更する必要がなかった。 |
| 変更する必要がなかったから |
| 変更する必要がなかったため。 |
| 変更する必要がなかった。 |
| 変更する必要がなかった |
| 変更する必要がないから |
| 変更の必要がない |
| 必要なかった。 |
| 変更する理由がなかった。 |
| 変更の理由がなかった |
| 事業内容に変更がなかったため。 |
| 事業内容は変わらなかったため |
| 内容に変更がなかったため |
| 活動に変更がなかったため |
| 事業内容が変わらなかった |
| 法人移行後も目的に変更がないため |
| 移行の前後で事業の内容は変わらないため |
| 移行前の事業を継続するため。 |
| 事業を継続して実施するため |
| 事業内容が同じ |
| 当面、他の事業を行う予定がなかったから |
| 目的達成のための事業に変わりはないから |
| 当財団の設立趣旨を継続するため |
| 設立時の目的に変更がないため |
| 業態に変更がなかったため。 |
| 地元学生を中心とした奨学金制度に限られており特に変更しておりません。 |

| |
|------------------------------------|
| 公益法人改革で、自分たちの事業内容を変更するのは意味がわかりません。 |
| 一般財団法人に移行しても公益性を持続するため |
| 法人としての事業活動には大きな変更がなかったため |
| 移行後に継続事業以外の事業を実施することを予定していないため。 |
| 事業を拡大するほど事業費がないため |
| 研究助成のみ実施 |
| 元々「寄附行為」を記載していない |
| 寄付行為は必要ない |
| 寄付行為が無い |
| 当協会に該当しない |
| 担当者が変わりいきさつが不明 |
| 不明である |
| 特になし |

問9 問7で「変更した」と回答した場合、その内容をご記入ください。

| |
|--|
| 事業の中で、研究助成、褒章、成果の刊行、学術集会開催の援助、法人目的達成に必要な事業は残し、各事業は日本全国において行う、を追加。 一方、自然科学に関する調査、留学援助、海外科学者招へい並びに国内科学者の海外派遣の援助、図書・資料の収集ならびに閲覧と展示は削除。 |
| 定款の事業内容を研究助成のみにした。 |
| 〇〇或いは〇〇〇にかかわる健康診断と保健指導の実施。国際的な保健、医療および福祉活動支援のための物品あるいは金銭の拠出。 |
| 「全国ネットワークの構築」「地域コミュニティの活性化」「地域資源を活かしたビジネスと雇用の創出」「地球環境の維持保全」などを加えた。 |
| 「教育、研究施設に対する助成」を削除。（〇〇〇〇〇の廃止） |
| 事業内容を明確にするための文言の修正 |
| 「先端的科学技術及び新材料」を「材料を中心とした先端的科学・技術」に変更。 事業は海外でも実施可能といた。 |
| ・事業にあった「総合的研究」は目的に移動 ・メインである「助成事業」を明文化 ・「顕彰事業」「〇〇〇〇事業」の追加 |
| 事業内容を具体的詳細に変更した |
| 寄附行為の「事業」に定めた項目から「企業経営及び生活に関するコンサルティング業務」を削除 |
| 「〇〇〇〇の管理運営に関する事業」を項目に追加した。 |
| もう1つの財団の事業を追加した |
| 福利厚生事業を廃止し、受託事業を整理縮小して、〇〇〇〇事業としたため |
| (1) 早期発見・早期治療を目指した各種検診、疾病の診断及び健康相談・指導 (2) 診断用薬剤の開発及び各種薬剤に関する治験の推進 (3) 医学分野への光技術の応用に関する調査研究 (4) 画像診断法や診断技術の普及、推進、啓発、その活動への助成及び人材の育成 (5) 画像診断法や診断技術に関する医療機関等との連携の推進 (6) 早期発見・早期治療による経済的効果等の社会的影響に関する調査研究 (7) 健康維持・増進及び疾病の予防に関する調査研究 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 多面的・総合的な研究、研究奨励・研究支援・普及啓発などを追加した。 |
| 〇〇及び地域の活性化に関する事業 |
| 漁港・漁場・漁村の調査・研究に加え、都市漁村交流の活性化連携・支援、研究助成、提言等を行うよう、事業に加えた。 |
| なし |
| 一部の事業を廃止した。 |
| 同上 |
| “〇〇〇〇界発展の支援”の事業を追加しました。 |

寄付行為

- (1) 高圧ガスの利用に関する調査、研究、技術開発及び支援
- (2) 高圧ガスの安全機器、防災システム及び消費上の保安に関する研究開発における支援
- (3) 高圧ガスの輸送、貯蔵及び供給に関する技術の修得に対する支援
- (4) 高圧ガスの保安及び防災活動に対する支援
- (5) 溶接技術の修得及び資格取得に対する支援
- (6) 発展途上国における技術振興に対する支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

定款

- (1) 高圧ガスに関する化学教育・利用促進、及び保安に対する支援
- (2) 地域の保安・防災活動に対する支援
- (3) 地域の環境保全活動に対する支援
- (4) 地域の医療活動に対する支援
- (5) 地域の文化・芸術・歴史的価値の保護および管理に対する支援
- (6) 地域振興事業に対する支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

問10 [行政庁や認定等委員会からの指摘] 定款や公益目的財産支出計画の内容について、行政庁や公益認定等委員会から修正等の指摘がありましたか？ 該当するものに✓をつけてください。

| | |
|-----------------|----|
| a. 指摘があった⇒問11へ | 11 |
| b. 指摘はなかった⇒問12へ | 68 |

問11 問10で「指摘があった」内容と、それに対する貴法人の対応についてご記入ください。

| |
|---|
| 書類の書き方や提出の方法を指導いただいた |
| 指摘は適正と思われたので、修正した。 |
| 指示に従った。 |
| 指摘通りに修正した |
| 指摘事項を全て修正いたしました。 |
| 事業内容についてかなり修正等の指示があったと聞いている。(前任者より) |
| 公益性にそぐわない |
| 公益目的財産支出計画の記載方法等(実施事業ごとに内訳を記載するようになど)について指摘があり、修正した。 |
| 「認可申請書」仮作成段階の県担当者への事前相談にて「機関誌発行事業」が「公益事業」と認められず、「収益事業」と認定されたことから、修正・再提出し、了承を得た。 |
| 当初については内容について資料が無く確認ができない。尚、その後に公益化への(変更)打診を試みたが、申請時期を逸していることと、資金運用面の妥当性への指摘から取り下げた経緯がある。 |
| 不明である |

問12 [移行の前後で運営や事業の自由度の変化] 移行前と比べて、新しい一般法人の運営や事業(助成事業やガバナンスを含む)に関して、自由度(やり易さ)に変化はありましたか？

| | |
|----------------------------------|----|
| a. 自由度(やり易さ)に大きな変化はない。⇒問15へ | 57 |
| b. 自由度が増した(やり易くなった)。⇒問13へ | 12 |
| c. 自由度が減った(やり難くなった。)⇒問14へ | 4 |
| d. 自由度が増した面と減った面の両面がある。⇒問13と問14へ | 6 |

問13 問12で自由度が「増した」面があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|---|
| 監督及び報告項目が減った。 |
| 事業報告などを所轄官庁へ提出しなくてよくなった。また、問題が発生した場合、逐一相談を行っていたが、不要になる。 |
| 行政庁の許可が必要なくなった |
| 旧主務官庁からのチェックがなくなったため |
| 行政の関与が少なくなり自由に助成事業ができるようになった。 |
| 監督官庁への報告義務がなくなったので、自由に活動ができる。 |

| |
|---|
| 事業計画になかった講演会、シンポジウム等が開きやすくなった。 |
| 従来は必要であった主務官庁との調整が簡素化されたため、法人としての責任がより重要視されるも、法人運営がこれまでより円滑になった。 |
| 使える資金、すなわち使わなければならない資金の額に比例して自由度がました。 |
| 収支相償に縛られない為 |
| 評議員の定数減、顧問の廃止により、評議員会等の開催スケジュールの調整や、改選の業務運営負担が軽減された。 |
| 移行後新たに始めた助成事業に関して、財団の趣旨に沿った団体を支援できているため。 |
| 収益事業の制限があったが、地域発展のためのお手伝い（コンサル業務）の自由度が増したことにより、地方公共団体等からの相談が受けやすく、地域発展に寄与しやすくなった。 |
| 公的目的範囲が広まった。 |

問14 問12で自由度が「減った」面があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|--|
| 年度初めの前年度総括は、移行前は、理事会、評議委員会が同時に開催できたが、今は分けて開催しなければならず、理事・評議員選出の年は、もう一度理事会を開催しなければならず、時間的にも費用的にも負担が増えた。この超低金利の時代、費用がかさむのはしんどい。また、そのわずかな利金、利息からも税金が引かれ、実際に使用できる資金が少なくなってしまう。この税金は、翌年度還付されるが、その処理が面倒。どうせ還付されるのであれば、最初から非課税として頂けないだろうか？ |
| 書類ふえた |
| 事務手続きが面倒になった |
| 移行時点で支出計画を原則守らねばならず、その後の変化に対応しにくくやり難い面がある。 |
| 公益目的支出計画の進捗管理のため、会計処理の負担が増加した。 |
| 自由度の上昇した事業へ人材が流れて、公益目的事業計画にない事業には人材不足となりその事業の自由度が低下した |
| 活動にあたり行政との情報交換の機会が減少した。 |

問15 [一般法人に移行したメリット感] 移行後の組織運営を通じて、一般法人を選択したメリットは何だったと感じますか？下記の項目で特に当てはまると感じるものについて順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 該当なし | 合計 |
|---------------------------------------|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 安定した助成事業ができるようになった。 | 15 | 2 | 3 | 1 | 0 | 58 | 79 |
| b. 資産運用の制約がなくなり運用実績をあげることができた。 | 5 | 2 | 2 | 1 | 2 | 67 | 79 |
| c. 主務官庁がなくなって助成の分野が広がった。 | 2 | 3 | 3 | 2 | 0 | 69 | 79 |
| d. 上記の他、行政の関与が少なくなり自由に助成事業ができるようになった。 | 16 | 10 | 3 | 1 | 0 | 49 | 79 |
| e. その他 | 8 | 1 | 0 | 0 | 1 | 69 | 79 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

| |
|---|
| 助成事業は現在のところ、少ないままである。 |
| 主務官庁への事務提出書類が減少した。 |
| 組織の継続維持のために、収支相償にとらわれることなく事業に取り組むことが可能である。 |
| 公益目的支出計画、事業報告、決算等を提出すればよいので、予算、事業計画を照らし合わせる必要がなくなった。 |
| 公益法人に比べ、財務三基準がないため、運営に自由裁量があり、また提出書類等の手続きが簡易で済む |
| 「非営利性が徹底された法人」を選択したことにより、余剰金の分配をしない、残余財産は市へ贈与、の項目を定款にうたい、出資者である市からの信頼も得ることができている。 |
| 地方公共団体等との連携・支援がやりやすくなった。 |
| メリットは特になし |

従来の目的及び事業内容でありメリットは感じていない。

問16 〔一般法人に移行したデメリット感〕移行後の組織運営を通じて、一般法人を選択したデメリットは何だったと感じますか？下記の項目で特に当てはまると感じるものについて順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 該当なし | 合計 |
|------------------------------------|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 金融資産収益に課税されるようになった | 32 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 41 | 79 |
| b. 収益事業に軽減税率が適用されなくなった | 9 | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 | 62 | 79 |
| c. 「みなし寄付金」が適用されなくなった | 4 | 6 | 2 | 0 | 1 | 0 | 66 | 79 |
| d. 公益目的財産の使用期間や使用目的が決められ助成事業が硬直化した | 5 | 6 | 2 | 2 | 0 | 1 | 63 | 79 |
| e. 法人としての公益性が認められず社会的な信用が得にくくなった | 2 | 1 | 5 | 0 | 0 | 1 | 70 | 79 |
| f. その他 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 73 | 79 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

| |
|---|
| 法人税の不利益な課税と、公益目的支出計画について（詳細は27の回答欄に記入） |
| 公益目的支出計画を達成しなければならないという制約感はあるが、それ以外の特別なデメリット感はない。 |
| 公益目的支出計画期間終了までは、当局への実施報告が必要なことから、管理負担が大きい。 |
| 従来の目的及び事業内容でありデメリットも感じていない。 |
| 特になし。 |

問17 〔行政庁の監督について〕行政庁へ毎年度提出する定期提出書類(公益目的支出計画実施報告書等)に関して、これまで指摘を受けたことがありますか？あれば3つ以内で（問17～19）ご記入ください。指摘事項1：

| |
|---|
| 計算の仕方、書き方の不備等 |
| 記入ミスについて指摘をうけた |
| 誤植等の軽微な修正のみ |
| 軽微な修正指示があり応じた。 |
| 単純な計算ミス。 |
| 計画進捗との遅れについて |
| 別紙2：公益目的支出計画実施報告書名 書き方の間違い（平成26年度） |
| 支出が計画より少ないのはなぜか。 |
| 支出額が計画よりも少ない（7割を下回っている）。 |
| 支出及び収入額の実績が計画を下回っていたことから、下回った内容及び理由の記述指摘 |
| 公益目的支出計画の完了見込みが変更となったため、変更届を提出したが、公益目的支出計画実施報告書には計画時（移行時）の完了見込みを提出するように指摘された。 |
| 付属明細書について、特定資産についての表記を追加するようご指示あり、そのように対応しました。 |
| 継続事業の経常収益と財務諸表との整合性 |
| 貸借対照表の内訳書を作成しているが、実施事業資産をそれぞれの事業毎に記載するよう指示があった。（当財団では、根拠がないことから応じていない。） |
| 相互に関連する勘定のB/SとP/Lの事業仕訳の不整合（B/Sの投資有価証券勘定とP/Lの基本財産運用益） |
| 有価証券の満期償還に伴う減損損失について、実施事業等会計の「共通」項目でなく該当する実施事業で計上するよう指摘があった。 |
| 登記の添付書類不備 |
| 理事会と評議員会を同時に開催しては行けない |
| 記述の誤謬のみでとくには、指摘なし |

| |
|-------------|
| 大きな指摘事項は無い。 |
| 特になし |
| 該当なし |
| なし |
| ない |

問18 指摘事項 2 :

| |
|---|
| 項目の訂正。 |
| 提出したなかで数字が間違えていた |
| 決算期の変更理由 |
| 計算の仕方、書き方の不備等 |
| 公益目的支出計画実施計画書監査報告書の提出 組織図・体系図の提出 鑑の日付修正 |
| 実施報告書の計画欄の記載相違（毎年度の実績計数に関わらず、当初計画計数を記載する。） |
| 「事業費の按分比率の変更」 |
| 公益目的支出計画実施報告書において 事業報告書の漏れ 収益・費用で共通はないとのことで削除（平成27年度） |
| 支出計画について、継続2の支出額が計画を下回っていることを指摘されました。次年度より必要項目を継続2に配賦し計画金額になるように修正いたしました。 |
| 理事会と評議員会との開催期間が中5日であったため、次回からは2週間は空けるよう指摘指導 |
| なし |
| なし |
| なし |

問19 指摘事項 3 :

| |
|-----------------------|
| 貸借対照表の口座情報の削除（平成28年度） |
| 同上 |
| なし。 |
| なし |
| なし |
| なし |

問20 行政庁の立入検査を受けたことがありますか？

| | |
|------------------------|----|
| a. 立入検査を受けたことがある。⇒問21へ | 2 |
| b. 立入検査を受けたことがない。⇒問24へ | 77 |

問21 立入検査を受けたことがある法人の方へうかがいます。立入検査で指摘を受けた内容を3つ以内で（問21～23）ご記入ください。指摘事項 1 :

| |
|----------|
| 寄付行為について |
|----------|

問22 指摘事項 2 :

| |
|-------------------|
| 理事会・評議委員会の議事録について |
|-------------------|

問23 指摘事項 3 :

| |
|----|
| なし |
|----|

問24 〔今後の法人類型の選択〕 今後とも一般法人として運営を進めたいと考えますか？ あるいは公益認定を受けて運営を進めたいと考えますか？ 下記の該当する項目に✓をつけてください。

| | |
|----------------------------|----|
| a. 一般法人のままを進めたい。⇒問25へ | 59 |
| b. 公益認定を受けて公益法人で進めたい。⇒問26へ | 4 |
| c. 考えたことがない。⇒問27へ | 16 |

問25 問24で「一般法人のままを進めたい」を選択した理由をご記入ください。

| |
|--|
| 細々とした行政の関与にしばらくしたくないから。 |
| 行政の関与および事務負担の軽減したいから |
| 公益法人化のメリットに対して、天秤にかける想定される自由度の削減と制約の多さ、また事務負担の増大を考慮すると、当面は一般のまま様子を見たい。 |
| 非課税となる公益法人は魅力であるが、公益法人は何かと制約多く、厳しいというイメージがあるため。 |
| 事務的負担が大きい |
| 現在、短時間勤務の2人で事務を担っているが、公益法人になることで求められる事務量が増え、勤務体制の見直しにより人件費が高むことが懸念される。 |
| 公益の場合、諸規定が厳しい |
| 公益認定を受け、維持する自信がない |
| 自由度を維持したい |
| 自由度が高い |
| 公益事業等について、財団独自の事業展開が可能であるため |
| 規模的に小規模、地域限定に特化したい |
| 収益業務規制の制限がなくなり、アンケート12のとおり、地域との連携・支援にあたり自由度が増した。 |
| 本会の場合、現状のまま移行認定を受けても、法人としてのメリットは無いと考えているため。 |
| 公益法人になるメリットがない |
| 今のままで良い |
| 不便がないから |
| 変更する理由がない |
| 公益法人になるメリットが無い |
| 現状で問題なし |
| 現状に問題なし |
| 現状で特に支障は生じていない |
| 現在の運営状況で満足している。 |
| 運営の現状に満足しているため。 |
| 移行して間もないものの比較的安定した運営を行えているため |
| 元々一般法人を希望しており、ほぼ想定どおりの運営ができている。 |
| 現寄付行為の内容に沿った事業を継続するため |
| 現状で支障がない |
| 特に不都合がない。 |
| 特に、不都合はない。 |
| 特に不都合がない |
| 今の体制で困る点がない |
| 一般法人として社会貢献することで満足している |
| 順調に事業遂行が図られているため |
| 安定した運営が出来ているので。 |
| 現在の運営で満足しており、初期の目的を達成できているため。 |
| 変更する積極的な理由がないから。 |
| 事業内容の変更を考えていない |
| 公益認定を得られるような活動を、今のところ予定していないから。 |
| 公益財団法人における収益事業は、公益目的事業の財源確保を目的とするものであり、当財団の主要業務は競争を経て受注していくことから安定した公益目的支出計画を策定して実施していく事業とは性質を異にするため。 |

| |
|--|
| 収益事業の割合が大きい |
| 公益目的事業比率が50%未満 |
| 「非営利性が徹底された法人」を選択し、指定管理事業も毎年清算することで、出資者である市からの信頼も得ることができている。 |
| 事業比率（公益比率）が50%以下だから。 |
| 事業は比較的安定しており、収入がないため基本財産の取崩しでの運営となるが、実施事業計画の短縮を進める方針 |
| 事業対象者が減ってきている。 |
| 主目的の変更もないので資産を取り崩して進める |
| 定めらてた期限まで助成を行い解散するため |
| 公益目的財産額0を、所定の使用期間内に達成したいので。 |
| 一般法人のままであることのデメリット、公益認定を受けるメリット、いずれも重要ではない。 |

問26 問24で「公益認定を受けて公益法人で進めたい」を選択した理由をご記入ください。

| |
|--|
| 税制での優遇 |
| 金融資産収益への課税が免除されているため。 |
| 定款に「組織解散に際しての余剰財産を国または他の公益法人に寄付する」と明示されている。当協会は「非営利法人」であることを宣言し、活動自体収益を目的としていない。 |
| 当初の目的どおり |

問27 [今後の一般法人制度等に関する意見・提言] 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、公益法人制度の在り方に関するご意見や提言をご記入ください。（特にない場合は記入不要）

| |
|--|
| メリットの拡充 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法上、「一般社団（財団）法人、非営利型法人」は、「公益社団（財団）法人」及び「普通法人 非営利型以外の法人」のいずれよりも不利益な課税となっています。 ・移行認可段階において「公益目的支出計画」の策定が義務付けられていることから、その計画期間中は、各法人において、「公益目的事業会計」は基本的に赤字となります。一方、「収益事業会計」は、法人の永続性を確保するためには収益を上げる必要があることから、基本的に黒字となります。 ・「公益社団（財団）法人」であれば、課税所得の範囲は収益事業のみですが、収益事業に属する資産から公益目的事業のために支出した金額について、みなし寄附金として損金算入が認められていることから、収益事業の所得金額はその分少なくなります。 ・また、「普通法人 非営利型以外の法人」であれば、課税所得の範囲が全ての事業とされていることから、公益目的事業会計（赤字要因）と収益事業会計（黒字要因）を合算することになり、事実上、上の損金算入が認められたことと同じ結果となります。 ・「一般社団（財団）法人、非営利型法人」については、収益事業会計（黒字要因）のみを課税対象とし、かつみなし寄附金を認めないのは、赤字要因を顧慮しないこととなり、「普通法人 非営利型以外の法人」よりも不利な結果をもたらしています。 ・これら三つの法人区分の均衡のとれた公平な課税を確保するため、「非営利型法人」についても、「公益社団（財団）法人」のみに認められている、「みなし寄附金の損金算入」を適用する必要があると考えています。 ・また、「公益目的支出計画」は、新公益法人制度の移行時点の財産を公益的な事業で使い切る計画で、収益事業で収益をあげない限りは、計画が終了するとその法人は存続できなくなるという計画になっています。 ・非営利型法人でありながら収益をあげるということは困難であり、法人が永続性のある事業を行っていくために財産を減らさない努力をするのは当然のことであると考えます。計画の達成は、公益目的収支差額ではなく、公益目的支出額で判断していただくよう希望しています。 |
| 実績を見て、一般財団法人も非課税にして欲しい。 |
| 公益法人改革は、高級国家公務員の天下りや、天下り先での杜撰な運営が発端となったものと理解しています。健全な運営をしていた財団が巻き込まれたとの感がいまだに消えません。そういう意味で、時々送られる内閣府メールで「純資産相当額を外部に譲与するのではなく法人内に残すことが認められた」という言い方が不愉快です。本来は国が召し上げるべき資産を財団に留保させてやっているという態度は改めるべきです。 |
| 将来の収入減（または無し）により、当初の公的支出計画通りに完了できず、資産が枯渇してしまうケースもあり得る為、柔軟な制度にしていきたい。 |

問28 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、組織運営に関して課題と感ずることをご記入ください。（特にならば記入不要）

| |
|---|
| 収入をどうやって確保するか。 |
| 低金利による運用益の減少 |
| 無報酬による組織運営の継続は将来は難しい。 |
| 運営上の実務や手続きをより効率化簡素化し、役員、関係者、協力者、助成対象者とのコンセンサス作りにもっとエネルギーを注げられるようにできればと思います。 |
| 役員の高齢化などに対応し、今後の交替などへの円滑な対応ができるか否か |
| 社員総会の開催について：開催通知、開催場所など |

問29 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、助成財団センターへの要望がありましたらご記入ください。（特にならば記入不要）

| |
|---|
| 寄附金の受け入れに自由度が欲しい |
| 公募活動において、どの程度、閲覧・参照されているのかが知りたい。また、掲載方法についてのアドバイスなどもあるとよい。（担当期間が短いので、よく理解できていないこともあります） |
| 善意の持主が官と民の間で社会と国民を向上させたいと活動する場合の効率的な組織運営を教えてください |
| 一般財団へのアドバイス等のセミナーもお願いしたい。 |
| 今回のようなアンケートは不要。 |

問30 〔公益目的支出計画の内容〕移行時の公益目的財産の種類はどれですか。下記の項目で最も額の多いものから順に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみに✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 該当なし | 合計 |
|----------------|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金 | 50 | 7 | 5 | 1 | 15 | 78 |
| b. 株式 | 8 | 7 | 0 | 0 | 63 | 78 |
| c. 土地・建物等の不動産 | 6 | 6 | 2 | 0 | 64 | 78 |
| d. その他の財産 | 6 | 9 | 2 | 1 | 60 | 78 |

「その他の財産」が最も多額の場合は、その内容をご記入ください。

| |
|----------------------|
| 現金預金 |
| 現金 |
| 事業収入 |
| 投信（積立） |
| 現金預金（運転資金）：589,368千円 |
| 普通預金 |
| 仕組債 |

問31 移行時の公益目的財産額をご記入ください。（現金以外の場合は評価額をご記入ください。）

（単位：円）

| |
|----------------|
| 16,147,478,277 |
| 11,798,338,744 |
| 4,881,232,782 |
| 4,550,678,120 |
| 4,314,000,000 |
| 2,906,799,046 |
| 1,782,227,704 |
| 1,457,029,183 |
| 1,250,162,171 |

【公益目的財産平均額】

1,034,459,825 円

| |
|------------------|
| 1, 239, 569, 003 |
| 1, 186, 176, 596 |
| 1, 150, 777, 204 |
| 1, 139, 448, 858 |
| 1, 130, 000, 000 |
| 1, 105, 520, 000 |
| 999, 000, 000 |
| 953, 267, 335 |
| 857, 788, 125 |
| 818, 413, 080 |
| 751, 549, 000 |
| 683, 040, 041 |
| 621, 759, 281 |
| 619, 570, 026 |
| 574, 647, 638 |
| 528, 246, 931 |
| 517, 385, 433 |
| 451, 024, 363 |
| 449, 555, 763 |
| 435, 131, 465 |
| 404, 790, 570 |
| 383, 461, 104 |
| 371, 131, 213 |
| 366, 086, 967 |
| 341, 488, 673 |
| 335, 635, 966 |
| 332, 079, 756 |
| 323, 968, 086 |
| 318, 139, 000 |
| 300, 820, 984 |
| 280, 844, 548 |
| 263, 760, 469 |
| 250, 000, 000 |
| 248, 494, 170 |
| 214, 851, 257 |
| 212, 287, 447 |
| 205, 244, 563 |
| 201, 776, 316 |
| 200, 000, 000 |
| 174, 691, 858 |
| 172, 792, 894 |
| 142, 988, 725 |
| 135, 874, 642 |
| 124, 488, 559 |
| 115, 559, 286 |
| 107, 368, 662 |
| 102, 026, 552 |
| 97, 535, 849 |
| 85, 342, 038 |
| 69, 299, 000 |

| |
|------------|
| 50,000,000 |
| 44,022,088 |
| 35,832,248 |
| 25,295,027 |
| 23,123,811 |
| 21,649,323 |
| 20,309,420 |
| 5,659,585 |
| 2,626,912 |
| 1,024,000 |
| 0 |

問32 公益目的財産の使用期間は何年間ですか？

(単位：年間)

| |
|-----|
| 294 |
| 294 |
| 144 |
| 118 |
| 118 |
| 117 |
| 110 |
| 93 |
| 88 |
| 88 |
| 79 |
| 73 |
| 70 |
| 70 |
| 69 |
| 58 |
| 57 |
| 56 |
| 56 |
| 50 |
| 50 |
| 50 |
| 49 |
| 43 |
| 43 |
| 42 |
| 41 |
| 41 |
| 36 |
| 35 |
| 34 |
| 33 |
| 32 |
| 32 |
| 31 |
| 30 |

【公益目的財産使用平均期間】

平均 45.2 年

| |
|----|
| 28 |
| 27 |
| 26 |
| 25 |
| 25 |
| 24 |
| 22 |
| 21 |
| 20 |
| 17 |
| 15 |
| 14 |
| 14 |
| 14 |
| 14 |
| 14 |
| 14 |
| 13 |
| 12 |
| 11 |
| 11 |
| 11 |
| 10 |
| 9 |
| 8 |
| 7 |
| 5 |
| 5 |
| 5 |
| 4 |
| 4 |
| 3 |
| 3 |
| 2 |
| 0 |

問33 [公益目的支出計画による助成プログラム] 公益目的支出計画による助成プログラムの概要をご記入ください。

| |
|---|
| 自然科学分野で、博士号を取得し顕著な業績をあげた研究者に学術賞、大学院に在籍もしくはそれに相当すると認められ優れた成果及び将来性が期待できる者に研究奨励、学術研究発表を主催する学会・団体等に学術助成を授与。 |
| 「○○○○○グランプリ」、「○○○○○賞（○○○○○賞）」 |
| ○○○○○を行うNGO/NPOの10団体程度に対して年間100万円又は160万円を上限として支援金による助成を行う。 |
| ○○○○○型中小企業等の新製品・新技術の研究開発にかかる助成 |
| ○○○○○分野における国内外の若手研究者の研究交流の助成、研究交流に伴う研究業績の表彰、研究交流に関する調査、情報の収集および提供 |
| ○○○○○を基盤とする医学研究に対する奨励金の交付 |
| ○○○○○における○○○○○の健康福祉事業、高齢者の社会活動並びに○○○層の増大する年齢別人口構成を是正するための諸施策及び諸活動を助成することにより、安定し活力のある長寿・福祉社会の実現に寄与する |
| ○○○○○研究助成基金の制度により、日本の医師・歯科医師を○○○○○大学医学部附属○○○○○への留学を支援。 |

| |
|--|
| 電気設備等の規格・基準に係る調査研究 |
| 地域の文化活動に対する助成 |
| 民間会社等からの提供を基にした助成 |
| 国立大学法人に対する特定寄附（教育研究活動、国際交流活動、学生の奨学及び修学上の諸指導、その他） |
| ①大学生に対する奨学金の給付事業 ②学術研究に対する顕彰および助成事業 |
| 若手研究者研究助成金事業、研究発表会等助成事業等を公募により実施 |
| 優れた映像教材の制作確保と制作奨励事業 |
| 研究助成金の支出 |
| 平和を脅かす原因となる人口、環境、食糧、資源エネルギー問題、社会保障及び国際協力等の各分野において活動をするNGO・NPO・個人の方々から助成金事業の応募を募る。募集についてはホームページ上に応募要項を記載し、年間を通して募集している。 |
| 〇〇〇〇出身の子弟に対する奨学金貸与 |
| 1. 研究・実践助成（公募） 2. 出版助成（公募） 3. 印刷助成（公募） |
| 公益目的事業が類似した公益法人事業への寄附 |
| 大学への寄附 |
| ユニークな事業活動を行っている先、果敢に新規分野の開拓に挑んでいる先、独創的な製品・技術を開発した先など元気な県内中小企業先を毎年3社程度選定して表彰し、振興金（1社につき100万円）を授与 |
| 科学研究費助成金交付事業 |
| 〇〇〇〇〇の発展のため、住民主体の文化的活動に対する助成事業「〇〇〇〇助成金」の交付を行う。 |
| 生徒に対する育英奨学金給付事業 高等学校教育並びに体育及び文化の振興を図るための会館貸与事業 |
| ・〇〇県、〇〇〇県内において、産業開発、地方創生、ベンチャー企業、学術研究（宮崎県のみ）の各部門で、地域に貢献している企業、団体を助成。 |
| 民事、刑事、家事及び少年の各分野における司法の研究において個人研究50万円、共同研究100万円を限度として助成を行うもの |
| 全国〇〇〇〇活動支援事業及び科学情報普及事業 |
| 〇〇県内の情報通信産業に関連する研究者および教育者に対する研究助成 |
| 科学技術の振興を通して、社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とし、〇〇特に〇〇技術の研究・教育を奨励・援助する |
| 〇〇地域の産業の活性化に寄与する、産学官連携による企業活動全般の支援事業 |
| 日本研究を行う外国人留学生への援助、〇〇〇〇センターへの助成 |
| 1. 事業の趣旨 住まいづくりやコミュニティ活動を行NPOや市民団体など（以下NPO等という）を支援する事により住民主体のまちづくりの実現や良好なコミュニティの形成を図ることを目的とする。 2. 事業の内容 (1) NPO等に対する支援 地域振興・活性化・町並みの保存、子育て支援、環境に配慮した住まいづくりやまちづくりなどNPO等の市民が主体となった活動を支援する。支援の内容は活動費用の女性他、情報提供や普及啓発を含む。 活動助成の実施については応募要項を作成し、財団のHPなどで広く一般に周知している。同要項に基づき、全国から応募を受け付け、応募資格に制限は設けていない。 選定に当たっては財団内に選考委員会を設け、委員名及び選考の基準も同要項に公表する事により、可能な限り透明性を図っている。 また、NPO等に対する情報提供や普及啓発を行うため、助成を受けた団体による活動結果の発表会（誰でも参加可能）を毎年開催し、これと併せてNPO等の情報交換会を行っている。その成果を報告書にまとめて希望者全員に無料配布している。 |
| 中小企業の金融、組織化、産業構造にかかる調査研究および中小企業に関する調査研究、中小企業における組織化に対する助成 |
| 外国人留学生修学援助事業、海外派遣援助事業、起業家支援事業 |

| |
|--|
| 〇〇県内の私学団体（幼・小・中高・専各）の実施事業に対して助成を行う。 |
| 学校推薦を基に、学術優秀・品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金援助を行う。 |
| 研究表彰：1人あたり100万円 研究助成：1件あたり100万円 |
| 〇〇と地域経済の活性化・国際化の促進に寄与する調査研究助成事業 |
| 毎年、研究助成テーマを定めて公募し、選定委員会により審査し、5件程度助成。 |
| 公益目的支出計画による助成プログラムはありません。 |
| 学生ボランティア活動への支援、学生の創造性涵養のための支援、学生を対象とする国際交流イベントの開催等 |
| 奨学金及、奨励賞、旅費補助 |
| 研究奨励事業 |
| 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の大学に在学する日本人大学生、並びに外国人留学生に対する奨学金の支給事業 |
| 1、高校以上の学校で修学に努める学生への奨学金（無利子）の貸与 2、読書推奨のため地域の幼少中学校図書室への蔵書の配置 |
| 〇〇県民の文化及びスポーツに関する活動の開催、助成、普及啓蒙 |
| ◆地域社会創造助成事業 〇〇〇〇における地域おこしや地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興などを通じて地域の暮らしを支え、伝統文化を維持し農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守るなど、地域社会創造を推進する地域住民団体、農業法人等の企業、自営業、NPO等市民活動団体を資金面から支援することを目的。助成金額の上限は、200万円、最長3年間（3年間の上限助成金額500万円）の継続助成を受けることが可能。 |
| ◆NPO等助成事業 NPO等市民活動団体の支援を通して、広く県民勤労者をはじめとする県民福祉の向上を図ることを目的に2003年度から実施。助成金限度額100万円、助成率80%。 |
| 2. 研究分野 以下のような広く新鮮な仏教研究を公募し、助成する。 【a】．SAT大蔵経データベースを直接の資料として用いた研究。 【b】．世界の思想・宗教状況を未来に向けて建設的に開いていく気鋭の論考。 【c】．仏教研究成果の公開発表、重要な仏教学術研究の成果の発信 なお、【c】については別記の条件を満たすものとする。 |
| 3. 募集対象者 修士号以上の学位を持ち、斯学に関心のある研究者。 |
| 4. 研究計画と助成額 研究計画は、申請者が主体となって行う研究で、原則として、平成29年度内に研究計画が達成され、成果をとりまとめられるものとする。 但し正当な理由があると認められる場合には、申請により、若干延期することができる。 助成額は、前記期間内における研究の実施に直接必要な経費とし、数名に対して総額300万円支給する。 研究分野【a】・【b】については原則1件30万円とする 研究分野【c】については選考により助成額1件150万円を上限とする。 助成人数・助成額は応募者の状況に応じて、選考にて決定する。 |
| 〇〇〇賞の授与 |
| 〇〇地域における冠婚葬祭産業等に関する調査及び研究に対する助成 |
| 2, 0 0 0 万程度の研究助成を3 5 年間実施 |
| 奨学資金給付事業、研究助成事業 |
| ・〇〇に関する〇〇〇〇〇を建設・運営し、一般の方に広く教習の場を提供する。 ・地域の保安・防災活動に対する支援 |
| 主に〇〇〇学専攻の大学院生への助成 |
| 当研究所の事業内容に沿った若手研究者によるものや市民活動に資する研究事業に助成する研究助成 |
| なし |

問34 問32の助成プログラムは、移行前の助成プログラムとどのような関係にありますか？下記の該当するものすべてに✓をつけてください。

| | |
|--------------------------------|----|
| a. 内容を見直して修正したプログラムがある。⇒問35へ | 6 |
| b. 移行時に新たに追加した助成プログラムがある。⇒問36へ | 6 |
| c. 移行後に廃止した助成プログラムがある。⇒問37へ | 2 |
| d. 移行前の助成プログラムと変わらない。⇒問38へ | 64 |

問35 問34で「見直して修正した」助成プログラムがある場合、その内容や理由をご記入ください。

| |
|--|
| 内容は、研究奨励をA(大学院博士課程に在籍するか、それと同等以上と認められる者)と、B(大学院修士課程に在籍するか、それに相当すると認められる者)に分けたこと。 理由は、従来対象が博士課程だけだったが、修士課程まで幅を広める必要があると判断したから。 |
| ・大学生に対する奨学金の給付事業 (内容) 対象を1回生または2回生より2回生からと変更。 (理由) 大学での学業成績を重視のため、1回生時の成績を学部(科)で上位1/3としたので、2回生から採用にした。 |
| 定款の目的に「実践の推進」とあり、より成果を社会へ還元するために実践も重視し、研究への助成だけでなく、研究実践活動に対しても助成を行うこととした。 |
| 〇〇〇〇〇への助成について、移行前の個別事業への助成から包括的な助成としての寄附金に変えた。 |
| 移行数年前より研究助成は行っていたが、法人事業としての助成事業は無かったので、これを定め、成果発表により普及啓発を行うとともに、地域支援を充実するため。 |
| 2000万円/年程度の助成とした |

問36 問34で「追加した」助成プログラムがある場合、その内容や理由をご記入ください。

| |
|--|
| 公益目的支出計画を実施するためのプログラム |
| 〇と地域経済の活性化・国際化の促進に寄与する調査研究助成事業。公益目的支出計画に伴い始めた事業であり、移行前は助成事業がなかった。 |
| 〇〇〇において、過疎・高齢化対策が急務との考え等により、過疎・高齢化が進む中山間地域や離島において、地域の暮らしを支える多様な仕事をつくり、相互に利用しあう仕組みの創出や地域の特色を活かした地域外との交流などで、新たな雇用の創出や就労場所の確保(機会の拡大)を図りたいとの理由から |
| 35年間で資産を終了 |
| 研究助成事業:文化〇〇の発展に貢献するべく、〇〇〇〇の大学・団体へ、研究事業補助並びに〇〇〇業発展支援を行っております。 |
| 〇〇に関する学習センターを建設・運営し、一般の方に広く教習の場を提供する。 |

問37 問34で「廃止した」助成プログラムがある場合、その内容や理由をご記入ください。

| |
|---|
| 〇〇研究に関する講演会、文献刊行、外国学者の招へい等への助成。資金不足のため |
| ・〇〇〇賞の廃止 (内容) 地道なボランティア活動を通じて、青少年の健全育成活動を行っている団体を顕彰・助成。 (理由) 〇〇〇内317団体を顕彰・助成しており、その役割を終えたと判断したため。 |

問38 [現在の助成事業の財源] 2016年度の助成事業の財源は下記の何れですか? 下記の項目で最も額の多いものから順に✓をつけてください。1つしかない場合は1つだけで結構です。当てはまらない項目は「該当なし」に✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 該当なし | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金の金利 | 19 | 18 | 5 | 1 | 0 | 1 | 30 | 74 |
| b. 株式の配当 | 8 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 61 | 74 |
| c. 毎年度の寄付や会費 | 13 | 12 | 5 | 0 | 1 | 0 | 43 | 74 |
| d. 国債等の債券や株式の売却代金(運用によるキャピタルゲインとして得るもの) | 3 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 64 | 74 |
| e. 収益事業から得られる利益 | 11 | 7 | 1 | 1 | 0 | 0 | 54 | 74 |
| f. その他の資金 | 15 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 55 | 74 |

「その他の資金」が1番多いと回答した場合は、その内容をご記入ください。

| |
|--------------------------------|
| 〇〇〇〇〇基金（取り崩し） |
| 助成金事業のための基金の取り崩しにより対応している。 |
| 財団の資産の取り崩し |
| 基本財産の取り崩し |
| 預金の取り崩し |
| これまでの寄付金を原資とする普通預金 |
| 公益目的財産（定期預金）の取崩し |
| 公益目的財産 |
| 自賠償保険の運用益 |
| 奨学金の返済金 |
| 受取補助金 |
| 寄付された遺産で運用 |
| 寄付金収入 |
| 寄付金 |
| 寄付金 |
| 「〇〇〇〇〇〇グランプリ」は協賛者が費用を負担しているため。 |

問39 貴財団で収益事業を行っている場合、その内容を教えてください。複数の事業がある場合は項目ごとに、1、 2、・・・と箇条書きでご記入ください。

| |
|--|
| 1. ビル賃貸 2. 出版 |
| 1. 受託研究事業 2. 家賃収入事業 |
| 土地賃貸 |
| 不動産賃貸業 |
| 不動産賃貸 |
| 基本財産である建物賃貸収益を財源とする |
| 1. 〇〇〇〇の不動産賃貸事業 2. 視聴覚教育を活用した教育方法改善事業 3. 教材開発事業 |
| 1. 不動産貸付業 2. 駐車場業 3. 出版業 |
| 調査研究の受託事業 |
| 民間企業・団体、地方公共団体からの受託研究等 |
| 1. 〇〇技術、〇〇〇〇に関する調査研究、研究助成 2. 〇〇〇〇〇建造物の保存修理、耐震診断等の設計監理及び耐震・劣化技術者の養成等 |
| I 企業等が行うイベントや出版・展示に協力する事業、II 出版物の販売及び著作権管理にかかる事業、III 〇〇〇〇等に関する寄贈図書資料受入事業 |
| 〇〇〇〇〇事業における調達業務及び管理業務 |
| 1、出版事業 2、調査受託事業 |
| 〇〇〇〇〇からの委託で照射事業の受託 |
| 1. 〇〇診療 2. 〇〇健診・保健指導 3. 商品販売 |
| 予防医学振興事業（人間ドックの運営等） |
| 1、執筆料 |
| 新聞事業 |
| 技術資料等の出版事業 |
| 1 刊行物売上 2 調査研究受託 3 講演料等収入 |
| スポーツイベント検定、セミナー、海外セミナー |
| 1. 裁判記録の複写事業 2. 法律図書の出版事業 3. 裁判関係等の録音反訳事業 |
| 1. 継続事業 2. 講演会事業 3. 調査・研究事業 4. 特別研究会 5. 受託・請負事業 |
| 1 研究検診事業 2 一般検診事業 3 連携事業 4 薬剤評価治験事業 |
| 1 食堂貸与収入 2 生徒徴収の会館維持費 |
| 1. 調査月報の販売、2. 地域経済等の調査研究、3. 情報提供 |
| 1. 教育事業 2. 標準化事業 |

| |
|-------------------------------------|
| 人材育成 |
| 〇〇〇〇内においてミュージアムショップを運営している。 |
| 中小企業に関する金融、組織化、産業構造にかかる情報提供 |
| 1. 〇〇関係コンサルタント 2. 〇〇関係コンサルタント 3. 会費 |
| 空港の環境監視事業 |
| 1 クレジットカード発行事業 |
| 収益事業を実施していません。 |
| なし |
| なし |
| なし |

問40 問39の事業による収益の合計が収益全体に占める割合を教えてください。(2016年度決算)
(単位：%)

| |
|-----|
| 100 |
| 100 |
| 100 |
| 100 |
| 100 |
| 99 |
| 99 |
| 99 |
| 99 |
| 97 |
| 95 |
| 95 |
| 95 |
| 93 |
| 84 |
| 80 |
| 80 |
| 74 |
| 64 |
| 64 |
| 61 |
| 57 |
| 55 |
| 50 |
| 47 |
| 47 |
| 45 |
| 30 |
| 20 |
| 12 |
| 10 |
| 10 |
| 8 |
| 8 |
| 0 |
| 0 |
| 0 |

【平均】
61.54 %

| | |
|---|---|
| 0 | 0 |
|---|---|

問42 問41の額で20%以上の増加があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|--|
| 寄付を頂いた個人からの善意 |
| 関係者より寄付金の申し出があったため |
| 2010年度から、当財団の事業目的・事業活動に賛同し、財団の運営を支援いただける個人、法人に対し、広く寄付を募っている。 |
| 創立140周年記念事業が開催され、〇〇改修費として762万円の寄付があった。 |
| 2016年度は、〇〇〇〇建設にあたり、特別の寄付があったため。 |
| 景気が少し良くなり、事業の関心度が上がったためだと推測されます |

問43 問41の額で20%以上の減少があった場合、その理由をご記入ください。

| |
|-------------------------------------|
| 協力者の幅が狭くなったため。 |
| 寄付を集めていた支部組織がなくなったため |
| 賛助会員の減少 |
| 出捐者都合 |
| 〇〇〇〇の学術セミナーの有無が、事業会社よりの寄付金の増減となる。 |
| 寄付環境の変化（〇〇〇〇の対応変化）、運営体制の見直し（移行時の計画） |
| 事業委託費に変更した事で寄付金はなくなりました。 |
| 寄付者が寄附金の税額控除が受けられなくなったため |

問44 〔今後重視したい助成事業の財源〕 今後の助成事業の財源は何れを重視したいと考えていますか？下記の項目で重視したい順に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 該当なし | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金の金利 | 21 | 10 | 7 | 0 | 0 | 0 | 36 | 74 |
| b. 株式の配当 | 7 | 4 | 2 | 0 | 1 | 0 | 60 | 74 |
| c. 毎年度の寄附や会費 | 13 | 9 | 3 | 3 | 1 | 0 | 45 | 74 |
| d. 国債等の債券や株式の売却代金（運用によるキャピタルゲインとして得るもの） | 3 | 6 | 3 | 2 | 0 | 0 | 60 | 74 |
| e. 収益事業から得られる利益 | 13 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 53 | 74 |
| f. その他の資金 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 64 | 74 |

「その他の資金」を1番重視したいと回答した場合は、その内容をご記入ください。

| |
|------------------|
| 公益目的財産（定期預金）の取崩し |
| 預金の取り崩し |
| 資産の取り崩し |
| 協賛者による費用負担 |
| 受取補助金 |
| 公益目的支出計画に伴う事業だから |
| これまでどおりの財源で問題ない |

問45 〔公益目的支出計画について感じていること〕 当初定めた公益目的支出計画について、実際に運用してどのように感じていますか？下記の該当する項目1つに✓をつけてください。

| | |
|--|----|
| a. 特に問題を感じていない。⇒問47へ | 53 |
| b. 問題を感じてはいるが、当面はそのまま続けて運用していきたい。⇒問47へ | 19 |
| c. 問題を感じており、計画内容の変更を検討したい。⇒問46へ | 2 |

問46 問45で「計画内容の変更を検討したい」と回答された方は、その理由と内容をご記入ください。

| |
|--|
| 財源となる収入が予定より不足しているため、今後、見直しが必要になると考えている。 |
|--|

財団を解散させる方向で考えている

問47 「助成事業の見直しや公益目的支出計画の変更の意向」今後の貴法人の助成事業を発展させていく上で、助成事業の見直しや公益目的支出計画の変更を行う意向はありますか？下記の中で該当する項目に✓をつけてください。

| | |
|---|----|
| a. 定款の変更や公益目的支出計画の変更も視野に入れて助成事業を見直したい。 | 3 |
| b. 現在の定款の範囲で公益目的支出計画の変更を視野に入れて助成事業を見直したい。 | 6 |
| c. 公益目的支出計画の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい。 | 6 |
| d. 助成事業の見直しも公益目的支出計画の変更も当面は行う意向はない。 | 57 |
| e. その他 | 2 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

公益目的支出計画を実施し、完了している。

有益な助成金制度だと考えているのでこのまま継続したい

問48 問47で回答した項目について、その内容や理由をご記入ください。

a. 定款の変更や公益目的支出計画の変更も視野に入れて助成事業を見直したい。

財団の解散を考えている

b. 現在の定款の範囲で公益目的支出計画の変更を視野に入れて助成事業を見直したい。

出版助成の充実

現在、〇〇〇と〇〇〇をターゲットとしているが、今後 その範囲を拡大していくため。

助成金事業の助成額の見直し等（数年後）

公益目的支出計画年数の変更

〇〇〇〇〇建設に伴い、公益目的支出計画期間が短縮となる。

母体企業の意向、理事、評議員の相違によるところが大きいので何とも言えない。

c. 公益目的支出計画の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい。

助成事業が時代の変化に合わない部分が出てきているため

助成事業の対象先については、都度見直していきたい

事業開始から環境や要望も変化してきており、一定の総括を行う予定である。その結果をみて助成事業の内容も見直すこともあり得ます。

寄付しても実績の分からないところは、見直しをする。必要かつ喜ばれる学校、団体の情報入手を見て判断していきたい。

超低金利なので、収入が極端に少ないので、当初の公益目的支出計画通りに続けていくと、計画より大分前に資金が底をつきそうなため。

近年、収益事業の減少幅が大きい。

d. 助成事業の見直しも公益目的支出計画の変更も当面は行う意向はない。

大きく変更する必要がない

事業の継続実施

事業目的、計画を変更する予定はない

事業内容が変わらないため

特に問題が生じていないため

現状で特に問題はないと思うため

運営の現状に満足しているため。

現状の状態で十分な内容であると感じています。

変更を行う要因が、今現在見当たらないため

現状の運営で支障なく、当面の動向を見たい

現状を維持すると決めたから

計画に沿った事業を行うため

理事会・評議員会で現状計画を進めるむね承認されているため

| |
|--|
| 現在の助成事業、公益目的支出計画が妥当であると認められるため。 |
| 当財団の設立目的の主旨に合致した活動を行う他団体を支援する現在の助成事業の規模・実施計画は、財団の事業規模・形態に合っているため。 |
| 現在の助成事業の内容で地域の文化の振興に一定の効果を上げていると思われるから。 |
| 〇〇資金が枯渇したときに事業の見直しを行う予定。 |
| 収益事業を含めた新規事業の立ち上げを当面予定しておらず、経済環境の悪化に伴う事業縮小の可能性は否定できないものの、現状の事業内容は本会の設立当初からの目的に合致しており、適正な組織運営が成されているため。 |
| 財団を設立した〇〇〇〇〇氏の想いを継続するため |
| 教育事業に通じた人材育成事業を最大のテーマに変わりはない。 |
| 資金の増加が見込めない |
| いつになるか見通せないが、資産運用にとっての厳しい環境が変化するまで耐えていくしかないと感じている。 |
| 平成29年度で終了のため |
| 助成事業がないため |
| 特になし |

問49 〔公益目的支出計画の変更手続等に関する意見〕 これまでに公益目的支出計画の変更やその検討を行ったことのある法人で、行政庁への事前相談や変更認可申請・変更届出の手続きに関してご意見がありましたら、下記にご記入ください。特にない場合は記入は不要です。

※回答なし

1-3 新設公益法人アンケート調査集計表

問1 貴法人についてうかがいます。次の当てはまる方に✓をつけ、法人の名称をご記入ください。

| | |
|-----------|----|
| a. 公益財団法人 | 47 |
| b. 公益社団法人 | 0 |

問2 問い合わせをさせていただく場合がありますので、アンケートにご記入いただいた方のお名前とご連絡先をご記入ください。

※回答省略

問3 [定款における目的と事業] 一般法人設立時の定款において定めた目的を下記にご記入ください。

| |
|--|
| 〇〇〇〇で発表される若々しく創造的な芸術文化活動への助成を行い、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする |
| 当法人は、教育・研究機関の国際交流の促進、異文化間の国際交流の促進に関する助成、基礎教育及び文化芸術・科学教育をはじめとする教育諸活動への助成、支援及び奨学援護等を行い、もって、わが国の文化芸術及び科学技術の振興、さらには人材育成の促進に寄与することを目的とする。 |
| この法人は、日本国内にある寺院、神社及び歴史的文化財等の建造物に関する学術研究を助成し、もってわが国の学術振興に寄与することを目的とする。 |
| 「意欲が高くても経済的理由で学習機会に恵まれない児童、生徒及び学生等に対して教育費の援助等を行うこと」「自立学習教育システムの研究及び開発によって創造力豊かで自立心に富んだ21世紀社会の人材育成に寄与すること」 |
| この法人は、クラシック音楽の振興を図るため、クラシック音楽に関する公演の開催を行うとともに、若手音楽家への助成支援を行い、もって文化的で豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。 |
| 本財団は、国内外の様々な分野における人材育成と学術振興、研究に対する助成を行うことによる社会貢献を目的とする。 |
| 当法人は、社会の課題解決や地域の活性化などの公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いを具現し、資源の仲介を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することにより、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。 |
| この法人は、有機化学関連研究に関する学術研究を助成し、もってわが国の学術振興に寄与することを目的とする。 |
| この法人は、わが国の教育と社会の現状と変化を見据えつつ、国の未来を切り開く原動力である教育のあり方について研究し、提言することによって、社会の教育的ニーズに応え、わが国の教育の発展に寄与することを目的とする。 |
| 家庭教育とりわけ日本古来の伝統的・文化的な家庭教育の研究を支援し、また、その精神を現代の子育て環境に反映させていく方策の探求及び実践を通じて、失われつつある日本型共同体の再建を図り、そこで育まれた優秀な人材を世の中に輩出していくことをもって、永続的な日本の発展に寄与し続けることを目的とする。 |
| 当法人は、〇〇〇における公益活動団体と、公益活動を支えたい企業、団体、個人等とを橋渡しするため、市民活動の社会的基盤の充実を図り、諸資源の循環をもたらすことで、地域のあらゆる主体が公益を担い、〇〇〇の未来を支え合う社会の実現に寄与することを目的とする |
| 当法人は、〇〇〇〇の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。 |
| 当法人は、社会の課題解決や地域の活性化などの公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いを具現し、公益活動に必要な資金等の資源の募集と分配を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することにより、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。 |
| 奨学事業、スポーツ振興助成事業、研究開発振興事業 |

| |
|---|
| 県民から資金を募り、行政、企業等が十分に対応しきれていない地域課題の解決に取り組むNPO団体の活動を支援する。 |
| この法人は、〇〇〇〇において両親もしくはいずれかの親を亡くした遺児・孤児に対し、その生活又は就学を助け、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。 |
| この法人は、公益的な活動を行う非営利団体の運営や事業を側面から支援したい人と運営する側を結ぶことにより、民間非営利セクターの発展と市民社会の実現に寄与することを目的とし、さらに、寄付者の寄付を有効に活用し広く一般市民への公益の増進に寄与する。 |
| この法人は、女性の自立と地位向上に努め、男女が共に能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に資することで、広く公益の増進に貢献することを目的とする。 |

問4 この定款の目的は、公益認定申請時に変更しましたか。次の当てはまる方に✓をつけてください。

| | |
|-------------|----|
| a. 変更しなかった。 | 30 |
| b. 変更した。 | 5 |

変更した場合は、変更内容を下記にご記入ください。

| |
|---|
| 「研究に対する助成」の文言を削除。 |
| 家庭教育に、「地域社会の教育」を追加。 |
| 奨学事業のみとした |
| この法人は、第4条に掲げる事業を通じて、わが国社会の学術および産業の振興・発展と福祉ならびに文化の向上に資することを目的とする。 |
| この法人は、生命科学に関する分野で、人間の健康と美を促進する研究に関する活動を支援し、もって技術革新と人間重視の両面からよりよい社会環境の実現に寄与することを目的とする。 |

問5 一般法人設立時の定款において定めた事業項目の事業について、1. 2. 3. …と箇条書きで下記にご記入ください。

| |
|--|
| 1. 芸術文化活動を行う個人・団体に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業 2. 芸術文化活動を行う個人・団体に対し、助成、融資等を行う事業 3. 芸術文化活動を支援するために、不動産・動産を活用する事業 4. その他前条の目的を達成するために必要な事業 |
| (1) 国内の大学及び大学院の国内学生に対する奨学金の支給 (2) 外国からわが国の大学及び大学院に留学する学生に対する奨学金の支給 (3) 奨学金の受給者に対する生活指導及び助言 (4) 教育研究活動に対する助成 (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 助成事業 |
| 1. ひとり親家庭、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親家庭、保護者が病気やケガ等で日常生活に支障が生じている家庭の児童、生徒及び学生等に対する教育費の援助 2. 教育費の援助を受ける児童、生徒及び学生等への指導・助言 3. 自立学習教育システム、教材の調査研究及び開発 4. 自立学習の教育・研修プログラム修了者に対する資格付与 5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. クラシック音楽に関する公演の開催 2. 若手音楽家への助成支援 3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 大学講座への寄付 2. 海外の大学に在学する現地学生への奨学金支給 3. 日本への外国人留学生に対する奨学金支給 4. 国内外の初等・中等・高等教育への助成 5. 学術・研究助成 6. スポーツ・文化・芸術支援を通じた青少年の育成 7. その他、上記目的を達成するために必要な事業 |

| |
|--|
| <p>公益活動を行う団体に仲介・提供するために、公益活動に必要な資金等の資源を募り、確保する事業</p> <p>公益活動を行う団体に対し、融資、助成、顕彰等を行う事業</p> <p>公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業</p> <p>前2号に掲げるもののほか、公益活動を行う団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業</p> <p>公益活動を行う団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業</p> <p>公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業</p> <p>公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売</p> <p>前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業</p> <p>その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 有機化学に関する研究への助成</p> <p>(2) 学生に対する奨学金の給付</p> <p>(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。</p> |
| <p>(1) 研究会、講演会等の開催</p> <p>(2) 研究調査と助成の実施</p> <p>(3) 研究成果についての刊行物の出版</p> <p>(4) その他、この法人の目的達成に必要な事業 及び関係機関との連絡調整</p> |
| <p>1. 家庭教育に関する研究の振興を目的とする助成</p> <p>2. 家庭教育の在り方に関する普及及び啓蒙を目的とするセミナー及び研修会の開催、並びに書籍の出版</p> <p>3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>(1) 公益活動を行う団体に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業</p> <p>(2) 公益活動を行う団体に対し、助成、顕彰等を行う事業</p> <p>(3) 公益活動を行う団体に対し、融資を行う事業。</p> <p>(4) 公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、公益活動を行う団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業</p> <p>(6) 公益活動を行う団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業</p> <p>(7) 公益活動に関する情報発信事業</p> <p>(8) 公益活動に関する調査研究、情報収集</p> <p>(9) 公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売</p> <p>(10) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>1. 市民公益活動を行う団体等に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業</p> <p>2. 市民公益活動を行う団体等に対し、助成等を行う事業</p> <p>3. 市民公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業</p> <p>4. 前各号に掲げるもののほか、市民公益活動を行う団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業</p> <p>5. 市民公益活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業</p> <p>6. 市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業</p> <p>7. 市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売</p> <p>8. 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業</p> <p>9. その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益活動を行う団体に仲介・提供するために、公益活動に必要な資金等の資源を募り、確保する事業 (2) 公益活動を行う団体に対し、助成、顕彰等を行う事業 (3) 公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業 (4) 前各号に掲げるもののほか、公益活動を行う団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 (5) 公益活動を行う団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業 (6) 公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 (7) 公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売 (8) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業 (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民や企業等の社会創造への志に裏打ちされた資金等の資源を募り、管理・活用する事業 (2) 市民や企業等から提供される不動産等の資産を社会創造に生かすために管理・活用する事業 (3) 市民や企業等に対して寄付の方法や社会貢献活動等の情報提供、相談、コンサルティング事業 (4) 寄付を推進するための普及啓発等に関する物品及び出版物等の企画、制作、頒布を行う事業 (5) 寄付を推進する仕組みやプロジェクトの企画及び実施に係る事業 (6) 社会的活動を行う団体等に対して助成、融資、出資、顕彰等を行う事業 (7) 社会的活動を行う団体等の行う資金調達を促進するために支援を行う事業 (8) 社会的活動を行う団体等に対して経営や組織体力強化に必要な資源を提供する事業 (9) 寄付や社会貢献活動等のあり方や解決すべき社会的課題及び社会的活動等に関する調査研究、情報発信、政策提言に関する事業 (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 自動車のリサイクル リサイクル リサイクル の高度化等に関する学術的・実践調査研究の推進及び助成事業 2. 消費者団体等の自動車リサイクルに関する周知活動支援事業 3. その他、この法人目的を達成するために必要な事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会課題の解決のために活動する市民団体等（以下、社会活動団体という）に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業 (2) 社会活動団体に対し、助成、顕彰等を行う事業 (3) 社会活動団体に対し、融資を行う事業 (4) 社会課題解決を支援するために、不動産等の資源を活用する事業 (5) 前4号に掲げるもののほか、社会活動団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 (6) 社会活動団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業 (7) 社会課題とその解決に関する情報収集・情報発信事業 (8) 社会課題とその解決に関する調査研究事業 (9) 社会課題とその解決に関する普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売 (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 奨学金の給付 2. 奨学金の給付を受ける学徒の指導 3. 食育に関する学術及び研究に対する助成 4. 食育に関する研究者の養成援助 5. 食育に関する研究成果の普及 6. 食育に関する情報収集及び提供 7. 食育に関する教育研究機関と地域社会との連携・交流事業 8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉活動及び社会奉仕活動の支援 2. 災害発生時における被災状況に応じた被災地への支援 3. その他社会に奉仕するため特に必要と認められた支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 子どもへの育英奨学資金の提供事業 2. 子どもへの自立支援資金の提供事業 3. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 |

| |
|--|
| <p>(1) 市民活動を行う団体等に仲介・提供するために、必要な資金その他の資源を募り、確保する事業</p> <p>(2) 市民活動を行う団体等に対し、助成、顕彰、融資等を行う事業</p> <p>(3) 市民活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を行う団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業</p> <p>(5) 市民活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業</p> <p>(6) 市民活動に係る調査研究及び情報発信に関する事業</p> <p>(7) 市民活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売</p> <p>(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>(1) 物流業界の振興発展に関する活動の助成</p> <p>(2) 物流事業の地球環境への影響に関する研究の助成</p> <p>(3) 物流事業の物資安定供給に関する活動の助成</p> <p>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>1 健康知識に関するセミナー・講演の開催</p> <p>2 健康教育に関する情報の収集及び提供</p> <p>3 生活習慣病の予防、健康保持のための健康教室の運営</p> <p>4 その他前号に関する公益目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>(1) 児童養護施設等から進学する学生に対する奨学金の支給</p> <p>(2) 経済的困難な学生に対する奨学金の支給</p> <p>(3) 奨学金を受ける学生の指導及び相談に対する助言</p> <p>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>1. 文化財保存学(日本画)の研究助成及び研究成果への顕彰</p> <p>2. 映像研究への研究助成及び研究成果への顕彰</p> |
| <p>(事業)</p> <p>第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 公益活動を行う団体等に仲介・提供するために、公益活動に必要な資金等の資源を募り、確保する事業</p> <p>(2) 公益活動を行う団体に対し、助成等を行う事業</p> <p>(3) 公益活動を行う団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業</p> <p>(4) 公益活動を行う団体及び資源提供者に対する啓発事業及びコンサルティング事業</p> <p>(5) 公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業</p> <p>(6) 公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売</p> <p>(7) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業</p> <p>(8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>1. 障害者、生活困窮者若しくは事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業又はそれを助成する事業</p> <p>2. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業又はそれを助成する事業</p> <p>3. 勤労意欲のあるものに対する就労の支援を目的とする事業又はそれを助成する事業</p> <p>4. 児童・青少年の健全な育成を目的とする事業又はそれを助成する事業</p> <p>5. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、若しくは豊かな人間性を涵養することを目的とする事業又はそれを助成する事業</p> <p>6. 文化および芸術振興を目的とする事業又はそれを助成する事業</p> <p>7. 地域社会の健全な発展を目的とする事業又はそれを助成する事業</p> <p>8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>(1) スポーツ団体・企業チーム等の振興に関する事業に対する助成</p> <p>(2) 小中学校、高校・大学等の教育の振興に関する事業に対する助成</p> <p>(3) 個人・団体の文化の振興に関する事業に対する助成</p> <p>(4) 個人・団体・教育機関の学術・科学技術に関する研究に対する助成</p> <p>(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>1. 展覧会の開催</p> <p>2. 若手芸術家への助成制度</p> <p>3. 若手芸術家のための表彰事業</p> |
| <p>1. 「出雲」文化の探究に関する事業及びその助成</p> <p>2. 「出雲」文化の保存継承に関する事業及びその助成</p> <p>3. 「出雲」文化の県内外への発信に関する事業及びその助成</p> <p>4. 地域の活性化、環境整備に関する事業及びその助成</p> <p>5. その他前条に定める目的を達成するために必要な事業</p> |

| |
|---|
| 1 皮膚科学に関する研究に対する助成 2 皮膚科学に関する研究者および学生に対する奨学助成 3 皮膚科学に関する大学講座への寄付 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. NPO団体を支援するために必要な資金を募り、確保する事業 2. NPO団体に対する助成、顕彰等を行う事業 3. NPO団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 4. 公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 5. 公益活動を推進するための普及・啓発 6. 県民全体が公益活動を支え、担う仕組みづくりの検討及び実施に関する事業 |
| 1. 奨学金の貸与又は給付 2. その他前条の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 民間公益活動の運営及び活動を支援するための基金の管理運営事業 2. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 男女共同参画に関する情報の収集、提供および相談 2. 男女共同参画に関する講座、研修の企画実施 3. 男女共同参画に関する活動や研究に対する支援および助成 4. その他前条の目的を達成するために必要な事業 |

問6 この定款の事業は、公益認定申請時に変更しましたか。次の当てはまる方に✓をつけてください。

| | |
|-------------|----|
| a. 変更しなかった。 | 26 |
| b. 変更した。 | 9 |

変更した場合は、変更内容を下記にご記入ください。

| |
|---|
| 1. 芸術文化活動を行う個人・団体に対する助成 2. 芸術文化活動を行う個人・団体に対する顕彰 3. その他当法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 公益認定申請時には変更しなかったが、公益取得後1年後位に、項目を追加した。 |
| 1. 家庭に「地域社会の教育」、研究に「実践」を追加 2. 「書籍の出版」を削除 |
| 奨学事業のみとした |
| 1. 子どもへの自立奨学支援を目的とした助成事業 2. 自立奨学支援を行う団体、組織、イベント等へ支援を目的とした事業 3. 自立した人たちの相互扶助と交流を目的とした事業 4. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| (1) 物流の振興・発展に資する学術研究に対する助成 (2) 物流の振興・発展に資する研究集会、シンポジウム、セミナー等の開催に対する助成 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| (1) 健康知識に関するセミナー・講演の開催 (2) 健康教育に関する情報の収集及び提供 (3) 健康教育に係る機関・教員及び指導者への助成 (4) 生活習慣病の予防、健康保持増進のための健康教室の運営 (5) その他前各号に関する公益目的を達成するために必要な事業 |
| 当該条文の2として追記 前項の事業は東京都において行うものとする。 |
| 1. 生命科学の分野の研究に対する支援および助成 2. その他前条の目的を達成するために必要な事業 |

問7 「設立時の財産」設立時の財産の額を教えてください。社団法人の場合で設立時の財産が無い場合は0（ゼロ）をご記入ください。（単位：円）

| |
|---------------|
| 2,531,300,000 |
| 673,669,560 |
| 526,629,899 |
| 282,320,000 |
| 100,000,000 |

【平均財産額】

139,994,447 円

| |
|--------|
| 預貯金 |
| 彫刻立体作品 |

問9 財団法人の方にお伺いします。財団法人を設立する場合には300万円以上の資産（基本財産）が必要とされますが、これをどのように調達されましたか？下記の該当するものについて✓をつけてください。複数回答でも構いません。社団法人の場合は、選択肢 f に✓をつけてください。

| | |
|----------------|----|
| a. 特定の個人が寄附 | 20 |
| b. 複数の有志が寄附 | 5 |
| c. 広く募金を呼び掛けた | 5 |
| d. 特定の企業が寄附 | 11 |
| e. 特定の非営利組織が寄附 | 5 |
| f. 社団法人 | 0 |
| g. その他 | 2 |

「その他」の場合、その内容をご記入ください。

| |
|----------------------------|
| 設立準備会からの寄付。設立準備会への寄付は複数の有志 |
| 特定の宗教法人が寄附 |

問10 〔公益認定を受けた理由〕一般法人設立後、公益認定を受けた理由は何ですか？下記の項目で最も当てはまるものから順番にレをつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」にレをつけてください。なお順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみレをつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 該当なし | 合計 |
|-----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 寄附者（個人や企業）に税制優遇があるから | 14 | 9 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 35 |
| b. 利息や配当などの金融資産収益に課税されないから | 3 | 5 | 5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 19 | 35 |
| c. 収益事業の利益をみなし寄附とすることができるから | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 32 | 35 |
| d. 社会的な信頼性が得られるから | 17 | 12 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 35 |
| e. 助成財団として当然のことと考えたから | 6 | 6 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 11 | 35 |
| f. わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 34 | 35 |
| g. その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 33 | 35 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

| |
|--|
| 一般財団法人を設立する段階で、できるだけ早い段階で公益認定をいただくことを前提にしておりました。 |
| 拠出者及び寄附者の公益事業に対する強い意思 |

問11 〔行政庁や認定等委員会からの指摘〕公益認定を受けるに際して定款や公益目的事業の内容について、行政庁（公益認定等委員会など）から修正等の指摘がありましたか？該当するものに✓をつけてください。

| | |
|------------------|----|
| a. 指摘があった ⇒問12へ | 7 |
| b. 指摘はなかった ⇒問13へ | 28 |

問12 問11で「指摘があった」内容と対応についてご記入ください。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・定款に記載の分野と、事業内容の分野に相違があり、分野に関する根拠を求められた。 ・募集要項の対象者に関する表現に関して指摘を受け、統一した（大学院生の対象範囲が曖昧だった）。 ・助成金や奨学金の給付期間に関する指摘を受け、表現の統一を図った（特に継続の有無について）。 ・役員、評議員を当初無報酬としていた点について、その後報酬規程を整備した。 |
| 財団設立時財産の寄付者が経営してきた株式会社との関係について。株式会社から事務室を借りたり、株式会社の社員を、財団の事務局員として兼任させるにあたり、妥当な金額の賃料や委託費を財団が負担するべきであると指摘され、そのように対応いたしました。 |
| 役員報酬規程の金額の固定化。 寄付申込書の様式見直し。 |
| 書籍の出版の除外。事業から除外した。 |
| 問5における定款の事業項目(6)のうち融資につき、具体的な仕組み、手続き、諸条件等が未確定であり且つ認定取得を急ぐ場合には当初認定審査の対象外とすることの示唆があり、当法人ではその取扱に同意のうえ認定を得た。 |
| 社員からの寄附金については、意向確認を取り付けること。 |
| 公益認定取り消し等に伴う贈与の規定が必要。（モデル定款36条参照） 「3公益目的事業を行う都道府県の区域」は「日本全国」とされたい。 |

問13 〔公益目的事業の財源〕 現在（2016年度）の公益目的事業の財源を下記から選択し、額の多い順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお順位をつける場合、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 該当なし | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金の金利 | 2 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 33 |
| b. 株式の配当 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 33 |
| c. 毎年度の寄附や会費 | 19 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 33 |
| d. 国債等の債券や株式の売却代金（運用によるキャピタルゲインとして得るもの） | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 33 |
| e. 国債等の債券や株式の売却代金（キャッシュフロー不足を補うためのやむを得ない資産の取崩し） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 33 |
| f. 収益事業から得られる利益 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 33 |
| g. その他の資金 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 | 33 |

「その他の資金」を選択した場合、その内容をご記入ください。

| |
|-------------------------------|
| 公益目的事業の委託事業 |
| 公益目的事業内の事業収益 |
| 業務受託収入 |
| 助成金 |
| 行政等からの事業の受託や補助金 |
| 2017年3月に設立したばかりであるため、公益事業は未実施 |

問14 〔寄附受入の変化〕 設立当初から寄附の受け入れはどう変わりましたか。下記の欄に設立後初年度と2016年度の受け入れ寄附額（現金以外の場合は評価額）を円単位で数字のみご記入ください。無い場合は0（ゼロ）とご記入ください。cには、設立初年度をご記入ください。

| a. 設立後初年度の寄附受入額（単位：円） | b. 2016年度の寄附受入額（単位：円） | c. 設立初年度（単位：西暦年） |
|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 30,000,000 | 25,645,785,000 | 2014 ※1 |
| 897,400,000 | 0 | 2014 |
| 526,600,000 | 318,195,250 | 2015 |
| 450,000,000 | 610,000,000 | 2011 |
| 244,009,000 | 30,917,000 | 2011 |

| | | |
|-------------|-------------|---------|
| 133,500,000 | 160,858,738 | 2010 |
| 77,300,000 | 400,000 | 2014 |
| 30,729,039 | 58,246,976 | 2012 |
| 20,345,000 | 51,119,617 | 2011 |
| 18,475,321 | 19,409,027 | 2013 |
| 13,159,736 | 17,985,551 | 2013 |
| 7,559,620 | 29,678,412 | 2010 |
| 6,500,000 | 0 | 2011 |
| 4,930,000 | 426,702,000 | 2015 |
| 4,288,405 | 11,022,597 | 2013 |
| 3,000,000 | 45,500,000 | 2015 |
| 3,000,000 | 0 | 2012 |
| 2,463,433 | 68,870,344 | 2008 |
| 2,324,000 | 2,051,000 | 1081000 |
| 2,000,000 | 4,027,400 | 2009 |
| 1,000,000 | 789,783,535 | 2012 |
| 1,000,000 | 2,000,000 | 1000000 |
| 213,000 | 13,021,635 | 2012 |
| 0 | 3,000,000 | 2011 |
| 0 | 9,578,736 | 2013 |
| 0 | 4,000,000 | 3000000 |
| — | — | 2016 |
| 0 | 0 | 2016 |
| 0 | 0 | 0 |

①上記の数値はSurvey Monkeyからのすべての出力値です。

②下記の算出値は、両年あるいはどちらか（2008年または2016年）で寄付を受けている場合の回答を算出範囲とします。

③e.～l.は特異値(※1)を区別して算出しています。

【いずれかの年で寄附があった法人】 (n=26)

| | |
|------------------|------------------|
| a. 2008年度寄附受入総額 | 2,479,796,554 円 |
| b. 2008年度寄附受入平均額 | 95,376,791 円 |
| c. 2016年度寄附受入総額 | 28,322,152,818 円 |
| d. 2016年度寄附受入平均額 | 1,089,313,570 円 |

【特異値のみ】 (n=1)

| | |
|------------------|------------------|
| e. 2008年度寄附受入総額 | 30,000,000 円 |
| f. 2008年度寄附受入平均額 | 30,000,000 円 |
| g. 2016年度寄附受入総額 | 25,645,785,000 円 |
| h. 2016年度寄附受入平均額 | 25,645,785,000 円 |

【通常値】 (n=25)

| | |
|------------------|-----------------|
| i. 2008年度寄附受入総額 | 2,449,796,554 円 |
| j. 2008年度寄附受入平均額 | 97,991,862 円 |
| k. 2016年度寄附受入総額 | 2,676,367,818 円 |
| l. 2016年度寄附受入平均額 | 107,054,713 円 |

問15 [収益事業について] 貴法人で収益事業を行っている場合、その内容を教えてください。複数の事業の場合は項目ごとに1. 2. . . と箇条書きでご記入ください。

| |
|----------------------------|
| 企業や他財団からの事務局委託事業や助成委託事業など。 |
| 収益事業は行っていない |
| 収益事業は行っていない |
| 行っていません。 |
| 行っていない |
| 該当事項はありません。 |
| 該当なし |
| なし |

問16 問15の事業による収益の合計が収益全体に占める割合を教えてください。(2016年度決算による) (単位: %)

| |
|----|
| 34 |
|----|

問17 [公益法人のメリット感] 公益認定後の組織運営を通じて、公益法人を選択したメリットは何だったと感じますか? 下記の項目で特に当てはまると感じるものから順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 該当なし | 合計 |
|--|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 寄附者(個人や企業)に税制優遇があり、より多くの寄附を受けることができた。 | 11 | 12 | 4 | 0 | 0 | 6 | 33 |
| b. 利息や配当などの運用益に課税されないため、より多くの助成原資を確保できた。 | 7 | 6 | 7 | 0 | 0 | 13 | 33 |
| c. 収益事業の利益を見なし寄附とすることで、より多くの助成原資を確保できた。 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 32 | 33 |
| d. 社会的な信頼が得られた。 | 16 | 13 | 2 | 0 | 0 | 2 | 33 |
| e. その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 33 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

※回答なし

問18 [財務3基準への対応] 公益法人には、下記の財務3基準を順守することが求められています。これらの基準について、助成事業を安定的・効果的に実施する上で、これまでの経験から特に制約を感じたこと、あるいは問題と感じたことはありますか? 該当するものすべてに✓をつけてください。

| | |
|---|----|
| a. 収支相償(公益目的事業に係る収入がその実施に要する費用を超えてはならないこと)について制約や問題を感じたことがある。 | 12 |
| b. 公益目的事業比率[活動全体における公益目的事業費用の割合が50%以上であること]について制約や問題を感じたことがある。 | 0 |
| c. 遊休財産額保有制限[遊休財産額は、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した額を超えてはならないこと]について制約や問題を感じたことがある。 | 6 |
| d. 特になし | 19 |

問19 問18で「収支相償」について制約や問題があると感じたことがある場合、その具体例をご記入ください。(特になし場合は記入不要)

| |
|---|
| <p>非常に大きな制約であり、大きな問題だと感じております。</p> <p>当財団は、設立後間もないこともあります。特定の企業（代表理事が経営してきた株式会社）の株式を多く保有しており（多くは代表理事からの寄付によるものです）、その配当金を財源として奨学金を給付しております。万一、当該企業の配当金が突然減少した場合、財源がなくなり、奨学金の給付が困難になります。</p> <p>このため、一般的なリスク管理として、せめて1年間の給付が可能なくらいの資金を財団内で確保しておき、突然の配当金の増減があっても対応できるようにすべきであると考えます。</p> <p>ですが収支相償の考え方によって、毎年配当金を使い切らなければならず、公益目的事業として、リスク管理のための財産の構築をすることはできません。突然奨学金を給付できなくなるかもしれないという大きなリスクを抱えたまま、当該企業の業績に問題が出ないよう、ただただ祈ることしかできなくなっています。</p> <p>もちろん、他にも様々な企業の株式を保有するなどの対策も考えられますが、一法人にとって現実的ではありません。</p> <p>財団としての会計を黒字にして、これを遊休財産として許される範囲で積み立てていこうとしても、公益目的事業を赤字にすることを第一と考えると、なかなか思うように資産形成ができません。</p> <p>また、当財団の奨学金は奨学生個人が必要な金額を申請し、それに応じて妥当性のある金額を給付するシステムとなっており、この結果、予測給付額と実給付額との間に、どうしても差異が出やすいことも、問題を大きくしています。公益目的事業において赤字を目指したつもりでも、給付額の下ぶれによって黒字になってしまうことがあり、逆に、上ぶれによって財団法人全体の会計が赤字になってしまうこともあります。</p> <p>この制度は、少なくとも当財団にとっては、奨学生のための円滑な奨学金の給付において、不必要なリスクを背負わされる足かせでしかなく、実態に即した一刻も早い改善を心から望んでいる次第です。</p> <p>（それができないのであれば、非常に極端な例え話ですが、もしも当該企業の業績が悪化して配当金が減少した際は、「財団がこの事態に備えた財産形成を行えなかったのは、制度を設計した側の責任である」として、見込んでいた配当金の分を補填していただくことができるとか、それくらい救済措置をつけていただくくらいでないと、背負わされるリスクとの釣り合いが取れないと考えます。）</p> |
| <p>事業を毎年、安定して継続していくために、多少の資金の蓄えが必要になるが、余裕資金を持つと収支相償を満たせない為、当初は資金繰りに苦労した。</p> |
| <p>公益目的事業に含まれる委託業務を実施しており、財源の観点では不可欠だが収支相償を満たすのが難しかった</p> |
| <p>設立当初から先行き寄附金額が減少していくことが見込まれており、公益事業を長期に実施するためには単年度の寄附金額を一定額積み立てておく必要がある。基金化により対応するつもりではあるが、単年度の収支相償により余裕をもってその運用方法を見極めることが困難。</p> |
| <p>寄付をメインの財源としている場合には、単年度の寄付にはばらつきがあり、長期運営を考えた際には、単年度での収支相償だけでははかれない。</p> |
| <p>助成金が有価証券の配当金と同額がそれ以上でなければいけないことで、事務費等を每期寄付金をいただかなければならない。</p> |
| <p>収入より支出（助成金交付）が少ない場合、財団の目的に一致しない研究までを対象にするようになる可能性がある。（収入を超えるため費用を増やすため）</p> |
| <p>差額の使い道</p> |

問20 問18で「公益目的事業比率」について制約や問題があると感じたことがある場合、その具体例をご記入ください。（特になければ記入不要）
※回答なし

問21 問18で「遊休財産額保有限限」について制約や問題があると感じたことがある場合、その具体例をご記入ください。（特になければ記入不要）

| |
|---|
| <p>設立当初から先行き寄附金額が減少していくことが見込まれており、公益事業を長期に実施するためには単年度の寄附金額を一定額積み立てておく必要がある。基金化により対応するつもりではあるが、単年度の有休財産額保有限限により余裕をもってその運用方法を見極めることが困難。</p> |
| <p>寄附受入資金を用途特定することにより、新規事業への展開に制約が生じる。</p> |
| <p>未公開株式による寄付を検討したときに、この規定の定義説明と理解に多くの労力を要した。</p> |

問22 「財務3基準へのご意見」問18でうかがった「財務3基準」のうち、「収支相償」に関して今後の改正の必要性などについての意見や提案がありましたら、ご記入ください。（特になければ記入不要）

| |
|---|
| 単年度の黒字は、妥当な理由及び翌年度の費消予定の説明が可能な場合を除き、一般的な財政基盤強化のための留保・積立といった処理は基本的に不可であると認識している一方、その可否を巡る内閣府の説明、他財団の事例等には混乱があるとも聞き及んでいる。 |
| 法人会計の黒字についても指導の対象になると認識しているところ、法人ひいては公益目的事業の持続可能な運営・実施の観点から、特定の個別計画のためだけでなく一般的な財政基盤強化のためにもある程度の内部留保を認める方向で、「収支相償」を中心に場合によっては「財務3基準」の全体について、改正や具体的要件の提示など見直しが行われることを期待する。 |
| 安定的に事業を継続するための資金の特定資産化を楽にできるようにしてほしい。（〇〇周年記念事業用とかではなく、事業継続用とするたくわえを少しずつできるようにしたい） |
| 事務費も一般正味財産の配当金で賄いたい。 |
| 単年度で収支相償を目指すのではなく、複数年度での収支相償を可能としてほしい |
| 今以上の柔軟性を求める |
| 問19にてご回答いたしましたとおり、一刻も早い改正を強く望みます。 |
| 公益性の担保根拠を別のところで担えば、経理処理はより簡便透明になると思われます。 |
| 収支相償（公益の費用が収入を超える）の制約に捕われずに、財団の事業目的に合致していることを柱とした事業を展開すべき。収入予算を必ず消化することを念頭におくべきでない。これでは、いままでの公益の団体（学校等）と同じで予算を消化しないと少なくされるから使い切り（無駄使い）をしてしまう。収支予算を達成するのが目的でないと思うので、消化出来ない収入は制限を設けず繰越が自由に出来るようにしてほしいと考えます。 |
| ある程度までは収入が上回ってもよいのではないかと 総事業費の10%など。 |
| 財団法人でもその財源（運用益か会費か収益事業の利益 等）により、ルールわけもしくは判断の運用ルールが必要ではないか。 |

問23 問18でうかがった「財務3基準」のうち、「公益目的事業比率」に関して今後の改正の必要性などについての意見や提案がありましたら、ご記入ください。（特になければ記入不要）

| |
|-----------|
| 改正する必要はない |
|-----------|

問24 問18でうかがった「財務3基準」のうち、「遊休財産保有額比率」に関して今後の改正の必要性などについて意見や提案がありましたら、ご記入ください。（特になければ記入不要）

| |
|---|
| 単年度ではなく複数年度での保有を認めてほしい。 |
| 年度ごとに収入が安定しないため、その年度に事業に使い切らないといけない（年度をまたげない）のが不便であり厳しい。特定費用準備資金よりも緩やかに繰り越せる制度が欲しい。 |
| 遊休財産は事業費の1年分を持てたとしても、収支相償を満たせなくなるので、遊休資産の比率を増やしたところで、収支相償のルールが変わらなければ余り意味がない。 |
| 有給財産の算定にあたっての定義は、再定義検討してもよいのではないのでしょうか？ |
| 遊休の定義を見直す時期に来ていると思う。 |

問25 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類（事業報告や決算報告等）あるいは立入検査について、これまで「法人運営に関する事項（例えば、理事会や評議員会の開催等）について指摘を受けたことがありますか？ありましたら、指摘された事項について3項目以内（問25～27）でご記入ください。指摘事項1：

| |
|---|
| 議事録の作成 |
| 理事会の議事録の内容において、法人運営についての報告を議題として記載するように指摘 |
| 平成27年度に、理事会と評議員会の開催を、中13日の間隔で開催してしまったため、指摘を受け、翌年度に改善した。 |
| 理事会開催後評議員会開催までの期間を14日以上開けること。 |
| 理事会から評議員会まで中14日間あけること |
| 評議員会招集について、理事会で決議し招集通知を発出すること |
| 理事会と評議員会を同日開催している。日程の調整をすること。 |
| 招集通知は理事長名で発すること |
| 理事会・評議員会開催通知の発出証跡を残すこと |

| |
|---|
| 役員欠格事由確認記録の不備 |
| 理事会や評議員会において、役員改選があった際、実際の会議の場では、候補者一人ひとりの選任について決議を取っていましたが、議事録での書き方が悪く、候補者全員の選任をまとめて決議しているような表現になっておりました。これを改めるようご指摘いただきました。 |
| 監事の理事会出席率（立入検査） |
| 評議員会の「決議の省略」について、書面議決との違いについて留意すること。 |
| 理事長及び常務理事の職務実行報告を定款に従って行うこと |
| 決算報告の理事会資料に、予算額も載せて決算時との比較ができるとより良い |
| 役員等に変更があったときは、遅滞なく、県に届け出を出すこと。 |
| 特になし |
| なし |
| なし |

問26 「法人運営に関する事項（例えば、理事会や評議員会の開催等）」についての指摘事項。指摘事項2：

| |
|---|
| 理事会の決裁の上で評議員会を開催すること |
| 評議会、理事会の招集について、招集日として開催日時期間について |
| 理事会の招集は開催日の5日前までに通知の事 |
| 代表理事の理事会への職務執行状況の報告記録の不備 |
| 評議員会議事録に出席した評議員の氏名のみならず理事及び監事の氏名を記載すること |
| 就任承諾書を徴求には履歴書、欠格事由に該当しないことの確認書の提出を受けること |
| 顧問職務に関する契約締結（立入検査） |
| なし |
| なし |
| なし |

問27 「法人運営に関する事項（例えば、理事会や評議員会の開催等）」についての指摘事項。指摘事項3：

| |
|---|
| 招集通知を発すること |
| 拠出金の回復について |
| 書面決議の際の同意書の様式を変更すること（同意が前提での作成は不可。同意する・同意しないの表示をして○を記載してもらう等、意志表示が必要） |
| 監事の理事会出席 |
| なし |
| なし |
| なし |

問28 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類（事業報告や決算報告等）あるいは立入検査について、これまで「内部管理に関する事項（例えば、諸規定、経理・会計処理、財務・人事等）」について指摘を受けたことがありますか？ありましたら、指摘された事項について3項目以内（問28～30）でご記入ください。指摘事項1：

| |
|--|
| 内部規定の整備が不十分 |
| 諸規定の整備を求められた |
| 寄付規程、募集要項を定めること |
| 印章に係る規程の不備 |
| 旅費規程を設けること |
| 会計処理の規定がない |
| 情報公開規則 |
| 特定資産の管理規程のもとに定めた要綱で、取り崩しの規定について明確にすること |
| 内部規定について、諸規定の整備に努めてください |
| 書類の管理・保存を適切に行うこと。 |

| |
|---|
| 理事会や評議員会後の飲食費が高額になっていたため、これを減額するようご指摘をいただきました。 |
| 役員選任の欠格事由確認は、口頭確認だけでなく、エビデンスとして確認書類を保存する |
| 役員の経歴書を随時更新する事 |
| ・有価証券は公益目的保有財産なので、「その他固定資産」ではなく、「特定御財産」に分類してください。 |
| ない |
| なし |
| なし |

問29 「内部管理に関する事項（例えば、諸規程、経理・会計処理、財務・人事等）」に関する指摘
指摘事項 2 :

| |
|--|
| 証憑を適切に保存すること |
| 会議費（会議に伴う手土産代を含む）の内部規則を定める |
| 助成金交付規程と謝金規程について指摘あり。助成金交付規程が現状の運用に合致していないため変更する様に指摘あり。選考委員に支払う報酬の規程（謝金規程）が整備されていないため新設しました。 |
| 固定資産管理者が誰なのかを規定すること |
| 役員等報酬規程変更届の未提出 |
| 役員への歳暮中元などの交際費を支出しないこと |
| ない |
| なし |
| なし |

問30 「内部管理に関する事項（例えば、諸規程、経理・会計処理、財務・人事等）」に関する指摘
指摘事項 3 :

| |
|---------------------------|
| 役員を重任する場合も書面を徴求すること |
| 財団には業務委託事務ではなく、正規職員を配置すべき |
| ない |
| なし |
| なし |

問31 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類（事業報告や決算報告等）あるいは立入検査について、これまで「助成事業などの事業に関する事項（例えば、公益性の判断、助成事業の公募・選考・助成金の送金等）」について指摘を受けたことがありますか？ありましたら、指摘された事項について3項目以内（問31～33）でご記入ください。指摘事項 1 :

| |
|--|
| 先日の立入検査で、選考委員の所属大学が、特定の大学に偏っている旨の指摘を受けた。採否の結果を見る限り、公平になされていると思われるが、外部からの誤解を招きかねない為、中長期的な改善の機会と捉えている。 |
| 助成対象事業の管理・監督（助成した事業の活動報告並びに会計報告）について法人として考え方を整理し、ルール化を図ること |
| スポーツ事業の選考委員会を組織すること |
| 選考委員会の議事録の作成 |
| 助成先選考委員会議事録の不備 |
| 助成金の贈呈式におけるアルコールの供与は望ましくない |
| ない |
| なし |
| なし |

問32 「助成事業などの事業に関する事項（例えば、公益性の判断、助成事業の公募・選考・助成金の送金等）」に関する指摘指摘事項 2 :

| |
|---------------------|
| 助成対象者からの終了報告を徴求すること |
| ない |

| |
|----|
| なし |
| なし |

問33 「助成事業などの事業に関する事項（例えば、公益性の判断、助成事業の公募・選考・助成金の送金等）」に関する指摘指摘事項3：

| |
|----|
| ない |
| なし |
| なし |

問34 「今後重視したい公益事業の財源」 今後の公益事業の財源は下記の何れを重視したいと考えていますか？下記の項目で重視したい順に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 該当なし | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金の金利 | 2 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 23 | 32 |
| b. 株式の配当 | 12 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 17 | 32 |
| c. 毎年度の寄附や会費 | 16 | 7 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 6 | 32 |
| d. 国債等の債券や株式の売却代金（運用によるキャピタルゲインとして得るもの） | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 28 | 32 |
| e. 国債等の債券や株式の売却代金（キャッシュフロー不足を補うためのやむを得ない資産の取崩し） | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 32 |
| f. 収益事業から得られる利益 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 32 |
| g. その他の資金 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 32 |

「その他の資金」の具体的な内容をご記入ください。

| |
|-------------|
| 公益目的事業内の事業収 |
| 業務受託収入 |

問35 「今後の法人類型の選択」 今後とも公益法人として運営を進めたいと考えますか？あるいは公益認定を取り下げて一般法人として運営を進めたいと考えますか？下記の該当する項目に✓をつけてください。

| | |
|-----------------------------|----|
| a. 公益法人のままで進めたい。⇒問36へ | 28 |
| b. 公益法人を取り下げ一般法人で進めたい。⇒問37へ | 0 |
| c. 考えたことがない。⇒問38へ | 4 |

問36 問35で「公益法人のままで進めたい」を選択した理由をご記入ください。

| |
|--|
| 社会的信頼性を受けることを維持したい。 |
| やはり社会的信頼度があると考えますし、苦勞して得た認定をわざわざ取り下げるつもりもありません。 |
| 寄附者に対する信頼性の担保のため。 |
| ・寄附者への税制優遇メリットの提供の継続 ・当法人の信頼性および事業内容の社会的認知・浸透 |
| 寄付金優遇制度があるから |
| 寄附者への寄付控除（税額控除）制度 |
| 相続に関する寄付の増加が見込まれる中、寄附者にとって大きな税制メリットがある為 |
| 助成事業の財源目的で寄付として受け取った株式の、寄附者が租税特別措置法40条を承認されている。 |

| |
|---|
| 寄付文化を広げるうえで公益法人であることは必須であり、また市民活動支援を行う中間組織としての社会的認知も広がってきている。 |
| 設立5年を迎え、多少の不自由さはあるものの、公益財団として今のところ問題無く運営できているため、特に取り下げる理由が無い。又、財源もギリギリで運営しているため、一般法人化により課税されることは助成金が減ることになるため、もったいないと感じる。 |
| 税制上の支援が大きく、また、寄付者の税制優遇措置を受けていることもあり、引き続き公益法人として運営してまいりたいと考えます。 |
| 寄附金を有効に活用するため |
| 法人格としては、公益法人が適切と判断するから |
| 公益事業は公益法人ですすめるのが分かりやすい。 |
| 現状で特に問題を感じていない。また事業内容が公益財団と合致するため |
| 社会貢献を含め、適格な法人として設立趣意の実践に努めるため。 |
| 今後とも人の生活、特に生命に関わる研究に助成を行い、人の生活が豊かで安全なものになる一助となれるような貢献をしていきたい。 |
| 定款に定める財団の趣旨に合致する |
| 日本の〇〇〇〇の発展を願いたい |
| 永続させるため |
| 財団としては、この形がベターであるため |
| 現在の運営形態に問題がないから |

問37 問35で「公益法人を取り下げ一般法人で進めたい」を選択した理由をご記入ください。

※回答なし

問38 [今後の公益法人制度に関する意見・提言] 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、公益法人制度の在り方に関するご意見や提言をご記入ください。（問18～24〔財務3基準〕と、後にでてくる問46（公益目的事業の変更）以外のことについて）（特にない場合は記入不要）

| |
|--|
| 細かい話で恐縮です。基本財産と特定資産の区分けについて、そもそも区分けが必要なのか。例えば寄附金の場合、「用途の指定が有る」場合は特定資産に計上でき、収支相償によらずに繰り越せたりするが、「用途の指定が無い」場合は、経常収益に入ってくる。同じ寄附金でも、用途の指定一つで財務上の扱いが全然異なるのは、理解できない（用途の確認を忘れたら財務諸表の位置が変わるのか）。どちらかに、統一できないものか。 |
| 国の機関が出来ないところを公益法人が担当するのだと思っているので、収支予算の立案や活動をしにくい様な制約はなくしてほしい。但し、企業の税金対策となるような公益法人ではあってはならないと考えるので、法人の目的や事業についての検査等は厳しくても仕方ないと思います。制約するのではなく、検査によるチェック（立入検査等）を毎年度チェックするなど、目的と事業、不正な会計処理等がないかをチェックする様な公益法人のルールにしてほしい。 |
| いくつかの公益財団法人が悪いニュースで取り上げられていることもあり、現在、あまりいいイメージを持たれていない気がします。ですが、税制上の優遇措置を受けて、民間から公的に貢献することができる制度だと考えると、とてもすばらしいものであると思います。願わくば、問題があるかもしれない公益財団法人については、それがどのような利権に絡んだものであれ、合理的な指導や必要な処置が取られるよう、公的に開かれた制度であってほしいと願います。 |
| 法改正前の公益法人の税制に戻すべきと思う。公益目的事業であっても収益事業に該当するものは課税するという収益事業課税にする。そうすれば、収支相償が必然的になくなるし、他の法人格との整合性も取れる。公益法人のみ特別扱いはよくない。 |
| 公益法人への寄付に対する寄付者の税制優遇拡大、株式や不動産などの寄付に対するみなし所得税免除手続きの容易化 |
| 今後、常勤の専従スタッフがいなく支持母体もない小規模な公益法人も増えてくると思われる。そうした団体の運営について、参考となるマニュアルや様式類の整備 |
| 公益法人インフォメーションによる定期提出書類は郵送の必要がないのはメリットと言えるが、サイトが非常に使いづらい。特に事業報告書等の提出の自動計算ボタンが一括でできるようになると有難い。 |
| まだ意見、提言できるほど経験則を得ておりません。 |

問39 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、組織運営に関して課題と考えることをご記入ください。（特になければ記入不要）

| |
|--|
| 理事、評議員、選考委員の選定は常に課題と感じている。特に選考委員は助成事業の品質を左右する大事な業務のため有識者をお願いしているが、有識者にはそれぞれのご経験からくる明確なポリシーが存在するため、財団の方向性とベクトルを合致させたり、コントロールすることが難しい。 |
| 理事、評議員の適格性 |
| 評議員会の招集に理事会決議が必須であることが煩雑 |
| 金利が低いなかでの財団運営 |
| 今後新たに事業開拓する場合の適任人材を探し出すこと。 |
| 事務局体制 |
| まだ意見、提言できるほど経験則を得ておりません。 |

問40 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえて、助成財団センターへの要望がありましたらご記入ください。（特になければ記入不要）

| |
|--|
| 現在も実施してくださっているが、公益法人としての理事や職員の研修の機会を地方でも受けやすい環境づくり。（Eラーニング等） |
| 貴センターへの要望にすべき事項ではないかもしれませんが、内閣府への年次報告のためのサイトが非常に煩雑で報告作業そのものに毎年苦勞しています。当法人は少人数・企業からの派遣スタッフで運営していることもあり、諸作業の簡素化を進めていただきたいです。 |
| 公益法人としてすでに開示している情報以外の個別情報の開示は控えて下さい |
| まだ意見、提言できるほど経験則を得ておりません。 |

問41 設立当初の助成プログラムの概要を箇条書きで下記に記入してください。

| |
|---|
| 〇〇〇〇で発表される若々しく創造的な芸術文化活動への助成 |
| ・日本国内の大学に所属する学部学生、大学院学生への奨学金の支給 ・日本国内の機関に所属する研究団体への助成金の支給 |
| 1. 応募資格 日本の大学、その他研究機関に在職し、主たる仕事が研究職として研究活動に従事している研究者（大学院生、専攻科生等は対象となりません）とします。共同研究者も同様です。 2. 対象とする学術研究分野 （1）日本国内にある寺院、神社等の建造物に関する学術研究 （2）日本国内にある歴史的文化的文化財の建造物の保存、修復に関する学術研究 3. 募集件数 4件～10件程度（応募状況及び応募内容により変更することがあります。） 4. 助成金制度の概要 （1）助成金の額 1件200万円を上限とし、応募状況及び応募内容等により各研究に対する助成金額を決定します。 （2）助成期間 原則として1年間とします。（平成28年4月1日～平成29年3月31日） |
| ○冠プログラム：基金を設置したい特定の個人・団体等からの寄付を財源として当財団内に基金を設置し、基金設置希望者の指定したプログラムを実施する市民公益財団に当該基金から助成を行うもの ○事業指定プログラム：市民公益団体からプログラムの提案を受け、当財団が適切と認めたプログラムに対して個人・団体等からの寄付を受け、当該寄付を財源としてプログラム実施団体へ助成を行う ○テーマ提案プログラム：独自に設定したテーマに賛同する個人・団体等から受けた寄付を財源として、設定テーマに沿った事業を実施する市民公益団体へ助成を行うもの |
| ・ひとり親家庭、保護者の就労が困難な家庭、児童養護施設、里親家庭の子供への奨学金給付 ・対象年齢：小学生～大学生 ・給付金額：年間最大50万円／1家族（学校、塾などで必要な費用を自己申告） ・応募方法：申込書、家庭の収支の状況、作文、各種証明書類などを一式郵送提出 ・審査について：選考委員会による書類審査 |
| ・特定の地域やテーマに特化した寄付を集め、助成先を決めるテーマ型基金・冠基金 ・個別の申請事業について助成先とするか先行した後に寄付募集をする事業指定寄付プログラム |

| |
|--|
| (1) 有機化学に関する研究への助成 |
| 家庭・地域社会の教育に関する研究・実践の支援 ホームページ、案内DM等による公募 選考委員会による1次審査（WEB審査） 選考委員会による2次（最終審査） 理事会承認 助成金交付 成果・収支報告確認 |
| ・事業指定 ・テーマ型基金 ・冠基金 ・じぶん基金（ドナーアドバイズファンド） |
| ・オンライン寄付サイトを通じ、事前の公募・審査を経て掲載された多様な分野・領域の非営利活動団体・プロジェクトに対して助成する。 ・個別の寄付者による寄付基金を創設し、寄付者が希望するテーマ・分野における非営利活動団体を公募・審査を経て助成先とする助成プログラムを、必要に応じて複数年にわたり、実施する。 |
| 1. 共感寄付として、公募により応募のNPO、市民活動団体が寄付募集をし、当財団が冊子でPRするなど支援。当財団に寄付することによる税制優遇等活用する。 2. 英国本社の金融機関〇〇〇〇〇〇からの寄付 「外国にルーツを持つ子どもたち」支援として 外国ルーツの子どもの学習支援などへ助成プログラムを作った。 |
| ・事業指定助成プログラム 公募により事業を募集し、事前審査により事業決定し、その後、財源となる資金を寄付で集め、助成する事業 |
| 奨学金支給 |
| 未来のつばさ自立奨学支援制度 |
| 事業を開始したのは公益認定取得後です。 |
| 設立当初は助成事業を事業に含んでいなかった |
| 奨学金の支給 |
| 公1事業：医療福祉分野の活動や事業への助成 公2事業：スポーツ分野の活動や事業への助成 助成金額：公1公2合わせて総額300万円 対象：東京都内に活動拠点を持つ団体の活動 |
| HPへ記載 |
| 1) スポーツ団体・企業チーム等の振興に関する助成 2) 個人・団体・教育機関の学術・科学技術に関する助成 3) その他この法人の設立目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 島根県内において地域の歴史や伝統文化を研究している団体や個人への助成。またふるさとの神・習俗と関わりのある自然や動植物について研究している団体や個人への助成。 2. 無形（民俗）文化財への助成。 3. 有形（民俗）文化財への助成。 4. 島根県内のとくしょくある歴史や伝統文化、または自然を活かし、地域活性化に取り組む団体や個人を助成。 5. 島根県内に残されている社寺林のうち、歴史的、植生的に価値の高い鎮守の森の維持、保護、再生のために研究・実践に取り組む団体、個人を助成。 |
| 皮膚科学に関する研究に対し、研究助成を希望する個人、グループに対して助成金を支給する（「助成プログラム」の意味がわかりません。当法人の行う事業の意であれば、「東日本大震災の遺児孤児に対する奨学金給付事業」です。） |
| 1. 提案型NPOチャレンジ事業 2. 冠助成事業 |
| 1. 男女共同参画に関する情報の収集、提供および相談 2. 男女共同参画に関する講座、研修の企画実施 3. 男女共同参画に関する活動や研究に対する支援および助成 4. その他前条の目的を達成するために必要な事業 の条文のもと、女性のミナ（世界のマ）究を実施した。 |
| マイ基金（寄付者が助成内容を定めて寄付をして基金を作り、それに従って助成する）のみ |

問42 [現在までの助成プログラムの変更] 設立時から現在に至るまでに助成プログラムの変更を行いましたか？下記の該当するものに✓をつけてください。

| | |
|--------------------------------------|----|
| a. 助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した。 | 5 |
| b. 助成事業を見直して定款の範囲で公益目的事業を変更した。 | 1 |
| c. 助成事業は見直したが、公益目的事業は変更していない。 | 7 |
| d. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更もしていない。 | 13 |
| e. 助成事業を見直して公益目的事業の変更を検討したが、実施しなかった。 | 1 |
| f. その他（合併による助成事業の再編など）。 | 3 |

問43 問42の該当項目について、内容や理由を下記にご記入ください。

| |
|---|
| a. 助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した。 |
| 公益事業を拡大するため、公益事業に助成事業を追加した。 |
| 実運営を考慮した内容に変更 |
| 社会的課題および寄付者ニーズに基づき、〇〇〇を地域の各種施設、スポーツ団体等に寄贈するための寄付基金を創設・運用することとし、寄贈事業を追加変更した。 |
| 公益目的事業を新設した。 |
| 設立当初の目的、事業を実施するのが難しく、解りやすい活動、実施しやすい事業に変更した。男女参画かた研究助成へ変更し、解りやすい目的と事業にした。 |

| |
|---|
| b. 助成事業を見直して定款の範囲で公益目的事業を変更した。 |
| 助成金額の変更:助成金総額を300万円⇒500万円。 助成先の交流報告会を公1公2共通で毎年開催。 |

| |
|--|
| c. 助成事業は見直したが、公益目的事業は変更していない。 |
| 多くの大学の学費が高額であるため、支給金額を変更（家族ごとに一律最大50万円ではなく、学齢に応じて、小中学生：30万円、高校生：50万円、大学生：70万円を子供ひとりひとりの最大額として設定） その他細かい改良などを重ねております。 |
| 助成先となる課題の調査に必要性を感じたため。 |
| ○テーマ提案プログラムの追加設置 ○個々の冠プログラムの新設及び終了 |
| 助成プログラムは寄付者によって、地域や時間の経過によって変わっていくので変更する。 |
| より多くのNPO団体に助成できるようにOA機器の助成、NPO団体が自ら寄付を集めることを支援する助成に加え今年度から伴走型の助成事業を実施している。 |
| 他助成財団との差別化をはかるため、〇〇〇〇への助成について、一部対象内容について広げた。 |

| |
|---|
| d. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更もしていない。 |
| 設立趣意に基づき、定款上の事業目的が作成され、運用しているため。 |
| 発足して3年と日が浅いため、助成事業の見直しは検討していない。 |
| 現状の事業規模は奨学金支給のみ |
| 定款に定める公益目的事業を継続して実施している |
| 〇〇〇〇に対する奨学金給付を目的として設立した団体であり、これ以外の事業を行うことは寄附者の意図に沿わないものであるため。 |

| |
|--|
| e. 助成事業を見直して公益目的事業の変更を検討したが、実施しなかった。 |
| 収支相償を満たせなくなった時に、定款を変更して新しい事業を実施しようとしたが、安定した財源が見込めないこと、また、選考委員の確保など諸問題から実施を見合わせた。 |

| |
|--|
| f. その他（合併による助成事業の再編など）。 |
| 当初は助成メニューが一つだけだったが、もともと助成制度としては、冠基金やテーマ型基金の助成を設計していた。団体の体制が整うこととあわせて助成実施をスタートした。 |
| 助成事業は見直さないが、定款を変更し公益目的事業を変更した。 |

問44 〔助成事業の見直しや公益目的事業の変更の意向〕今後の貴法人の助成事業を発展させていく上で、助成事業の見直しや公益目的事業計画の変更を行う意向はありますか？下記の中で該当する項目一つに✓をつけてください。

| | |
|---|----|
| a. 定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい。 | 5 |
| b. 現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい。 | 4 |
| c. 公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい。 | 4 |
| d. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行う意向はない。 | 13 |
| e. その他（合併による助成事業の再編等） | 4 |

問45 問44の選択項目について、その内容や理由をご記入ください。

| |
|---|
| a. 定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい。 |
| 設立から10年が経過し社会情勢の変化により当財団としても実施できることは変わるから |
| 奨学金、不動産の活用 |
| 助成事業を変えていく中で定款変更必要なら変えていく。 |
| 〇〇〇〇に限定せず、医療全般への貢献を目指すことができないか検討する |

| |
|---|
| b. 現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい。 |
| 奨学金は、今後の少子化問題、政府の給付型奨学金制度の創設を受けて、対象者そのものが減ってくる可能性があるため、新しい事業は視野に入れたい。なお、大きな変更で無く、軽微な変更（事業の範囲の拡大など）は、ニーズと財源を見ながら上記によらず検討したい。 |
| 設立の趣旨に基づく定款を変更することなく、出損者や寄付者の意向を尊重し、時代に即した公益事業の展開を旨としたい。 |
| 設立時の目的が奨学金の給付と〇〇に関する助成であり、現在〇〇に関する助成を検討している。 |
| 助成金額のみではなく、NPO団体の公益活動を県民全体で支える仕組みづくりを目指したい。 |

| |
|--|
| c. 公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい。 |
| 今の所、現在行っている公益目的事業に注力し、必要があれば都度改善を重ねていくべきであると考えているため。 |
| より使いやすい制度にするために、運用レベルの見直しを行いたい。（募集期間やサポート体制等） |
| 現段階で公益目的事業を変更する理由はとくにない。が、助成事業を続けていくうちに改正が必要な部分はでてくるかもしれないので、より良い事業のために外部委員等の意見は取り入れていくべきだと思うため。 |

| |
|---|
| d. 助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行う意向はない。 |
| 助成事業を始めて3年と短いため。 |
| 設立趣意が重要であるから。 |
| 定款に定める公益事業を順調に実施している |
| 継続していきたい事業のため。 |
| 問43に同じ（〇〇〇〇に対する奨学金給付を目的として設立した団体であり、これ以外の事業を行うことは寄附者の意図に沿わないものであるため。） |

| |
|--|
| e. その他（合併による助成事業の再編等） |
| 新規事業開始に伴い定款変更と目的事業を変更したばかりです |
| 非営利活動団体や社会的事業体における需要および資金調達方法の多様化ならびに寄付者ニーズに鑑み、以下の拡充に向けて見直していく予定である。 ・助成に研修、コンサル、評価等の非資金的支援を組み合わせた包括的事業に拡充する。 ・公募を前提としない企画助成事業を開発する。 ・公益目的事業の変更認定を得たうえで、融資事業を開始する。 |
| 助成事業は見直さないが、定款は事業変化に合わせて変更する。 |

問46 〔公益目的事業の変更手続きに関する意見〕公益目的事業の変更やその検討を行った法人で、行政庁への事前相談や変更認定申請・変更届出の手続きに関して意見がありましたら、下記に記入ください。（特にない場合は記入不要）

これからしようと考えている。

- ・非営利活動分野に関する行政庁の認識や知見を深めてもらいたい。
- ・既存の各事業種類の公益性について、行政庁の見解、判断基準等詳細の公表を期待する。
- ・あらためて公益性からの議論が必要な事業種類については、過去事例の議論の内容も含めて前広に周知および情報開示してほしい。

事業について素人である公益認定等委員会の委員や担当者が、事業について審議するというのは全くおかしいと思う。
事業に関する変更認定申請のみ、認定等委員会に別部隊を作って、専門家委員会などで審議したほうが良い。

1-4 新設一般法人アンケート調査集計表

問1 貴法人の名称についてうかがいます。次の当てはまる方に✓をつけ、法人の名称をご記入ください。

| | |
|-----------|----|
| a. 一般財団法人 | 10 |
| b. 一般社団法人 | 3 |

問2 問い合わせさせていただく場合がありますので、アンケートをご記入いただいた方のお名前とご連絡先をご記入ください。

※回答省略

問3 [定款における目的と事業] 一般法人設立時の定款において定めた目的を下記にご記入ください。

| |
|---|
| 第3条 この法人は、科学技術をはじめとする幅広い学術および文化の領域における研究、事業、教育等に対して助成・支援を行うことによって、学術および文化の振興発展を図り、もって広く国民生活の向上と人類社会の繁栄に貢献することを目的とする。 |
| 第3条この法人は、健全な社会づくり、経済の発展、文化の向上・芸術の振興に貢献できる人材を育成することにより、わが国の明るい未来の発展に寄与することを目的とする。 |
| この法人は、オフィスを対象とした継続的なサービスの普及に大きな足跡を残した〇〇〇〇〇の功績を顕彰し、大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校に学ぶ学生等の育英事業及び内外に対して全ての人が安全に生き活きと働くことのできる社会環境の普及・発展を推進する事業を行うことにより、社会の健全な振興に資することを目的とする。 |
| 本法人は、〇〇〇〇の憲章に掲げる理念に基づき、産業人教育の推進ならびに繁栄と永続の企業の創造につとめ、経済倫理の確立と経済界の安定的発展に寄与し、地球市民の一員として社会に貢献することを目的とする。 |
| この法人は、社会教育やスポーツ、異文化交流等を通じて、心身の健全な発達や豊かな人間性を涵養すること、および共鳴するコミュニティーの創生をもって、豊かで希望に満ちた地域社会の振興に寄与することを目的とする。 |
| 自然環境の保全、科学技術及び文化・芸術の振興に関わる諸活動に対し助成を行い、もって公益の増進に寄与する。 |
| この法人は、大阪で行われる芸術・文化活動の支援と、創造活動拠点の提供を通じて、関西の芸術文化の発展に寄与するとともに、地域の新たな価値を創造し、創造的かつ文化的に多様な地域社会を創出することを目的とする。 |
| 〇〇〇グループが企業活動を通じて得た利益の一部を科学技術振興のために事業を通じて社会に還元することを目的とする。 |
| この法人は、奨学金育英及び研究助成に関する事業を通じて、社会に有用な人材の育成及び学術の振興に貢献することを目的とする。 |
| 全ての〇〇及び〇〇を国民がレジャーのために利用したくなる水準まで向上させることを目的とする |

問4 一般法人設立時の定款において定めた事業を下記に箇条書き（1. 2. 3. …）でご記入ください。

| |
|--|
| (1) 科学技術をはじめとする幅広い学術分野における研究者、研究機関等に対する助成・支援 (2) 科学技術をはじめとする幅広い学術分野における外国人研究者の招聘や日本人研究者の諸外国への派遣に対する奨励金の支給 (3) 科学技術をはじめとする幅広い学術分野における研究、調査、教育、普及活動に対する褒賞 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 健全な社会づくりに貢献できる人材の育成事業 2. 経済発展に貢献できる人材の育成事業 3. 文化の向上・芸術の振興に貢献できる人材の育成事業 4. その他前各号に附帯関連する事業 5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |

| |
|---|
| 1. 学生又は研究者への奨学金の給付 2. 全ての人々が安全に生き活きと働くことのできる社会環境に関する調査・研究を行う大学・研究所等における研究活動への助成 3. 全ての人々が安全に生き活きと働くことのできる社会環境の普及・啓発 4. その他前条の目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 企業倫理道德の向上・推進につとめ、経済界の秩序ある発展に寄与する事業 2. 地球市民の一員として、地域社会・国家・国際社会に貢献する事業 3. 道德経済一体の理念に基づいて、「三方よしの経営」を提唱する事業 4. 産業人としての資質の向上につとめ、あわせて次世代を担う後継者の育成をすすめる事業 5. 前各号に係わる出版物の刊行・情報の提供をすすめる事業 6. 道德経済一体の理念に基づく事業をすすめる団体・個人に対し、顕彰・助成する事業 7. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業 |
| (1) コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業 (2) 社会教育、文化、スポーツ及び異文化交流等に関する事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| (1) 森林、河川、海、大気等自然環境の保全活動への助成 (2) 科学技術分野の研究等への助成 (3) 文化・芸術の振興、調査研究、保存、啓蒙普及等を図る活動への助成 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| (1) 芸術・文化活動を行う個人・団体に対する助成金の交付 (2) 芸術・文化活動拠点の提供 (3) 芸術・文化活動や地域活性化に寄与するイベント等の開催 (4) 芸術・文化に関する情報及び資料の収集並びに公開 (5) 芸術分野における国際交流の促進 (6) その他目的を達成するために必要な事業 |
| 1. ガス燃焼機器とそれに関連する安全技術、加工技術などの科学技術の学術的研究を行うための施設を設置運営する事業 2. 前号の学術的研究を行うものに対する、又はそのための共同開発を実施するための資金援助を目的とする助成金支給事業 3. ガス燃焼機器の安全性に関する啓蒙啓発活動に貢献するための定期的なセミナー、講演会等の開催 4. ガス供給事業者団体、ガス器具製造事業者団体その他関連各種業界団体が実施するキャンペーン等の活動に対しての協賛金寄付活動 5. その他前各号の目的を達成するために必要な事業 |
| (1) 奨学金の給与 (2) 大学等の研究機関に対する助成金の交付 (3) その他目的を達成するために必要な事業 |
| 1. 水辺環境改善のための情報処理サービス及び情報提供サービス 2. 水辺環境改善のための、通信システムによる情報の収集、処理及び販売 3. 水辺環境改善に資する「行政」「企業」「NPO」等関連セクターとの協業企画及び運営 4. 水辺環境改善に資する広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業 5. 水辺環境改善に関する提案・コンサルティング 6. ウェブサイト制作業務 7. ソフトウェア開発業務 8. システム構築作業支援 9. 経営コンサルタント業務 10. 前各号に附帯する一切の業務 |

問5 「設立時の財産」設立登記時の財産の額を教えてください。社団法人の場合で設立時の財産が無かった場合は0（ゼロ）とご記入ください。（単位：円）

| |
|-------------|
| 財団法人 |
| 500,000,000 |
| 300,000,000 |
| 100,000,000 |
| 20,000,000 |
| 10,000,000 |
| 5,000,000 |
| 5,000,000 |

【平均】

117,875,000 円

| |
|-----------|
| 3,000,000 |
|-----------|

| |
|------------|
| 社団法人 |
| 49,470,000 |
| 0 |

【平均】

24,735,000 円

- 問6 設立時の財産の種類について、下記の項目で最も額の多いものから順に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお順位をつける場合、1つの順位には1つの項目のみに✓をつけてください。社団法人の場合で設立時の財産が無かった場合はdに✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 該当なし | 合計 |
|-----------------------|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 10 |
| b. 株式 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 10 |
| c. 土地・建物等の不動産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 |
| d. 社団法人であり設立時の財産は無かった | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 10 |
| e. その他の財産 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 10 |

「その他の財産」の内容をご記入ください。

| |
|--------------|
| 貯蔵品 |
| 設立者からの寄付 |
| 現金預金（定期ではない） |
| 現金 |

- 問7 財団法人の方にかがいます。財団法人を設立する場合には300万円以上の資産（基本財産）が必要とされますが、これをどのように調達されましたか？下記の該当するものについて✓をつけてください。複数回答でも構いません。社団法人の場合は、fに✓をつけてください。

| | |
|--------------------------------|---|
| a. 特定の個人が寄附 | 3 |
| b. 複数の有志が寄附 | 0 |
| c. 広く募金を呼び掛けた | 0 |
| d. 特定の企業が寄附 | 4 |
| e. 特定の非営利組織が寄附 | 0 |
| f. 社団法人のため当初資産（基本財産）は必要とされなかった | 2 |
| g. その他 | 1 |

「その他」の場合、その内容をご記入ください。

| |
|-------------------------|
| 特定の個人から拠出（寄付にあたるかは不明です） |
|-------------------------|

- 問8 [税制上の区分] 一般法人は、税制上で3つの型に区分されます。貴法人が該当するものに✓をつけてください。

| | |
|--|---|
| a. 非営利型（定款に解散時の財産は国等に寄附を明記。収益事業にのみ法人税課税） | 8 |
| b. 共益型（会員の共通の利益を目的とする。収益事業にのみ法人税課税） | 0 |
| c. 普通法人一般型（a、b以外のもの。寄附や助成金を含むすべての収入に法人税課税） | 2 |
| d. 不明 | 0 |

- 問9 問8のタイプを選択した理由を下記にご記入ください。

| |
|--|
| a. 非営利型（定款に解散時の財産は国等に寄附を明記。収益事業にのみ法人税課税） |
| 社会貢献目的に設立された財団であり、営利を上げることが目的にしていなかったため |
| 本法人の目的や趣旨に合致している。 |
| 公益性を明確にするため |
| 公益事業に資するようにしてほしい。 |
| 運営の原資となる寄付金への法人税課税を回避するため。 |

- ・〇〇〇という公共の場を扱うものであること
- ・非営利型による寄付等の税制控除を期待
- ・公益のために作った社団であることを明示するため

c. 普通法人一般型（a、b以外のもの。寄附や助成金を含むすべての収入に法人税課税）
研究助成のため

問10 「公益認定についての検討」一般法人設立に当たり、設立後に公益認定を受けることを検討されましたか。該当するものに✓をつけてください。

| | |
|------------------|---|
| a. 検討した。⇒問11へ | 6 |
| b. 検討しなかった。⇒問12へ | 4 |

問11 問10で「a. 検討した」と回答された法人の場合、その結果は次のどれに当たりますか。下記の中で該当するものに✓をつけてください。

| | |
|------------------------------|---|
| a. 公益認定の申請をしないことにした。⇒問12へ | 5 |
| b. 公益認定の申請をしたが認定されなかった。⇒問13へ | 0 |

b. と回答した理由をご記入ください。

財団の基礎が固まるまで、一般法人でいく。その後、公益法人にしたい。

問12 問10で「b. 検討しなかった」あるいは問11で「a. 申請をしないことにした」と回答された法人にうかがいます。その理由は下記のいずれですか。最もあてはまるものから順に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお順位をつける場合、1つの順位には1つの項目のみに✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | 該当なし | 合計 |
|--|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 公益認定手続きが煩雑で事務的な負担が大きいから。 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| b. 公益認定後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかったから。 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| c. 助成以外の事業を行うことにしており、公益事業50%以上の基準に制約されたくなかったから。 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 7 |
| d. 収益事業収入が多くなると想定され、収支相償の基準に制約されたくなかったから。 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 |
| e. 使用目的に定めのない遊休財産を保有することが想定され、その保有基準に制約されたくなかったから。 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 7 |
| f. 情報公開について、一定の自由度を保ちたかったから。 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 |
| g. 全般的に公益法人となるメリットがあまり無いと判断したから。 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 7 |
| h. その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

制度移行時にあたっており、公益法人がどのような機能を持ち、どのような活動ができるかわからなかったため、当面、移行の状況をみるという判断を行った。

問13 [現在の助成事業の財源] 2016年度の助成事業の財源について、下記の項目で最も額の多いものから順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 該当なし | 合計 |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金の金利 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 10 |
| b. 株式の配当 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 10 |
| c. 毎年度の寄附や会費 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 10 |
| d. 国債等の債券や株式の売却益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 |
| e. 収益事業から得られる利益 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 10 |
| f. その他の資金 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 10 |

「その他の資金」の内容をご記入ください。

社債の利息

問14 [寄附受入の変化] 設立当初から寄附の受け入れはどう変わりましたか。下記の欄に設立後初年度と2016年度の受け入れ寄附額（現金以外の場合は評価額）を円単位で数字のみご記入ください。最後に、設立初年度をご記入ください。

| a. 設立後初年度の寄附受入額（単位：円） | b. 2016年度の寄附受入額（単位：円） | c. 設立初年度（単位：西暦年） | |
|-----------------------|-----------------------|------------------|----|
| 2,000,000,000 | 0 | 2012 | ※1 |
| 1,014,000,000 | 355,000,000 | 2008 | |
| 700,000,000 | 150,000,000 | 2013 | |
| 20,120,000 | 22,550,000 | 2011 | |
| 20,000,000 | 500 | 2015 | |
| 5,000,000 | 3,000,000 | 2010 | |
| 0 | 170,000 | 0 | |
| 0 | 0 | 2013 | |
| 0 | 0 | 0 | |

①上記の数値はSurvey Monkeyからのすべての出力値です。

②下記の算出値は、両年あるいはどちらか（2008年または2016年）で寄附を受けている場合の回答を算出範囲とします。

③e. ~1. は特異値(※1)を区別して算出しています。

【いずれかの年で寄附があった法人】 (n=7)

| | |
|------------------|-----------------|
| a. 2008年度寄附受入総額 | 3,759,120,000 円 |
| b. 2008年度寄附受入平均額 | 537,017,143 円 |
| c. 2016年度寄附受入総額 | 530,720,500 円 |
| d. 2016年度寄附受入平均額 | 75,817,214 円 |

問15 [収益事業について] 貴法人で収益事業を行っている場合、その内容を教えてください。複数の事業の場合は項目ごとに箇条書き（1.2.・・・）で記入ください。

| |
|---|
| セミナー・講演会 |
| 1. ○○○○のための情報処理サービス及び情報提供サービス |
| 2. ○○○○に資する「行政」「企業」「NPO」等関連セクターとの協業企画及び運営 |
| 3. ○○○○に資する広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業 |
| 4. ウェブサイト制作業務 |
| 5. ソフトウェア開発業務 |
| 6. システム構築作業支援 |
| 7. 経営コンサルタント業務 |
| 8. 前各号に附帯する一切の業務 |

| |
|--------|
| 行っていない |
| 該当なし |
| なし |
| なし |

問16 問15の事業による収益の合計が収益全体に占める割合を教えてください。（2016年度決算による）（単位：％）

| | |
|--|----|
| | 90 |
| | 18 |
| | 0 |
| | 0 |
| | 0 |

問17 〔一般法人であることのメリット感〕設立後の組織運営を通じて、一般法人であることのメリットは何だったと感じますか？下記の項目で特に当てはまると感じるものから順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 該当なし | 合計 |
|------------------------------|----|----|----|------|----|
| a. 行政機関の関与がなく自由に助成事業ができた。 | 9 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| b. 資産運用に制約がなく運用実績をあげることができた。 | 0 | 2 | 0 | 8 | 10 |
| c. その他 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

※回答なし

問18 〔一般法人であることのデメリット感〕設立後の組織運営を通じて、一般法人であることのデメリットは何だったと感じますか？下記の項目で最も当てはまるものから順番に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみ✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 該当なし | 合計 |
|---------------------------------|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 金融資産収益に課税されること | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 | 10 |
| b. 寄付者への寄附金控除がないこと | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 | 10 |
| c. 事業収益に「みなし寄付金」が適用されないこと | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 10 |
| d. 法人としての公益性が認められず社会的な信用が得にくいこと | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 10 |
| e. その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

※回答なし

問19 〔今後重視したい助成事業の財源〕今後の助成事業の財源は何れを重視したいと考えていますか？下記の項目で最も重視したいものから順に✓をつけてください。当てはまらない項目は順位をつけず、「該当なし」に✓をつけてください。なお、順位をつける場合には、1つの順位には1つの項目のみに✓をつけてください。

| | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 該当なし | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|----|------|----|
| a. 国債等の債券や定期預金の金利 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 10 |
| b. 株式の配当 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | 10 |
| c. 毎年度の寄附や会費 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 10 |
| d. 国債等の債券や株式の売却代金（運用によるキャピタルゲインとして得るもの） | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 9 | 10 |

| | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|----|
| e. 収益事業から得られる利益 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 10 |
| f. その他の資金 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 10 |

「その他の資金」を最も重視したいと回答した場合は、その内容をご記入ください。

| |
|---------|
| 社債の利金 |
| 助成金や補助金 |
| 模索中 |

問20 〔今後の法人類型の選択〕問10の設立当初のお考えとは関係なく、現在の時点でのお考えをうかがいます。今後とも一般法人として運営を進めたいと考えますか？あるいは公益認定を受けて運営を進めたいと考えますか？下記の該当する項目一つに✓をつけてください。（認定申請中または申請準備中の場合はbとしてください。）

| | |
|----------------------------|---|
| a. 一般法人のままで進めたい。⇒問21へ | 8 |
| b. 公益認定を受けて公益法人で進めたい。⇒問22へ | 1 |
| c. 考えたことがない。⇒問23へ | 1 |

問21 問20で「a. 一般法人のままで進めたい」（認定申請中または申請準備中を含む）を選択した理由をご記入ください。また税制上の3区分（非営利、共益、普通）の変更を考えている場合は、それにも触れてください。

| |
|---|
| 公益法人は制限が多すぎる。 |
| 事業の自由度を保持したいから |
| ・公益認定により行政関与・意思決定がやりにくくなる点が最も懸念されます。 ・その他、非営利収益が50%以上の制約が、規模を拡大し影響を広げる上で大きな制約になると感じています。 |
| 公益認定を受けて運営するコストが負担になるから |
| 公益法人であることのメリットがあまり感じられないため |
| まだ設立年数の浅く、事業内容が完全に固まるまでは自由度が高い運営をしたいため。 |
| 今後とも、社会変革に対応した活動を続ける団体を応援したい。経営基盤が安定したのち、公益法人を選択の予定です。 |
| 特になし |

問22 問20で「b. 公益認定を受けて公益法人で進めたい」を選択した理由をご記入ください。

| |
|-----------------------------------|
| 2018年3月8日公益認定を受けました |
| ※アンケートの実施時期の関係で、「新設一般」区分での回答となった。 |

問23 〔今後の法人制度等に関する意見・提言〕貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、一般法人や公益法人の制度の在り方に関するご意見や提言をご記入ください。（特にない場合は記入不要）

| |
|--|
| ・一般法人で、株式と異なる形での寄付的な出資を認めてほしい。（例えば配当額を出資額の10%まで認める、意思決定は他社員と同様の1人という票として扱う等。貸出と出資の中間的な扱いがあると、寄付より資金を集めやすいのではないかと考える。実際これを、〇〇〇では別途株式会社を設け、キャピタルゲインは求めず配当で返していく出資という形で1000万円以上を出資して頂いている。当然それは収益事業でも稼ぐという前提ではあるが。） |
|--|

問24 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、組織運営に関して課題と考えることをご記入ください。（特にない場合は記入不要）

※回答なし

問25 貴法人のこれまでの組織運営の経験を踏まえ、助成財団センターへの要望がありましたらご記入ください。（特にない場合は記入不要）

| |
|---|
| いつまでも陰徳ではいられないので、財団が行っていることの世の中への周知をサポートしていただきたい。 |
| 相談相手になってほしいと考えています。 |
| なし |

問26 「設立当初の助成プログラム」設立当初の助成プログラムの概要を箇条書きで下記にご記入ください。

| |
|--|
| 1. 「産業基盤の創生」プログラム 2. 「理想の追求」プログラム |
| ・海外留学奨学金制度 ・芸術支援プログラム |
| 設立当初は助成プログラムは存在なし |
| コミュニティー事業助成 ①コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業 ②社会教育及び文化・スポーツに関する事業 ③防災講座・職場体験セミナー等の開催助成 A) 防災食講座 B) 防災シミュレーション体験講座 C) 体験学習（職場体験） D) お料理体験講座等 |
| (1) 森林の保水機能の向上を目的とする森づくり推進活動 (2) 河川、海の汚染防止、浄化を目的とする活動 (3) 自然環境保護により自然災害の軽減を目的とする活動 (4) 子どもたち、若者たちへの環境教育活動 (5) 動植物と共存できる自然環境づくりを行う活動 (6) 自然エネルギーを有効に活用する活動 (7) その他自然環境の保全を目的とする活動 |
| 1. 一般公募 2. 大学にポスターと募集要項配布 3. ホームページで公募 |
| ・公募助成：大阪における創造活動に資金を提供する「創造活動助成」、創造活動の舞台としてクリエイティブセンター大阪」を無償提供する「スペース助成」 ・パートナーシップ助成（非公募）：当財団の所在地で活動する特定の団体に対して資金を提供 |
| ・あいちモリコロ基金（30万円？） |

問27 設立時から現在に至るまでに助成プログラムの変化がありましたら、その概要を箇条書きで下記にご記入ください。

| |
|--|
| 〇〇支援プログラムに関しては、開始2年目より奨学対象を関東圏→全国へ拡大した。 |
| 初年度：〇〇〇〇〇〇基金（30万円） 3年目：〇〇基金（ファンドレイザー育成 100万円強） 5年目：〇〇基金（〇〇〇〇クラウドファンディングの広報展開 100万円強） |
| 変化なし |
| 変化なし |
| なし |
| なし |

問28 「助成事業の見直しの意向」今後の貴法人の助成事業を発展させていく上で、助成事業の見直しの意向はありますか？下記の中で該当する項目一つに✓をつけてください。

| | |
|---------------------------|---|
| a. 定款の変更も視野に入れて助成事業を見直したい | 0 |
| b. 現在の定款の範囲で助成事業を見直したい | 5 |
| c. 助成事業の見直しを当面は行う意向はない | 5 |
| d. その他 | 0 |

「その他」の具体的な内容をご記入ください。

※回答なし

問29 問28で選択された項目について、その内容と理由をご記入ください。

| |
|-------------------------|
| b. 現在の定款の範囲で助成事業を見直したい |
| 抜本的な見直しが必要かと思うが、当面は現状維持 |

設立10周年を迎えて、これまでの助成事業の総括を行い、その反省をふまえて、現在の社会における問題を再把握し、あるべき未来に向けて、当財団にふさわしい助成事業を行っていく必要があるため

〇〇の芸術文化支援環境の変化や現状で改善すべき問題点があると感じているため。具体的な内容は検討中。

c. 助成事業の見直しを当面は行う意向はない

まずは既存のプログラムを確立させることを優先すべきと考えているため。

助成事業に振り向ける原資が限られているため

見直しする必要性が現時点ではないため

現在の内容を変更する予定なし

資料Ⅱ インタビュー調査関係資料

[要点記録]

- 2-1 移行公益法人のインタビュー要点記録……121
- 2-2 移行一般法人のインタビュー要点記録……169
- 2-3 新設公益法人のインタビュー要点記録……177
- 2-4 新設一般法人のインタビュー要点記録……188

資料Ⅱ インタビュー調査関係資料（要点記録一覧）

インタビュー対象法人はアンケート調査に回答があり、記述回答等において特徴の見られたものを中心に、個別に交渉し実施した。その殆どが当センターの会員である。移行公益法人のうち、表2の※印の5法人は検討委員会の協力委員の財団であり、インタビュー項目に沿って委員自らが記入したセルフレポートである。

表2 インタビュー対象法人一覧

| 法人名 | 実施日 | インタビュー実施者 |
|------------------|-----------|-----------|
| 移行公益法人 | | |
| 秋山記念生命科学振興財団 | 2018/8/29 | 田中／湯瀬 |
| 旭硝子財団 | 2018/7/5 | 高谷／湯瀬 |
| 渥美国際交流財団 | 2018/7/12 | 大野／湯瀬 |
| 鹿島学術振興財団 | 2018/7/11 | 菱沼／瀬戸山 |
| キリン福祉財団 | 2018/7/12 | 渡辺 |
| サントリー文化財団 | 2018/7/6 | 田中／渡真利 |
| 電通育英会 | 2018/7/2 | 大野／湯瀬 |
| 日本生命財団 | 2018/7/6 | 田中／渡真利 |
| 福武教育文化振興財団 | 2018/8/7 | 渡辺／青尾 |
| 三菱財団 | 2018/7/4 | 蓑／新山 |
| 山田科学振興財団 | 2018/7/6 | 田中／渡真利 |
| 住友財団※ | セルフレポート | 蓑 |
| セゾン文化財団※ | | 片山 |
| トヨタ財団※ | | 大野 |
| 内藤記念科学振興財団※ | | 菱沼 |
| 庭野平和財団※ | | 高谷 |
| 移行一般法人 | | |
| ハウジングアンドコミュニティ財団 | 2018/7/25 | 蓑／新山 |
| 村尾育英会 | 2018/7/25 | 水谷 |
| さんそ財団 | 2018/8/31 | 青尾 |
| 新設公益法人 | | |
| パブリックリソース財団 | 2018/8/3 | 中島／渡真利 |
| 京都地域創造基金 | 2018/7/23 | 水谷 |
| みんなでつくる財団おかやま | 2018/8/8 | 渡辺／青尾 |
| 新設一般法人 | | |
| キャノン財団 | 2018/8/10 | 神山／渡真利 |
| おおさか創造千島財団 | 2018/7/23 | 水谷 |

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|--------------------------|---|-----------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 秋山記念生命科学振興財団 | | |
| 実施日時 | 2018年8月29日（水）13:00～14:15 | | |
| 実施場所 | 助成財団センター会議室 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | ① 秋山 孝二 理事長 | ② | |
| | ③ | ④ | |
| インタビュー実施者 | 主担当：田中 皓 | | 副担当：湯瀬 秀行 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------|-----------|--------------------|------------------|
| f-00087 | | 移行認定登記日：2009/12/01 | |
| 秋山記念生命科学振興財団 | | 主務官庁：北海道⇒ 行政庁：北海道 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 3,411,944 | 4,294,812 | 882,868 (25.88%) |
| 経常収入(千円) | 95,760 | 94,028 | -1,732 (-1.81%) |
| 助成総額(千円) | 30,500 | 34,120 | 3,620 (11.87%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 31.85% | 36.29% | |
| 備考 | | | |
| 出捐者：故秋山 喜代 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

当財団は、設立当初から行政等の補助金には頼らず、民間資金で活動する財団として財政的見通しを立てた上でスタートした。こうした財団は設立当初（1987年）は、北海道では少なかったが、現在では財団運営のビジネスモデルとしてはスタンダードとなっている。

30年前は、「生命科学」という学際的な分野は、まだ世の中にもよく理解されていなかった言葉であるが、それについていい悪いを言う立場には行政はないと思う。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

当財団は設立後2年目から試験研究法人、後の特定公益増進法人を取っていたため、移行に際し公益を取らず一般に行くことはむしろ後退になると考えて、はじめから公益法人へ移行する以外は考えていなかった。

特増を得るために収益事業は、設立時から行わない方針であった。事業内容の変更も特に考えなかった。しかし、奨学金や福祉事業助成に比べ、研究助成がどういうことかあまり認定委員会に理解がなく、認定まで時間がかかった。定款にあるなしではなく、設立以来行っている事業の公募の透明性等クオリティを見るべきではないかという議論を委員会と行った。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

移行時期とほぼ同時に市民活動に対する助成を始めた。新しい事業を始める際、初めから一般公募を行っても思うような案件が来るわけではないので、最初のうちは財団側である程度イニシアティブを持って助成先を選ぶことがあるが、そこを公募でないとして恣意的であると「公益性」を問われるということがあった。手続きとしては、募集要項による公募で、選考も独立した選考委員会で行い、理事会で決裁を取るという通常の公募プログラムと同じになっている。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

収支相償は、収益事業を行っていないところにとっては非現実的であり、理解不能である。制度改革前までは認められていたものが、改革によって認められなくなるというのは理解できない。財務の変動による事業への影響が財団にとってはよくないことなので、遊休財産は運用のみで事業を行っている財団にとっては必要で、現行の1年では短すぎる。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

制度改革以前は、試験研究法人あるいは特増である財団が周りに少なく、話が通じ難かったが、制度改革によって公益財団法人の数が増えたことによって、その枠組みでの共通の課題について話ができるようになった。

資産運用について、改革前は、国債での運用でないとだめだとかの指導があったが、秋山財団としては取り合わなかったのが特に現状に変化はないが、改革によって自由度が増したことはよいことだと思う。

新制度になって、立ち入り検査を受けるようになったが、最初の検査はともかく、2回目、3回目のときは、過去の履歴があるはずで、1回指摘されれば済むような技術的なものは、検査官の方で履歴を取っておくべき。また検査といっても帳簿しか見ていない。活動の内容を見てほしい。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

新しい事業を始めようとした場合、改めて公益事業として認定を受けなければならないが、その際の事務的作業負担を考えると躊躇してしまうことがある。積極的に新しい事業と言いたいが、公益事業以外の形は取りたくないの、従来の助成事業の拡充、ステップアップであるという言い方で通すことになる。しかしいつかは公益事業ということで挙げなければならないと考えてはいる。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

コラボレーションとか財団のアウトリーチ活動という形で、いろいろ他の団体、学校や研究機関とのつながりを大事にした活動をしたい。それには公募というよりも、自主事業に近く、こことやるというように決めてアウトリーチ活動として予算もとっている。これが将来規模も大きくなってきた場合に、公益認定をどうするかが問題となってくる。

設立して30年が経ち、この間に助成した研究者も1,400人余りの蓄積がある。アウトリーチを考えた場合、これら研究者を生かしていきたいということを考えている。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

企業の収益と、公益法人の収益を同一視するのはおかしい。現状の制度では、新たに何かを始めようとする気も起きず、結果として民間活力を削ぐことになっている。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|------------|--|
| インタビュー財団 | 旭硝子財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月5日（木）15:00～16:15 | | |
| 実施場所 | 旭硝子財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | ⑤ 渡邊 廣行 専務理事 | ⑥ 安達 邦彦 顧問 | |
| | ⑦ | ⑧ | |
| インタビュー実施者 | 主担当：高谷 忠嗣 | 副担当：湯瀬 秀行 | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------|---------------------|------------|-------------------|
| f-00001 | 移行認定登記日：2009/12/01 | | |
| 旭硝子財団 | 主務官庁：経済産業省⇒ 行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額（増減率％） |
| 正味財団(千円) | 23,447,379 | 32,906,324 | 9,458,445（40.34％） |
| 経常収入(千円) | 911,879 | 626,014 | -285,865（-31.35％） |
| 助成総額(千円) | 335,000 | 355,000 | 20,000（5.97％） |
| 助成総額/経常収入(％) | 36.74％ | 6.71％ | |
| 備考 | 出捐者：旭硝子(株) | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

当財団は、旭硝子設立25周年を記念して設立。科学研究への助成は、設立者の岩崎俊弥自身が研究開発に熱心だったこともあるが、設立時は大恐慌時代にあたり、一般に国も含めて研究資金が不足しておりそれを補うために無機化学への研究助成を行うことになった。

顕彰事業を始めたのは、ある程度資金に余裕ができたので、当時の山下理事長が新しい事業を始めようと考えたことがきっかけである。理事の先生からご紹介いただいた近藤次郎先生に相談をしたところ、これからは地球環境問題が重要な課題になるから、地球環境に関する国際賞を作りなさいという助言を受け、ブループラネット賞を設立することになった。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

前任者から聞き及ぶ限り、組織形態や助成事業での本質的な変更は特にはなかった。移行に際しての文書作成等の手続は大変だったが、中身で揉めたということはないとのことである。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

現行の助成プログラムに対して、公益法人への移行は何ら影響を与えていない。

助成プログラムの施行に際して改善された項目は何もないが、移行前と比較して悪化した項目もない。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

(1)公益目的事業にかかる収入が適正な費用を超えないと見込まれること(収支相償)

1)現在までの状況

- a. 債券における運用利回りが全く期待できない状況なので、評価損益前収支は常に赤字である。
- b. 旭硝子社株式の配当収入(配当利回り)を加味した運用利回りが約2%で安定しているため、公益目的事業の規模を縮小することも発生していない。
- c. 結果として、毎年財団の資産を毀損していることになるが、毎年の対資産毀損率は0.5%以下であり、長期的な変動範囲を超えていない。

2)今後予想される状況

- a. 当分の間、債券運用の状況が大きく改善することは期待できない。そのような状況で株式配当が大きく減少したときには、事業の見直し(=縮小)が必要になる。
- b. 予告なく臨時の増配等が発生した場合には、収入過大となり、収支相償の問題が発生する。

3)疑問点

指定金額範囲内でbの余剰をaの発生を回避するための準備金として内部留保できない理由が分からない。

(2)公益目的事業比率(費用ベース)が100分の50以上になると見込まれること

- a. 公益目的事業外の事業を行っていないので、問題にならない。
- b. 法人会計部分(管理費)は僅かである。
- c. 今後も公益目的以外の事業を行う計画はない。

(3)遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること

- a. 大きな遊休資産を保有していない。
- b. 今後も問題が発生する規模までの遊休資産を保有する予定はない。

アンケート Q44 の回答で、「現在の制度と金利環境が続けば、いずれ体力のない財団から破綻していく。将来破産財団の整理にエネルギー(公金)を使うくらいなら、今のうちに破綻を避けるための公益団体を作っておいた方が良い。」という回答をされているが、公益団体とは具体的には? 10年後くらいには回らなくなる団体が相当数出てきて、解散をしてしまうという事態になるのではないか。小さい団体などは、いくつかまとまって、自分は閉じようと思っている財団はどこか別の自分の意思を活かしてもらえるところと合併するとか、あるいはみんなで一つの共通するものを作っていく等、そういうことをやっていかないと生き残れないのではないか。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

税の優遇は以前からあったので、公益になったからといって特に良くなったわけではない。

今回の奨学会の合併については制度改革前にも話はあったようだが、当時は主務官庁制で経済産業省と文部科学省で省が違うため、合併などはありえなかった。それが制度改革によって可能になった。

これからは「環境」という切り口で、研究だけではなく学生への支援も可能になったということ

はいいことかもしれない。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

いずれ多くの財団が立ち行かなくなるという話は次のような趣旨で申し上げた。現状の行政を改めない場合、収支相償が認められないため、支給助成金の3~4年分相当額ですら別途積立をすることができない。当財団は株式配当が経常収入の多くを占めるため、経営環境の悪化により大幅な減配や無配が発生した場合、積立金がなければ公益活動の原資を毀損しながら活動を継続せざるを得ない。結果として経営環境改善後(配当復活後)の公益活動の規模は原資縮小分だけ小さなものになる。他財団も含めた話として、民間企業の事業環境(これが配当の多寡につながる)には山谷があるから、現在配当で何とかなっている財団も、大きな不況が来ると大変な状況になる。配当利回りの良い今が数年分の積立てを始めるチャンスなのだが、そのような活動すら否定されているのは残念なことだ。現時点でも債券収入はすでに厳しい状況にある。この状況で配当収入もなくなると、体力の少ない小規模の公益財団は基本財産等の毀損により公益活動を継続するための資金が不足してしまうのではないかとと思われる。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと (長期展望)

応用化学をベースにした研究助成でスタートした財団であるが、後に顕彰を含めて環境に大きく振れた。そのあとに奨学金が入ってきた。この3つがハーモナイズされていない、バラバラの印象がある。顕彰としての「環境」は、この分野を表彰することによって、今後はこういう分野が大切なんだというメッセージを世の中に出したい。財団がよく知られているというよりは賞をよく知ってもらいたい。ブループラネット賞のプレゼンスをあげていくことがメイン。研究助成も環境にコントリビュートするところを今より強めていく。奨学生も現在は経済的に困っている人を対象としているが、将来的に環境分野の研究者を志望している学生をサポートして環境に貢献する研究者になってほしい。そういう人が研究助成をもらって、将来的にブループラネット賞につながるというような全体がつながっているような運営にしていきたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること (その意図や背景)

⑨ その他 (個々の財団の特徴により特に重要と思われること)

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|-----------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 渥美国際交流財団 | |
| 実施日時 | 2018年7月12日（木）10:30～11:30 | |
| 実施場所 | 渥美国際交流財団 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | ⑩ 今西 淳子 常務理事 | ⑪ |
| | ⑫ | ⑬ |
| インタビュー実施者 | 主担当：大野 満 | 副担当：湯瀬 秀行 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------|--------------------------|-----------|--------------------|
| f-00285 | 移行認定登記日：2011/04/01 | | |
| 渥美国際交流財団 | 主務官庁：文部科学省⇒ 行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額（増減率％） |
| 正味財産(千円) | 1,543,640 | 3,590,169 | 2,046,529（132.58％） |
| 経常収入(千円) | 56,595 | 112,494 | 55,899（98.77％） |
| 助成総額(千円) | 28,800 | 31,460 | 2,660（9.24％） |
| 助成総額/経常収入(％) | 50.89％ | 27.97％ | |
| 備考 | 出捐者：○ 故渥美 健夫、鹿島建設(株)名誉会長 | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

鹿島建設名誉会長の渥美健夫氏の遺志により現金5億2千万円と鹿島建設の株式300万株を出捐して94年に設立。当時、設立にあたっての株式保有は主務官庁（文科省）に嫌がられ、現金に変換するように求められたが、作る目的の一つは株保有でもあったため、つっぱねたところ現金5億を用意しなさいということで決着した。もし当時言われたとおりに現金にしていたら、今当財団はないかもしれない。その後、低金利の上、減配が続いた（一番悪いときは4.5円/株）ので、毎年奨学生11名分の資金を確保するのは大変だった。寄付を鹿島建設やその子会社や趣旨に賛同してくださる方々から募り、現在まで続いている。

その後、任意の非営利組織「関口グローバル研究会」（以下、SGRA）を立ち上げ、広く一般個人から一口1万円（法人は5万円）の寄付を集めている。最初は会費制も考えたが、それだと未払いの場合退会させなくてはならない。この研究会は、人をつなぐためにやっているのだから、奨学生OBとSGRA活動を手伝ってくれる方々は会費を払わずとも特別会員としてネットワークに参加してもらっている。勿論、趣旨に賛同して下さり寄附をいただける方々は賛助会員となり、現在100名を超えているので、税額控除対象法人の資格もとっている。両方を合わせると約600名の会員になる。その他、メールマガジンを毎週木曜日に2500人に配信している。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

SGRA は、研究で利益を出すことは不可能だと考え、財団の一部署と位置づけ寄付制にした。そのため当財団は、公1を奨学事業、公2を留学生を通じた国際交流事業と、事業を2本立てにした。

③ 結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

奨学金は、1年のみ。博士号を取得できそうな人の最後の1年を奨学支援する。1年の採用数11～12名のうち9割は終了後も継続してコンタクトをとっている。累計で260～270名くらいのネットワークになっている。統計を取ると中国人が一番多いが、国籍制限、年齢制限、フィールド制限なしでやっている。原因はよくわからないが、最近はヨーロッパの人が増えている。元奨学生（＝日本の大学院で勉強して博士号を取得した知日派研究者）のネットワークを構築し、そのネットワークを利用して様々な国際交流事業（フォーラム、シンポジウム、レポート、メルマガ等）をしているのが最大の特徴。

制度の移行には関係なく、元々こうした優秀で国際的なネットワークを作りたかった。奨学金事業はそのための手段ということもできる。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

当初は、4.5円の年間配当が現在は26円というような増え方をしているが、このように増えるということは、同じように落ちることもある。出捐会社は建設会社だから、2020年のオリンピック後には落ちることは見えている。そのときどうするかが問題。

収支相償については、「当該年度で使いきらない場合は指定正味財産に入れなさい」というアドバイスを受け、それにより収支相償の問題はなくなっている。

奨学金事業は今の規模が適正と考えており、現在は、交流事業が拡大している。減配の際には交流事業の方で調整をするようにしたい。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

資産運用において、基本財産を取り崩せるようになった。減配になって収入がなくなったときに寄付を募るために実際に回っていたが、取り崩さないといけないところまでになった。たまたま大口寄付があつて、崩さずに済んだが、当時、評議員会の承認を得れば基本財産を取り崩せるのはありがたいと思った。

財団法人の時には文科省高等教育局留学生課が主管だったので、留学生を卒業したOBたちのフォローアップ事業は「留学生支援事業」として認められなかった。移行後は、そのような壁がなくなったので、フォローアップ事業であるネットワークの構築に力をいれることができるようになった。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

旧主務官庁でも留学生奨学金関連の事業である限りは、特に何も言われることはなかった。特定公益増進法人も問題なく取れた。フォローアップ事業になると、奨学金事業ではないといわれて実現しなかった財団があつたと聞いている。それが制度改革で主務官庁制がなくなったことによって自由度が増したと言える。ただし、元奨学生へのフォローアップ事業として、彼らが主催す

るプロジェクトに助成をしようとしたら、助成は当財団の事業にはっていない、別の形態にするように認定委員会から指導があった。留学生を通じた国際交流事業も、渥美財団主催のものから、元奨学生が主催する事業の支援、あるいは同じ目的を持つ他団体との共同事業として発展させたいが、委員会からの指導が細かく、ストレートにできないという印象がある。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

収入の多くを株の配当に頼っているため、確実に起こる株の減配を視野に事業を展開する。そのため、現在の形（財団の収入の範囲内で、まずは「奨学事業」を行い、残りで「交流事業」と「研究会」を実施）を維持する。奨学金については、現在の人数が適正人数と思われるので、あまり人数は増やさない方針である。

資金に余裕がある時には、留学生を通じた国際交流事業を拡大する。

国際的なネットワークが何にどう役に立つかということを示したい。現在は、信頼醸成ができていると軋轢を減らして国際問題に取り組みやすくなると考え、「日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性」というプロジェクトを実施している。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

2008年度と2016年度の正味財産を比較すると倍以上になっているが、これは株式の評価額の問題。時価額での評価が適切かどうかを問題にするべきではないか。時価評価は、ある程度組織の規模を示すのに役立つかもしれないが、事業規模の変化を見るのには適切ではないのではないかな。

収支相償や遊休財産がどうこうという問題ではなく、事業の見直しをすとか社会や時代に合わせて変えていくという方向に財団を向かわせるサポートを公益等認定委員会はすると良いのではないかな。ルールを決めて規制を多くするよりは、もっと個々がやりたいことをサポートする方向に進むべきでないかな。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

今一番大きな事業は、「アジア未来会議」といって、500人規模の会議だが、元奨学生のネットワークが事業運営をする形。600～700の論文審査をするが、それを宣伝するのも母国へ帰った奨学生OBたちであり、審査も奨学生OBたちがボランティアで行っている。元奨学生が会議に参加する場合は、旅費と滞在費は出す。このようなネットワーク構築の入り口のところに奨学金事業がある。

話合えば、道は開けると楽観している。やりたいことがあって、議論があって、こういうことをやりたいとしっかりと話せば、それなりに解決していくものだと考えている。事前相談はしない。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|--------------------------|--------------|--|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 鹿島学術振興財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月11日（水）14:00～15:50 | | |
| 実施場所 | 鹿島学術振興財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | ⑨ 上保 紀夫 常務理事 | ⑩ 吉留 可織 事務局長 | |
| | ⑪ | ⑫ | |
| インタビュー実施者 | 主担当：菱沼 宇春 | 副担当：瀬戸山 敦 | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------|--|------------|--------------------|
| f-00006 | 移行認定登記日：2011/10/03 | | |
| 鹿島学術振興財団 | 主務官庁：文部科学省⇒ 行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 4,248,138 | 11,361,110 | 7,112,972(167.44%) |
| 経常収入(千円) | 113,513 | 95,292 | -18,221(-16.05%) |
| 助成総額(千円) | 61,500 | 52,000 | -9,500(-15.45%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 54.18% | 54.57% | |
| 備考 | 出捐者：故鹿島 卯女, 鹿島 昭一, 渥美伊都子, 故石川ヨシ子, 故平泉三枝子 | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

設立趣意書にあるように、企業経営者、政治家、そして学者としての活動を 通じて顕著な業績を挙げた故鹿島建設(株)鹿島守之助会長が、なお為すべきこととして学術の研究と振興に関する活動を検討し、残された計画が鹿島学術振興財団の設立であり、その遺志を故鹿島卯女が受け継ぎ、当財団を設立するに至った。

国民生活を豊かにするには、自然科学だけでは不十分との考えから、財団は設立当初より自然科学のみならず、人文・社会科学を含み、幅広く学術及び文化の発展に寄与することを目的として助成、援助活動を行ってきており、設立以来事業内容に大きな変更はない。主な助成対象としては、都市・居住環境の向上、国土・資源の有効利用、防災・危機管理の推進、文化・自然環境の保全、およびこれらに関連する社会システム等としている。財団の助成事業として、研究助成、研究者交流援助、国際学術交流援助の3プログラムを行っている。年間50件前後の助成・援助を行っているが、人文・社会科学の助成は全体の1/3程度であり、近年増加しつつある。研究助成と研究者交流援助はいずれも増加傾向にある一方で、研究者交流援助のうちの海外派遣については、大学の先生も長期の期間が取れなくなっているためか採択したものの派遣期間を短縮するケースがみられる。また、国際学術交流援助のうち国際研究集会の応募も増えてきており、もう一つの国際共同研究については、今後の拡充を検討中である。研究助成及び研究者交流援助については、自然科学系は学会、人文社会科学系は大学からの推薦制をとっているが、推薦機関についてはこれまでも増加(変更)させており今後も継続してい

きたい。なお、国際学術交流援助については公募制をとっている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

鹿島学術振興財団は、設立当初より事業の大きな変更はなく、目的を含め制度変更に伴う変更はない。ただし、制度移行前において実施していない事業（褒賞事業）については移行時に内閣府の指導もあり削除した。

制度移行時に鹿島関係の5財団で情報交換を行った際、旧制度においては主務官庁の違いにより指導が異なっていたことが確認された。制度移行に伴う関連法規の整備等により、内閣府の指導等について全般的に予見可能性が高くなり、規範の面で改善されたと考える。内閣府への提出資料についても、制度移行後は、提出書類は多くなったものの明確になった。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

財団設立時から大きな変更はなく、制度の変更による大きな影響はない。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

当財団の基本財産は主として鹿島建設(株)株式を保有しその配当が財源となっている。この配当は、過去の例では20年単位で大きく増減している。(5倍程度の差がある配当の少ない時は基金を取り崩すことでは足りず、事業費(助成費)を抑制するなどして乗り越えてきた。

公益財団法人として不可欠である安定的な財団事業継続という観点からの配慮を望む。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

公益財団法人として税制上の措置、ステータスが継続されたことが良い面として挙げられる。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

事業拡充等の検討にあたり、変更届で済むか、変更申請を行う必要があるかの判断が難しい。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

今後とも大学・その他研究機関への研究助成を含む実施中の3プログラムを中心に充実させていきたいと考えており、独創的な着想・研究を拾い上げる と共に、国際化への助成を含め民間財団ならではの助成としたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

公益法人制度移行に伴う関連諸法規の整備等により大きな改善があったが、その後の新規公益法人の増加状況は、なお様々な改善の余地があることを示唆しているとも思われる。個々の財団運営の視点からは見えない全体の問題とその背景等について描出いただけることを期待する。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

当財団は、災害に強い強靱な国土、都市・居住環境の向上等に重心を置きつつも、豊かな国民生活への貢献を目指して、工学を含む自然科学、人文社会 科学、或いは融合分野において、幅広い学術、

文化の振興に資する研究活動 に助成を行っている。 また、初期段階や中間領域の研究などを含め、研究者にとって使いやすく意義ある助成金となるよう努めている。

以上

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|---------------------------|----------------|--|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 キリン福祉財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月12日（火） 15:30～16:30 | | |
| 実施場所 | キリングroup 2F 接客室 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | ⑬ 太田 健 常務理事・事務局長 | ⑭ 佐々木 哲生 副事務局長 | |
| | ⑮ | ⑯ | |
| インタビュー実施者 | 主担当：渡辺 元 | 副担当： | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------------|---|-----------|-------------------|
| f-00041 キリン福祉財団 | 移行認定登記日：2010/04/01 主務官庁：厚生労働省⇒ 行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 4,702,822 | 5,089,117 | 386,295 (8.21%) |
| 経常収入(千円) | 136,414 | 81,008 | -55,406 (-40.62%) |
| 助成総額(千円) | 86,549 | 84,117 | -2,432 (-2.81%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 63.45% | 103.84% | |
| 備考 | 出捐者：キリンビール(株)(現・キリンホールディングス(株)) | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

当財団は、麒麟麦酒設立75周年（昭和57年2月）及び国際障害者年（昭和56年）を記念して、昭和56年（1981年）7月21日に設立されたわけだが、昔の資料を辿ると、高橋浅次郎元社長をはじめ、かなり前から利益の「社会還元」を考えている先輩方がいた。それがオイルショック（昭和48年）で一端は立ち消えとなったが、昭和55年に「利益の組織的な社会還元」について本格的な検討がなされ、それを具現化するための仕組みとして財団の設立（当初は「麒麟記念財団」）に至った（平成7年に現在の名称に変更）。歴代“サラリーマン社長”の下で、このような発想がなされてきたのは珍しいケースだと考える。やはり、麒麟の事業が「お客様」に近い仕事でもあるからだろう。

「福祉」に焦点を当てたのも、当初から“制度の谷間”としての社会的弱者の支援を意識していたからで、これも“お酒屋さんの御用聞き”といった現場志向の発想がそうさせたのではないかと推察する。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

基本的には制度改革以前からの事業を続けており、これに2008年の「子ども力」、2011年の「シルバー力」のプログラムを追加している。その間の2010年4月1日に公益財団法人としての登記を行った。その意味でも組織や事業面で特別に考慮・配慮したものはないと言える。ただ、移行時に従来から行っていた「計画助成」を取り止め、「公募」にせよ、という指摘があったと聞いているが、その必要性を訴え、公募助成6：計画助成4の割合を変えることはなかった。こ

れも今と変わらない。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

特に「公募」においては、平成30年度からのプログラムの変更によって受益者（助成対象）が広がっていることが挙げられる。これによって、社会課題への対応の抜けもれが、少しずつ埋まっているものとする。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

制度改革前も過剰な遊休財産を保有していなかったことや、収益事業を行っていなかったこともあり、基準に影響するような財務体質ではなかった。また、現在は出捐会社からの寄付が止まっており、これによって財団としての資金がショートしているため、結果として影響がない状態にある。特定資産を取り崩しながら運営しているため、将来的には寄付等による収益増や、助成事業の規模の見直し等の検討が必要だと感じている。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

認定等委員会の担当者が柔軟に対応してくれており、特段の問題はないと感じている。以前の監督官庁・許可制の下では縦割りの事業内容にせざるを得なかったものが、新制度の下ではその制約が無くなったため、今回のような横割りのプログラムに変更ができたのは特に良かった点として挙げられよう。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

この点も今のところあまり感じていないが、例えば、プログラムの修正の際には「変更届」について見解が変わる等、他の財団でも言われている様に一貫性に欠けたり、指摘がなされたりと最近厳しくなる傾向にあるように感じる。

企業財団が、出捐会社との関係だけでなく、認定等委員会との関係も気にするようになり、その結果、「変化」することに怖気づいて「これまで通り」のことしかやらないような風潮とならないよう気をつけるべきである。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

(1) 公募の仕組みを変えたので、これについての広報等に関する取り組みを強化し、募集増につなげていきたい。「PDCAサイクル」で言えば、PとDは出来たが、CとAはこれから。

(2) 財団の活動を出捐会社の社内により理解・浸透させていくために、社内広報などへの取組をより積極的にしていきたい。そのためにも、麒麟社のCSV戦略部との連携および従業員への啓発に今後も努力していきたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

先の「変更届」に関する問題点などをはじめ、最近の2回目の立ち入り検査に端を発した当局の“変化”（細かいことにまで口を出す傾向が散見）を、多くの財団関係者が感じており、そのことが、個々の財団における事業への不安につながることを危惧している。

「民」の公益活動を促進するという制度改革本来の趣旨に鑑み、当局による柔軟な運用がなされるよう、これを担保する資料として本調査結果を活用してほしい。即ち、当局が（以前のよう）「監督官庁」ではなく、民の公益活動をサポートする前向きなスタンスになれるためのエビデンスとして頂きたい。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|--------------|--|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 サントリー文化財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月6日（金）12:50～14:00 | | |
| 実施場所 | サントリー文化財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | ⑰ 今井 渉 顧問・上席研究フェロー | ⑱ 尾崎 勝吉 専務理事 | |
| | ⑲ | ⑳ | |
| インタビュー実施者 | 主担当：田中 皓 | 副担当：渡真利 明緒衣 | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------|---------------------------------|-----------|--------------------|
| f-00010 | 移行認定登記日：2010/05/26 | | |
| サントリー文化財団 | 主務官庁：文部科学省⇒ 行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額（増減率％） |
| 正味財産(千円) | 1,766,293 | 1,815,282 | 48,989 (2.77 %) |
| 経常収入(千円) | 290,109 | 320,268 | 30,159 (10.40 %) |
| 助成総額(千円) | 145,200 | 112,770 | -32,430 (-22.33 %) |
| 助成総額/経常収入(%) | 50.05% | 34.46% | |
| 備考 | 出捐者：サントリー(株)（現サントリーホールディングス(株)） | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

サントリー株式会社は、サントリー株式会社創立80周年を機に大阪の企業の伝統である社会貢献や文化支援の歴史を継承し、戦後も様々な文化支援活動に取り組んできた中でもう一段違うことをやろうとなった。東京一極集中、大阪の情報発信の弱さ、経済の低調な状況に一石を投じたいというファウンダー佐治敬三と、関西も時代の要請に応じて考え行動しなければならないと考える大阪大学の山崎正和氏が出会い、学術・文化の融合支援だけでなく地域を応援するような人文社会学系の財団をつくることになった。

佐治敬三が研究者だったこともあり、食品化学研究所（現：サントリー生命科学財団）が戦後に設立されたが、サントリー美術館や音楽財団等は東京にあり、大阪にサントリー文化財団が設立された。

来年サントリー文化財団は40周年を迎える。基本は顕彰と助成と自主研究であり、学芸振興事業と地域振興事業の2つに分けている。

近年は若い研究者の活躍の場づくりや、国内外の人々とのコミュニケーションの場を提供することを主要なテーマとしている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

特に大きい事業の変更はないが、新制度になってから調査研究事業として、理事の先生方の提案で、社会に必要なとされる調査研究を自主的にできるようにした。これにより、マスコミと研究者の交流する

活動を深め、財団としては社会との接点を作り易くなった。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

制度改革で公益法人に移行した後は活動がやりやすくなり、助成プログラムを機動的に運営できるようになった。例えば、若手支援の充実、チャレンジ研究助成や山崎塾（若い研究者、加えてマスコミとのコミュニケーションの場の創出）の創設、公募研究助成の中に地域文化に関する研究助成の枠を設定したことなどである。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

年間の事業総額は全体で3億円であり、うち法人会計が1億、公益法人会計が2億である。現在の主たる収益源は株式の配当である。

株式の配当が増え、現金での寄附は昔より少なくなっている。過去に株の配当が増えた時には、記念事業の基金として積み立ててきたが、来年の40周年記念事業で取り崩すことになる。このような状況であるため、財務三基準に関連して大きな苦勞はしていない。株式の配当と運用益の収益スタイルは、今後も変わらないと考える。

収支相償の制約で余分が出ればやむを得ず翌年に回しているが、可能であれば目的を明示し内部留保したい。それができないと記念事業や時代に応じた新しい事業を始めるための原資がないし、逆にこれらの制約のために新しい事業をしようという発想が阻害されてしまう。毎年同じような事業の繰り返しになってしまうと、手伝っていただいている先生たちの意欲も削いでしまうことになる。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

特増の資格申請が変わり、プログラムに柔軟性が出てきた。(②に同じ)

理事会と評議員会の間を2週間開けることに関しては、理事会開催時に評議員に陪席していただき、その後に懇談会を設定することで両委員間の交流と親交の場が設定でき有意義な場となっている。その後の評議員会は書面決議としている。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

オーバーヘッドコスト（大学の間接経費）に関して、大学が研究費の一部を吸い上げるのであれば、その大学の関係者には助成しないことを伝えることにしている。申請する方も考えるべきである。（覚書に記載している）

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

大きいコンセンサスとしては、若手志向である。若い人、新しいアプローチが見える人、大学内外問わず研究者等の発言者の支援をしていきたいと考えている。学際的研究、マスコミを含めた異分野交流、そして学芸賞も充実させていきたい。

学術ではなく「学“芸”賞」という表現がミソで、学術を志す人だけでなくより一般的な人に通じるような発言にしていこうとすることを求めている。

また、40周年を機にこれまで以上に若手の支援、社会に対してのアプローチ、地方への支援、国際的な展開を検討している。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

いざという時や新しいことをしたい時に使える資金をプールできるようにしてほしい。

公益というものはお金があったらやって、なかったらやらない、というものではない。公益に資するものはある程度の継続性をもってやるべきものとする時に、収入が増減する度に公益事業が常に一定の基準で提供できなくなってしまうこと自体が問題である。営利企業でさえ、その部分は内部留保で備えている。公益法人こそ長期の視点でやるべきことをやるための法人であるならば、収支相償の考え方自体は正しいけれど、収支相償を保持するために無駄なことをやったり、収支を合わせるために本来やるべきことをやらなかったりという状況になるのであれば本末転倒である。何かしらの制度を変えるときには、最低でも3年は必要である。5年くらいあるとよりいい。

法人会計の資金がタイトであるところが多い。いい事業をするためには、いいスタッフが必要であり、そのための運営資金が大切であるが、それに対する社会的理解が無いと感じる。社会に対して理解を働き掛けていくことも必要である。寄附を受けた時点での配分比率を後で変更できると運営する側は助かる。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

もっと財団は発信した方がよい。財団がやっていることを社会に知ってもらうための努力が必要である。

今、理事長は社内外への理解をこれまで以上に必要と考えているが、出捐先の理解のために「まずは社員から」として社員向けに様々な活動を進めている。また、助成することで終わることなく助成先の成果が社会に知られるためのPR活動は公益法人としても重要である。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|-----------------|-----------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 電通育英会 | | |
| 実施日時 | 2018年7月2日（月）14:30～16:00 | | |
| 実施場所 | 電通育英会 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 21 小林 洋一 専務理事 | 22 青木 潤之助 事務局次長 | |
| | 23 | 24 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：大野 満 | | 副担当：湯瀬 秀行 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|------------------|------------|---|---------------------|
| f-00274 電通育英会 | | 移行認定登記日：2011/04/01 主務官庁：文部科学省⇒ 行政庁：内閣府 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 20,811,336 | 39,576,660 | 18,765,324 (90.17%) |
| 経常収入(千円) | 682,531 | 482,328 | -200,203 (-29.33%) |
| 助成総額(千円) | 281,360 | 246,740 | -34,620 (-12.30%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 41.22% | 51.16% | |
| 備考 出捐者：(株)電通 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

電通第4代社長の吉田秀雄氏の生前の信条「人材の育成は終局の目標である」を実現するため、(株)電通が未上場株式(当時)を出捐し、1963年に設立。株式の配当金を事業資金として充当してきた。

2001年の(株)電通が上場する前に株の一部を売却し、主に安全資産(高金利の国債、公債等)を保有した。現在電通株式4割、安全資産(国債が主)4割、リスク資産(元本の保証のない外債等)2割の資産構成で運用している。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

(1)制度改革を機に人材育成事業を新たに加えたのは、幅広く学生の人材育成に寄与したいと考えたため。

当時の話では、当初、内閣府からは、奨学財団が実施すべき事業かどうかとの指摘があったが、大学生等の人材育成のために有益な事業であることを説明し理解頂いた。

公益事業1、2と分けずに1つでやりたかったが、内閣府の指導で2つに分けて追加することになった。

(2)奨学金は、移行に際して、貸与から給付に切り替えた(大学は4年間あるため、順次切り替え)。世の中の流れも給付になってきている(民間奨学財団はほとんど)ため。ただ、貸与は資

金が戻ってくるが、給付は財源の確保が課題となる。当財団はたまたま配当収入が増えたこともあり、実施することが出来た。

(3)奨学金事業では、給付プログラムに変更してから、同窓会組織が出来た。自主運営が基本だが、今後はよりコミュニケーションを密にとっていきたいと考えている。以前、他の財団でOB/OG組織のためにお金を出すのは定款にはない事業になると指摘されたところがあると聞いている。しかし、当財団担当の検査官からはもっとOB/OG組織を活用したらどうか、とのアドバイスを頂いた。

(4)調査・研究事業として毎年大学生研究フォーラムを開催した。これも10年をめぐり今年度から、名称を変えて実施する予定である。

(5)移行直前にリーマンショックがあったため、経常収益が大幅に落ち込んだ。そのため公益財団法人化とほぼ同時に、それまで金融機関のアドバイスを中心に運用していた資産運用を変更した。資産運用委員会を発足し、運用ルールを決め、外部コンサル2社を採用し、永続的な事業遂行のために安全で安定した運用収益の確保に努めた。その結果、現在のところ比較的順調に運用できている。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

(1)人材育成助成事業は、規模を限定した。これは採択率を1/3程度は確保するためもあり、地域を首都圏に限定し、対象をNPOや大学の中の組織等としてスタートした。10年目を迎え見直しの時期に来ている。当財団はあくまで奨学金事業が主であるので、拡充をするなら奨学金事業を拡充していきたい。現在、人材育成助成事業のエリアを広げる検討をしているが、エリアを広げて公募すると採択率1/3程度が確保できなくなる恐れもあり、悩みどころである。応募条件を絞ること等が必要になる可能性もある。

(2)評議員と選考委員の兼務は望ましくないとの立入検査時の指摘を受け、理事会等に諮り、評議員と選考委員の兼務は改選時期に合わせ、徐々に解消することとした。理事と選考委員の兼務は現状の人数であれば良いとのことだった。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

(1)電通株式の配当が上がり、突然、収支相償問題に直面した。このため、数年先までの収支予測を元に計画を立て、毎年事業を拡充して対応している。奨学財団という性格上、黒字になったからといってすぐに規模を拡大することは難しい。最低でも大学の4年間はかかる。もし、何かあった場合は、採用数を減らすとか、または他の事業（人材育成助成等）をやめるとか、さらには指定正味財産の取り崩しなどを考えなければならない。奨学金事業は中核事業であるので、出来るだけ後退は避けたいと考えている。

(2)助成事業のみを行っている助成財団（奨学財団）に対して収支相償等3基準の厳格な適用は厳しいと感じている。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

(1)代理出席ができなくなったことで、理事会・評議員会の役割が明確になり、以前と比べて透明性の担保やガバナンスに役立っている。但し、特別決議（2/3以上の出席）などが必要な場合

には、出席者の確保に苦勞する。

(2)書面（メールも可）決議の場合、全員が賛成でないと議決できないというのは困る。せめて9割もしくは2/3でも構わないのではないか。実際のところ、一人でも海外出張していたりすると連絡が取れずに決議できなくなってしまう可能性がある。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

(1)制度の運用ルールが不明瞭なことがあり、対応に苦慮することがある。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

(1)運用収益状況にもよるが、基本は原点に戻って、奨学事業の拡充（1人当たりの奨学金給付額を増やすことや採用人数の増加等）を図りたいと考えている。

(2)若者の内向き志向などと言われて久しいが、国も海外留学への支援をやっており、当財団も積極的に学生の海外留学等の後押しをしていきたいと考えている。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

(1)立入検査時に役員・評議員の兼職状況の把握の必要性を指摘された。一部の役員について漏れがあったため指摘された。連座制への備えということであるが、そもそも連座制ルールは厳しいと感じている。このルールが適用された事例もなく、実際、どのように運用されるのかははっきりしない分、不安を感じる。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

(1)役員・評議員の若返りを図ったが、若い人ほど忙しく、出席率が悪いため、苦慮している。

(2)公益法人会計は特殊なため、経理ができる人材をどうやって確保していくかが、職員の高齢化問題と併せ、課題となっている。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------|--|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 日本生命財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月6日（金）14:25～15:25 | | |
| 実施場所 | 日本生命財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 25 伯井 穂文 常務理事 | 26 | |
| | 27 | 28 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：田中 皓 | 副担当：渡真利 明緒衣 | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|---------------------------|------------|---|-------------------|
| f-00023 ニッセイ財団（日本生命財団） | | 移行認定登記日：2010/03/01 主務官庁：総務省⇒ 行政庁：内閣府 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額（増減率％） |
| 正味財産(千円) | 11,603,390 | 11,453,472 | -149,918 (-1.29%) |
| 経常収入(千円) | 332,659 | 313,340 | -19,319 (-5.81%) |
| 助成総額(千円) | 217,605 | 202,677 | -14,928 (-6.86%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 65.41% | 64.68% | |
| 備考 出捐者：日本生命保険（相） | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

日本生命保険相互会社の創業90周年を記念して、同社創業以来の共存共栄・相互扶助の精神に基づき、「人間性・文化性あふれる真に豊かな社会の建設に資する」ことを目的として、1979年に設立された。助成型財団としたのは、変化する社会・時代の要請に応じ比較的柔軟な事業対応が可能であり、また、日本全国を対象とした社会還元を円滑に進めることができると考えられたためである。

また、相互会社の出捐となる当財団の心得として、寄付金の元々の原資が契約者から拠出していた保険料がもとになっているため、適切な事業運営としっかりした事業内容の説明や発信が大切であると考えている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

創立以来「児童」、「高齢」、「環境」の3つの重点分野を掲げており、これらの助成事業そのものが影響を受けたことはない。

出捐企業においても公益財団としての立ち位置・ガバナンスの理解が進んできたように思う。各都道府県の贈呈式における各支社長の発言も事業目的・趣旨を理解いただいたものになっている。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

都道府県助成分野に該当する事業「児童・少年の健全育成助成」「生き生きシニア活動顕彰」については、都道府県庁に伺って推薦していただき、贈呈式も多くは都道府県庁で行い、幹部にも出席していただいている。都道府県の担当者が変わる都度、あくまでも公益財団としての事業であることや内容の説明をし、都道府県と県民のために貢献したいという考えを伝えている。この理解を得ているというのは公益移行の大きな成果だと感じている。また、このような活動を通じて、双方向の意思疎通がやり易くなっていった。2016年度には全都道府県ヒアリングを実施し、事業内容が時代の流れや社会の変化に沿っているのかを確認し、翌年に募集要項を一部変更した。例えば、対象団体の人員規模を縮小したこと、フリースクール活動支援の取組みを改めてお願いしたこと等がある。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

当財団について申せば、財務三基準に関する特段の問題はない。運用収益はピーク時から2,000万円程度低下したが、比較的早めに20年国債、30年国債への転換をしたため、中長期的には今後も1.2%程度は維持できるとみている。また、日本生命保険相互会社から毎年1億6200万円の寄附を定額で受けており、この定額寄附金と債券運用が中心の収益になるので見通しが立てやすい。収入が安定し予算計画が組みやすい状況にあり、都道府県助成についても毎年定額が出せることが強みになっている。

もし、万一、助成額が不足した場合でも、助成準備基金12億7千万円を一部取り崩すことで、当面の対応はできる見通しである。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

理事会や評議員会が実態的に開催され、そこでのご理解と賛同を得て、結論を出し、物事を前に進めているという事実は、対外的に大切な意味・インパクトを持つと考えている。

理事会・評議員会では、会議中はもちろん食事中でも、大切なご意見が出てくる。近時の例でも、児童の問題は深刻な様相を呈しており、その分野への研究費も不十分なため、そこで財団ができることはないかといった話になる。こうしたご議論も踏まえ、今回40周年記念特別事業の一つとして児童分野の「実践的研究助成」を2020年から実施することにした。収支が厳しい状況にある中で、あえて事業を拡大することについて理事会や評議員会で何うと「大変かもしれないが必要性がある」といった意見が出る。先行的な取り組みとして、委託研究を既に始めており、これも理事会・評議員会の決議を経たうえで公益等認定委員会へ区分変更の申請をして了解をいただいた。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

法律や会計上のガイドラインが複雑にできているので、それを理解するまでに時間はかかるが、理解してしまえば自分たちがやりたいことは凡そできると考えている。今回の周年事業も分野が多岐にわたるが、十分に点検し、必要なものは時間をかけて決議を経たうえで前に進めている。直近にも立入検査があったが、内容については申し分ないとのコメントであった。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

財団内で充分議論をしたものではなく、あくまで私見であるが、設立の目的・趣旨に従うとす

るならば、社会的要請に合致し、共存共栄、相互扶助の精神に基づいて、真に豊かな社会の建設に資するものであれば分野にかかわらず支援していくべきと考えられる。基本機能として、変化する社会的な要請に柔軟に responding していくように運営すること、全国各地域に目を向けた社会還元を行うこと、原資が全国の日本生命保険相互会社の契約者の保険料に由来していることを常に意識していくことだと考えている。周年事業は、こうした公益財団の PDCA という点で非常に大切だと考えている。趣旨や機能、役割に照らし、このままでいいか、次の方向はどこか、といったことを少なくとも 10 年単位で点検することは加えていくべきだと考えている。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

当財団の運営に関して申しあげるならば、大きな課題点は見出せない。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

助成型財団やその事業内容が世間に知られていないため、事業に対する理解が得られにくく、寄付を募ることが難しいのではないかと考えている。最近では財団内で IR、PR を適切にやっていないといずれ細ってしまうと認識し、これらについて予算化し取り組んでいくことにした。自分たちの事業に賛同いただくためには、事業内容を理解いただくためのしっかりした発信力が必要である。その為にも、公益財団としての“公益性”をフル活用していかなければと考えている。

また、これは助成型財団が共通して、将来に向けて考えておくべきことのひとつではないかと考えている。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|---------------|----------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 福武教育文化振興財団 | | |
| 実施日時 | 2018年8月7日（火）14:00～16:00 | | |
| 実施場所 | 同財団 事務局 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 29 中野 行雄 常任理事 | 30 小川 隆正 事務局長 | |
| | 31 和田 広子 氏 | 32 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：渡辺 元 | | 副担当：青尾 謙 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|----------------------------------|-----------|--|----------------------|
| S-00113 福武教育文化振興財団 | | 移行認定登記日：2012/04/01 主務官庁：岡山県教育委員会⇒ 行政庁：岡山県 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 9,484,610 | 5,542,678 | -3,941,932 (-41.56%) |
| 経常収入(千円) | 222,177 | 146,561 | -75,616 (-34.0%) |
| 助成総額(千円) | 116,510 | 58,720 | -57,790 (-49.60%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 52.4% | 40.0% | |
| 備考 出捐者：福武總一郎, (株)ベネッセコーポレーション | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

- 昭和61年（1986年）に設立された福武教育振興財団、平成8年（1996年）に設立された福武文化振興財団の両財団が平成19年（2007年）に統合され成立。
- 福武家は、文化芸術による地域振興の想いを強く持っている。福武教育文化振興財団は、岡山県中心の地域財団だが、兄弟財団である福武財団は全国財団で、特に瀬戸内海の島をアートで再生するという方向性をもっている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

- 福武家ならびにベネッセが設立した財団が多数存在したため、その所轄（全国・岡山県・香川県）および事業内容をどうしていくかが問題となった。結果として、福武教育文化振興財団と、それ以外の3財団を統合した福武財団という2財団という形になった。
- 移行にあたって一般財団としての自由度を採るか、公益財団となるかについても迷いはあったが、結果として公益財団を選択した。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

- 全国を対象として活動する福武財団と違い、岡山県内に限定して助成活動を実施してきた（30年間の累計は14億円）。

- 現在は教育・文化による地域振興（課題解決や価値創造）を主眼においたプログラムを志向している。広く薄い公募助成、深く厚い特定助成、自主事業、表彰事業等の組み合わせ。自主事業は助成でできる先がない価値創造的なもので、いずれは公募にシフトしていくという理解。
- 県内各自治体や地域に密着した広報活動、交流会、教室開催等も行っている。

④ 財務的な影響と展望（公益法人については財務3原則への意見）

- 基本財産としてベネッセホールディングスの株式を保有し、その配当金で公益事業費用に充てているが、配当金の変動する可能性は常にある。
- こうした財務的変動の際にストックとしての財産が持てれば緩衝に役立つ。現状では遊休財産の保有制限があるが、少なくとも事業支出の3年分は持ちたい。事業継続のためにも必要だ。
- 現在でも岡山県に相談し、翌年度の助成に必要な資金を前年度から積み立てている。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

- 新制度による移行にともなって、財団の特色や事業の見直しを行った。また、ガバナンスやコンプライアンスの徹底をはかった。
- 問題点は、収支相償の考え方、剰余金が発生した場合の措置等。原則として、翌年中に解消するというのもどうか。その他については、今のところ特に問題を感じていない。
- 所管は県の文化振興課であり、よい関係が築けている。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

- 特に問題と感じていることはない。地域を限定していることによるメリット。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

- 助成プログラムの運営にあたっては、県内の他財団と一緒に説明会を行う等の機会もあり、今後も連携を深め、助成希望者に様々な紹介ができるような協力関係を継続していきたい。
- 助成財団センターでの研修のような、レベルアップするための取組が必要と思う。

⑧ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

- 全国財団と地域財団の違いについて留意が必要。地方の財団の役割は全国区や世界レベルではなく、地方の活動のレベル上げ。地域振興の担い手となる助成先を鍛えていけるような力も必要だ。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|-----------------|-----------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 三菱財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月4日（水）10:00～11:30 | | |
| 実施場所 | 三菱財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 33 渡邊 肇 常務理事 | 34 粕淵 卓也 助成事業部長 | |
| | 35 | 36 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：蓑 康久 | | 副担当：新山 雅人 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|-------------------------|------------|--|--------------------|
| f-00028 三菱財団 | | 移行認定登記日：2010/11/01 主務官庁：文部科学省、厚生労働省⇒行政庁：内閣府 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財産(千円) | 19,536,603 | 29,532,908 | 9,996,305 (51.17%) |
| 経常収入(千円) | 561,329 | 531,953 | -29,376 (-5.23%) |
| 助成総額(千円) | 453,000 | 423,000 | -30,000 (-6.62%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 80.70% | 79.52% | |
| 備考 出捐者：三菱グループ等 41 社他 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

三菱財団は三菱グループ創業100年の記念事業として1969年設立された。

戦前三菱グループは岩崎家では2代目から4代目（彌之助、久彌、小彌太）が中心となり、学術・文化（東洋文庫、静嘉堂文庫）・社会福祉・スポーツ等の面に於ける社会貢献活動に力を注いでいた。戦後は学術・社会福祉における社会貢献活動は、各社単独での活動であったが、三菱グループとして戦前の社会貢献活動を継承するべきであるとして、そのために財団が設立された経緯にある。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

定款変更はあくまで助成の3本柱(自然科学・人文科学・社会福祉)を明確にするために文言変更を行ったものである。移行前は特定公益増進法人（S46/3認定）で、文科省、厚労省の共管であった。（注：因みに「三菱財団30年のあゆみ」の資料によれば、3分野の助成額の推移は以下の通り）。

| 年度 | 自然科学研究助成 | 人文科学研究助成 | 社会福祉事業助成 | （単位百万円） |
|----|----------|----------|----------|---------|
| 45 | 99.156 | 0 | 45.3 | |
| 46 | 99.1034 | 0 | 48.036 | |
| 47 | 100.14 | 23.1 | 50.1656 | |

その後平成 11 年度以降は、概ねそれぞれ自然 300 百万円、人文 60 百万円、福祉 90 百万円の割合で推移している)

移行前の人間はいないため、正確な比較は出来ないが、現在の事務局の認識としては組織形態・助成プログラムで移行の前後で特に考慮・配慮したものはないと考えている。ただ敢えて云えば、移行前には共管のためそれぞれ指摘事項や言い分が違うとか、検査も別々になされていたし、贈呈式も両所管の方を公平にお招きするといったことに配慮していた面があると聞いている。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

現在のプログラムにおいては公平性と質が担保されるように配慮している。

選考の公平・公正性は重要であり、例えば選考委員は任期 5 年、前任者に後任の候補者として複数のお名前を頂戴する等しているが、選考委員が一つの系列に偏らないよう、また、年齢等も考慮している。各分野における我が国の BEST of BEST の選考委員が選ばれている（選考は 1 次選考後、合議による選考が行われるが、最終面接により可成り厳しい質疑がなされている）とは認識している。

また、選考に際しては若手を重視して頂くようにしたり、福祉分野においては「研究者と事業者・活動家等、また異なる専門領域の複数のメンバーでチームを形成し同一の社会課題により多角的、ダイナミックに挑戦する提案型の応募」を「連携・協働型」と呼び、(いわばこれを推奨するニュアンスを込めて) 助成金額・期間等弾力的に対応する旨、応募要項で明記している。なお、質の確保は成果検証の問題でもあり、この点は今後更に検討する余地がある。

④ 財務的な影響と展望（財務 3 基準への意見等）

・収支相償：抑も公益法人の収入は、一定規模の基金を元に金利収入や配当収入が中心であるが、いずれも金利環境や配当企業の業況に左右され変動を免れない。一方で、経費の中心である助成金等は、社会に貢献するために公益活動を行う法人としては、収入の増減に従って助成額を上下させるのではなく、出来限り安定的に継続して提供することが社会に対する使命であり負託を受けた公益法人としてのあるべき姿であると考えている。財団運営も一般事業のそれと同様であり、将来の変事抵抗力として、備え（蓄え）を持つことは当然である。（一步譲って）不適切な蓄財が事後的に指摘糾弾されることは当然あり得るが、事前に広く規制することは問題がある。

・遊休財産の保有制限も同様に 1 年間の公益活動経費の範囲内に規制されることは財団の活動を抑制することにもなり、将来的には体力をそぎジリ貧となる恐れがある。公益分野を民間が出来る限り合理的かつ多様性をもって弾力的に対応することが、「民による公益の推進」の本意である、こうした規制強化は本末転倒である。更に、こうした制限が一律であることにも疑問を覚える。基本財産 300 億円、年間経費 5 億円の財団と基本財産 100 億円、年間経費 5 億円の財団を同じ基準で規制すること自体公平でない気がする。財団の規模、活動内容などもっと実態に即した対応をすべきであり、一律の規制は問題があると考えます。

・準備金の積立も然りである。来年の設立 50 周年記念事業のために特定資産として 50 周年記念事業積立資産を計上、内閣府も認めてくれているが、それ以外にももっと弾力的に準備金の積立を認めるべきである。

・また過去取り崩した特定資産(当財団も 2011 年助成金を 450 百万円から 370 百万円に減額せざるを得なくなったときに特定資産を一部取り崩している)の復元も認めるべきである。事実上新たに寄附者の意思によるものでなければ認めないというのはあまりにも硬直的過ぎる。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

移行前の人間はいないので新旧の比較はよく分からない。但し所管が内閣府に一本化したことで検査が一本化したり、複数の観点から指導を受けたりすることが無くなり、やりやすくなった面はあるように思う。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

(既に上記質問事項で回答済)

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと (長期展望)

長期展望ではないが、まずは来年の設立 50 年 (2020 年はグループの創業 150 年) に向けて記念プログラム、イベント、内部管理強化等を検討している。

<記念プログラム>

来年実施を目標に文化財の修復助成プログラムの創設を計画している。但し始まりは飽くまで 50 周年記念プログラムとして 2 年間のみのものとして内閣府とも相談し、了承を得ている。尤も長期的には事務局としてはこの新たなプログラムを継続することを考えているが、そのためには別途、変更認定が必要と考えている (三菱財団は当初自然科学、社会福祉からスタート 2 年後に人文科学をプログラムに追加したが、将来的には「文化」「教育」の面への展開を当初から目標としていた)。このほか、既存のプログラムの範囲内ではあるが、自然科学プログラムでは若手を重視すること、人文科学分野では学際分野の重点化、社会的実践との連携強化にウエイトをおいたことが出来ないか、検討している。

<イベント>

成果報告会の拡充・充実、記念シンポジウムの開催等現在検討中である。

<内部体制強化>

科研費のシステム他、世の流れを踏まえてペーパーレス化を進めシステムの効率化を一段と図りたいと考えている。

⑧ 今回の調査で特に期待すること (その意図や背景)

・(公益法人は企業財団、企業グループ財団、個人財団等出自、設立経緯は様々であるので) 今回のアンケートを通じて繋がりをもちたい、他の財団の事を知り横の繋がりを深めたい、という思いが強いのではないかな。

・助成財団センターの会員はセンターの役割に対する期待が大きく、それが今回のアンケートに対する積極的な回答にも出ている (少なくとも自分たちはそうである) のでないかな。

⑨ その他 (個々の財団の特徴により特に重要と思われること)

・50 周年に向け、定款変更は考えていない。50 年前の設立趣旨が定款に反映されており、それ

が実現されているかの検証は必要と考えている。若手強化、育成等の教育はこれからの課題である。

- ・検査の指摘事項の贈呈式後の懇親会の飲食は華美でなければよいとのこと。役員への交通費支給は、一律だと報酬になるので実費でないとおかしいとの指摘であったが、ルールを明確化しておくことで3年後の次回検査までに対応しておきたい。

- ・当局には、規制ありきではなく、民間の助成財団は、社会の公益のため国の補完として助成しているということを認識してもらいたい。

以 上

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------|--|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 山田科学振興財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月6日（金）16:35～17:30 | | |
| 実施場所 | 山田科学振興財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 37 坂本 達哉 専務理事 | 38 | |
| | 39 | 40 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：田中 皓 | 副担当：渡真利 明緒衣 | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|---------------------|---|-----------|------------------|
| f-00039 山田科学振興財団 | 移行認定登記日：2011/08/01 主務官庁：文部科学省⇒ 行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額（増減率％） |
| 正味財産(千円) | 2,937,894 | 3,350,561 | 412,667（14.05％） |
| 経常収入(千円) | 77,208 | 94,154 | 16,946（21.95％） |
| 助成総額(千円) | 86,198 | 69,865 | -16,333（-18.95％） |
| 助成総額/経常収入(％) | 111.64％ | 74.20％ | |
| 備考 出捐者：故山田 輝郎 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

ロート製菓の事実上の創業者である山田輝郎が事業で成功し、当時のオリンピック水泳競技で金メダルを獲得すると目標を掲げ、私財を投じスイミングクラブを創設した。輝郎はスポーツの知識を持ち合わせていなかったが、豆電球を選手の体につけてフォームを修正するといった科学的な方法をもって関与し、金メダル獲得の目標を達成した。その頃、輝郎は高齢になっていたが、日本の社会のために自然科学の研究（基礎研究）は大事だと考え、私財を投じ山田科学振興財団を設立した。スイミングクラブとは対照的に、事業の内容は研究者のものであり研究者に任せるとして、一切口を出さなかった。元々の発想である「日本の社会の発展のために基礎科学が大切だ」ということは、文章に記録され現在まで残されている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

前記の背景から、基礎科学を重視する財団の基本姿勢は変わることはないが、旧制度からの移行時に、褒賞制度を廃止した。また、海外の学術集会への出席支援となる短期間派遣を中止した。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

②と併行して、制度の変わり目で若手研究者による分野交錯学術集会「山田研究会」を始めた。これは、異分野研究に接する機会の創出と若手研究者の育成支援、異分野間の交流促進を目的とし

たものである。少人数の若手研究者が自ら企画し、異分野の研究者と交流するものである。当初は批判的な声もあったが、継続することに意義があると考え、とにかく続けていた。その結果、多くの成果があったが、特に4回目の山田研究会において、これは物理と化学の研究者による集会ですが、新しい成果が生まれ、学術雑誌『固体物理』に寄稿された。このときの活動は、その後も財団を離れたところで続いている。このようなスタートアップの機会を提供することも財団の使命だと考えている。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

当財団にとっては遊休財産の保有制限が問題だと考える。現在有価証券の運用益で8割方の事業を運営している（遊休財産ではほぼ一年の事業費を持っている）が、為替レートが変化したり、海外渡航者の辞退があれば、予定していた事業支出が減り、保有制限を超えることがある。これまでは年度末に超過分を特定資産へ移し、年度を超えてからそれを崩すことをしていたが、このような作業はあまり適切とはいえない。遊休財産保有制限を超えるのは1年分の公益目的事業費以下であれば可能とあるが、その実質的な意味を整理しておく必要がある。仮に株の配当金だけでやっている財団の保有している株が無配当になった時、遊休財産で事業を継続することになるが、1年で無配当が元に戻るかは厳しいのではないか。このようなことを考えると、遊休財産はあればあるほど安定性が増すが、その保有限度額を事業費の1年分に制限する意味が理解できない。公益財団法人は使途が全部公開されるので、貯める時ではなく支出する時に不適切なものを規制すべきと考える。

遊休財産保有制限等の3要件が設定されているにもかかわらず、定款に記載されていない新しい事業をやる時に評議員会・理事会を通して決議したとしても、移行認定と同程度の資料を提出し、さらに事業着手が承認後まで待たされることはおかしいのではないか。

以前、ある先生から資金を提供するので褒章事業として個人的資金を使ってほしい旨の依頼があった際に内閣府へ問い合わせ、新しい事業を始める手続きが煩雑であることを知った。その内容を依頼者に伝えたところ、その煩雑な事務は頼みにくいからという理由でその依頼は取り下げられたことがあった。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

財団自主による資産運用の実施。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

資金の問題がある。昔に比べて債権等の運用益が減り、助成できる金額が非常に少なくなった。これは国においても同様に研究費に十分な予算が配分されず、科研費の効率的使用を図ることで改善を試みているが、実際は研究者が資金獲得の作業に忙殺されるなど、全体としては効率的になっていないのではないか。基礎研究振興のためには、限られた財源を効率的に使うことを考えるより、金額を増やす方が良いと思うが当財団も助成できる額が少ないため、大きな研究成果につながりにくい状況である。財産の運用や出捐企業の寄付金だけでは大規模な助成ができないため、寄付を募るべきと思うが、1つの財団がやったところであまり寄付は集まらない。

例えばNHKや公共広告機構等が呼びかけて寄付を集める仕組みを作り、集まった寄附を各財団に分配するようなシステムができないものかと考える。いずれにしても、1つの財団だけでは限

界がある。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

当財団の設立者が社会のためと思いを込めて私財を投じて設立した当財団の「自然科学（基礎研究）の重視」や「研究内容の研究者重視」の姿勢は、財団の基本姿勢として今後も変わることはない。

制度改革で自由になった資産運用面では財団独自の取組を実践し一定の運用益の確保に努め、若手の異分野研究者に交流の機会を提供する研究会の開催等新たな財団の使命を果たす努力をしていきたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

財務3基準はある程度テクニカルに解決できる要素はあるが、事務手続きの多さや法令解釈の複雑さによって、新しい事業を実施するときの自由度が制限されている部分がある。財務的なことと事業内容いずれも制限されることは厳しく感じる。

また、現在は全財団に立入検査を実施しているが、抜き取り検査で十分ではないか。

今後制度の見直しを実施されるに際して、今ある制度の枠の中の一部を変えるだけにならないか、心配である。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

10周年特別 PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）セルフレポート

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 住友財団 | |
| 実施日時 | 2018年8月31日（金）セルフレポート作成日時 | |
| 実施場所 | 住友財団 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 41 常務理事 蓑 康久 | 42 |
| | 43 | 44 |
| インタビュー実施者 | 主担当：蓑 康久 | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|-----------------|--|------------|-------------------|
| F-00188 住友財団 | 移行認定登記日：2009/05/01 主務官庁：総務省⇒行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008 年度 | 2016 年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財産(千円) | 20,801,029 | 23,559,804 | 2,758,775 (13.3%) |
| 経常収入(千円) | 515,114 | 489,177 | -25,937 (-5.04%) |
| 助成総額(千円) | 383,367 | 429,516 | 46,149 (12.04%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 74.42% | 87.80% | |
| 備考 | 出捐者：住友グループ 20 社他 | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

現在の住友グループ各社の諸事業の礎となった別子銅山の開坑 300 年を記念し、住友グループ 20 社の基金拠出により設立された公益財団法人。人類社会の直面する諸問題の解決に多面的に取り組み、国際的な視野をもって、これら各分野における有意義な研究及び事業に対する助成を行うことを目的とする。そのために「基礎科学研究」「環境研究」「アジア諸国における日本関連研究」の各研究助成と国の内外の「文化財維持・修復事業」の事業助成（いずれも公募）を中心に活動を行っている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

移行前後に於いて助成事業面での変更はないが、組織等に関しては役員、評議員の定数変更に伴う対応、内部規程の改定・制定等規程の整備を行っている。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

・基礎科学研究助成は、科研費等国の助成が国民の税金を原資とすることから、実績や結果重視に偏らざるを得ない面があるのに対し、純粋に萌芽的・独創的なテーマにチャレンジしようとする若手研究者をサポートする点に特色があり、基礎研究の多様性を図り、裾野を拡げることに寄与することに重点を置いている。一方で研究の継続性を支援したり、特定分野やテーマに対し重点的な配分をするなど（ステップアップ形式の助成や課題提示型の助成など）プログラムの多様化を行うことが今後の

課題。

・環境研究は環境全般をテーマとした一般研究と課題を提示した課題研究の2種類を有する点に特徴がある。一方で国際的共同研究等ますます重要になる中で、課題研究のウエイトを増やすための財源手当が課題。

・日本関連研究助成は、近隣諸国であるアジア諸国との交流促進、相互理解、連携強化を図り、もって国際社会における日本のプレゼンスを高めると共に、世界平和の構築に貢献し、ひいては人類の様々な課題解決に資することを目的とする。今後は例えば日本への留学生に奨学金を出し、帰国して研究者になられた後に再び当財団のプログラムを使ってもらえば相乗効果が得られるので、そうした人材育成のための助成プログラムの創設等が今後の課題。

・文化財維持修復助成（国内外）は、芸術・文化の面での、大変ユニークかつ独自性の高いプログラムと自負しているが、増嵩するニーズに如何に対応するか、助成規模の拡大が何よりも大きな課題である。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

公益法人であれ一般の企業と同様、将来の事業の拡大のため、或いは不測の事態に対する変事抵抗力の強化のため、一定の内部留保が必要なことは論を待たない。また公益法人は多様化しており、いわゆる行政委託型の公益法人もあれば、国民の税金を原資に設立された法人や、公的な補助金や助成金を受けている法人、公益事業以外収益事業を行っていない法人、助成財団やその中でも3年4年と継続的な支援が必要となる奨学金支給財団など様々な公益法人の実態や収支状況（現在のような低金利状況が長期化する環境においては、ある程度手元流動性を厚くすることが必要になる）、業務環境によって必要の度合いは様々である。これを一律の基準や事前の指導によって抑制することは、公益法人の自由で自立的な活動を大きく阻害することになる。事前の基準の具体化は基準の明確化という側面といわゆる萎縮効果（CHILLING EFFECT）を生む側面があり、特に規制する側とされる側においては後者の弊害が大きい。一方で、公益法人サイドも一定の内部留保や積立金等が必要な理由を説明開示すべきであり、それが著しく不当でない限り容認することで事後的な監視・監督に委ねる姿勢が行政には求められる。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

現時点では旧制度下で業務に携わった人間は全くいないので、比較は困難であるが、幸い現在当財団を担当していただいている内閣府の方は、立法趣旨を正しく理解され、公益法人の本質的なあり方に対し前向きのご認識をもっていただいているので、その点は旧制度下よりは一步前進しているのではないかと考えている。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

時代は大きく変化しており、常に時代の要請に対応するべく公益事業の内容を常にブラッシュアップする必要があるため、法の趣旨に則った公益性の認定は重要ではあるが、助成プログラムの改編や新規プログラムの創設に意欲を持ってチャレンジできるよう、実態に即した柔軟かつ効率的な変更認定等の手続きを進めて欲しい。あまり形式的なことにばかり始終したり、徒に膨大な資料等を要求したり、手続きに時間を掛けるなど、あたかも規制分野のごとく硬直的な制度運用では、折角醸成された

新たな公益分野に挑戦しようという意欲的な計画の氣勢をそぐことになる(chilling effect)ので、呉々も注意して頂きたい。

なお、既に④で述べたことではあるが、現時点では具体化していなくても将来プログラムを進化させるに必要な資金を十分時間を掛けて蓄積できるよう財務3基準の現在の運用を見直して欲しい。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

まずは、よりグローバルに課題解決に挑戦するためにも基金の規模従って助成規模を現在の数倍の規模にし、社会に必要とされる活きた助成活動を広げてゆきたい。また、単に助成という資金の分配にとどまるのではなく、定款の目的にある「人類の課題解決のため」に必要な事柄、即ち個々のプログラムが目指す社会に対しインパクトのある活動の幅をもっと拡げてゆきたい。同時に、財団の活動を広く社会一般に知らせ、共感を得、様々な形でサポートを受けられるよう、同時に財団の内容の透明化と説明責任(accountability)を果たすことで、外部からのチェックを受け、自発的に財団が不備を是正し成長するような正の相関関係を築いてゆきたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

・今回のアンケート調査の結果は、公益法人を中心とする現場の実態に基づく生の声であり、これを政策提言につなげると共に、広く社会一般の方にも現状を理解してもらうことで、公益法人等の今後のより良い活動に是非ともつなげて欲しい。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

特になし

以 上

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）セルフレポート

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 セゾン文化財団 | |
| 実施日時 | 2018年8月23日（木）セルフレポート作成日時 | |
| 実施場所 | セゾン文化財団 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 45 理事長 片山 正夫 | 46 |
| | 47 | 48 |
| インタビュー実施者 | 主担当：片山 正夫 | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------------|-----------|---|--------------------|
| f-00114 セゾン文化財団 | | 移行認定登記日：2010/07/01 主務官庁：文化庁⇒ 行政庁：内閣府 | |
| 比較項目 | 2008 年度 | 2016 年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 9,530,536 | 9,778,380 | 247,844 (2.60 %) |
| 経常収入(千円) | 266,815 | 208,426 | -58,389 (-21.88 %) |
| 助成総額(千円) | 78,050 | 63,596 | -14,454 (-18.52 %) |
| 助成総額/経常収入(%) | 29.25% | 30.51% | |
| 備考 出捐者:故堤 清二 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯／歴史的背景

当財団は、初代理事長であった故・堤清二氏により、1987年に設立された。当初の財産は、堤氏個人の出捐による26億円であった。その後も同氏からの寄附を数次にわたって受け入れ、現在(2017年度末)の正味財産およそ98億円は、ほぼ同氏の私財によって形成されたものである。

設立当時、堤氏はセゾングループ代表として、小売り、レストラン、金融、ホテル、リゾート開発等、多くの事業分野にわたる企業の経営に携わっていたが、これらの事業を通じた芸術文化支援活動にも積極的であった。ただこうした活動には、自ずと各社の経営面からの制約がある。財団を設立したのは、そうした制約から自由な場所で、純粋に社会貢献としての芸術文化支援活動を継続的にこなえるようにとの意図からであった。

堤氏が、舞台芸術を当財団のおもな支援対象としたのは、美術分野においては堤氏がすでに美術館運営財団（(財)セゾン現代美術館）の理事長を務めていたからでもあるが、同時期にセゾングループがオープンさせた銀座セゾン劇場の準備の過程で、演劇が（音楽や美術に比べて）支援の少ない領域であることを痛感したからでもあった。

② 制度移行において組織形態や助成事業で特に配慮したこと

組織形態においては、評議員会、理事会メンバーの見直しを行った。評議員会、理事会への本人の出席が求められることから、出席が困難な方々については顧問等の役職に移っていただき、全体の規模も

若干縮小した。

助成事業については、とくに移行に際して変更を加えた点はない。ただ、ひとつ留意したのは、公益目的事業のくくり方に関してである。当財団の場合、「助成事業」は助成金の交付だけではなく、それ以外のサービスや便益の供与を含めた総体と考えてきた。なかでも特色としているのは、当財団が運営する稽古場「森下スタジオ」の貸与である。公益認定に際しては、こうした「施設の貸与」は、「助成金の交付」とは別の公益目的事業とみなされる可能性があったが、この点については、当財団の「助成」に対する考え方や、同一の助成プログラムにおいて、助成先のニーズに応じて、「助成金交付のみ」「スタジオ貸与のみ」「助成金、スタジオの両方」のいずれのケースもありうることなどを内閣府に対して丁寧に説明し、理解を得ることができた。

③ その結果、成果として現在の助成プログラムの特徴と課題

当財団の助成プログラムの特徴として、大きく以下の三点が挙げられる。

- (1) 舞台芸術の公演単位ではなく、創造過程に対して支援すること
- (2) 単年度ではなく、長期的、継続的に支援すること
- (3) 助成金の交付だけでなく、場や情報の提供などを含め複合的に支援すること

以上はいずれも財団設立当初からの過程で形作られた特徴であり、必ずしも制度改革に影響されたものではないが、新制度への移行を契機に改めて確認することができた。

これら三点は、いずれも行政による芸術文化支援に欠落していた部分を補うものであって、政策提言的な意味を含ませたものでもあった。しかし現在では、国や地方自治体に「アーツカウンシル」と呼ばれる芸術文化支援の専門機関（＝助成財団に機能が近い）が設立されたこともあって、公的政策にも変化が見られ、これらの特徴はすでに特段ユニークなものではなくなりつつある。今後は、これらの特徴は堅持しながらも、民間財団として、さらに新しい切り口を提示していく必要を感じている。

④ 財務的な影響と展望

当財団の場合、財務三基準が運営に大きく支障を及ぼしていることはないが、遊休資産の保有制限には、かつて一度抵触したことがある。年度末近くになって急に債券の早期償還があり、再投資先を検討している間に年度を越してしまったためである。ただ、これについては内閣府より指摘はあったものの、理由が明瞭であり、再投資によってその時点ですでに超過が解消していたため、とくに問題視はされなかった。

ただ遊休資産の枠が費用の1年分というのは、実際に運営する立場からいうとやや窮屈に感じるし、予備的な資金がわずか数か月分では、外部からの信用が得にくいのではないだろうか。

また一般論でいうと収支相償は、そのような制約を課すそもそもの根拠が薄弱であり、財団運営も委縮しがちでマイナス面が大きい。とはいえその一方で、活動が不活発で資産を有効利用していない公益財団に対して何らかの措置が必要とする考えにも同意できる。個人的には、単年度主義でなく数年度を単位としたペイアウトルールによるのがもっとも合理的ではないかと思う。

⑤ 新制度に移行して特に良かったこと／良くなかったこと

前項（財務的な影響）にもかかわることだが、旧制度において指導監督基準に定められていた財産の運用にかかる制約が撤廃されたことは、当財団の財務にとって大変良い影響があった。

当財団は経常収益の90%ちかくを運用益に依存しているが、折からの超低金利と運用にかかる規制（原則として元本保証型投資に限定）のため、運用益は減少の一途を辿り、毎年財産の取り崩しを余儀なくされていた。

しかし新法人に移行後、一定のリスクを許容することにより利回りの改善を図ることを理事会で確認し、仕組債中心の運用から、グローバルな分散投資に舵を切った。その結果、現在では、移行前に比べて利回りは1%以上改善し、年間1億円程度の赤字収支から収支がほぼ均衡するまでになった。また資産評価額の上昇により、もっとも減少した2011年度末に比べ5億円程度、正味財産を増加させることができた。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

当財団としてはまだ具体的な検討段階にないが、助成財団がその金融資産を活用して社会貢献活動をするやり方としては、助成以外にも出資という方法が考えられる。

現在、（一部の奨学財団では貸与型の奨学金事業を行っているものの）投融資を通じた支援活動は、助成財団では未だ一般的とは言えないが、低金利で助成金の原資が確保できないケースにおいて有力な選択肢といえる。こうした取り組みに際して、財務三基準や会計ルールをはじめとした現状の制度が壁にならないよう議論していく必要があるのではないかと。

また税制についていうと、公益目的事業に直接使用する不動産については固定資産税の課税を行わないことを検討してほしい。当財団の場合、「森下スタジオ」にかかる固定資産税600万円超について、現状では非課税措置は受けられていない。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと

財団独自のリソースが限定的であるため、国内外の非営利機関や政府・自治体等とのパートナーシップを形成していくことが必要と考える。良いパートナーシップを組むには、財団の強みが何であるかを明確に認識したうえで、それをさらにブラッシュアップしていくことが重要である。

また、創造性を持った助成事業を展開していくには、すぐれたプログラム・オフィサーの育成が必須であろう。ただ、これは財団各々の努力だけでは限界があるのも否定できない。現在、助成財団センターが座学の講座に取り組んでいるが、財団間あるいはセクター間の人材の流動化や、海外財団へのインターンシップ制度など、セクターとして取り組むべき課題も多いと感じる。

⑧ その他

「個人（または家族）、あるいは単独の企業（または企業グループ）が一定規模以上の資金を出捐して設立し、その財産の運用益（または財産それ自体）と出捐者からの追加寄付を主たる原資として、助成活動のみ（助成に付随する小規模事業ならば可）をおこなう財団」を対象に、現在の諸制度の条件や制約を大幅に緩和した枠組みが検討されることを期待したい（たとえば以下のようなイメージ）。

- ・財務三基準のかわりに一定のペイアウトルールを課す。
- ・財務及び事業（助成先と額）について情報開示を義務付け、開示情報を基にしたピアレビューを毎年行う。
- ・金融収益のみ非課税とし、出捐者以外への寄付税制の優遇は行わず、法人税も普通法人と同様とする（外部からの寄付や事業収益等に依存する状況になった時点で、通常の公益財団へ移行することも可）。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）セルフレポート

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 トヨタ財団 | |
| 実施日時 | 2018年9月11日（火）セルフレポート作成日時 | |
| 実施場所 | トヨタ財団 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 49 大野 満 事務局長 | 50 |
| | 51 | 52 |
| インタビュー実施者 | 主担当：大野 満 | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------|------------|---|-------------------|
| トヨタ財団 | | 移行認定登記日：2010/04/01 主務官庁：総務省⇒ 行政庁：内閣府 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額（増減率％） |
| 正味財産(千円) | 39,672,975 | 40,173,327 | 500,352（1.26％） |
| 経常収入(千円) | 777,766 | 676,910 | -100,856（-12.97％） |
| 助成総額(千円) | 439,318 | 352,380 | -86,968（-19.79％） |
| 助成総額/経常収入(％) | 56.48％ | 52.06％ | |
| 備考 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

当財団は、1974年にトヨタ自動車（当時は、トヨタ自工・トヨタ自販）の自動車事業創業40周年を記念して設立されたもの。設立後20年程度は100億円の出捐金により運営されていたが、その後の運用利回りの低下に伴い、それを補う形で追加の出捐を受け、現在は約400億円を少し超える資産残高。

財団の目的は、「生活・自然環境、社会福祉、教育文化等の多領域にわたって時代の要請に対応した課題をとりあげ、その研究ならびに事業に対して助成を行う」（設立趣意書より）ことにあり、「既成の概念にとらわれない研究活動への助成と、主として東南アジア諸国との深い相互理解を基盤とした国際的な助成」からスタートし、「国内の市民社会・地域社会の課題解決を目指した活動に対する助成」へと、その助成分野を拡大してきた。

初代専務理事であった林雄二郎氏は、後のインタビューに対して、「社会は常に変化している。その変化を先取りする事業を進め、その事業に取り組む人たちを支援することが財団の仕事」、「そして時が経ち、その事業が社会全体に広く浸透し、普遍化した後は、政府に委ねなさい」と自らの財団運営に対する考えを語っている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

当財団では、移行に際して定款の「目的」について一部文言の追加は行ったものの、「目的」

自体に変更は行わなかった。

但し、「事業」については、当時現に行っていた「事業」の内容に合わせる形で、「国際交流・協力」の文言を追加し、「交通安全」「青少年健全育成」の文言を削除した。

なお、移行認定申請の際には、「事業の概要」について、助成対象の選考方法、助成実績、シンポジウムや報告会等、より具体的な記述を求められた。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

現在、メインとなる「国内助成プログラム」「研究助成プログラム」「国際助成プログラム」の3公募プログラムがあり、他に非公募のプログラムとして、過去の助成プロジェクトの中から成果の高かったものを選び、その成果を広く社会に発信することを目的とした「社会コミュニケーションプログラム」と、NPOの基盤強化など、非営利セクターの発展に資するプロジェクトなどを積極的に支援を行う「イニシアティブプログラム」の2つがある。

公募プログラムの課題は、その採択率の低さにある。応募件数の多さと予算の制約から来る採択件数の少なさという両面から、各公募プログラムともその採択率は1桁台にとどまっている。

非公募プログラム、中でも「イニシアティブプログラム」については、東日本大震災に際してその時々被災地のニーズに合わせた助成を行ってきたり、休眠預金が交付される時期を見据え、指定分配団体としての役割が期待されるコミュニティ財団・市民ファンドの基盤強化を目的とした継続的な助成を行うなど、プログラム運営の自在さに特徴があると考えられる。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

収支相償のルールについては、やや問題と感じたことがある。具体的には、2期連続して黒字を出したタイミングで内閣府による立ち入り検査があり、“なぜ黒字となると分かった時点で追加の事業をやらなかったのか”などという、実務にそぐわない指摘を受けたことである。

これは、“理事会の承認を得なければ事業を行うことはできないし、また理事会をそのように機動的に開催することはできない”という財団法人の実務を、たまたま当該担当官が良く理解されていなかったことが原因だったと思われるが、担当官の違いにより指導の内容に差が出ることは問題である。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

移行によって資産運用の自由度が増した点はプラスに評価できる。例えば、旧制度下では、仮に株式による運用を行おうとする際にもリスクヘッジのためにポートフォリオを組むように指導された。しかしながら当財団のようにトヨタ自動車1社の出捐により設立された財団にとって、それは必ずしも現実的なご指導ということはできない。またそのようなことを安全・確実に行うことのできる人材も有してはいない。

ちなみに現在では、他に高い運用利回りの期待できる投資商品が見当たらないため、インサイダー規制に抵触することの無いよう配慮したうえで、総資産の約1/4をトヨタ自動車の株式で運用している。

その他、これは実務上の些末な事象ではあるが、事業報告書と同じ内容を改めて入力しなければならなくなった等の事務手続きが煩雑になった点はマイナスポイントである。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

あくまでも個人の考えではあるが、③で書いた通り、財団のプログラム運営については、より自由度が高まることが望ましいと考えている。しかしながら、実際上は、“プログラム名称の変更だけであっても「事業内容変更の届出」が必要という担当官もいるので注意すべし”というありがたいアドバイスを頂けたりすることもある。(これなどは、極めて細部に亘る行政指導の例という側面と担当官によってその指導内容に差があるということの2重の意味での典型例)是非とも、内閣府による指導の内容の統一を図っていただきたいものである。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと (長期展望)

高齢化・少子化始め、内外の環境変化から助成財団に期待される分野は益々増大している一方、運用利回りの低下により現状の助成事業規模の拡大は望めないという現状を踏まえ、リソースを集中させるべく、トヨタ財団が助成するに相応しい重点分野・対象を定めて、それに対応した助成プログラムの枠組みを構築したい。

また、これまでの助成プロジェクト全てについてフォローを十分に行ってきたとは言えない。当財団の取組みが社会に対してどのように役立っているかを把握してプログラムの改善につなげるために、助成期間中はもとより、助成期間後も適切にフォローし、助成決定時に示された目的が達成されているか否かなど、助成プロジェクトの問題点・改善点を把握できる体制を構築したい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること (その意図や背景)

助成財団に対しては、制度見直しによるプラス面を財団運営にうまく活かしている事例(運用の自由度アップ、プログラムの自由度アップなど)を横展開していただきたい。

内閣府に対しては、指導の内容の統一を図っていただくようお願いしていただきたい。

⑨ その他 (個々の財団の特徴により特に重要と思われること)

特になし

10周年特別 PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）セルフレポート

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 内藤記念科学振興財団 | |
| 実施日時 | 2018年8月17日（金）セルフレポート作成日時 | |
| 実施場所 | 内藤記念科学振興財団 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 53 事務局長 菱沼 宇春 | 54 |
| | 55 | 56 |
| インタビュー実施者 | 主担当：菱沼 宇春 | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------------------|------------|---|----------------------|
| N-00017 内藤記念科学振興財団 | | 移行認定登記日：2011/04/01 主務官庁：文部科学省⇒ 行政庁：内閣府 | |
| 比較項目 | 2008 年度 | 2016 年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 15,007,800 | 35,442,046 | 20,434,246 (136.16%) |
| 経常収入(千円) | 701,796 | 717,210 | 15,414 (2.20%) |
| 助成総額(千円) | 403,819 | 551,812 | 147,993 (36.65 %) |
| 助成総額/経常収入(%) | 57.54% | 76.94% | |
| 備考 出捐者：故内藤 豊次、エーザイ(株) | | | |

① 設立の経緯や歴史的背景

エーザイ株式会社の創業者で会長職にあった内藤豊次は、我が国の自然科学研究における基礎研究の重要性をかねてより痛感しており、その振興が不可欠であるとの確信のもと、自らの私財を投じて研究助成財団の設立を企図していた。1969年2月、内藤豊次を筆頭とする7名の設立発起人による設立発起人会が開催され、内藤豊次から本人名義のエーザイ株式会社株式50万株の寄贈と、エーザイ株式会社社長の内藤祐次より、エーザイ株式会社から1億円の寄附が提案され、これを基本財産として財団法人設立が決議された。1969年3月8日文部大臣あてに設立を申請し、同年4月7日付けで設立の認可を受けた。爾来、設立趣意に掲げられた「人類の疾病の予防と治療に関する自然科学の奨励」、「基礎研究の振興」を基盤理念とする姿勢を堅持している。

2006年の公益法人制度改革関連3法の成立・公布を受け、公益財団法人への移行準備を開始し、2008年の公益法人制度改革3法と新非営利法人税制の全面施行に伴い、移行に向けて財団としての機関決定を本格化させた。移行登記日に新法適合機関に切り替える1段ロケット方式での申請を行うこととし、役員改選時期である2011年度に新たな機関・役員体制で財団運営をスタートさせるため、2010年度の理事会において、新定款や諸規程等を含め移行認定の申請内容を機関決定したうえで、同年11月に内閣府公益認定等委員会へ移行認定の申請を行った。2011年3月23日付けで移行認定書を受領し、当初の予定通り2011年4月1日付けで移行登記を完了して、公益財団法人として新たなスタートを切ることとなった。移行認定より5年目を迎えた2015年度に、公益目的事業全般を点検し、助成プログラムのモダナイズおよび一部見直しを行い、次期中期5ヶ年計画として成案・機関決定の後、2016年度より実施に移して、現在に至っている。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

旧制度法人では、評議員会が理事会の諮問委員会の位置付けにあったため、新定款において、新法に沿った体制とし、同時に理事会、評議員会の定員数を見直した。また新制度においては理事会、評議員会は代理出席や委任状による決議委任が認められないため、決議要件を欠くような事態が生じないよう、本人出席が充分期待できる人物の選任を心がけた。

当財団はその規模から会計監査人が必置機関とはならないものの、会計の透明性ならびに健全性を維持するために、会計監査人を置くことを新定款に盛り込み、外部監査法人による会計監査を継続して受ける体制とした。

公益目的事業の中核をなす助成事業は、移行認定に際して内閣府が公益目的事業の判定要件として「公募の有無」を強く打ち出していたため、公募の形態をとっていなかった一部助成事業については、打ち切る決断をせざるをえなかった。一方助成金では、移行認定を機に、次世代を担う優秀な研究者への継続的で手厚い支援を目的として、新たな助成金プログラム導入し、未来志向に立った公益目的事業の拡充を図るよう配慮した。

公益財団法人としてスタートした初年度には、新定款に盛り込まれていたキャッシュフロー計算書に関する記載を削除すること、ならびに助成金事業における審査・選考体制の充実を企図し選考委員会定員数の増員を可能とする定款変更を、評議員会の決議を受けて行い、内閣府公益認定等委員会へ変更届出を提出した。また、公益目的事業における会計区分を統合により集約化する変更届出についても、移行後初年度にあたる 2011 年度に行った。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

当財団では設立当初から「ライフサイエンスの奨励」、「基礎研究の振興」を基盤的な理念として、現在に至るまで脈々と各助成事業に息づいている。現在財団では、褒賞事業も含め 9 つの助成プログラムを実施しており、その内 7 つの助成プログラムは法人制度改革以前から継続しているプログラムである。内藤記念科学振興賞を含む 3 つのプログラムは 1969 年の財団設立時から営々と続いており、そのプログラムの趣旨はいささかも変わることがなく現在に至っている。

一方、自然科学の研究動向やそれを取り巻く研究環境は時代とともに劇的に変化しており、時宜に応じて助成プログラムの対象や内容を見直しモダンイズしていくことが欠かせない。これまでも 5 年毎にプログラムの内容を点検し、その存在意義を厳正に評価して、プログラムの取捨選択や内容の見直しを行っている。2006 年度には、女性研究者のライフイベントによる研究中断から研究現場への復帰と研究業績向上を目的とした研究助成金をいち早く導入しており、現在当財団における特徴的な研究助成金として定着している。制度改革後の 10 年間にも、新たに 2 つの助成プログラムを立ち上げた。いずれも次世代を担う基礎研究者の育成をめざすもので、それぞれ申請者資格に工夫を凝らしてそれぞれのプログラムの特徴付けを行っている。

また、先駆的・萌芽的な研究課題を設定し、その研究振興と発展をめざすため、世界の第一線で活躍する内外の研究者を財団が招聘し、その分野で研究に勤しむ若手研究者と寝食を共にしてナレッジ交換できる場として、内藤コンファレンスを研究助成事業と関連付けて開催していることも当財団の助成プログラムの特徴の一つである。研究者間のネットワーク形成を図ることにより、研究者個人個人への助成金とは一線を画す広がりのある助成プログラムとなっている。

当財団の収益の多くは所有する株式の配当金に依拠しており、出捐企業の配当増加がない限り、自らの力で新たな助成金プログラムのアイデアを具現化しようとしても、既存のプログラムの見直しや縮小を行わないと原資を生み出せない状況にある。中堅や若手研究者の研究資金環境が厳しさを増している中、助成プログラムの質的・量的拡充ができないもどかしさを感じているところである。これは収支の相償要件を満たすために、現行の公益目的事業を最大限に拡大していることに多くを因っており、中長期的な視点で戦略的、建設的な事業充実を果たしていくのが困難となっていることに課題がある。

④ 財務的な影響と展望（公益法人については財務3原則への意見）

上述のように、収支の相償要件を満たすために、公益目的事業を可能な限り拡大している現状では、限られた枠の中でしか事業の見直しができず、中長期的な事業拡大や挑戦的な見直しを行うことが望めない。基金等への事業資産の積み増しが可能な弾力的運用ができる制度に改めるよう要望する。

⑤ 新制度に移行して特によかったことや良くなかったこと

旧制度の主務官庁制を経験していないので、特に比較の上での実感は持ちあわせてはいないものの、新制度下では、法律要件を満たすことで、主務官庁の意向が財団の方針や意思決定に大きな影響を受けることなく自律性を保てる点は評価できる。

一方、3年毎に行われる定期的な立ち入り検査では、法律要件を満たしているかを根拠として検査が実施されているが、さらに大局的な観点からの指摘・指導が望まれるところである。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁になっていること

設立趣意にかかげる「自然科学の基礎的研究の振興」には、時代時代の研究分野や研究環境について将来動向を見極め、助成プログラムの設定や構成を弾力的に変化させていくことが欠かせない。限られた原資のもと、国家の施策が届きにくい対象にも目を向けて柔軟な助成プログラムの構築や見直しを行い、助成事業を展開することが、民間の公益助成法人に求められる。収支の相償要件は、収益事業を持たない民間の公益財団法人の体力を奪い、公益目的事業の柔軟性を大きく損なう要因である。

また事業の見直しに伴う、変更申請や変更届出についても、要する時間や労力から見えない壁となり、公益目的事業に硬直性をもたらす一因ともなっている。

2016年初頭より続いている超低金利政策は、財団の収益圧迫の大きな原因であり、日本がとる金融政策そのものが、多くの財団の運営にとって強い逆風となっている。

⑦ 今後の寄り活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

当財団では5年を節目に、それまで行ってきた公益目的事業の総点検を行い、助成プログラムの見直しや新規助成プログラムの立ち上げを実施している。公益認定を受けた2011年度に新たに始まる中期5ヶ年計画を実施に移し、2016年度からは2020年度までは、2015年度に策定した新たな中期5ヶ年計画が稼働中である。次の5ヶ年計画は2020年度に立案・策定し、2021年度からスタートとする予定である。

内藤コンファレンスの開催テーマである特定研究課題については、3年毎に3年分の6研究課題を決定し、すでに2020年度開催分までが設定済である。2019年度には2021年～2023年度に開催する内藤コンファレンスの特定研究課題、開催順を検討の上機関決定することになる。

中期 5 ヶ年計画や特定研究課題の決定には、それぞれ理事会の諮問委員会を立ち上げ、関連学会や理事・評議員や選考委員からの意見調査をもとに、約 1 年間をかけて検討を続け、理事会へ答申案の策定を経て、理事会において機関決定をする手続きを実施している。

時代時代の研究動向を見据え、その時々で未来志向の助成プログラムやコンファレンス開催テーマを設定して、新鮮さを保った助成事業を継続していくよう努力を重ねている。

以 上

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）セルフレポート

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|--------------------------|------|--|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 庭野平和財団 | | |
| 実施日時 | 2018年8月20日（月）セルフレポート作成日時 | | |
| 実施場所 | 庭野平和財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 57 専務理事 高谷 忠嗣 | 58 | |
| | 59 | 60 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：高谷 忠嗣 | 副担当： | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------------|--|-----------|-------------------|
| f-00024 庭野平和財団 | 移行認定登記日：2010/12/01 主務官庁：文科省、文化庁⇒行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額（増減率％） |
| 正味財団(千円) | 4,324,630 | 4,437,245 | 112,615（2.60％） |
| 経常収入(千円) | 223,347 | 121,276 | -102,071（-45.70％） |
| 助成総額(千円) | 29,570 | 64,272 | 34,702（117.36％） |
| 助成総額/経常収入(％) | 13.24％ | 53.00％ | |
| 備考 出捐者：(宗)立正佼成会 | | | |

〔インタビューの要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

当財団は出捐団体の宗教法人立正佼成会の設立40周年記念事業として1978年に設立された。立正佼成会の開祖、庭野日敬が宗教協力活動に熱心に取り組んでおり、宗教協力を通して世界平和に貢献のあった宗教者を顕彰するための“庭野平和賞”をはじめ、宗教協力活動を推進している団体や“明るい社会づくり運動”への助成事業である“宗教協力助成”、市民活動や宗教学、社会学等人文系の研究に対する公募による“活動・研究助成”。さらにプログラム助成として実験的、萌芽的な活動への助成、臨時的、短期的な活動への臨時助成を行った。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

組織形態で特に変更はなかった。助成事業については公益性を担保するため、宗教協力助成、プログラム助成、臨時助成をひとまとめして、非公募による助成事業である“NPFプログラム”を立ち上げた。そのほかはそれまでと本質的な変更はなかった。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

小規模ではあるが小回りのきく助成が本財団の特徴ではないかと思っている。また、非公募助成では様々な団体が協力して実施される活動や萌芽的、実験的活動、さらに財政的基盤を強化する活動など、分野横断的に助成を実施している。また、“宗教的精神に基づいて実施される活動”という助

成対象を広義に解釈し、市民が主体の様々な分野に助成している。

しかし、そのために助成案件形成にいたる業務への予算措置や人材配置が当財団のような弱小財団にとっては十分でないと感じている。これはあらたに財団運営に関する業務負担が増えたことにもよると思う。

④ 財務的な影響と展望（財務3基準への意見等）

当財団の収入は債券運用がほとんどであるため現在のような低金利の状況では大変厳しい運営を強いられる。ただ、徐々にではあるが出捐団体の関係者（会員）からの寄付が増えてきている。しかし、出捐団体との兼ね合いもあり、会員への寄付勧募を積極的に展開することは難しく、一般からの寄付を募ることを考えている。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

良かったこと：寄付者への優遇があること。理事の意識が向くようになってきた。

良くなかったこと：理事会・評議員会の開催ルールに遵守するための日程調整に時間と神経を使うようになった。定期提出書類作成についても同様。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

当財団の事務局スタッフは出捐団体からの出向者がほとんどで、本来、布教教育を経てきた人材である。そのため、法人の組織運営や会計には疎く、さらに当該団体の人事事情で当財団の人事も決まるため、頻繁にある人事異動のたびに引継ぎに苦勞している。もっと簡便な組織運営や会計処理であったらと希望している。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

いわゆるニッチな財団なので当財団にふさわしい助成対象をいかに探すかが大きな課題。庭野平和賞については毎年、推薦件数が減少してきており、推薦者へのケアと推薦の簡便化が課題となっている。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|---------------------------|---------------|-----------|
| インタビュー財団 | 一般財団法人 ハウジングアンドコミュニティ財団 | | |
| 実施日時 | 2018年7月25日（水）14:00～ | | |
| 実施場所 | 同財団事務所（港区芝2-31-19ハンザビル7階） | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 61 久田見 卓 事務局長 | 62 竹林 優一 総務部長 | |
| | 63 吉野 裕之 チーフ・プログラム・オフィサー | 64 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：蓑 康久 | | 副担当：新山 雅人 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------------------------------|-----------|---|--------------------|
| f-00200 ハウジングアンドコミュニティ財団 | | 移行認定登記日：2011/04/01 主務官庁：国土交通省⇒ 行政庁：内閣府 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 1,069,018 | 1,278,289 | 209,271 (19.58%) |
| 経常収入(千円) | 134,182 | 26,214 | -107,968 (-80.46%) |
| 助成総額(千円) | 14,000 | 12,000 | -2,000 (-14.29%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 10.43% | 45.78% | - |
| 備考 出捐者：(株)長谷エコーポレーション, (株)長谷エアースト | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

長谷エコーポレーションの創業55周年を記念して1992年（平成4年）に設立。出損金は10億円。「豊かな住環境の創造に貢献すること」等を目的として設立（当時の所管は国土交通省）された。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

公益法人化しなかった理由

- ・事務局が、公益法人化後の報告書の作成、提出および監査（立入検査含む）などの業務に十分対応できる組織人員がなり得るか自信を持ち得なかったこと。
- ・当時、税制面のメリットを考慮しても当財団の規模では公益法人化の優位性を見出せなかったと聞いている。
- ・公益法人化により事業活動の自由度がどうなるのかも不明であった。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

現在の助成プログラムの特徴

- ・「住まいとコミュニティづくりの活動を行うNPO等を支援する」という助成プログラムの骨格は、設立当初から現在まで一貫しており、ユニークで独自性の有るものと考えている（トヨタ財団のプログラムの一部や中央労金の助成プログラムに類似のものが有ることは承知）。

- ・現在の助成プログラムは、「地域・コミュニティ活動助成」と「住まい活動助成」の二本立てである。多様化かつ深刻化する住宅問題への市民活動レベルの取り組みを支援するため、平成29年度より、「住まい活動助成」という新しいテーマを構築した。

それに伴い、助成規模も、平成28年度12百万円（助成件数12件）→平成29年度14.3百万円（同15件）→平成30年度20百万円（同20件）と徐々に増えている。

- ・また、「住まいとコミュニティ活動助成事業」の成果を共有し、NPO等の市民活動団体の横断的連携と交流を促進するため、助成対象の活動成果を発表し、参加者との双方向の意見交換を行う「活動報告会」を2005年から東京で毎年開催している。合わせて、過去の助成対象団体の協力を得て、当該年度の助成対象団体を中心に、現地で学び交流する「地域交流会」を2014年から毎年行っている。

課題

- ・助成金頼みの活動のため、助成金を使い果たすと活動が縮小し、あるいは停滞するようなケースが稀に見られることから、助成金は、持続的な活動の呼び水になるような助成に留意している。

④ 財務的な影響と展望（公益目的支出計画で課題となること等）

- ・公益目的支出計画は70年であるが、実際には助成規模が拡大しているので、支出のペースが計画に対して前倒しに進捗している。理事会でも話題となり内閣府には事前相談したが、数年のことで支出計画を変更することはないでしょうと示唆された。現状は事業を遂行するに際して問題となることはないが、将来的には当局から変更の指摘をいただく前に計画の見直しがあればと考えている。助成財団センターの会員の中で支出計画の変更をした、或いは検討しているところがあればどのタイミングが計画の変更に適しているのかなど参考とさせていただきたい。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

- ・旧制度下では国交省と様々な情報交換をしたり、委託を受け事業を行ったりする機会もあった。財団活動においては資金面のみならず制度に関わるような助言が求められることがあり、新制度移行により情報の密度が薄まらないようにしなければと考えている。
- ・公益化を目指す方向であるが、伝え聞く事務負担増やメリットについて実はどうなのかがよくわかっておらず、現状のままとする判断も含め情報収集を行いその時期を探っている。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

- ・財団の資金規模では年間2千万円程度の現状の助成額が概ね限界となっており、さらなる助成や活動を行うには、より有利な資金運用の方策や新たな収益源の確保、また事務局の充実が課題となる。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

- ・当面は、これまでの「地域・コミュニティ活動助成」に加え、新たに取り組んできた「住まい活動助成」の二本柱をもって活動を充実させていく方針である（その他③を参照のこと）。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

- ・公益化による税制優遇の今後や監査等の事務負担について他団体の状況や経緯等を知る機会となればありがたい。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

特になし

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|--------------------------|----|------|
| インタビュー財団 | 一般財団法人 村尾育英会 | | |
| 実施日時 | 2018年7月25日（水）10:00～11:30 | | |
| 実施場所 | 村尾育英会 事務所内会議スペース | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 65 事務局 森谷 純一 総務部長 | 66 | |
| | 67 | 68 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：水谷 衣里 | | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--|-----------|---|---------------------|
| L-00095 村尾育英会 | | 移行認定登記日：2012/04/01 主務官庁：兵庫県⇒ 行政庁：兵庫県 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 2,456,339 | 6,184,400 | 3,728,061 (151.77%) |
| 経常収入(千円) | 84,436 | 81,809 | -2,627 (-3.11%) |
| 助成総額(千円) | 20,140 | 13,940 | -6,200 (-30.78%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 23.85 % | 17.04 % | |
| 備考 助成総額には、奨学費・研究助成費の関連費は含んでいない 出捐者：故村尾 市松 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

- ・ 神戸港を中心とした港湾事業に尽くした村尾市松氏の意志を受けて1972年8月設立。村尾市松氏は株式会社上組の元代表取締役会長であり、兵庫県神戸市出身。
- ・ 現在の代表理事、村尾憲一郎氏は3代目、市松氏が祖父にあたる。
- ・ 現在、評議員は6人、理事は11人、監事は1人、事務局スタッフは森谷氏のほか3人である。業務執行理事は他におかず、代表理事がその役を担っている。
- ・ 財団の理事会は年に2回。評議員会は年に1回。必要に応じて書面決議を行っている。
- ・ 豊かな人間性を育むこと、リーダーシップを発揮できる、次世代人材を育成することを目指し事業を行っている。
- ・ 財団設立当初から青少年の支援と学術振興を念頭に事業を展開してきた
- ・ 奨学事業については1000人を超える奨学生が巣立つ。昭和58年以降、研究助成をスタート、専門領域の支援や若手研究者の萌芽的研究を支えてきた。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

- ・ 旧制度から新制度への移行期について、5年間の移行期間が設定されていたが、村尾育英会は、平成23年11月16日に届け出を行い、平成24年3月27日に認可を得た。
- ・ 移行時に兵庫県から理事・評議員の定数幅を縮小するように指導があったが、全国の定款認可の

実例を示したところ、当会の希望通りの定数幅で認められた。

- ・ 奨学金の給付以外に、旧法人において奨学生全員を毎年集めて一泊二日の夏のキャンプを行い奨学生の交流や勉強会も行っていたが、兵庫県より選ばれた奨学生だけに便宜供与を図るものと難色を示され、やむなく移行後は中止することとした。
- ・ 一般法人である間は、奨学生募集の範囲を兵庫県と関東の現状で認めるが、公益法人に移行した場合は全国での募集が必要になるとも指導された。
- ・ 助成事業について。移行前は現在実施している奨学金給付事業、学術研究助成事業（有為な学術研究を顕彰助成する村尾育英会学術賞）のほかに、青少年活動助成事業（有為なボランティア団体を顕彰助成する村尾育英会賞累計 317 団体）を行っていたが、移行にあたり青少年活動助成事業は目的を果たしたと判断し、移行後の目的からは除外した。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

- ・ 上記の結果、現在は奨学金給付事業と学術研究助成事業のみを行っている。

④ 財務的な影響と展望（公益目的支出計画で課題となること等）

- ・ 村尾育英会の場合、有価証券が資産の多くを占める。上組の株式が資産の殆どを占めるため、その時の株価によって資産規模が上下に変動する。
- ・ 基本財産は 0 円で（移行時におかないことを機関決定）、昨年度末時点で資産（時価）は約 74 億円。
- ・ 公益目的財産額約 45 億円、公益目的支出計画の実施期間 88 年。兵庫県の指導により公益目的支出計画の期間を短くするよう実施事業収入をゼロとすることが認められたので、法人会計における財政面では大変安定している。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

- ・ 一般財団法人のまま運営する選択をした結果、年度に立てた予算額にこだわり過ぎることなく、奨学生の採択数や村尾育英会学術賞の受賞者数を柔軟に考えることが出来ているのは、メリット。
- ・ 収支相償を代表とする煩わしい事務処理に振り回されることなく運営できている点はメリットだと感じる。
- ・ 公益事業しか実施していないのに現在毎年 1600 万円ほどの金融所得課税を受けている。制度上仕方がないことだとは理解しているが、デメリットではあると認識している。
- ・ もう一つのデメリットは、一般からの印象である。公益的な目的を担っている周囲の財団法人はみな、公益認定を受けている。理事からも公益認定を受けないのか？と質問されることもしばしばある。ただし、事業内容が誇れば周囲の目は気にならない。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

- ・ 収支相償ならび遊休財産保有制限が緩和されれば、公益法人への移行を検討したい。
- ・ 事業内容による判断で金融課税除外が可能であれば、公益認定を受ける必要性は感じない。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

- ・ 今後も現在の奨学金給付事業、若手研究者のための助成事業を堅実に粛々と行っていきたい。それが財団に課せられた義務と責任だと感じている。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

特になし

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

- ・ その他意見として、毎年の公益認定等委員会のオンラインフォームの使いづらさについて指摘したい。所轄庁へ毎年の収支報告としてオンラインフォームから会計上の情報を入力する。その際、費目ごとに細かな数字を手入力せねばならないが、前年度の実績が自動で反映されず、翌年度また同じ数字を手入力せねばならない。大変煩雑である。
- ・ またフォームには小計欄がないため、間違いを発見しづらい。
- ・ 申請時に「申請を受け付けた」旨の表示はされるが、確認が完了されたことはオンラインから通知が来ない。そのため自分から画面をたびたび確認しに行かねばならない。承認された旨の連絡は郵便でも到着しない。不親切だと感じる。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（移行公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|----------------------------------|------|
| インタビュー財団 | 一般財団法人 さんそ財団 | |
| 実施日時 | 2018年8月31日（金）13:00～14:00 | |
| 実施場所 | 山陰酸素工業株式会社 本社会議室 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 69 同社役員室 佐野光雄 室長 (さんそ財団事務責任者) | 70 |
| | 71 | 72 |
| インタビュー実施者 | 主担当：青尾 謙 | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|------------------|--------------------------------------|---------|--------------------|
| GOV0031 さんそ財団 | 移行認定登記日：2013/04/01 主務官庁：島根県⇒ 行政庁： | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | 363,358 | 667,564 | 304,206 (83.72%) |
| 経常収入(千円) | 11,967 | 265,207 | 253,240 (2116.15%) |
| 助成総額(千円) | 1,220 | 1,826 | 606 (49.67%) |
| 助成総額/経常収入(%) | 10.19% | 0.69% | |
| 備考 | 出捐者：山陰酸素工業(株) | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯や歴史的背景

- 1996（平成8）年12月、山陰酸素工業設立50周年を期に、地域への貢献として財団を設立した。
- 財団事業は主に島根県内の地域防災・医療（消防本部や病院への機材寄贈等）を行ってきた。
- 新公益法人制度と同時期に、ガスに関する教育活動を中心にしていくことになった。移行に際しては事業内容の自由度を担保するため、公益財団でなく一般財団の法人格を選択した。
- 2017年10月、島根県安来市に高圧ガスの化学教育と利用促進を目的とした「さんそ学習館ケイオス」^(注)を開設、それにあわせて財団の所在地も松江市から安来市に移した。都市ガスでなく、産業用ガスについて学べる施設としては全国でも珍しい。

② 旧制度法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

- 一般財団法人への移行にあたって、公益目的支出計画（約3億8,000万円分）は27年間で支出するとの計画を島根県に提出した。その後ケイオスの建設・運営に伴い公益目的支出が当初予想より増えており、10年程度で支出するとの修正を行っている。

(注) ケイオスはガスの語源、ギリシャ語“カオス=混沌”の英語式発音。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

- 現在の事業はケイオスの運営。開設以来の来館者数が 4,000 名を突破したが、これから小学生等の利用者をどう増やしていくかが課題。入場は無料。広報、イベント開催やセミナー室等の利用によって、周知を図っている。

④ 財務的な影響と展望（公益目的支出計画で課題となること等）

- ケイオスの建設費は山陰酸素工業から寄付を受け賄ったが、今後減価償却費や運営維持費等がかかってくることになる。基金の運用益では足りず、継続的に寄付を受けていくことになる。

⑤ 新制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと

- 旧制度でも特に何か問題があったり、指摘を受けたりしたことはない。新制度になってからも特に障害はない。
- 公益目的支出の変更届も問題なく認められたが、毎年度報告では変更後の計画でなく元の計画と対比しての内容をあげるよう求められている。
- 一般財団法人となり、公益目的の支出（ケイオス建設・運営費）のための寄付でも、寄付をする側は、損金扱いにならない。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

- ケイオスを活用したプログラムの充実と利用者の増加、財政的な継続性が課題である。
- ケイオスの入館も全て無料としており、収益事業がない。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

- 現在の事業内容は全て公益事業であり、長期的には公益化の可能性もある。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

- 今後出捐企業等から寄付を受ける際に、公益事業への支出に対してでも損金扱いにならない。一般財団法人であっても、公益目的支出分には非課税にする等の措置が考えられないか。
- 制度改革の結果、一般法人を選択したところも相当数あったと感じている。公益認定に際してのハードルの高さがあったか。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

- 地域には財団が少なく、横のつながりは弱い。同じような規模の財団同士の情報交換の機会などがあるとよいと考えている。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（新設公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | | |
|--------------------|-------------------------|----------------|--|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 パブリックリソース財団 | | |
| 実施日時 | 2018年8月3日（金）15:30～17:00 | | |
| 実施場所 | パブリックリソース財団 | | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 73 岸本 幸子 専務理事 | 74 田口 由紀絵 事務局長 | |
| | 75 | 76 | |
| インタビュー実施者 | 主担当：中島 智人 | 副担当：渡真利 明緒衣 | |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------|--------------------|---------|-----------|
| 2013066 | 移行認定登記日：2013/01/17 | | |
| パブリックリソース財団 | 行政庁：内閣府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | | 294,685 | (%) |
| 経常収入(千円) | | 123,455 | (%) |
| 助成総額(千円) | | 65,874 | (%) |
| 助成総額/経常収入(%) | | 53.36% | |
| 備考 | | | |
| 出捐者: | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯

2000年に、民間非営利活動の様々な経営資源の開発をテーマとした調査研究機関としてNPO法人パブリックリソースセンターを発足し、当時から社会的な資金の流れをつくる事業も一部行っていた。2001年に社会的責任投資の開発、2002年にはオンライン寄付サイトを社会実験の事業としてスタートした。自らをシンクタンクとして認識し、いずれ事業体を別に設けるスタンスであった。

その後、資金を預かり配分する事業については、法人格を変えて取り組むべきではないかとの議論が出たが、2011年に東日本大震災があり、アメリカの日系人の方々から多額の寄付をいただいたことで、状況が大きく変わった。この多額の寄付を管理・配分するために適した法人格は何かという議論を経て、2012年に一般財団を設立し、2013年に公益法人化するに至った。

公益法人化にあたり、ミッションと組織自体を大きく見直した。まず顧客については、NPO法人の時には顧客は社会的な事業体（NPO法人など）であったが、公益財団としては社会貢献を考える市民・企業の寄付者とした。また、社会貢献の志を実現するためのコンサルティング、プランニング、実施事業体として、基本的に資金を中心とし（寄付や将来的には社会的投資のような）、その資金を無駄なく使うために、マネジメント支援を伴走して行うように、事業の組み立てを大きく変えることが検討事項だった。

一方で、法人格として公益財団法人を選択する大きな理由が税制上の問題であった。NPO法人の時から、調査研究や評価事業、マネジメント支援等様々な事業を業務委託の形で行ってきており、収益事

業課税の対象となっていたが、公益法人の場合はそれら収益事業が公益目的事業と認められれば非課税になることが大きな魅力だった。また、NPO 法人が理論上は社団をベースとしており、寄付いただいたお金の保全を考えると財団法人が適していると考えたことも理由の一つである。

② 法人設立や公益認定において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

通常の助成財団と異なり、パブリックリソース財団は助成の原資が確定しておらず、助成金を出すだけではなく、助成原資としての寄付を集めるということも行っている。公益認定の際に、「助成事業はあるが、我々は寄付文化推進の財団です」と申請したが、「公益性はどこにあるのか」と問われ、これを内閣府公益認定等委員会に理解していただくことが一番大変だった。

“寄付者への情報提供、寄付者の意思決定を助け、その志を実現すること”に付加価値があるため、寄付の一部は財団の活動に使われる。それがパブリックリソース財団の提供する付加価値であり公益目的事業であると説明した。また、公益目的事業はひとつで、寄付金を集めることと、助成することは表裏一体の関係だが、細目のなかに別々のものとして記述した。さらに、公益法人認定法別表に列挙された公益目的事業の中に「中間支援」がないため、“男女共同参画及びその他”の項目で、寄付文化推進を公益事業として納得いただくことが大変難しかった。

2つ目はオンライン寄付サイト Give One (ギブワン) について、あらかじめ審査で選んだ団体に当財団を通じて寄付されるのだが、「これはトンネルではないか？」と問われた。対象団体の審査が後で行われるか前に行われるかの違いでしかないことを説明したが、納得していただくことが大変だった。

3つ目は運営費について、寄付金額の最大 20%まで財団の活動費に使うことについての根拠提示を求められた。寄付者に対する付加価値提供のために、情報収集、事業のプログラム設計、公開募集、審査会開催、評価事業、それらのための活動費そのものであることを説明した。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

公益認定申請時に計画助成を申請しなかったことが現在課題となっている。

また、融資事業を定款上は掲載したが、公益認定申請の時は原資がなく、認定までのスケジュールを考慮すると対象と利率など融資条件の詳細が決定できなかったため、融資事業の公益認定は受けられなかった。その後、あらためて申請をしたのだが、なかなか認められず、難しい状況となっている。同じ内閣府が手掛けている休眠預金には融資事業が入っており、コミュニティ財団等が担い手の一つとして位置づけられているので、融資事業も公益目的事業として認められるようになるのではないかと期待している。

④ 財務的な影響と展望（公益法人については財務 3 基準への意見）

経常黒字が出せない状況が続いているため、実際には大きな問題になっていないが、経常黒字を積み立てて経営安定化基金を作ることが本来であれば望ましい姿だと考える。

事業財団であり、ビッグスポンサーがあるわけでもないため、経営の波はどうしようもなくある。そこで経営安定化基金のようなものが自由に積み立てられないのはおかしいと感じる。

⑤ 公益認定を受けて（あるいは受けなくて）特に良かったことや良くなかったこと

寄付を預かる財団のために信用力は必用とされていて、公益法人であることがプラスに働くときもあればマイナスに働くときもある。パブリックリソース財団は PST 要件を満たした最上位の税制優遇ステイタスであることが一定の信用力の担保にはなっている。また、外形的なガバナンスの枠組みがしっかり固まっており、3年に一度の監督官庁の監査も入ることは寄付者に対する信用力の担保にはなっている。一部の寄付者には、天下り法人と思われる方もいらっしゃるのですが、その際はきちんとご説明しており、基本的にはプラスに働いている。会計基準がある程度はつきりしており、現段階で寄付を用途指定財産として分割管理していることが安心感を与えられていると感じる。厳しい見方をされる方には、将来的には公益財団法人としては信託受託者になることを使っていきたいと考えている。

財団設立当初から寄付額が少しずつ増えている要因は、上記のように信用力を得やすいような制度的裏付けを活用したこと、その結果としてオリジナル基金が企業型も個人型も少しずつできており、事例が増すごとに信用力も増すというサイクルができつつある。

また、大相続時代であり、遺産をもとにした寄付が出てきているので、みなし譲渡所得の 40 条の特例を検討し、受け入れられる基金を今後は作っていきたい。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

前掲 (3) 参照。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

単なる助成金を出すだけではなく、今まで蓄積したノウハウを活用し、マネジメント支援や成果評価にも今後取り組んでいきたい。NPO 法人の時は、各事業をバラバラに行っていたが、Grant-Making を中心に置きながら、組織診断、コンサルティング、成果評価を加えていき、寄付者にフィードバックして又寄付が起こるといった有機的な循環を作っていきたい。

我々は、寄付者が考える最終目標に向かってパートナーと一緒に走る事業財団のイメージをもつ。それは、お金の使い方として、助成事業の他に表彰や奨学金に加え、助成金対象事業ではないところに直接研修事業や人材育成事業を行っているところが影響しているが、最近、助成財団として勉強しなければならないと改めて思っている。

プロジェクトが 38、基金が 17 もあり、それぞれの基金で審査委員会をもち公募・審査会の時期が異なるので、運営が大変になってきている。基金のテーマは固まりつつあるので、“寄付者のために”の部分と矛盾しないようにバランスをとりながら、テーマをまとめて効率的に運営していきたい。

また、助成担当者とマネジメント支援担当者を分けたいと考えている。助成財団として伴走支援をするための管理体制は分けた方がいいという議論は、もう少し深めた方がいいと感じている。

ロジックモデルを応募段階で入れるようにしているが、まだ定着していない。事業の PDCA の一環として浸透するにはまだ時間がかかりそうである。

だいぶ先のことにはなるが、出資について関心を持つ寄付者がおり、アメリカやイギリスではそのような財団があるので、出資という形態についても検討したい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

助成財団という自己認識が足りなかったので、この調査を通じて他財団のバリエーションやどんな形になっているかがわかると有難い。例えばグラント（助成金）というお金と、お金以外の支援を組み合わせた先事例があれば知りたい。そもそも財団として、プログラムインベストメントやミッションインベストメント、財団としての運用のガイドラインが問題になっているのであれば、そこを変えていくことも期待したいところである。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

調査と直接的な関係はないが、今、プログラム開発のノウハウや人材育成に力を入れており、そのノウハウを若い人にきちんとシステムとして伝えていかなければと思っている。助成財団センターの研修には出ているが、プログラム開発が必要になる頻度が違うので、いわゆるプログラムオフィサーとしてそれを作れるようにすることはスタッフ研修の一つの課題となっている。

財団も、プログラム見直しの際に成果評価を行うことでより戦略的に風土が変わっていくと思うので、国内の財団評価はやったことがないので、機会があればやらせていただきたい。

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（新設公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 京都地域創造基金 | |
| 実施日時 | 2018年7月23日（月）14:30～16:00 | |
| 実施場所 | 京都地域創造基金 事務所打ち合わせスペース | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 77 可児 卓馬 事務局長 | 78 |
| | 79 | 80 |
| インタビュー実施者 | 主担当：水谷 衣里 | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|---|-------------------------------|--------|-----------|
| 2009061 京都地域創造基金 | 移行認定登記日：2009/08/07 行政庁：京都府 | | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2015年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | | 12,983 | (%) |
| 経常収入(千円) | | 40,316 | (%) |
| 助成総額(千円) | | 17,010 | (%) |
| 助成総額/経常収入(%) | | 42.19% | |
| 備考 出捐者：京都地域創造基金設立準備委員会(多くの市民寄付による出捐) | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯

- ・ 京都NPOセンターの10周年事業として、コミュニティ財団の設立を検討。2008年7月14日に第1回設立PJチーム会合を開催した。参加者は京都NPOセンター関係者、現場のNPO関係者、非営利組織の研究者、京都府である。その後1年間、検討を継続、2009年3月26日に一般財団法人を設立した。
- ・ 公益認定を取得したのは2009年8月7日である。京都府では2件目の新設公益認定取得であった。
- ・ 多くの寄付者によって基本財産を造成。当時はこの形式を採る組織は無く、極めて珍しい財団設立であった。
- ・ 2009年9月に城陽みどりのまちづくり基金を設定。寄付募集をスタートした。
- ・ 2009年10月に設立記念助成を実施。助成先の公募がスタートした。
- ・ 2009年10月、自治体と民間の協定によるNPO法人向け小口無利子融資制度「きょうとふNPO活動支援融資制度」をスタート。本制度は現在、きょうとNPO支援連携融資制度に改変されている。

② 法人設立や公益認定において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

- ・ 法人設立の段階から京都府と相談しながら進めてきた。設立前の段階から、京都府の公益認定当委員会の事務局とはコミュニケーションがあった。
- ・ 設立当時、市民からの寄付で運営する財団というモデルはまだ珍しかったため、組織の安定性や継

続性という点で事務局側からは大きく2点、心配された。

- ・ 1点目は、寄付を集め続けることが出来るのかという懸念であった。これについては、現場のNPOを例に、寄付型のモデルが存在していること、コミュニティ財団ではないが、助成財団で市民立のものが存在することを根拠に、寄付を原資に運営を行うことが非現実的ではないことを説明していった。
- ・ 2点目は、事業は指定寄付がトンネル寄付ではないかという点である。事業指定寄付は、予め公募先を選定して寄付を集める。コミュニティ財団は広報面の支援や説明力強化、事業面での基盤強化を行う。そうした点を説明して、単なるトンネル寄付ではないことを理解してもらった。
- ・ 公益認定を受ける前は事業を行わず、認定を取得してから事業を行う形とした。これについては京都府の担当者からのアドバイスもあった。
- ・ 設立当初、監事は4人とした。NPOの実践者、弁護士、公認会計士兼税理士、経営学の研究者の4名である。これは公益認定にあたって、弁護士、公認会計士、税理士の3つの専門家が組織内に存在していることが認定時に信用面でプラスになるというアドバイスを府の担当者に貰ったことにある。(現在は3名 <https://www.plus-social.jp/profile.html>)^(注1)
- ・ 役員に知事を登用してはどうかという意見があったが、結果として当時の副知事が評議員として就任した(現在は退任)

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

- ・ 助成プログラムは全て公募で行っている。非公募型はない。当該財団の事業は公益目的事業のチェックポイント(<https://www.j-smeca.jp/attach/koueki/gaidorain003%20080520.pdf>)^(注2)の(13)助成(応募型)にあたるが、ここに「応募の機会が、一般に開かれているか。」というチェック項目があり、これを遵守するためである。
- ・ (他の公益財団で非公募型を行っている例もあるが、それについてどう考えるか?)「一般に開かれている」という文言の解釈の問題だと考えている。公募には公募のメリットがあり、実際事業を行っていても自分たちではリーチできない層からの応募もある。助成事業の存在を一般に広く伝えることのメリットは感じているため、公募の期間の設定やどの程度リソースを割くかという問題はあるにせよ、公募型を採る形を今後も考えている。
- ・ 選考委員は規程により5名以上と定めている。理事等役員の参加は1名としているが、例外的に京都市との連携事業のみ、役員が2名参加する形としている。これは事業の実施主体である京都市の担当課が京都府府民力推進課であり、当該課の課長が、京都地域創造基金の理事であることから発生していることである。
- ・ 選考委員会に関する規程についても、京都府と公益認定の前から相談を行っていた。

④ 財務的な影響と展望(公益法人については財務3基準への意見)

制度上の規定の細かさは気になるが、設立から10年を経て、ルールと運営との兼ね合いは取れるようになってきたと感じている。財務3基準のうち、公益目的事業比率については収益事業を行っていないため関係がない。遊休財産額保有制限については指定正味財産として区分処理すればよく、

(注1) 公益財団法人京都地域創造基金 HP「組織概要」

(注2) 一般社団法人中小企業診断協会「公益目的事業のチェックポイントについて」

こちらについても現時点で不都合は感じていない。

- ・ 毎年、「こうしておけばよかったな」と感じる細かな点はある。例えば指定正味財産の繰り越しの根拠など。

⑤ 公益認定を受けて（あるいは受けなくて）特に良かったことや良くなかったこと

- ・ 300万円という少額であっても、また不特定多数の市民から寄付を受ける形であっても、公益認定を受けて財団法人として運営できるというモデルを生み出したことは良かった。
- ・ 民間で設立して民間で運営するというモデルは、いままで日本にはなかなか無かったこと。自治を進めるという意味でも意義深かったと感じるし、税制面での優遇を寄付者に対して提供できているという点も意義深いと感じる。
- ・ 手続き面ではコストは大きく、負担もある。特に公益法人制度事務局への年度末の報告（会計報告）は負担が大きい。財務の部分が殆どで、これが自分たちの行っている活動の評価に繋がればよいが、悪いことをしていないということを証明することにしかない。その機能の割には負担が多いということ。
- ・ 税制上の特典を得ていること、ガバナンスを追求するという観点からは仕方がないと感じる。また数字なのでルールにしやすいということなんだと思うが煩雑。本質的にやるべきこととは違うところで労力を削られたり、成果志向で運営する上での足かせになっては元も子もないと感じる。
- ・ 自らの組織を健全に経営していくことは当然大切なこととおろそかには出来ないが、法令に則るのみで真の意味で公益が実現できるとは限らない。仕方がないことだと理解はしているものの、やはり「公益性」について、不正をしないことと、支出計画が公益的であるという点でのみ判断することがそもそも難しいことだとは日々の業務の中で感じている。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

- ・ 他地域に直接的な執行ができないという点について、他地域で災害が起こった際に迅速に対応できなかったという意味で残念だと感じた事象があった。具体的には、東日本大震災や熊本地震の際など。現在は公益認定を京都府から内閣府に移すことを想定して準備を行っている。
- ・ みなし譲渡課税特例について。既に変更はされたが、今後も制限が減れば減るほど出来ることは増えるだろうと感じる。具体的には、みなし譲渡所得の問題、準確定申告までの期限の問題、農地・生産緑地の譲渡の難しさなどである。
- ・ 公益目的事業に「直接」使うという文言が入っていることについて。土地建物の利用を寄付者から打診された場合を考えてみたい。例えば子育て支援を行っている NPO に貸して、託児所や保育所をやってもらおうと考えたと NG となる。これは、不動産を賃貸することは公益目的事業に合致しないという判断だからである。
- ・ では、京都地域創造基金を通さずに子育て支援の NPO に貸与した場合についてはどうかというと、その場合は当該団体の法人形態によっては税制優遇の対象にならないケースが発生する。
- ・ さらに、建物を寄付してもらって、それを京都地域創造基金が売却し、公益目的事業に使うことも NG である。「直接」とは不動産を不動産のまま利用するという解釈だからである。売却して現金化すると、「売却益の活用」となり「直接」の要件を満たさない。現金化しているので NG と言われる。

- ・最後に、無償で貸与するのは〇と言われる。助成とみなされるからである。またこの際には子育てNPOを公募し、通常の選定のプロセスに乗せる必要がある。
- ・以上が京都府の公益認定事務局の解釈である。一方で今度は税務署はどうかというと、税務署からは「自分たちで事業はしていないじゃないか」と指摘される。公益認定事務局と税務署との間で言葉の解釈や認識が異なり、その先に進まないということがあった。これは2年ほど前に実際に発生した話である。
- ・また災害等に起因して、高齢化している地域の耕作放棄地の問題や山地荒廃の問題が加速するのではないかと危惧している。農地や食、漁業など第1次産業を守るためのアクションも今後考えたい。農地の寄付は権利の移転にあたり農業委員会の許可が必要など難易度が高い。
- ・京都地域創造基金でも、農地の寄付のご相談を受けたことがある。しかし確定申告の時期も迫っており、用途変更はじめ手続きを行った場合に納税時期に間に合わないことが明白であり、結果として寄贈を頂くことが出来なかった。農地・山地を守る視点という意味だけではなく、地域コミュニティを災害から守り、住み続けられる地域を維持する上でも本件は今後重要な論点になると感じている。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

- ・2009年から5年間は、NPOを支援すること、特に市民社会のアクションを市民が寄付によって後押しすることで、公益活動を支えようという目標を掲げていた。しかし2014年頃以降は、ただ消費される助成金を提供するのではなくて、地域の課題解決に資金を提供しようという志で進めてきた。
- ・その中にはまだ課題として顕在化していないものもある。社会課題の中には、社会関係資本を強くすることで解決できる課題も多いと感じているため、現在実施している京都市との事業ではNPOが共に課題解決に取り組む事業を進めている。
- ・お祭りをはじめとするシンボリックなイベントに共に取り組むなども社会関係資本の構築にはプラスだと感じている。亀岡市での基金設置や、被差別部落地区での活動支援なども継続して行っている。そうした地域社会の積み重ねを応援できる存在でありたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

- ・公益認定等委員会の事務局の認識や理解、解釈のばらつきについて。公益認定の判断や事務局担当者によるアドバイスには、かなりの幅があると感じている。京都地域創造基金では他地域のコミュニティ財団の相談を受けることが多いが、県によって相当程度解釈が異なる。
- ・例えば理事会への監事の出席について。法律上は、監事の出席が必須だとは記されていない。京都府の担当者からは必須ではないという説明を受けている。しかし内閣府の資料には、監事の義務として理事会への出席が記されている。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20131021_kakukikan.pdf (注3)

- ・他の一般財団・社団から相談があった際に、京都府の解釈を伝えたが、間違っていると該当県の担当者から訂正された財団・社団の例もあったと聞いている。こうした理解の差には問題意識を

(注3) 内閣府「公益法人の各機関の役割と責任（理事・理事会、監事、会計監査人、評議員・評議員会、社員・社員総会）」

持っている。

- 公益目的事業の解釈にも幅があると感じている。個別の団体名を挙げるのは避けたいが、公益認定を受けている法人の、基幹的な事業が公益目的事業に合致していないのではないかと感じる場合もある。
- この点については、おそらく公益目的事業は何かという点について、認定時に委員間で議論を行い、討議によって判断しようという意図だと思うので、理解できなくはないが、解釈にズレや幅がでているということは事実だと感じる。
- 公益認定の相談を受ける中で、専門家人材の少なさを感じる。ルールを理解していないことで躓くケースも多い。企業会計の専門家が、企業会計のソフトを使って処理することで不具合や不整合を起こしているケースも垣間見る。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（新設公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|-------------------------|---------------|
| インタビュー財団 | 公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま | |
| 実施日時 | 2018年8月8日（水）10:00～11:20 | |
| 実施場所 | 同財団 事務局 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 81 石田 篤史 理事 | 82 今井 悟史 事務局長 |
| | 83 | 84 |
| インタビュー実施者 | 主担当：渡辺 元 | 副担当：青尾 謙 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--|--------|-------------------------------|-----------|
| 2014016 みんなでつくる財団おかやま | | 移行認定登記日：2014/08/01 行政庁：岡山県 | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | | 17,575 | ()% |
| 経常収入(千円) | | 20,494 | ()% |
| 助成総額(千円) | | 3,631 | ()% |
| 助成総額/経常収入(%) | | 17.71% | |
| 備考 出捐者：特定非営利活動法人岡山 NPO センター(市民 530 名以上からの寄付による) | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯

- ・2012年に呼びかけ人総会と500名を超える発起人の寄付により成立。
- ・理事を含めて、NPOだけでなく様々な人が入っており、事業内容も単なるNPO支援のための資金ではなく、寄付者の想いを実現するための他のしくみも追求している。

② 法人設立や公益認定において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

- ・(新設の公益法人として)2年かけて制度設計を行い、最後には県の公益認定委員の方から「まだ申請がでてこないのか」という声が起こった。岡山県から公益認定。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

- ・現在の助成プログラムはプロジェクト助成や寄付集め等、スタートアップ向け。今後は中堅向けのものも必要になると考えている。あとは団体のサポートで、専門家が係わるような支援も考えられる。

④ 財務的な影響と展望（公益法人については財務3基準への意見）

- ・運営寄付（みんなつく応援基金）を繰越しやすい仕組みを考え、県にも何度も意見を聞いた。大口の寄付者には用途を指定してもらっている。

- ・基金の多くは使う年度を決めている。運営寄付は、12月までが当該年度、1月以降が次年度に使うことに決め、公開している。結果として、1年おきくらいに黒字になっている。
- ・したがって、収支相償は本財団のやりかたにあわないと感じている。実際、数年度にわたる基金も増えているが、これらに対する寄付は年の変動が激しい。寄付者は、当財団の活動を応援してくれており、指定正味財産としての扱い等、こちらがどう提案するかで意向が変わる（書類の扱いで意向が変化する）。剰余金を内部留保しているわけではない。
- ・なにより、自分たちだけに還元するような取り組みにしていたら寄付は集まらないので、寄付者にお金を有効に使っているかどうか、ミッションに対して使っているかどうかは評価される。

⑤ 公益認定を受けて（あるいは受けなくて）特に良かったことや良くなかったこと

- ・公益認定に際しての問題は特になかった。公益認定を受けて良かったことは税の優遇もあるが、信頼度にある。
- ・個人寄付者の多くは公益かどうかを気にしていない。大口寄付者くらいか。
- ・県による立入検査は各事業課に係わる。したがって、担当者が公益法人制度に詳しいとは限らない。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

- ・公益認定制度については特にない。
- ・課題は寄付者の理解と、成果の見せ方。普段からコミュニケーションのない、「顔の見えない寄付者」からの誤解等に対してどう情報を伝えていくかが重要だ。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

- ・個人的な考えではあるが、県域全体を対象とするコミュニティ財団と、県内各地域毎のコミュニティ財団（的なもの）が必要になるという認識もある。
- ・現在の財団運営はミニマムで事務局スタッフ＋システム化＋何かあったときに外注できる先（主としてこれまで何らかの形で財団に関わっていた人のところ）という体制でやっている。
- ・もともと収入は寄付中心でやっていた。今は委託事業の方が多くなっているが、将来的には50:50くらいにはしたい。
- ・地域の課題の実情を理解し、効果のあるところにお金を出していく力が必要。大学等と連携して地域課題調査も行いたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

- ・公益法人は多様なため、一つの制度で縛るのは無理がある。制度の柔軟な運用と基準の明確化が望まれる。

10周年特別 PT インタビュー要点記録用紙（新設公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|---------------|
| インタビュー財団 | 一般財団法人 キヤノン財団 | |
| 実施日時 | 2018年8月10日（金）13:00～14:00 | |
| 実施場所 | キヤノン財団 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 85 星野 哲郎 事務局長 | 86 森岡 浩美 総務部長 |
| | 87 逢坂 徹 研究助成部長 | 88 |
| インタビュー実施者 | 主担当：神山 和也 | 副担当：渡真利 明緒衣 |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|--------------------|--------|--------------------------|-----------|
| F-00374 キヤノン財団 | | 設立登記日：2008/12/01 行政庁： | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2016年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | | 1,101,024 | (%) |
| 経常収入(千円) | | 356,163 | (%) |
| 助成総額(千円) | | 247,000 | (%) |
| 助成総額/経常収入(%) | | 69.35 | |
| 備考 出捐者：キヤノン株式会社 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯

キヤノン株式会社は創業から10年の節目ごとに内部的に何らかのイベントを開催していたが、2008年に70周年を迎えるにあたり財団を立ち上げ、社会への恩返しとして公に貢献できるような活動に取り組んでいくことにした。財団の設立準備を進める中で、2008年12月1日に制度が改正されることを知ったが、詳細が不明確であったため、設立することを最優先として一般財団法人としてスタートすることにした。これまで、外部から教えてもらいながらも手探りで財団を運営してきた。

② 法人設立や公益認定において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

「産業基盤の創生」と「理想の追求」の2つのプログラムを持っている。「産業基盤の創生」は、日本の産業が発展していく上での基盤の提供を目指して、研究支援をするものである。一方で「理想の追求」は、Frontier、Welfare、Sustainabilityの視点から人間社会の理想を追い求める先駆的で独創性のある研究を支援するものとし、当時の助成テーマの設定としてとして新しいものだった。

これらのフレームワークは、初代理事長の生駒氏のアドバイスを元に、企業財団として特徴を持ったプログラムを運営していくためにどうすればよいかを考えながら財団設立プロジェクトチームの社員がまとめた。財団の事業・運営は、キヤノン株式会社のCSR部門などとは全く別のものである。具体的なプログラムの中身は当時の選考委員やその候補の方々との議論しながら決めた。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

「理想の追求」のプログラムは、財団メンバーで検討した。まず「海」というテーマで始め、3年目頃に内容を変える検討を始め、5年を区切りに「食」をテーマとすることになった。当時世の中で人の幸せに関係はあるが、研究テーマとしてはなかった「食」を取り上げるようになった。プログラムについては今後も必要に応じて見直していくつもりである。

研究助成のアウトリーチの一環として、丸善プラネットから書籍を出版している。現時点では「産業基盤の創生」について2冊、「理想の追求」について4冊である。市販しているが、学校などに配布することはしていない。

1件当たりの助成金額が上限2,000万円～3,000万円と高額であることも、財団の特色の一つである。応募の中心は40代後半である。科研費の有無は助成金採択と関連はない。1件当たりの助成額が高額であることは、特に地方大学には喜ばれている。産業基盤の創生では、地域活性化を目指す研究支援を謳っており、応募書類にもそのような項目を設けている。

④ 財務的な影響と展望（公益法人については財務3基準への意見）

非課税対象に100%なり切らないことについて、困っている状況にはない。

キャノン株式会社からの寄付金で、助成事業も事業運営のための管理費もすべて賄っており、フローで動いている現時点では特に不安や行きづまりは感じていない。

⑤ 公益認定を受けて（あるいは受けなくて）特に良かったことや良くなかったこと

一般財団の非営利型のため法人税や消費税の支払いもないため、大きなデメリットは感じていない、一方で行政庁とのやり取りで苦勞することもない。

今すぐ公益法人にならなければいけない理由はないという状況である。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

制度面で制約を感じることはない。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

財団設立趣旨にあるように、産業の発展や理想の追求を含めて世の中の役に立っていくことは表面的に言うことは簡単だが、本当に役に立っているかについての結果を評価しなければいけない。そもそも助成方法や範囲については未だ正解が見つかった訳ではないため、日々考えており変更しながらやっていきたい。

また、アウトリーチの強化を考えていきたい。マスコミとの付き合い方、出版や編集の仕方等、うまくやっているところがあれば教えてほしい。助成している研究者やその研究成果、それからキャノン財団をもっと多くの方に知っていただきたい。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

設立から10年間手探りでやってきた。定款や規程の作成もなんとなくやれているが、一方でこれでいいのかと思うところもある。様々な決めごとをしていく際のやり方や細かい手続き等で判断

に悩むことがあり、そのような点で教えていただきたいと感じることはある。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

特になし

10周年特別PT インタビュー要点記録用紙（新設公益・一般版）

〔インタビュー実施概要〕

| | | |
|--------------------|--------------------------|------|
| インタビュー財団 | 一般財団法人 おおさか創造千島財団 | |
| 実施日時 | 2018年7月23日（月）10:00～11:30 | |
| 実施場所 | 一般財団法人おおさか創造千島財団 会議室 | |
| インタビュー対応者 役職・氏名 | 89 北村 智子 常務理事 | 90 |
| | 91 | 92 |
| インタビュー実施者 | 主担当：水谷 衣里 | 副担当： |

〔法人基礎データ〕

| | | | |
|-----------------------|--------|--------------------------|-----------|
| 2013026 おおさか創造千島財団 | | 設立登記日：2011/11/01 行政庁： | |
| 比較項目 | 2008年度 | 2015年度 | 増減額(増減率%) |
| 正味財団(千円) | | 40,111 | (%) |
| 経常収入(千円) | | 23,413 | (%) |
| 助成総額(千円) | | 4,800 | (%) |
| 助成総額/経常収入(%) | | 20.50 | |
| 備考 出捐者：千島土地株式会社 | | | |

〔インタビュー要点記録〕

① 設立の経緯

- 千島土地株式会社の100周年の節目を記念して、財団法人を設立した。100周年事業としては、産業都市としての大阪の街の発展に関する考察を含む100年史の発行、財団の設立の2つを行った。
- 千島土地株式会社は、2000年代以前はアートとは無縁の会社だった。しかし偶然、千島土地株式会社が所有していた造船所をアートプロジェクトに利用しないかと、とある方から打診を受けたところから文化芸術活動に関わるようになった。
- いくつかのアートプロジェクトへの協力、プロデューサーとの出会いなどが下地として存在し、千島土地株式会社の100周年の節目が巡ったこと、公益法人制度改革が行われて財団法人の設立が容易になったことなどが背景にあり、財団の設立を本格的に検討することとなった。
- 財団設立は2009年頃から検討を開始。2010年に設立準備を本格化させた。インタビュー対応者である北村様は、その頃以前働いていた企業メセナ協会から千島土地株式会社に転職。財団の立ち上げに関する検討に途中から関わった。
- 当該財団が設立された時期は、まだ制度改革が行われたばかりのいわば転換期にあたり、少し様子を見ようという意図もあって一般財団法人として運営を行うこととなった。

② 法人設立や公益認定において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと

- 今まで公益認定について検討を行った時期は2回ほどある。最初は設立時。当初取引先の銀行や

辻・本郷税理士事務所などと相談していた。

- 二回目は設立から3～4年ほど経った頃だと思う。経営層の一族からの相続や寄付を念頭に置いた場合に、公益認定を行い税制上の優遇措置を設けた方が良いのではないかという考えからである。大阪府にも相談を行ったこともある。
- しかし、手続き面でのハードルの高さ、収支相償の問題、予算や法人運営上の柔軟性の維持といった観点から、結局は公益認定を本格的に目指すには至らなかった。現在も認定準備を行うなどのアクションは取っていない。
- 当該財団の場合は、年間2000万円ほどの寄付を千島土地グループから受けている。この金額はここ数年大きく上下はしていない。余剰は内部留保として貯めており、現在の内部留保の金額は財団の年間の予算額のほぼ倍額にあたる。
- 2000万円ほどであれば、損金算入限度額の範囲内である。また現在は2000万円ほどの寄付を得ているが、今後は業績の状況に応じて、年間の寄付額が上下することもあるだろうと考えている。
- 予算編成や事業の柔軟性や弾力性を維持する上で、また財団の経営上の安定性を維持する上で、公益認定を受けることのデメリットがあると感じており、一般財団法人のまま、現在に至っている。

③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題

- 現在、公募型である創造活動助成、同じく公募型のスペース助成、非公募型のパートナーシップ助成の3種類の助成プログラムを運営している。
- 公募型は年間予算が合わせて500万円程度。この中には、スペース助成の対象先がプログラムを行う際に発生する場所貸与の金額（当該財団が千島土地株式会社に対して利用料を支払う形式を採る）は含まれておらず、助成先に代わって支払う助成期間中の施設使用料・管理費が別途300万円程度発生している。
- 非公募型の助成は年間予算額の上下が大きく、多い場合は年間500～600万円ほど、少ない場合は50万円程度の年もある。
- 出来るだけ柔軟に助成プログラムを運営するように心がけており、先払い、複数年助成（現在は2年まで）、申請フォームの負担減などを試みている。
- 助成プログラムは柔軟な運営が出来ていると感じている。

④ 財務的な影響と展望（公益法人については財務3基準への意見）

- 小規模な財団であり、大型の助成事業を行うには至っていないが、大阪の文化芸術活動を支援する意味で、必要な取り組みにはチャレンジせねばと考えている
- その一環として、他の財団や大阪市からの助成を受けるなどのファンドレイズにもチャレンジしている。例えばMEGA ART STORAGE KITAKAGAYA（通称MASK）は、大阪市、文化芸術振興基金、公益財団法人花王芸術・科学財団、公益財団法人朝日新聞文化財団からの助成を受けている。合計で600万円程度（2017年度）である。
- MASKは、大型のアート作品を廃棄するのではなく展示するなど有効活用することを目的としている。こうしたアート作品は維持が難しく、壊される・捨てられることが多いが、不動産を所

有する千島土地株式会社の良さを活かして、アート作品を展示し有効活用する方策を考えた結果生まれたプロジェクトである。

中長期的な展望については、理事会・評議会のほか、日常的に顔を合わせる理事長、北村常務理事、スタッフで検討を行っている。財務状況を強化するためには、1. 千島土地株式会社からの寄付の増額、2. 一般からの寄付獲得、3. 広告収入などの別収入の確保といった方法が考えられるが、現時点で明確な方針はない（検討中である）。

⑤ 公益認定を受けて（あるいは受けなくて）特に良かったことや良くなかったこと

- ・ 良かったことは、柔軟に運営できていることである。一般財団でなければ、書類提出に忙殺されていたと考えられるし、事務局スタッフも限られる中、事業に集中できていなかった可能性がある。また柔軟に助成プログラムを運営出来ていることで、他団体が行う助成事業の状況を見ながら、大阪というエリアの中で自らがどのような役割を果たしていくか、フラットに考えることが出来ていると感じる。
- ・ また、千島土地株式会社が所有する不動産を柔軟に活用出来ている点もメリットである。千島土地株式会社から財団に対して貸与し、財団は賃料を支払うという形式であるが、こうした弾力的な運用を躊躇なく行えることも一般財団ならではののではないかと。

⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること

- ・ 制度的な面での制約を感じることはない。あえて言えば、公益認定を受けていないことで、相続等が発生した場合に税制優遇を受けられないことではあるが、現時点でその問題が表面化しているわけではない。

⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）

- ・ ここ数年、大阪は、首長の交代などの政治的な状況が背景にあり、文化芸術振興に対して行政予算が縮小する傾向にあった。現在はそれが少し上向きかけている状況だと感じている。また文化施設も都市規模にしては手薄だと感じている。
- ・ 公の助成金が限定的になったり、廃止される中では、我々のような小規模な公募型助成の意味は大きかったと感じていた。実際に、金額は少なくともすそ野を広く助成してきたことで、多様な担い手を発掘することが出来たと感じている。新たな萌芽が生まれてきたことはとても良かったし、その役割は果たせた。
- ・ 一方で、ここ最近、公的助成が少しずつ回復したり、他の助成プログラムが登場するなどの傾向があり、少額の公募型助成については見直すタイミングに差し掛かっていると感じている。
- ・ これからは言うてみれば「攻め」の助成を行う必要もあると感じている。助成先を絞り込み、複数年助成を前提に長く付き合い、成長を支える助成のあり方が必要なのではないかと問題意識である。
- ・ 大阪の文化を創造する力を秘めている団体を丁寧に探し出し、公募型で助成していく必要があるのではないかと感じている。まだ検討中ではあるが、例えば3年間の助成、数百万単位での助成を行うことなどが一つの考え方としてあり得るのではないかと考えている。
- ・ 長く続けることで陳腐化する側面もあるので、次のステージに移行する必要もあるだろうと考

ている。資源が一部に集中することを防ぐこと、民間の柔軟性を活かすことが重要だと感じている。一方でそれにはリスク（例：現在まで助成の対象となっていた小規模な団体からの反発といったレピュテーションリスクなど）もあるため、慎重に判断する必要もあるだろうと感じている。

⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）

- 公益法人制度改革があったお蔭で、財団法人という形態を選択することが出来た。これが1億円の基本財産が必要だという状況であれば、財団を設立するという選択肢はそもそも持てなかった。
- 公益法人制度改革のタイミングと、千島土地株式会社の100周年のタイミングが偶然にも重なったこと、そこに自分も含めて人的なリソースを準備することが出来たことが、この財団にとって最も良かったことだと感じている。
- 我々のような規模の企業であっても、財団を設立して運営していくことが可能だということを、もっと多くの人に知って欲しいと感じている。特に企業オーナー・経営者に知って欲しい。グローバル企業・メガ企業でなくても社会貢献の選択肢として財団設立ができるということは、より広く知られるべきだと感じている。

⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

特になし

資料Ⅲ 報告会等の記録

〔「JFC VIEWS」記事再録〕

| | |
|---------------------------------|-----|
| 3-1 助成財団フォーラム 2017 | 197 |
| 3-2 関西フォーラム | 200 |
| 3-3 新公益法人制度施行 10 周年記念 シンポジウム | 203 |
| 3-4 助成財団フォーラム 2018 | 208 |

資料Ⅲ 報告会等の記録（「JFC VIEWS」記事再録）

本調査開始後、下記の公開報告会等を開催し、会員財団等に経過を報告して広く意見を交換する機会を設けた。その様子は随時、当センターのオピニオン誌「JFC VIEWS」にて紹介した。その記事を資料として再録する。

表3 報告会等開催一覧

| | | |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 助成財団フォーラム2017 |
| | テーマ | 公益法人制度改革後の法人運営の課題と展望 =期待される助成財団を目指して= |
| | 日 時 | 2018年2月8日（木）13:00～17:30 |
| | 主 催 | 助成財団センター |
| | 会 場 | 大手町ファーストスクエアカンファレンス(東京都内) |
| 2 | 名 称 | 「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」関西フォーラム |
| | テーマ | 公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？—より良い制度提言に向けた実態調査の中間報告と意見交換— |
| | 日 時 | 2018年11月8日（木）13:10～17:40 |
| | 主 催 | 助成財団センター |
| | 会 場 | 毎日インテシオ（大阪市内） |
| 3 | 名 称 | 新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム |
| | テーマ | 市民社会へのインパクトと今後の展望 |
| | 日 時 | 2018年12月4日（火）13:00～17:50 |
| | 主 催 | 公益法人協会、助成財団センター、さわやか福祉財団 |
| | 会 場 | 青山学院大学アイビーホール（東京都内） |
| 4 | 名 称 | 助成財団フォーラム2018 |
| | テーマ | 公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？—実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言— |
| | 日 時 | 2019年2月8日（金）13:00～17:55 |
| | 主 催 | 助成財団センター |
| | 会 場 | 大手町ファーストスクエアカンファレンス（東京都内） |

公益法人制度改革後の 法人運営の課題と展望 ＝ 期待される助成財団を目指して ＝

1. 日 時: 2018年2月8日(木) 13:00～17:30(受付開始は 12:30 から)
終了後、19:00頃まで<交流会>を予定
2. 場 所: 大手町ファースト スクエア カンファレンス(イーストタワー 2F)【Room B・C】
東京都千代田区大手町 1-5-1 ファーストスクエア Tel 03-5220-1001

プログラム

- 13:00 開会挨拶 (公財)助成財団センター 理事長 山岡 義典
- 第Ⅰ部 セミナー [進行 (公財) 助成財団センター 専務理事 田中 皓]
- 13:20 講演「新制度における公益法人の運営のポイントと留意事項」
＝定期提出書類・立入検査の現況を踏まえて＝
- 内閣府 公益認定等委員会事務局 局長 相馬 清貴 様
内閣府 公益認定等委員会事務局 企画官 山崎 光輝 様
- 質疑
- 14:20 10 分間休憩
- 第Ⅱ部 フォーラム [進行 (公財) 助成財団センター 事務局長 渡辺 元]
- 「新制度における組織運営・事業運営を考える」
＝より良い組織運営・事業運営の実践事例から＝
- 14:30(1)基調講演:「信頼性を高める公益法人運営の在り方」
講師: 雨宮 孝子 様 (公財) 公益法人協会 理事長
- 15:10 20 分間休憩 (コーヒーブレイク)
- 15:30(2)「制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題 =実践事例から=」
事例報告
- | | | |
|---------------|------|---------|
| (公財) 山田科学振興財団 | 専務理事 | 坂本 達哉 様 |
| (公財) 電通育英会 | 専務理事 | 小林 洋一 様 |
| (公財) セゾン文化財団 | 常務理事 | 片山 正夫 様 |
| (公財) キリン福祉財団 | 常務理事 | 太田 健 様 |
| 進行 (公財) 住友財団 | 常務理事 | 蓑 康久 様 |
- 17:00 質疑・意見交換
- 17:30 閉会
- 第Ⅲ部 交流会 大手町ファースト スクエア カンファレンス(イーストタワー 2F)【RoomA】
- 17:40 開会挨拶
～
19:00 頃 お開き

— 助成財団フォーラム報告 —

制度改革後の期待される助成財団



助成財団を巡る昨今の社会情勢・環境の変化や制度改革10年の節目を迎える年に鑑み、原点に戻り『期待される助成財団』をテーマとして開催いたしました。第Ⅰ部では公益認定等委員会から事務局長及び企画官をお招きし、「新制度による公益法人の運営のポイントと留意事項=定期提出書類・立入検査の現況を踏まえて=」と題したセミナー、第Ⅱ部では、「信頼性を高める公益法人運営の在り方」と題した雨宮孝子氏（公益法人協会理事長）の基調講演、続いて、「制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題=実践事例から=」と題して4つの助成財団からそれぞれの取り組みを報告いただきました。

第Ⅰ部：内閣府公益認定当委員会・事務局長相馬清貴氏 および企画官山崎光輝氏によるお話から

立入検査等に際して、ガバナンスがしっかりと効いているのか、組織として果たすべき役割がしっかりと果たされているのか、を中心に見たいと思っている。指摘された点については法人運営を改善するきっかけとして、是非うまく活用していただきたい。公益法人の運営については、「法人運営に関する透明性の確保」および「公益法人の果たすべき説明責任」で適正な法人運営を自らの手で実施していただくことは当然の責務であると考えている。

行政庁は、一緒になって寄付社会を醸成していく中で「民が支える社会」に向って、「民による公益」を担う、より優れた公益法人制度を目指していくという観点で「パートナー」と位置づけられると考えてほしい。

第Ⅱ部・パート1：

信頼性を高める公益法人運営の在り方 — 雨宮孝子氏（公益法人協会理事長）

今般の制度改革での旧制度との違いは、以下の4点が挙げられる。

- 主務官庁制の廃止
- 公益性の有無に関係なく登記のみ



（準則主義）で一般法人設立可

○公益目的事業の定義や認定基準、法人の各機関の役割と責任の法定化

○税制優遇

公益法人改革の成果としては、以下の点が考えられる。

(1)公益法人の主体的なガバナンスの強化（法人自治、自己責任）が実施されつつある。

(2)公益法人の情報開示の制度化

(3)公益事業の変更、資産の運用の変更等が、リスクについてはそれぞれの法人が担わなくてはならないが、自由度が高くなった。

一方、改革の問題点としては、以下の点があるだろう。

(1)収支相償、遊休財産保有制限などが過度に厳格であるという意見がたくさんある。

(2)定款の規定の仕方により事業の変更の自由度が低いということもよく指摘されている。

(3)税制優遇があるが、寄付金については半数の公益法人が集めていない状況がある。

(4)公益法人の情報公開がなされても、社会における公益法人の理解が進んでいないというのが実情ではないか。

信頼できる公益法人の運営のもとになるものは、①ガバナンス (G)、②コンプライアンス (C)、③情報公開・透明性・説明責任 (D) の3つがある。

特に公益法人は税制優遇を受けて活動する法人であり、社会の信頼なしには活動できない。公益法人の公益目的事業は、不特定多数の者の利益に資するもので、理事、監事、評議員等、公益法人の役員は、公益法人の事業に積極的にかわり、事業や財産管理を適切に行う必要がある。

企業財団と企業との関係は、問題がないわけではない。企業が企業財団を子会社のように扱うなど、企業の中で公益事業をしているのか、公益法人として活動しているのかわからないこともある。法人格が違うのであるからきちんと分けるべきである。また相続税対策、安定株主対策として一般法人制度が使われるのは残念でならない。公益法人も一般法人もよくわからない人々にとっては、公益法人の信頼性を損ねかねない。

公益法人の不祥事は、これまで監督官庁の監督強化では止められなかった。信頼を高める公益法人・助成財団の運営は、法人自身の自立、自浄作用で叶えるもの、法人組織としてのガバナンス、コンプライアンス、ディスクロージャーに配慮する社会的な存在であることを念頭に緊張感を持って活動し、社会に自ら行っている事業を積極的に情報公開し、理解をしてもらうことである。

第Ⅱ部・パート2：

「制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題=実践事例から=」

第Ⅱ部は、住友財団の常務理事袁康久氏の的確でスムーズなコーディネーターによって進められました。



コーディネーター袁氏

(1)山田科学振興財団—専務理事・坂本達哉氏

設立以来40年変わらない活動理念は、日本社会の発展に自然科学の振興が重要であるという創業者の山田輝郎氏の考え方から当財団では自然科学全般について助成振興を行ってきた。一方で「点試汎行」という言葉で表わされる焦点を絞るということもやっている。未知の自然の法則に挑むときには、評価の定まっていない先駆的な研究に対して助成を行い、それがうまくいくようであれば、あとは大規模な援助を国等をお願いする、これが一民間財団の果たすべき役割であるという認識で活動を行っている。



新制度になってから始めた事業に山田研究会がある。若い世代の基礎科学研究者の自由な発想の交換と相互啓発を促進する小規模集会で、異分野間の交流を図り、cross disciplinaryな討論を通じて、新しい発展を模索し、発展予測が不確定なテーマであっても深い議論の場を研究者に提供する。

また、制度改革によって主体的な財産運用ができるようになったので、財産運用に関する内部統制の整備を行った。定款及び理事会承認の財産運用規程の制定で、(1)責任体制を明確にする、(2)財産の運用投資方針を明確にする、(3)担当者の独断を防ぐ、(4)運用規定の範囲内では迅速かつ大胆に動ける、という特徴が出てきた。

(2)電通育英会—専務理事・小林洋一氏

制度改革によって3つの改革を行った。

1番目は、2009年の貸与奨学金から給付奨学金への変更である。これには財源確保という大きな課題があったが、貸与から給付へという世の中の流れと公益財団法人化を目指すこともあり、より公益に帰する返済不要の給付奨学金へ切替える決断をした。



2番目は、公益財団法人化を機に、公益事業2として、新たに「学生の人材育成に寄与する活動」への助成事業を開始した。奨学金給付事業だけでなく、幅広く学生の人材育成に寄与したいとの意図からである。これは、制度改革によって実現しやすくなったものと思う。

3番目に資産運用の改革である。2008年のリーマンショックで資産総額、収益とも大幅に減少し、一部事業の縮小を余儀なくされた。また給付奨学金導入による財源確保もあり、公益財団法人化を機に、資産運用委員会を発足し、運用ルールを決め、長期に安定した財源を確

保することを目指した。さらにコンサル2社に依頼し、適切な運用方法のアドバイスを依頼した。

(3)セゾン文化財団—常務理事・片山正夫氏

当財団は9割が金融収益であるが、2007年度から運用状況が急激に悪化してきた。しかし旧制度での指導監督基準の運用指針では「基本財産の運用は、元本が確実に回収でき、常識的な運用益が得られる方法で行う必要がある」「株式、株式投資信託、外貨建債券等での運用は、原則として適当でない」とされてきていたため、仕組債がほとんどを占めるようになり、塩漬け状態になってしまった。制度改革があったのはまさにこの時期であった。財産運用の自由化に伴い体制を整備するために、公益認定を得る前から運用規定を次のように改正した。国内外の株式・債券を対象を拡大、債券格付け基準の厳格化、通貨・銘柄分散基準の策定を行った。また運用の専門知識をもった関係者に理事に就任していただき、基本方針策定を相談しながら行った。さらに意思決定/決裁ルールの改正を行い、理事長決済を即決が必要なケースでは事後決裁も可能にした。策定した基本方針は、①一定のリスクを含んだ投資先にも幅広く資金を振り向け、高い利回り(3%以上)と元本の増大を図る。②短期売買は行わず、長期運用を基本とする。③“相場観”に依存しない投資手法をとる。④「分散」と「相互の無相関性」を重視し、十分にリスク・コントロールを効かせたポートフォリオを設計する。の4点である。



(4)キリン福祉財団—常務理事・太田健氏

当財団では、平成30年度に、これまで社会課題ごとに縦割りであった公募のプログラムを「地域を元気に」のキーワードで新プログラムとして一括りのものに刷新した。新たなプログラムをスタートさせたいと考えた背景は、まず財団の活動と会社の役割分担の整理を行った。キリンでは会社によるCSV(飲みもので地域を元気にする)と財団の福祉活動(福祉で地域を元気にする)という対になっている活動をステークホルダーにストレートにお伝えすることによって、理解と共感を頂きやすい。一方で財団が培って来た強みである障害者・高齢者・子どもの福祉分野における強みは継続したい。そこで地域社会福祉の文脈について、具体的に応援するプログラムを導入することにした。プログラムを変えるにあたって、制度改革によって以前の主務官庁制の縦割りでなくなったため、制度上の問題が無いので、スムーズに変更認定で実現することができた。



※電通育英会は本誌本号、キリン福祉財団は本誌91号に関連記事があるので、ご参照ください。

公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？

— より良い制度提言に向けた実態調査の中間報告と意見交換 —

日 時：2018 年 11 月 8 日（木）13:10～17:40

場 所：毎日インテシオ 4F D 会議室（大阪市北区梅田 3-4-5）

（交流会 ※18:00～）同会場 E 会議室

2008 年 12 月に施行された公益法人制度改革は、本年 12 月に 10 周年を迎えます。助成財団センターでは、そのことのもつ意味や課題等についての実態を明らかにするため、昨年 10 月以降、2 か年にわたる特別調査を行って参りました。

当フォーラムでは、これまでの調査の経過と中間成果について報告し、主として関西地域の助成財団関係者の方々と忌憚のない意見交換を行うことにより、今後のより良い制度提言および助成財団界の在り方を考えていくための参考にいたしたいと考えております。

【プログラム】

| | | | | |
|-------|------------------------------|--------------------------------------|------------------|-------------|
| | 総司会 | 公益財団法人助成財団センター | 事務局長・プログラムディレクター | 渡辺 元 |
| 13:10 | 開会挨拶 | 公益財団法人助成財団センター | 専務理事 | 田中 皓 |
| 13:20 | 基調報告 | 「調査の経過と中間とりまとめの概要」 | | |
| | | 公益財団法人住友財団 常務理事（10 周年 PT 調査検討委員会・座長） | 蓑 康久 氏 | |
| 13:50 | コメント | 国立民族学博物館 | 教授 | 出口正之 氏 |
| 14:05 | 事例報告： | （進 行）公益財団法人サントリー文化財団 | | |
| | | | 顧問・上席研究フェロー | 今井 涉 氏 |
| 14:10 | 報告 1 | 公益財団法人山田科学振興財団 | 専務理事 | 坂本達哉 氏 |
| | 報告 2 | 公益財団法人日本生命財団 | 常務理事・事務局長 | 伯井穂文 氏 |
| | 報告 3 | 公益財団法人京都地域創造基金 | 専務理事・事務局長 | 可児卓馬 氏 |
| | 報告 4 | 公益財団法人みんなでつくる財団おかやま | 理事 | 石田篤史 氏 |
| | 報告 5 | 一般財団法人おおさか創造千島財団 | 常務理事 | 北村智子 氏 |
| 15:50 | — <休憩> — | | | |
| 16:10 | パネル討論および質疑・意見交換： （進行） | | | 今井 涉 氏、渡辺 元 |
| 17:20 | 総括コメントおよび閉会挨拶 | 公益財団法人助成財団センター | 理事長 | 山岡義典 |
| 17:40 | — 閉 会 — | | | |
| 18:00 | 情報交換・交流会（～19:30） | | | |

「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」 関西フォーラムの報告

調査検討委員会 専門委員

神山 和也



助成財団センターは、11月8日、大阪の毎日インテシオビルにおいて「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト（PT）」関西フォーラムを開催した。テーマは「公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？－より良い制度提言に向けた実態調査の中間報告と意見交換－」である。このフォーラムの目的は、テーマが示すように当センターが昨年10月以降2ヶ年計画で実施している調査の経過と中間成果を報告すること、そして関西地域の助成財団関係者と意見交換を行うことにより、今後のより良い制度提言および助成財団界のあり方を考えていくこと、であった。当日は37財団、大学関係、報道関係者を含め50人が参加した。以下、当日のプログラムに沿ってフォーラムの報告をする。

1. 基調報告

最初に、10周年PT調査検討委員会・座長（公益財団法人住友財団常務理事）である袁康久が基調報告を行った。調査の経過と中間取りまとめの概要を報告するとともに、財務3基準など現行の制度への提言案を紹介した。



2. コメント

基調講演に対し、国立民族学博物館教授（元内閣府公益等認定委員会委員）の出口正之氏よりコメントがあった。制度改革により主務官庁制度はなくなったが、悪し



きことに、主務官庁文化は残っている。このため行政庁が法人運営に口を出してしまうことがある。そして立入検査などで理不尽だと思う指摘があった場合は、「その根拠となる法律をあげて欲しい」と要求すれば良い、とコメントした。

3. 事例報告

関西の5つの財団が事例報告を行った。

(1)公益財団法人山田科学振興財団

専務理事 坂本達哉 氏

この財団は、ロート製薬初代社長の山田輝郎氏が私財30億円を寄贈して設立した財団である。制度改革による良い面として、外債での運用など金融市場環境の変化に対応した財産運用が可能になったことがある。例として遊休財産で事業費を補填した事例を説明した。アルゼンチン債での利払いが停止し運用益が減少した際に、遊休財産の投入を行った。その後利息が一度に戻ってきた時に遊休財産が保有制限を超えたため、特定財産に入れた。株の配当で事業を営む財団などでもこうした事例は今後とも想定される。しかし、将来にわたって安定的な公益活動を行うためには、遊休財産を事業費の1年分に制限するといった財務3基準の改善が必要である。



また、財団に資金を寄附するので褒賞事業をして欲しいとの申し出があったが、定款に褒賞に関する事業が記されていない。依頼者は、定款手続きの変更が煩雑

すぎて、財団に迷惑がかかるとの理由で、この提案を取り下げた。事業の種類・内容の変更に関して自由度が低く、変更の事務手続きが煩雑なため、社会ニーズに応じた機敏な事業活動がやりにくい、と指摘した。

(2)公益財団法人日本生命財団

常務理事・事務局長 伯井徳文氏

助成財団は事業型財団に比べて世間に知られていないため、事業に対する理解が得られにくく、寄附を募るのが難しいのではないかと。広報活動を適切に行っていないと、いずれ活動しにくくなることを考え、今年から広報活動関連の予算化をした。財団の事業は100%公益活動であり、企業活動ではないのだということを、関係者にはしっかりと理解してもらいたい。



(3)公益財団法人京都地域創造基金

常務理事・事務局長 可児卓馬氏

基本財産は300名を超える市民からの寄付によっており、京都府内の課題を、資金をつなぐことにより解決するコミュニティ財団である。制度改革のおかげで設立できた財団である。運営面で、年度末報告などの手続きは負担になっており、コストもかかっている。土地や建物など不動産を寄付したいという話があり、農地・山地を守る意味でも重要だが、活用の仕方、税制の面から難しい面があり、今後の重要な論点になると考えている。



(4)公益財団法人みんなでつくる財団おかやま

理事 石田篤史氏

27市町村100人の若者の呼びかけにより、500人以上の寄付でできたコミュニティ財団。地域のインフラとしての財団だと考えている。寄附をもとに運営しているため、収入の年次変動が大きい。収支相償のやり方は当財団には合わないと感じている。



(5)一般財団法人おおさか創造千島財団

常務理事 北村智子氏

非営利型（収益事業による利益以外には課税されない）の一般財団法人である。母体企業の遊休不動産を活用して芸術文化の発展に寄与するとともに、地域の新たな価値を創造し、創造的かつ文化的に多様な地域社会を創出しようとして設立された。基本財産は300万円である。



一般財団法人のメリットは、事業の変更や追加などに関して、届け出が不要であり、柔軟な運営が可能であること。事務手続きに手間を取られず、事業に注力できる。現在の運営状況を考えると、公益認定を受けることは、むしろデメリットであると考えている。

親会社からは、年間2000万円ほどの寄附を受けている。この額は、損金算入限度額の範囲内である。財団では剰余金は内部留保として貯め、経営上の安定性を維持することに役立っている。小さな企業であっても、財団を設立・運営していくことが可能であることを、多くの人に知って欲しい。

4. パネル討論および質疑・意見交換から

・現状の制度では評議員と理事が一緒になって議論することが難しい。両者の連携を図って知恵を出す工夫が必要だろう。

・財団内における人の育成、後継者への伝達は、仕事のマニュアルを作成し、引き継いでいるが、理念・考え方をうまく引き継いでいくことは難しい。

・出口氏から。変更認定申請に要する標準的な期間は40日である。（行政手続法第6条に対する行政担当室の内規で定められている。なお公益認定は4ヶ月である。）行政手続法は行政庁を規制するための法律である。

5. 総括コメント 助成財団センター理事長 山岡義典

公益認定法の附則3には、この法律の施行後適当な時期に、この法律の規定を検討し、必要な措置を講ずる、とある。公益法人制度改革施行から10年を経た今こそ、その時期である。この10年間で新設法人として認定を受けた財団は約650と極めて少ない。そこで助成財団の立場から、この制度について、今後検討すべき課題を提案したい。法の運用や解釈変更で対応できるものもあるが、基本的な変更については、法令自体の改正が望まれるものもある（FAQなどではなく、少なくとも施行規則とすべきである。）また公益法人制度に加えて、税法上検討すべき課題もある。

財務3基準の改正、運営を弾力的に運営できるようにするための改定、一般法人に関連し検討すべき制度改正などがある。

6. 関西学院大学 岡本仁宏教授（大阪府公益認定等委員会委員長）からのコメント

認定委員会の状況は都道府県ごとに、かなり違いがあり、委員の人数や委員会の開催頻度は違っている。委員にとっても、この制度を理解するのは大変である。

内閣府公益認定等委員会は「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」で来年の3月に向けて制度改革の改正の取りまとめをしようとしている。この一環として岡本氏は当フォーラムの前日11/7に同委員会よりヒアリングを受けた。各財団とも意見があるならば、各地の認定委員会に意見を寄せてはどうだろうか。

フォーラム後の感想で、他財団の活動状況を聞くことはとても参考になったので、このような会合を関西でも定期的に開催して欲しいとの意見があった。

新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム 市民社会へのインパクトと今後の展望

主催団体：(公財)公益法人協会

共催団体：(公財)助成財団センター、(公財)さわやか福祉財団

2018

定員
140名

12.4 (Tuesday)

12:30開場、13:00開演

場 所

アイビーホール
渋谷区渋谷4-4-25

参加費

無 料
(懇親会費は別途5,000円)

新公益法人制度が施行されて平成30年12月1日
で満10年の節目を迎えます。この10年の間に
公益法人をめぐる社会環境はどう変化したのか。
公益法人制度改革が市民社会にもたらした影響、
課題は何か。制度改革後の10年を振り返り、今
後の民間公益セクターの役割と展望について皆
様と共に考え、提言活動につなげたいと存じま
す。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

✈️ プログラム

| | | | |
|-------|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| 13:00 | 挨拶 | 雨宮孝子 | 公益法人協会理事長 |
| 13:10 | 来賓挨拶 | 山下 徹 二宮雅也 | 内閣府公益認定等委員会委員長 経団連企業行動・CSR委員長 |
| 13:30 | キーノートスピーチ「10年の回顧と今後の展望」 | 堀田 力 | さわやか福祉財団会長 |
| 14:10 | 調査報告・提言 | | |
| | ①公益法人制度改正要望の検討結果 | 雨宮孝子 | 公益法人協会理事長 |
| | ②制度改革が助成財団に及ぼした影響等の調査結果 | 蓑 康久 | 住友財団常務理事 |
| 15:10 | コーヒーブレイク | | |
| 15:30 | パネルディスカッション「公益法人制度改革とこれからの公益法人」 | | |
| | 司 会 | 太田達男 | 公益法人協会会長 |
| | パネリスト | 岡本仁宏 片山正夫 岸本幸子 田中雄一郎 山岡義典 | 関西学院大学教授・日本NPO学会会長 セゾン文化財団理事長 パブリックリソース財団専務理事 朝日新聞社論説副主幹 助成財団センター理事長 |
| 17:30 | まとめ、大会宣言 | | |
| | 閉会挨拶 | 鈴木勝治 | 公益法人協会副理事長 |
| | 懇親会 | 田中 皓 | 助成財団センター専務理事 |
| 18:00 | | | |

※プログラムの内容はやむを得ず変更になる場合がございます。

公益法人制度改革10周年、NPO法施行20周年の記念集会 相次いで開催される

新公益法人制度3法が施行されたのが2008年、特定非営利活動法人法（通称NPO法）が施行されたのが1998年の奇しくも同じ12月1日でした。そのため、2018年11～12月にはそれぞれの記念集会が各地で開催されました。

12月4日（火）には（公財）公益法人協会主催の「新公益法人制度施行周年記念シンポジウム - 市民社会へのインパクトと今後の展望」が青山学院大学アイビーホールにて、11月21日（水）には特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、特定非営利活動法人日本NPOセンター、特定非営利活動法人まちぼと共催の「NPO法施行20周年記念フォーラム - これからの市民社会20年を語る - 地域、日本、そして世界から -」をアルカディア市ヶ谷私学会館にて開催されました。当センターは、それぞれに共催、協力団体として参加しました。

NPO法施行20周年記念フォーラム

これからの市民社会20年を語る

—地域、日本、そして世界から—

2018年11月21日 於：アルカディア市ヶ谷私学会館

このフォーラムは、NPO法20周年記念プロジェクトの一環で、2018年3月19日（NPO法制定20周年記念日）にキックオフフォーラムを行い（本誌93号参照）、その後全国*で勉強会を開催し、その総まとめとしてのフォーラムとなりました。（*全国での勉強会は8カ所を予定しており、11月21日現在4カ所で開催済み、残り4カ所はフォーラム後に行う予定）

第一部はテーマ「NPOのあり方を今日的な視点から俯瞰し、今後の20年を語る」で、嘉田由紀子氏（前びわこ成蹊スポーツ大学学長、元滋賀県知事）、渋沢健氏（コモ



ンズ投信株式会社社長）、目加田設子氏（中央大学総合政策学部教授）、コーディネーター今田克司氏（日本NPOセンター副代表理事）によって行われました。

第二部は、テーマ「地域社会からNPOをみつめ、今後の20年を語る」として、これまで各地で行った勉強会の開催地の北海道、東北（宮城仙台）、北信越（長野）、中部（愛知）、関西（大阪）、中国（山口）、九州（福岡）からそれぞれ代表者が登壇しました。

議論は、NPO法施行20を振り返るというよりも、これからのNPOはどうあるべきかを中心に展開されました。

市民セクター全国会議2018

—市民社会の広がり新たな挑戦—

2018年11月22日、23日

於：聖心女子大学・聖心グローバルプラザ

前記「NPO法施行20周年記念フォーラム」の翌日に開かれた市民セクター全国会議では、第9分科会「社会に新しい価値を生み出す資金提供」が当センターの企画協力により行われました。

この分科会では、片山正夫氏（セゾン文化財団理事長）



が基調講演を行い、北村智子氏（おおさか創造千島財団常務理事）、大野満氏（トヨタ財団事務局長）、原田潔氏（日本障害フォーラム（JDF）事務局）をパネラーに、「課題解決」のみでなく、「価値創造」を指向した長期的で継続的な民間助成の重要性について、出し手としての助成各財団と受け手としてのJDFそれぞれからの示唆に富む報告が行われ、その後、参加者との活発な質疑応答がなされました。なお、コーディネートは当センター事務局長・渡辺元が担当しました。

新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム —市民社会へのインパクトと今後の展望—

2018年12月4日 於：青山学院大学アイビーホール

雨宮孝子公益法人協会理事長の挨拶、山下徹内閣府公益認定委員会委員長、二宮雅也経団連企業行動・CSR委員長の来賓挨拶に次いで、堀田勉さわやか福祉財団会長のキーノートスピーチ、雨宮氏と蓑康久住友財団常務理事による調査報告・提言が行われました。

堀田氏のキーノートスピーチは、「10年の回顧と今後の展望」と題して、改革の概観、改革の経過10年の運用と今後の課題・展望について話されました。参加者は10年前のことを知っている人は少なく、初めてこの制度がどういうきっかけで、どのようにできたのかを知ったという人が多くいました。

次いで雨宮氏から公法協、さわやか福祉財団、助成財団センターが運営主体の民間法制・税制調査会が今年度行ってきた新制度施行10周年における検討の報告がありました。報告は、まず公益法人制度改革の本来の意味はなんだったのかを再確認し、その意図に沿った結果が得られているかを検討した後、公益法人や受益者からの意見や要望に沿った提言を行いました。改正への提言は、

(1) 財務三基準関係の是正、(2) 申請・提出手続きの見直しと定期提出書類等の簡素化の要望、(3) 情報公開の課題とその改善提案、の3つが挙げられ、(1)については、収支相償の原則の是正、公益目的事業比率の是正、遊休財産額の保有制限の緩和について、具体的数値を上げて説明しました（詳細は、公益法人協会WEBサイト等をご覧ください）。

2番目の調査報告・提言は、助成財団セン

ターが制度改革10周年にあたり行っている「制度改革が助成財団に及ぼした影響等の調査」の中間報告を同プロジェクト座長の蓑氏から行いました。（詳細は、JFC VIEWS本号6頁の関西フォーラム報告を参照、最終報告は2月8日開催の助成財団フォーラムにて行う予定です。）

休憩をはさんではパネルディスカッション「公益法人制度改革とこれからの公益法人」が、太田達男公益法人協会会長の司会、パネリストは岡本仁宏氏（関西学院大学教授・日本NPO学会会長）、片山正夫氏（セゾン文化財団理事長）、岸本幸子氏（パブリックリソース財団専務理事）、田中雄一郎氏（朝日新聞社論説副主幹）、山岡義典氏（助成財団センター理事長）によって行われました。まず、それぞれの制度改革について、当時の考え方については、民法改正の実現、主務官庁制の廃止などが驚きをもって迎えられ、今まで設立が難しかった財団の設立が容易になり、民間非営利セクターの活性化を期待したことが語られました。次いで、では現状についてはどう考えるかについては、公益法人の数が期待通りの増加をしていない、主務官庁制は廃止されたが行政庁の干渉がまだまだ多い、収支相償は法人のキャパシティビルディングを阻害している、事業変更手続き等が複雑など、制度上の問題と同時に法人側にも依存心が残っている、行政の公共と民間の公益性の違いを示す必要があるのではないかなど、法人側の問題も指摘されました。これからのについては、公益法人、NPO法人等の法人格を越えた非営利セクター内での交流、連携することが必要、地方に公益法人のインフラ組織が必要、という意見が複数のパネリストから出されました。

そして最後に、I.財務基準についての提言、II.公益目的事業等の変更等についての提言、III.情報公開の拡充と拡大についての提言の3提言からなる本シンポジウムの「大会宣言」が発表されました。（湯瀬秀行・記）



調査報告・提言②

制度改革が助成財団に及ぼした影響等の調査結果

(公財)住友財団 常務理事 蓑 康久氏
(10周年PT調査検討委員会・座長)



(公財)助成財団センターは、「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」を立ち上げ、制度改革が助成財団に及ぼした影響等の調査を行っている。今回は同プロジェクトの中間成果を報告する(最終報告は2019年3月頃にまとめる予定)。

調査の概要と結果

～財務三基準等に課題あり～

本調査は、アンケート調査、インタビュー調査によって制度改革が公益法人等の現場に与えた影響等を検討し、助成法人の今後のあり方を探るもので、アンケート対象は、移行公益法人208、移行一般法人196、新設公益法人69、新設一般法人21で、このうち24法人にインタビュー調査等を実施した。アンケートの回収率は44%～77%と比較的高く、また多くの自由意見項目に対して回答があった。

調査の結果、最も課題が多いのは財務三基準で、とりわけ「いわゆる収支相償」と「遊休財

産額保有制限」に対して多くの問題点が指摘された。

さて、移行後公益法人となったのは全体の3分の1で、新たに新設された公益法人も10年間で600強にすぎないが、その理由についてアンケートでは、「公益目的事業比率の制約があるため」「行政の関与、事務負担の増加を回避するため」「公益移行のメリットがあまりないこと」等が挙げられている。この点が新制度による公益法人の全体の規模が拡大しない大きな要因となっていると見られる。

さらに、アンケートから新設の公益・一般法人の助成事業の財源を見たところ、毎年度の寄附・会費収入等フローの財源が50%以上であることが判明した。こうした法人の多くは正味財産、助成規模等から見てコンパクトな法人が多いことから、規模の小さな法人は公益法人に対する規制や事務負担に十分対応ができず、税務メリットを犠牲にしても一般法人に留まっているケースが少なくないと想定される。小規模法人に対する制度適用を緩和すること等で、こうした法人の活動が充実すると共に公益に移行する法人の増加に寄与すると考えられる。

その他自由意見を中心に事務・組織運営の課題を抽出したところ、「定期提出書類の簡素化の問題」「変更認定・変更届の手續の明確化・合理化の問題」「立入検査を巡る様々な課題」「組織運営面の課題(理事会等出席の委任状許容の問題、決算承認に係る2週間ルールの緩和要求)」等が多くの指摘や改善要望のあった事項である。

財務三基準を巡る問題提起と提言

現在プロジェクトチーム内で財務三基準を巡り議論されている事柄について説明する。

まず「いわゆる収支相償」については、公益認定法5条6項、14条の規定は、「いわゆる収支相償」を規定しているものではないという理解を進めている。理由は3点ある。そもそも「収支相償」と言う言葉は「収支はトントン若しくはプラスであるべし」という意味で従来使われており、公益法人の「収支はトントン若しくはマイナスであるべし」という使い方は常識的な内容と異なり違和感が大きい。また公益法人三法の立法過程で収支相償という用語や「収支はトントン若しくはマイナスであるべし」という議論がなされた形跡はない。さらに立法者の意図を解説したとされる『一問一答 公益法人関連三法』の中で、「公益目的事業は・・・(中略)・・・無償または低廉な対価を設定することなどにより受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められる。そのため公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないこと(実費弁償)を認定基準として設けることにしたものである」と解説されている。以上の点から14条等は「公益目的事業を実施する対価としての収入」を規制したもので、公益法人の収支全体を規制したものではないと考える。したがって、収入には「寄附金、補助金、運用益」等は当然に含まれない。結局、この問題は法の解釈の問題だが、規定が明確でないことに一因があり、誤解無く解釈されるよう法を改正すべきである。

次に「公益目的事業比率」については、現在その算定は分母を公益目的事業費・管理費・収益事業実施費用としながら、分子は公益目的事業費に限っている。しかし、「収益事業の収益はその50%以上を公益目的事業に繰り入れる」とされていることから、その繰入比率に応じた収益事業実施費用を分子に加えることが合理的

である。これにより将来収益事業が拡大し、その収益を公益活動に振り向けることで公益事業を拡大する事が可能となる。この部分は法令による明確な対応が必要であると考えられる。

最後に「遊休財産額保有制限」については、法令によれば、毎期の収益から公益目的保有財産や不動産など通常の固定資産を取得計上したり、特定費用準備資金(以上、控除対象財産)を計上することで内部留保を充実することが可能となっている。金融資産として保有することにも法的な制限はない。しかし現実にはFAQや事前の相談・立入検査等に於いて上記内部留保の計上に対し条件を付したり、認められなかったりするケースが多いとの意見が寄せられている。また、配当収入に依存している法人からは、無配が続くと事業立て直しのために最低でも事業費の3年程度の遊休財産を認めて欲しいとの意見も多くあった。公益認定法16条等は、法令に不備はないようにみえるが、現在のような誤った指導・運用がなされる限り、間違った解釈がされないように法令に必要な事柄をしっかりと明記することが求められる。

助成財団の未来

公益法人は、新しい制度に相応しい規律を整え、社会的な信用力の向上に努めると共に、“自主・自律”の精神を存分に発揮することで、積極的に多様な公益活動を推進し、社会的課題の解決を目指すと共に、新たな価値創造のため、人材や事業を育成し、社会を変革することが求められている。同時に、そうした活動を広く発信することで社会に“公益”を広める責務をも担っている。

新しい制度やその運用は、こうした公益法人等の活動を阻害することのないように、それを積極的に支援・推進することで「活力ある社会の実現」(公益認定法1条)を目指すものでなければならない。

公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？

—実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言—

日 時：2019年2月8日（金）13:00～17:55（交流懇談会 ※18:00～）

場 所：大手町ファーストスクエアカンファレンス（イーストタワー2F） RoomB, C（東京都千代田区大手町1-5-1）

【プログラム】

| | | | |
|---|----------------|------------------|---------|
| 総司会 | 公益財団法人助成財団センター | 事務局長・プログラムディレクター | 渡辺 元 |
| 13:00 開会挨拶 | 公益財団法人助成財団センター | 専務理事 | 田中 皓 |
| 13:15 来賓ご挨拶・特別講演「新公益法人制度10年間の振り返り —公益法人制度の更なる進展・民間公益活動の活性化に向けて—」 | 内閣府公益認定等委員会 | 事務局長 | 山内 達矢 氏 |
| | 内閣府公益認定等委員会 | 総務課長 | 小林 明生 氏 |

【第1部 10周年特別プロジェクト(PT)による調査報告】

| | | |
|------------------------------|--|---------|
| 13:45 基調報告「調査の経過と成果の概要および提言」 | PT調査検討委員会 座長(公益財団法人住友財団 常務理事) | 養 康久 |
| | PT調査検討委員会 委員(公益財団法人助成財団センター 参与) | 神山 和也 |
| コメント1 | PTアドバイザー、公益法人制度改革に関する有識者会議メンバー、元 住友財団 専務理事 | 石川 睦夫 氏 |
| コメント2 | PTアドバイザー、公益法人協会 理事長、元 公益認定等委員会 委員長代理 | 雨宮 孝子 氏 |

14:50 — <20分休憩：質問票回収／コーヒープレイク：Room A> —

【第2部 制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題—実践事例から—】

| | | |
|------------|-------------------------------------|--------------------|
| 15:10 事例報告 | (進行) PT調査検討委員会 委員(産業能率大学経営学部 教授) | 中島 智人 |
| | PT調査検討委員会 委員(株式会社風とつばさ代表取締役) | 水谷 衣里 |
| 報告1 | 公益財団法人渥美国際交流財団 | 常務理事 今西 淳子 氏 |
| 報告2 | 一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団 | 専務理事 松本 昭 氏 |
| 報告3 | 公益財団法人パブリックリソース財団 | 専務理事 岸本 幸子 氏 |
| 報告4 | 一般財団法人キャノン財団 | 事務局長 星野 哲郎 氏 |
| 報告5 | 「関西フォーラム」の事例報告から 公益財団法人サントリー文化財団 | 顧問・上席研究フェロー 今井 渉 氏 |

16:45 — <15分休憩：質問票回収> —

【第3部 より良い制度と民間らしい助成活動の実現に向けて—質疑と意見交換—】

| | | |
|-----------------|--------------------------------|-------|
| 17:00 質疑・意見交換 | 司会：PT調査検討委員会 事務局 助成財団センター 事務局長 | 渡辺 元 |
| 17:40 提言および閉会挨拶 | 公益財団法人助成財団センター 理事長 | 山岡 義典 |
| 17:55 閉 会 | | |

【第4部 交流懇談会】 Room A

18:00 開 会 （～19:45）

「2018年度 助成財団フォーラム」報告

公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？ －実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言－



助成財団センターは、2月8日、東京、大手町ファーストスクエアカンファレンスにおいて2018年度助成財団フォーラムを開催しました。テーマは「公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？－実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言－」。今回のフォーラムの目的は、テーマが示すように助成財団センターが一昨年10月以降2ヶ年計画で実施している調査の経過と成果の概要を報告するとともに、4つの助成財団の事例報告を通して、今後のより良い制度に向けた提言を行い、さらに助成財団のあり方を考えていくこと、にありました。当日は内閣府公益認定等委員会からのご挨拶・特別講演もあり、約100団体（財団、大学関係、報道関係者など）151人が参加しました。

1. 来賓ご挨拶・特別講演

内閣府公益認定等委員会事務局山内達矢事務局長よりご挨拶をいただいた後、小林明生総務課長から「新公益法人制度10年間の振り返り－公益法人制度の更なる進展・民間公益活動の活性化に向けて－」と題して講演いただいた。その要旨は以下の通り。

認定等委員会では昨年6月より新公益法人制度に対する

振り返りの議論を開始し、この3月をめどに取りまとめ報告書を出す予定である。* 法人には自由にのびのびと活動して欲しい一方、スポーツ系法人の不祥事などがあり、どの辺を着地点とするか検討している。このフォーラムで話題になるであろう財務三基準や変更認定・届出などの手続きについても課題として取り上げている。国と都道府県の認定基準の統一なども取り上げている。

*3月27日付で「公益法人information (<https://www.koeki-info.go.jp/>)」に掲載

2. 第1部 10周年特別プロジェクトチーム (PT) による調査報告

最初に基調報告として、10周年PT調査検討委員会・座長（公益財団法人住友財団常務理事）荻原久および同委員会・委員神山和也が、「調査の経過と成果の概要および提言」を報告した。

神山氏からは、アンケートで特徴的な傾向分析について報告があった。



①移行公益法人において一番関心が高かったのが財務三基準についてであった。三基準のいずれに制約や課題を感じるか?では、特に収支相償と遊休財産額保有制限の2点が高かったが、特にないとする回答も41%あった。収支相償も遊休財産額保有制限も経済環境の急激な変化に対して現実的でなく、運用については明文化を求めている。

②移行法人において公益法人を選択した理由及び一般法人を選択した理由について、また新設法人で公益法人を選択しない理由について。公益法人を選択した理由としては、「社会的な信頼を得られるから」「助成財団として当然」というブランドとしてのイメージを重視しているのに対して、一般法人を選択した主な理由は、公益法人での事務負担の多さ及び、行政からの関与が強くなるのではないかという疑心からきている。さらに一般法人では今後公益法人への移行を進めたいとする回答は5%しかなかった。

③現在の助成事業の財源について移行法人は資産の運用益や配当等のストック型が主なのに対し、新設法人は毎年度の会費や寄付が50%を超えているというフロー主体の財源構成になっている。すなわち新設法人は、毎年度の寄付や会費による小規模なところが多いと推察され、②に見られたように事務負担増への危惧から、公益への移行が進んでいないのではないかと推察される。

公益活動を活発にするということは、既存の法人それぞれが自由に活発に活動できることを保証し、サポートするという。もう一つは法人の数が増えること。この2つがかけ合わせられたものが民による公益活動の増進である。

続いて荻氏からは、制度改革によるプラスの面（メリット）についての報告と、財務三基準についての10周年特別プロジェクトチームでの議論に関する報告があった。

今回のプロジェクトのインタビュー調査において制度改革で良かったと思われる点として、①新たなプログラムの導入や既存のプログラムの改変が容易になった、②資産運用の多様化や内部留保の充実強化の自由度が高くなり、厳しい運用環境下において積極的、多角的な運用姿勢が生まれるようになった、③組織運営面では理事・評議員並びに各々の理事会・評議員会の意義・役割が明確化された、④公益法人課税や寄付税制など税制面では多くの制度上のメリットが得られた、⑤公益法人サイドで



も内部コンプライアンスや対外的ディスクロージャーに前向きに対応する法人が増えた、⑥設立が準則主義により一般法人の設立が容易となり、将来的に公益法人が拡大する余地が開けた、⑦立入検査も減点主義ではなく、支援育成型の姿勢になった、等が挙げられる。

財務三基準については、①収支相償については、そもそも公益法人3法の立法過程において収支相償という用語や収支は「トントンもしくはマイナス」であるべきといった議論がなされた形跡はない。問題となっていたのは「公益法人による事業と営利企業による事業の競合の問題」である。これは認定法14条に規定されているが、収支を規定しているのではなく、公益目的事業の収入規制ともいうべきものであり、具体的には『公益目的事業を実施する対価として収入を得る』場合を規制するための規定である。すなわち法の規定が明確でなく、法の解釈の問題と考えられるため、誤解なく解釈されるように法令を改正することが望まれる。

②公益目的事業比率の問題は、収益部門が拡大しその収益を公益部門につき込むことで公益事業を拡大することが出来るが、いまのままでは公益目的事業比率50%の要件を満たせなくなる恐れがある。これは公益の増進にとっていかにもマイナスといえる。

③遊休財産額保有制限の問題は、内部留保と遊休財産が混同されていること、法令に何ら記載のない制限の記述がない控除対象財産に対し、FAQ等で制限を設けたり、条件を付したりして、実際に内部留保を積み上げることができない状況にあることである。

これら財務三基準については、

- いわゆる収支相償の規定は、正しく解釈されるよう法令を改正すること。
- 公益目的事業比率の規定は、収益事業にかかる費用を公益目的事業比率の計算に考慮するよう法令を修正し対応すること。
- 遊休財産額保有制限の規定は、誤った解釈を避けるため法令を改正・明記すること、合わせて保有制限の緩和についても検討すべきこと。

を求めたい。

以上の基調講演に対し、アドバイザー2名によりコメントがあった。公益法人制度改革に関する有識者メンバー（元 住友財団専務理事）であった石川陸夫氏からは、有識者メンバー会議での内容と



今回の法律の解釈（収支相償など）は異なっているという話があった。法律を勝手に解釈変更することは、法人あるいは公益活動を衰退させることになるので、正しいものになるよう求めたい、と発言した。



元公益認定等委員会委員長代理（現 公益財団法人公益法人協会理事長）の両宮孝子氏からは、民間からの公益活動の活力を引き出すために法律を作った。この点で公益法人の件数が増えていないのは残念であるとして、I.収支相償の是正、II.遊休財産額の保有制限の緩和、III.公益認定申請および変更手続きの簡素化、IV.行政庁への提出書類の簡素化、V.公益認定申請書類等の情報公開の充実と拡大という改善すべき5つの提言があった。

3. 第2部 制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題

4つの財団は、それぞれ①移行公益法人（新制度施行前に設立され、公益法人へ移行した法人）、②移行一般法人（同施行前に設立され、一般法人へ移行した法人）、③新設公益法人（同施行後に設立され、公益法人認定を受けた法人）、④新設一般法人（同じく施行後に設立され、一般法人のままの法人）の категорияから選ばれて事例報告を行った。さらに関西フォーラムでの事例報告の紹介があった。

(1)公益財団法人 渥美国際交流財団

常務理事 今西淳子氏

従来より諸外国からの留学生に奨学援助を行って来たが、制度改革後はこれに加えて、元奨学生のネットワークを通じた国際交流事業を開始した。以前の制度下では文部省留学生課の所管であったため、すでに卒業した研究者・教育者と一緒に展開する事業を行うことは難しかった。



(2)一般財団法人 ハウジングアンドコミュニティ財団

専務理事 松本 昭氏

住まいとコミュニティづくり活動への支援を行っている。一般法人を選択した理由を3点あげると、①自由で

創意工夫ある活動をしたかった、②少人数で運営しているため事務量を増やしたくなかった、そして③税制上のメリットを見通せなかった、からである。一般法人だからと言って特に困ったことはない。一般法人か公益法人かの議論については、選択の参考になるように、メリット・デメリットについて多くの情報公開がなされると良い。今後の課題は、資金運用をいかに有利にかつ安全に行うか、そしてスタッフの高齢化に対応して世代交代を進めること、である。



(3)公益財団法人 パブリックリソース財団

専務理事 岸本幸子氏

市民や企業の寄付を元に活動しており、幅広い分野の社会変革型組織に資金提供をしている。当初NPO法人として発足したが、制度改革により公益法人となることができた。これは制度改革のメリットである。この他のメリットとしては、お金を預かる法人格として信用を得られたこと、そして公益目的事業の非課税がある。認定手続きにおいて大変だったのは、中間支援というカテゴリー、そして寄付推進事業の公益性を認めてもらうことだった。公益財団であることのデメリットは、変更認定などの手続きが面倒なこと。今後の課題は、寄付には変動があるため、経営の安定化を図る仕組みを作ること、そして世代交代により永続的な組織とすることである。



(4)一般財団法人 キヤノン財団

事務局長 星野哲郎氏

科学技術分野の学術研究へ研究助成を行っている。設立時が制度移行と同時期であった。公益法人となるための条件や制約がわからず、当初は一般財団法人としてスタートした。その後も公益法人への移行の具体的検討はあまりしていない。一般法人であるメリットとして、事業内容の変更に関する自由度が高く柔軟な運営が可能なこと、行



政機関の関与が少ないことがある。

(5)「関西フォーラム」の事例報告から

公益財団法人サントリー文化財団

顧問・上席研究フェロー 今井渉氏

11月8日に大阪で行った「関西フォーラム」での発表から3つの法人を取り上げてレビュー報告があった。「おおさか創造千島財団」が一般法人を選択した理由、そのメリット、公益財団でありコミュニティ財団でもある「京都地域創造基金」および「みんなでつくる財団おかやま」という2つの財団の運営上の課題などが紹介された。



4. 第3部 質疑と意見交換

事業の自由度や柔軟性について、「事例報告等から“一般法人は自由でハッピーだ”と聞こえるがこれは変であり、公益法人こそそのびのびと活動できて良い、となるべきだ。」

さらに「公益法人制度のもとでの活動に制約が多いと、グローバル企業の場合、活動を海外に移してしまうケースも今後出てくるかもしれない。」といった活動の制約に対する懸念も示された。また、「日本における相続による世帯間の資産移転額は60兆円／年と言われる。この1%でも財団に流れてくるとすると、その受け皿が日本にあるのか疑問である。今後のための準備が必要だろう。」「不動産を寄付された時の仕組みとしては、売却し運用益とする方法もあるし、運用益を活用する方法もあるが、い

ずれも税金の問題が発生する。今後検討する必要がある。」といった財団の財政に関する意見も出た。

さらに、小規模助成財団を支援するための仕組みの必要性や、低金利下での財団の衰退や消滅に対する懸念とともに、「今後ますます、何をしたいのか、何をしていくのが問題となる。財団およびその活動をもっと社会に知ってもらう必要がある。」という意見も出た。

5. 提言および閉会挨拶

公益財団法人助成財団センター理事長 山岡義典

公益法人制度改革施行から10年を経た今、制度改定とその法律の規定を検討する時期である。そこで助成財団センターでは実態調査を行ってきた。今日のフォーラムはその結果報告でもあるが、今日の議論とみなさんの意見も取り入れて、報告書をまとめ、課題の解決に向けた提案を行いたい。今日お配りした提言はそのための最終版に近いたたき台である。法の運用や解釈変更で対応できるものもあるが、基本的な変更については、法令自体の改正が望まれるものもある（FAQなどではなく、少なくとも施行規則とすべきである。）また公益法人制度に加えて、税法上検討すべき課題もある。ぜひご覧いただき、ご意見があれば寄せていただきたい。



※報告書は、6月完成を目指して鋭意作業中です。完成後には、当センターサイトに掲載いたします。



資料Ⅳ 経過資料

[委員会記録]

4-1 調査検討委員の記録

| | |
|--------------------|-----|
| 第1回 (2017年10月19日) | 217 |
| 第2回 (2017年12月 5日) | 219 |
| 第3回 (2018年 1月12日) | 221 |
| 第4回 (2018年 2月27日) | 223 |
| 第5回 (2018年 4月 4日) | 226 |
| 第6回 (2018年 5月15日) | 228 |
| 第7回 (2018年 6月28日) | 230 |
| 第8回 (2018年 8月24日) | 231 |
| 第9回 (2018年10月 5日) | 233 |
| 第10回 (2018年11月13日) | 235 |
| 第11回 (2018年12月20日) | 236 |
| 第12回 (2019年 2月14日) | 239 |
| 第13回 (2019年 3月 6日) | 241 |

4-2 専門委員会の記録

| | |
|--------------------|-----|
| 第1回 (2017年11月 6日) | 215 |
| 第2回 (2017年12月12日) | 218 |
| 第3回 (2018年 1月25日) | 220 |
| 第4回 (2018年 3月16日) | 222 |
| 第5回 (2018年 4月26日) | 224 |
| 第6回 (2018年 5月29日) | 227 |
| 第7回 (2018年 7月24日) | 229 |
| 第8回 (2018年 9月14日) | 230 |
| 第9回 (2018年10月29日) | 232 |
| 第10回 (2018年12月 3日) | 234 |
| 第11回 (2019年 1月21日) | 235 |
| 第12回 (2019年 2月22日) | 238 |
| 第13回 (2019年 3月25日) | 240 |

資料Ⅳ 経過資料（委員会記録）

調査の実施にあたり、専門委員会と調査検討委員会を設置し、それぞれ13回の委員会を開催して議論を重ねた。その概要記録を資料として収載する。

なお2019年4月から6月にかけては編集メンバーによる4回の編集会議をもったが、この記録は省略する。各委員会の会場はいずれも当センター会議室。

表4 専門委員会と調査検討委員会の経過

| | 専門委員会 | 調査検討委員会 |
|------|-------------|-------------|
| 第1回 | 2017年10月19日 | 2017年11月 6日 |
| 第2回 | 2017年12月 5日 | 2017年12月12日 |
| 第3回 | 2018年 1月12日 | 2018年 1月25日 |
| 第4回 | 2018年 2月27日 | 2018年 3月16日 |
| 第5回 | 2018年 4月 4日 | 2018年 4月26日 |
| 第6回 | 2018年 5月15日 | 2018年 5月29日 |
| 第7回 | 2018年 6月28日 | 2018年 7月24日 |
| 第8回 | 2018年 8月24日 | 2018年 9月14日 |
| 第9回 | 2018年10月 5日 | 2018年10月29日 |
| 第10回 | 2018年11月13日 | 2018年12月 3日 |
| 第11回 | 2018年12月20日 | 2019年 1月21日 |
| 第12回 | 2019年 2月14日 | 2019年 2月22日 |
| 第13回 | 2019年 3月 6日 | 2019年 3月25日 |

第1回 専門委員会 議事録

日時：2017年10月19日（木）10:00-12:00

出席者：神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、
小林充治、安部三幸、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 調査仮説について

—事業運営および資金上の課題に関する仮説：山岡より（→資料①、②）

組織運営面で生じた課題：神山より（→資料③参照）

- ・仮説の前提は移行型公益法人を対象とした。（調査対象の中心が移行型公益法人の為）
- ・本調査からは各財団の助成財源の抽出まではできないが、保有資産の内容と収益構造により。財団の悩みや新しい公益法人の持つ意味が異なる。
- ・アンケートの回答が「問題ない」「見直しの必要性がない」が多くなった時に、それをどう評価するかを考える必要がある。悲観的な認識とそれを客観的に判断できるものが一緒にあるといい。組織の合理的/非合理的な意思決定におよぼす要因（制度による影響か、元々の企業の意思か）を勘案する必要がある（→インタビューが有用）。
- ・“入りと出”がどうなっているか客観的に判断できる何かがあるといい。社会的なインパクトが新しい制度でも果たしているか、あるいはそれが難しいためにできる範囲でやっているか、興味深い。
⇒企業財団の一部は親企業の意志が大きく、制度が変わってもその影響は変わらない。一方で、個人財団は面白い。今後、公益信託の制度変更の中で誰でも社会的な活動に自分の資産を使えることを見せると、社会的な価値につながっていくのではないか。
- ・以前の主務官庁の姿勢が、定款通りに事業を行うことが良い財団だという認識に立っていたこともあり、財団としてダイナミックに見直しをすることは想定しておらず、結果、刷新していくメカニズムが働きにくい。
- ・「新制度がどのような変革をもたらしたか」が一番大事なテーマだ。日本の財団は、事業のやり方の方に偏っている。変革については、「制度に対応する範囲内で出来ることをやろう」という変革か、それとも、「制度が変わったから今まで出来なかったことを新しく出来るようにした」のか。それによる方向性の違いは大きい。
⇒基本的に主務官庁制は課の単位で縦割りになっている。制度改革により縦割りがなくなったことで、より目的にかなった活動がポジティブに行えるようになった。
- ・制度移行後～2年以内であまり変わらなかった要因としては、「定款の文言を変えないで対応できる（例えば、目的の「その他」の解釈を使用する）ならばそのままの

い」といった考えにたつ対応がとられたことの影響が大きいのではないか。理念の問題と事務局のマンパワーの問題。今後の調査でこれに関するものが出てくるかもしれない。

- ・公益法人制度改革の理念は崇高なものだったが、実務面をどうするかという点で思い通りにはいかなかった。今やっと実務がひとまわりした状況かもしれない。
- ・本調査終了後には、これに基づいた“助成事業に関する運営マニュアル”のようなものが出来るといい。

2. 今後の進め方などについて

(1) アンケートの質問作成について

- ・第1回調査検討委員会までに移行型助成財団に関する質問内容をいくつかまとめる。
- ・調査の背景と狙いを踏まえ、既に出ている項目をブレイクダウンするプロセスとする。
- ・質問内容について、①助成事業は山岡が、②組織運営に関しては湯瀬が JFC のデータ、神山が公法協の質問内容をそれぞれ参考に、田中も含めてたたき台を作成する。
- ・質問項目数は、多くても 30 問程度（自由記述）にしたい。
- ・助成の資金源に関するデータは JFC にはないため、調査項目として改めて確認する必要がある。
- ・なるべく公法協（2017 年 7 月実施）の質問と重複しない方がよいが、公法協の調査項目からいくつか選び、そこに JFC 独自の項目をいくつか加えることも考える。
- ・極力“選択式の回答”ができるようにしたい。
- ・バッファーとなる資金の有無も質問したい。これにより遊休財産と見なされる費用がある場合は、どのように対処しているのか財団によってかなり変わってくる。

(2) アンケートの調査法について

- ・「グーグルフォーム」の活用を前提に進める（中島、湯瀬で検討）。
- ・2017 年中に質問内容を作成。2018 年 1 月以降にアンケートを実施。

(3) 実施体制について

- ・神山委員… P T の運営および質問内容の作成を担当。
- ・渡真利…委員会の運営や記録の作成、アンケート調査の回答の整理・分析等も担当。

(4) 資金について

- ・決定：NPF（50 万円）、住友（100 万円）、三菱（100 万円）、合計 250 万円。
- ・来年：トヨタ（200 万円）を予定。

— 以 上 —

第1回 調査検討委員会 議事録

日時：2017年11月6日（月）10:00-12:00

出席者：高谷忠嗣、菱沼宇春、蓑康久、神山和也、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、
渡辺 元、安部三幸、青尾謙、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「調査仮説」について

一 事業に関する仮説、資金上の課題に関する仮説

- ・ 出損団体からの寄付だけでなく、会員（一般の方々）からの寄付を考えなければならぬ状況だが、なかなか難しい。これからは一般寄付をある程度募っていかなければならないと考えている。
- ・ 基本財産は時価変動になるものは好ましくない、という行政指導が出ていた。
- ・ 基本財産関係の資金の運用が多様化している現状を、財団担当者がある程度回答できるようにした方がいい。
⇒アンケートには、「その他」の項目を設けており、自由記述欄に内容を記入してもらおう想定。
⇒具体的な内容はヒアリングでなければ確認できない。
- ・ 財産の保有形態によって、財団の課題が異なっている。
- ・ 想定される現状の課題はどこに記入するか？⇒移行“後”に記入していただく想定。
- ・ 出損企業との＜利益相反＞が問題になることがある（医薬業界）一方で、出損企業に絡んだ分野に助成をする財団も結構ある。
⇒利益相反に関する質問項目も設けていいと思う。
⇒現在抱えている悩みを掘り出せるように自由記述を増やし、必要なものをインタビューで確認することにしたい。
- ・ 選考と助成の決定の項目は、様々な方法やバリエーションがあり、案を出し切れないため今回は項目から外してある。
- ・ 資金運用に関する体制と方法を確認したい。また、出損企業の考え方が大きく影響する。⇒運用に関する項目を設ける。各財団が何社の証券会社を相手にしているかも気になるところ。

2. 調査対象概数一覧（→資料2）

- ・ 先ずは移行型公益法人について、JFCの会員を調査対象とする。回答目標数は、1次（Web）・2次（郵送）合せて100件程度を予定している。

3. 実施方針（→資料3）

- ・ 電磁法（グーグル・フォーム）については変更の可能性もあり。
- ・ 自由記述を重視する。

4. アンケート事項案について（→資料4：○＝選択肢式、●＝自由記述式）
5. アンケート調査質問項目案（→資料5）
 - ・「移行型公益法人アンケートへの追記事項」は、JFCのDBから入力する。
 - ・全体を通して「その他」としての自由記述欄を設ける（様々な事項をすくうため）。
⇒全体的な「その他」については、常務/専務理事・事務局長等の責任のある立場の方に記載してもらいたい。⇒注釈に記載。
 - ・移行時の質問については、無回答が増える可能性も高いと感じる（移行前後でのメリット感は実際に経験しないとわからない）。
⇒回答を入力しなくても、次の質問項目に進めるようにアンケートを作成する。
 - ・採用ソフトによって、形式が変わることは了承いただきたい。

— 以上 —

第2回 専門委員会 議事録

日時：2017年12月5日（火）10:30-12:00

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、小林充治、
安部三幸、渡真利明緒衣／白石喜春（オブザーバー：公法協）

【議論の内容】

1. 「移行公益法人」に対するアンケート様式について（→資料1）
 - ・今後の予定：
12月中に会員へ調査の予告を発送 →1月にメールで調査送信
→未回答者へ郵送で質問票を発送 →2月の助成財団フォーラムで調査のPRと回答の催促 →その1～2週間後を提出期限とする。
 - ・本委員会で出た意見をアンケートに反映し、明日（6日）に、アンケート用紙のword版（書き込み用）とweb版をお送りする。
→画面上でどのように作動するかを確認いただき、気になった点はword版の該当箇所に記載をお願いしたい。
 - ・自由記述欄は、画面表示上は狭いが入力していくと自動で拡大していく仕組み。
 - ・質問項目数が多いが、選択式であれば19項目となっている。
 - ・集まった回答はPDFとエクセルデータで取り出しができる。クロス集計は、取り出したデータをエクセルに入れて実施する。
 - ・アスキーコードのようなものを、すべての選択肢に付ける。→ a, b, c, …を追加。

2. 「移行型一般法人」に対するアンケート調査について（→資料 2-1-1, 2-1-2, 2-2）

- ・回答数を増やすため、調査項目はより単純化する。

3. その他

- ・今後の調査やこれに基づく提言等に関連して、公益法人協会との連携・協働も視野に入れ、今後の委員会（専門委員会および調査検討委員会）には、同協会の関係者にも参加を呼びかけ、調査内容とプロセスを共有してもらうこととする。

－以 上－

第2回 調査検討委員会 議事録

日 時：2017年12月12日（火） 15:00-17:00

出席者：大野満、片山正夫、高谷忠嗣、菱沼宇春、蓑康久／神山和也、水谷衣里／

山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、安部三幸、青尾謙、渡真利明緒衣／

白石喜春（オブザーバー：公益法人協会）

【議論の内容】

1. 「移行型公益法人」に対するアンケート様式について（→資料1）

【アンケートの課題と修正方法】

- ・回答所要時間について、「30～40分程度かかる」と表示。
- ・何問中の何問の明示→「全体の何割か」を表示。
- ・一時中断後に再開した時、どこから表示されるのかを確認して案内文章を修正する。
- ・アンケートの全体像が見えていた方が回答率が高い。アンケート票をPDFでJFCのHPに掲載し、回答する前に全体像を確認できるようにしておくが良い。
- ・「今、どこまで記入したか」が認識できるようにしておくことは必須である。
- ・回答者を事務局長等にしていただくことについては、正式な依頼文で記載する。
- ・回答完了後の確認について（ページごとの印刷しかできない）
- ・アンケート結果の提示について、記入者の目に目的が触れるようにしておく、回答者のモチベーションの維持につながる。
- ・「*」は必須回答であることのアナウンスをどうするか。
→Q&Aまたは操作ガイドを作成し（委員が試行して行き詰った項目を列挙して提示する）、依頼文とともに送付しておくことで対応する。
→選択肢に「わからない」を入れる。
- ・最終的な質問数を50問程度とし、今週中にアンケート調査への協力に関する事前のお知らせ（予告状）を「公益法人に移行したセンター会員」宛て送付する。

2. 「移行型一般法人」に対するアンケート調査について（→資料2）

- ・ 社団法人にもわかるような表現にする必要がある。
- ・ 抽出率を増やした方がいいかどうか検討したい。ヒアリング対象として3団体程度必要ではないか。

— 以上 —

第3回 専門委員会 議事録

日 時：2018年1月12日（金）10:00-12:00

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、
小林充治、安部三幸、渡真利明緒衣／白石喜春（オブザーバー：公法協）

【議論の内容】

1. 「移行型公益法人」へのアンケート調査の実施について（→資料1）

(1) 調査協力依頼状（平成30年1月12日夕方発送予定）

- ・ 回答期限2月15日（木）とし、1月31日前後にリマインドメールを送信する。

(2) 実施の流れと様式のWebアップについて（→資料1-2参照）

- ・ JFCからの事前メール送信の際、サーベイモンキーからのメール送信時間（1/16の15:00頃を予定）を表記する。
- ・ メールアドレスが不明な団体へは再度確認後、不明な場合は紙で送信する。紙ベースで実施後、回収率が低ければ電話催促も検討。

(3) アンケート様式について

- ・ デメリットについての問いは、財務三基準等や自由記述欄での記入を想定。
- ・ 自由記述の分析について→カテゴリーごとに分類し、後に委員で検討する。
→2種類実施（委員が表形式で整理し、データマイニング）してはどうか。

2. 「移行型一般法人」に対するアンケート調査について（→資料2）

(1) アンケート項目案について

- ・ 定量的分析は難しいが、質的分析を想定している。
- ・ 「公益目的事業」に関する制度的概念と一般的概念を整理したものを図式化し、再確認する。

(2) アンケート調査質問項目案について

- ・ 特に用語等の適切性については、田中委員にて再確認する。
- ・ 類型化したセグメント別結果の検討について
→財産規模は類型化のひとつに考えられる。ただし、財産をお金で持つところと不動産で持つところがある。
→2つの一般財団法人に事前ヒアリングし、類型化に関する項目を質問項目に設定する。

(3) その他

- ・統計上の信頼性を考えると、移行型公益法人の調査に関しては136団体の回答を得られることが望ましい。
- ・移行型一般法人一次調査対象の抽出方法：回答率が低いことを想定し、DB登録数の100%へ変更する。(メールアドレスがない法人には、二次調査でアンケート用紙を郵送)

－以 上－

第3回 調査検討委員会 議事録

日 時：2018年1月25日(木) 15:00-17:00

出席者：蓑 康久、片山正夫、菱沼宇春、大野 満／神山和也／山岡義典、田中 皓、
渡辺 元、湯瀬秀行、安部三幸、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「移行型公益法人」へのアンケート調査の実施について (→資料 1-1)

(1) 実施の報告および課題等について

- ・送信件数全206件。うち、回答完了数56件、一部回答26件、Word回答2件(1/25現在)。
- ・発生した課題は、「メールが届かない」「アンケート開始ボタンが表示されない」「選択肢のチェック記号が印刷できない」。

(2) 他

- ・1月31日か2月2日にリマインダーを送信予定。
- ・現時点で1次調査目標回答数(60~70件)を超えているため、想定よりも回答率が良い。1次調査で回答数110件を上回るようであれば、二次調査の取り止めも検討。

2. 「移行型一般法人」へのアンケート調査の実施について

(1) アンケート実施方針案および調査対象について

- ・調査対象はJFC・DB登録一般法人の全法人(373)とする。

(2) 質問事項案について (→資料 2-2)

(3) 質問項目案について (→資料 2-3)

- ・移行型一般法人になった法人は、どのような意図があつてその形態を選んだのか？
→現時点で実態はわからないが、事前ヒアリングの結果から、自由度がほしいと考えている法人が多くなることが予想される。
- ・移行型公益法人用の調査に回答する中で、「社会的な信用の有無」についての項目は回答しづらいと感じた。寄付を集めているところは実感しやすいが、そうではない財団はわかりづらい。

- 社会的信用が得づらくなった法人には、その理由をヒアリングで確認してみたい。
- ・法人の性質が多様であるため、仮説とヒアリング結果が現時点では適合しない。
- ・新設法人の調査対象数も、全数調査に変更する。

(4)参考 (→資料 2-4)

- ・助成プログラムの性質が法人ごとに異なるため、「公益事業」の概念を整理した。

(5)一般財団法人への事前ヒアリング報告について (→資料 2-5)

- ・両財団とも立入検査を受けたことがない。検査は問題発生時に実施されるようだ。
- ・本来であれば公益法人になるであろう法人が、制度上の関係で一般法人にとどまっていることを浮かび上がらせられる調査項目を設定し、問題提起できるといい。
- ・矛盾が浮かび上がるような調査結果を得られるように質問項目を作成したい。
- ・助成以外の公益事業を実施する法人もあるので、それについて問うてもいい。
- ・一般法人に移行した理由を明らかにすることで、公益目的事業比率が50%であることが高すぎたから移行しなかったとしたら、その比率を下げることを提言するのか？それが一律にいいこととは思えない。
- ・個人的には財務三原則の「収支相償」が問題だと思うが、それを解除すべき明確な理由が出てくるとは思えないし、それを提言することが逆効果になる可能性もある。
⇒ゴールをどこに設定するのは非常に悩ましいが、もう少し明確にしたい感じはある。法体系の議論まで及ばせるかは現時点ではわからない。少し猶予を持たせて調査を実施した方が良くかもしれない。
- ・公益に対する世間のとらえ方にも関係するが、マスコミに現在の公益財団法人の実態を知ってもらう機会が持てるといい。

— 以上 —

第4回 専門委員会 議事録

日時：2018年2月27日（火）15:00-17:00

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、渡辺 元、湯瀬秀行、
安部三幸、青尾 謙、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「移行型公益法人」に対する調査について (→資料 1)

(1) アンケート調査の回答結果に関する暫定報告

- ・送付件数 208 件、回答数 158 件 (2月27日時点)。ただし、すべての項目に回答していない財団もある。

(2) 今後の分析・とりまとめ方法について

- ・設問ごとに事実の説明と単純集計のグラフを作成し、全体傾向を把握する。
- ・暗黙知を活用する。

【分析案】

- ・ 回答パターンから財団をグループ分けし（クラスター分析）、特徴づける。
 - ・ 移行前後での比較…変化のパターンを見て、指標を作る。
 - ・ データを SPSS に入れて解析してみる。
 - ・ 概形的に財団を分ける基準をあらかじめ議論し設定すると分析しやすいだろう。
- (3) インタビュー調査（対象数、選定方法、実施体制について）（→資料 3-2）
- ・ 移行型公益法人は 10 財団程度。
⇒資産規模、助成規模、分野別
助成型、表彰型、奨学金型で規模別（大小 2 段階）にマトリックスにしてみる。
 - ・ 調査の目的に向けた適切な解を導き出すことができそうな財団にインタビューを実施する。（ポジティブな意見をいただける財団、提言につながるような財団、他財団にとって有益となる知見を持った財団（参考になる財団））
2. 「移行型一般法人」に対するアンケート調査について（→資料 2）
- (1) 「協力依頼状」についての確認アンケート項目案について
- ・ メールアドレスが判明している法人に加え、不明な法人の中からアドレスが確認できそうな法人をピックアップし、確認の上、総数 200 程度に対して依頼状を送付する。
⇒ 2 月 28 日（水）に依頼状を発送し、3 月 5 日（金）にアンケートを送信。
3. 「新設型一般法人・公益法人」に対するアンケート調査について（→資料 3-1, 3-2）
- ・ 新設一般・公益法人に関するアンケート項目は、一般法人よりも公益法人向けの方が複雑な内容となる。

－以 上－

第 4 回 調査検討委員会 議事録

日 時：2018 年 3 月 16 日（金）10:00-12:00

出席者：蓑 康久、菱沼宇春、大野 満／神山和也／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、
湯瀬秀行、渡真利明緒衣／白石善春（オブザーバー：公法協）

【議論の内容】

1. 「移行型公益法人」に対する調査結果等について（→資料 1）
- (1) アンケート調査の回答結果に関する報告と意見交換
- ・ 寄付については、内容によってその扱いが変わる。
 - ・ プログラム評価とプロジェクト評価について、混乱した回答が散見された。
- (2) 今後の分析・とりまとめ方法等について
- ・ 調査の特徴：「順位別選択肢」方式について、どのように読み取るか。

→意味のあるグラフを作成し、「1番」「2番」「3番」と「該当なし」について抽出し、棒グラフを作成して分析する。

- ・各財団の回答に助成財団センターのデータベースのプロフィール・データを入れ込み、回答財団の特徴を整理する。

2. 「移行型一般法人」に対するアンケート調査について（→資料2）

(1) アンケート様式について

- ・3月15日現在で30%程度の回答率である。
- ・公益目的支出計画を主とした設問内容とした。
- ・事業型の財団であれば、収益をあげながら助成事業を運営している。
- ・公益法人を新設した法人が公益目的財産を使いきった後に一般法人へ移行したケースがあれば、インタビュー調査の対象として興味深い。

3. 「新設型一般法人・公益法人」に対するアンケート調査について（→資料3）

(1) アンケート実施方針について

- ・調査対象母数が少ないため、数量的分析ができる数字にはならない。
- ・新設公益法人の設問は、移行型公益法人の設問とほぼ同じ。評価に関する質問は省いた。新規の設問は3～4問程度。

4. 報告書について（→資料4）

(1) 内容構成（目次案：A, B, C）について

—A案（最もオーソドックスな形式）とB案（調査法人類型ごとに、調査と結果を配置する形式）は前半にアンケート調査結果を配置し、後半に報告文書とした。

C案では、最初に詳細な要点を配置し、後半に調査結果を配置した。

- ・実務的に見れば、C案が一番見やすい。回答をいただいた法人与会員法人へは、報告書の概要部分を配布することにした。
- ・インタビュー調査は全体で20法人を想定している。（→資料3-2）

自由記述の中身を読み込んでから、インタビュー項目を検討する。対象は、会員優先とする。→専門委員会で協議する。

—以上—

第5回 専門委員会 議事録

日時：2018年4月4日（水）15:00-17:00

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、安部三幸、渡真利明緒衣／白石善春（オブザーバー：公法協）

【議論の内容】

1. 「移行一般法人」に対する調査等について

- (1) アンケート回答状況：送付数 196 件、回答数 87 件、回答完了数 72 件（全体の 37%）
- ・未完了回答の処理については、全体の結果を見て判断。一定程度記載があれば回答件数として処理する。

2. 「移行公益法人」に対する調査について

- (1) アンケートの回答結果に関する作業状況と今後の予定について
- ・現在データの処理をしており、これをもとに今後、モノグラフの作成をめざす。
- (2) インタビュー調査（対象の選定、項目、実施体制等）について
- ・インタビュー先については、内容を精査したうえで決定したい。
 - ・インタビューの枠組について、法人類型ごとに、標準的な質問をあらかじめ設定しておくのが良い。
 - ・インタビュー先へのフィードバック：追加修正、誤認防止のため当該法人へ回答（内容）の確認を行う。

3. 「新設公益法人・一般法人」に対する調査について

- (1) 新設公益法人に対するアンケート様式について（→資料 1-1）
- ・社団法人（全体の 1～2 件）が回答する際に違和感がないよう修正する。
 - ・公益法人を選択した理由を聞いてみたい。
- (2) 新設一般法人に対するアンケート様式について（→資料 1-2）
- ・「新設型一般法人」等の“型”を削除（他の法人類型も同様）。
- (3) アンケートの送信日及び回収期限について
- ・「新設公益法人」のアンケート発送後、2～3 週間おいてから、「新設一般法人」のアンケートを発送する。
 - ・「新設公益法人」については、依頼状を 4/5 に発送し、4/11 頃に Web メールを送信する。回答期限は連休明けを予定。
- (4) 新設法人の対象母数について
- ・新設一般法人については、母数が少ないため統計処理にはなじまない。事例報告的に扱うのが適当と思われる。

4. 報告書の目次案について（→資料 2）

- ・未来の姿を浮かび上がらせるような内容となるよう、更に詰めていく。
- ・Ⅱ部：今後の展開にとってプラスになるような表記とした方が良い。
⇒「展望」と課題。あるべき姿（理想像）を提示できるとよい。※主務官庁からの解放。

- ・「あるべき姿」の意識合わせや最大公約数的な理念、共通認識の確認は、インタビュー実施前に実施した方が適切と思われる。

5. その他

- ・2018年11月末頃に10周年記念シンポ（主催：公法協）が開催される予定。
⇒これに向けて、公法協と相互に情報共有を図る。
- ・トヨタ財団の助成決定：200万円

－以 上－

第5回 調査検討委員会 議事録

日 時：2018年4月26日（木）10:00-12:00

出席者：蓑 康久、大野 満、片山正夫、菱沼宇春／神山和也／山岡義典、田中 皓、
渡辺 元、湯瀬秀行、安部三幸、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「移行公益法人」に対する調査について

(1) アンケート調査の回答状況と今後の予定について（→資料 2-3）

(2) インタビュー調査について

- ・SさんやYさんの財団がどうして公益法人にならなかったのか聞いてみたい。非常に強いインパクトになる。
- ・インタビュー対象の選定理由を説明できるようにしておく必要がある。提示されている財団以外にも中小規模の法人や投手事例も含めた方がいい。
- ・新設法人の京都地域創造基金も対象にしてはいかがか。

2. 「移行一般法人」に対する調査について（→資料 1）

- ・立入検査を受けたことがある法人が2件ある。本当に立入検査なのか否か、内閣府か地方の立入検査なのかは個票を確認する必要がある。
- ・現在の助成事業の財源については、公益法人と比較できる。
- ・自由記述の特殊解に引っ張られ過ぎないように注意したい。
- ・寄付額の増減サンプルが18件であるため、一般化は難しいだろう。

3. 「新設法人」に対する調査について

(1) 新設公益法人・一般法人の調査様式について（→資料 2-1, 2-2）

(2) アンケート調査項目総括表（→資料 2-4）：今後の分析時に活用する。

4. 報告書について

(1) 内容構成（目次案：A, B, C, D）について（→資料 3-1）

- ・現時点では「D案」を採用することになっている。

(2) 公益法人協会メールのコラムに関する片山委員のコメントと意見

- ・新設法人のうち公益法人の数の少なさは、制度に課題があるからである。それを、ここで認識しておかなければならない。
- ・最近の財団はビジネスライクで戦略的であり、日本も次第にそういう方向になるはず。
- ・今回作成する報告書については、“現場感覚”を持ったものにしてほしい。
- ・「休眠預金」が動き出すタイミングでもあるので、助成財団に対する期待や役割についても、触れてはいかがか。⇒本格的にそれに触れるのであれば、そのための調査が必要となるため、別途検討したい。

5. その他

(1) 公法協との共催セミナー（12月4日（火））について

- ・公法協は、移行法人を主とした制度面からの提言を目的としている。
- ・助成財団センターとしては、「助成法人」としての移行公益・一般法人の調査に関する途中報告を行い、現場の課題と取組について触れたい。

(2) 地方報告会について

- ・10～11月に仙台（東北～北海道）、広島（中・四国～九州）、大阪（近畿圏、名古屋も含む）での開催を想定している。⇒現地の協力団体と一緒に実施していきたい。
- ・最終報告は、「助成財団のフォーラム」（来年2/8）で行いたい。

— 以上 —

第6回 専門委員会 議事録

日時：2018年5月15日（火）10:00-12:00

出席者：蓑康久、神山和也、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、
安部三幸、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「新設法人」に対するアンケート回答結果の状況報告（→資料1-1, 1-2）

- ・回答してきた法人の多くは、現在までにJFCと何らかの接点がある。
- ・一定程度回答数があるため、ある種の傾向が読み取れそう。

2. インタビュー調査について（→資料2）

- ・協力委員については、インタビューではなく、セルフレポートを作成していただく方向で検討したい。
- ・インタビューは事実関係の確認ではなく、アンケートやHP等で読み取れないこと

を引き出す。「その他」の話も重要となる。事業展開の可能性等、建設的な内容を引き出してもらいたい。

- ・財団の種別によって、インタビューの内容が異なる。
- ・事前確認書類：アンケート個票、助成団体要覧記載のデータ、Web サイト、(近年の年次報告書)。
- ・あらかじめインタビューの着地点を持っておきたい。各法人は、今後の展望への示唆がほしい。また、課題の解決方法や何を提言してもらえるのか、を期待していると思う。
- ・助成事業の展開はもちろんだが、資産運用等財政面の今後の展望についても必要。
- ・インタビュー体制：原則として2人1組。事務局長または常務(専務)理事クラスに対応していただけるよう依頼する。
- ・地方の財団については、検討会を開催予定である仙台・広島・大阪での事例報告を想定して対象法人をピックアップしている。

3. 報告書について (→資料3)

- ・資料編用にデータクリーニングし、カテゴリー分けもする。
- ・グラフは重要だと思われるものだけ本文に入れる。資料編にはすべてのデータを入れ、設問も全文掲載する。

—以上—

第6回 調査検討委員会 議事録

日時：2018年5月29日(火) 15:00-17:00

出席者：蓑 康久、大野 満、片山正夫、高谷忠嗣、菱沼宇春／神山和也、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、安部三幸、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. アンケート調査の回答結果(全体概要)について (→資料1,2)
 - ・氏名のみでの回答は、有効回答件数から除くこととしたい。
 - ・公益財団法人D財団(この4月に公益認定)については、回答時点で新設一般法人であったことから、新設一般法人として扱う。
2. アンケート調査結果の回答への対応について (→資料3)
 - ・必要箇所を修正のうえ、6月1日付で回答者全員にメールにて送信する。

3. インタビュー調査について (→資料 4-1, 4-2)
 - ・自由記述欄の回答理由や内容確認については、インタビュー項目のその他に記入する。
 - ・インタビューに際しては、要覧データと個票を事務局から担当者へ事前に送付する。その他のデータ等については、担当者其々にて調査（当該法人の WEB 等で）したうえで訪問する。
 - ・岡山エリアの法人へのインタビューは、渡辺と青尾を想定。フォーラム開催を念頭に置いて検討する。

4. 地方報告会について
 - ・関西地区で助成財団センター主催のフォーラムを毎年開催できるように、協力（幹事）法人を明確にしたい。
 - ・岡山でのフォーラムは、コンパクトな内容とする。

－以 上－

第7回 専門委員会 議事録

日 時：2018年6月28日（木）10:00-12:00

出席者：蓑 康久、神山和也／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. インタビュー調査について
 - (1) 「調査の趣旨と方法」の検討と確認 (→資料 1-1, 1-3)
 - ・インタビュー項目について、アンケートを記入された方が「今回どのようなことを期待するか」を確認したいので、「共通項目」として盛り込んでほしい。
 - (2) 「調査マニュアル」の検討と確認 (→資料 1-2)
 - ・録音データは報告書の発行まで保存し、その後削除する。
 - ・報告書、報告会等で財団名を公表することを、インタビュー時に説明し、その可否を確認する。

2. 今後の報告会等について
 - ・マスコミを活用してはどうか。
 - ・東京開催フォーラムの内容の再検討。⇒最終決定は、企画委員会で実施する。
 - ・第3部（15時以降）のプログラムの内容（案）：
「助成財団の未来を考える」をテーマとし、個々の助成財団の将来を考えていくために役立つような内容としてはどうか。
 - ・地方報告会に向けて中間報告が出来るようにしてほしい。

- ・関西と中四国フォーラムの開催日：日程については10/11, 15～24, 26を除外して検討・調整する。

－以 上－

第7回 調査検討委員会 議事録

日 時：2018年7月24日（火）15:00-17:00

出席者：大野 満、片山正夫、高谷忠嗣、菱沼宇春、蓑 康久／神山和也、中島智人／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. インタビュー調査の進捗状況と今後の予定についての報告（→資料1）
2. アンケート回答の集約状況および報告等について（→資料2 - ①, ②）
3. 報告会等の日程・内容等について（→資料3 - ①, ②, ③）
 - ・北日本エリアの回答が集まらないため、大阪で関西フォーラムを、岡山で中四国フォーラムを開催する方針である。

【関西フォーラム】

- ・「関西財団の集い」に協力または共催をお願いできるかを確認。
- ・サントリー文化財団、ニッセイ財団、山田科学振興財団の3者で幹事会等を結成し、フォーラムの開催準備と運営をしていただけるとベスト。
- ・本協力委員の方々にも参加いただき、西日本の財団と交流の機会をぜひ作っていただきたい。
- ・個別討論の司会は、現地の方にやっていただきたい。第2部の司会候補は水谷委員を予定。

【中四国フォーラム】

- ・西日本豪雨災害の影響に鑑み、年明け以降の開催も含めて検討。

【助成財団フォーラム】

- ・第2部：報告2（移行一般法人）の担当財団については、インタビュー辞退が続いたため、現時点での候補は、ハウジングアンドコミュニティ財団としたい。

－以 上－

第8回 専門委員会 議事録

日 時：2018年8月24日（金）14:00-16:00

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. インタビュー「要点記録」に関する意見交換等
 - ・財団によって行政庁の対応が異なるので、注記が必要ではないか。
 - ・様式についてはセルフレポートも含めて統一する。
2. 「提言」内容について（→資料2参照）
3. 「報告書」の作成要領等について（→資料3参照）
4. 地方報告会および「公法協シンポ」について
 - (1) 関西フォーラム：11月8日（木）午後：毎日インテシオ（最大収容人数120名）
 - ・フォーラムの幹事財団としては、サントリー、ニッセイ財団に加えて大阪ガス（「関西財団のつどい」の幹事財団）にも依頼する予定。
 - ・「関西財団のつどい」（30財団、50名程）を中心に案内予定。
 - (2) 岡山フォーラム：12月または来年1月上旬を想定。参加者：想定30名程度。
 - ・場所は、岡山駅近くの「岡山県国際交流センター」を優先するが、他に、岡山大学、きらめきプラザも候補とする。
 - (3) 10周年記念シンポジウム：12月4日（火）於・アイビーホール（→資料No.4-2）

－以 上－

第8回 調査検討委員会 議事録

日 時：2018年9月14日（金）15:00-17:00

出席者：大野 満、片山正夫、高谷忠嗣、菱沼宇春、蓑 康久／神山和也、水谷衣里／
山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. インタビュー調査（要点記録・セルフレポート）の進捗について（→資料1）
2. 「提言」内容について（→資料2-1,2）
 - －前提として、法的枠組みの理解が必要となる。
 - ・提言の中で、有休財産の保有年限を例えば“何年”とする場合、その年数の根拠はあるか。
 - 法的根拠はないため、財団個々の考え方により異なる。
 - ・提出書類の具体的にどれが大変か、具体的に提示してもらいたい。
 - ・決算書等は各財団のHPで公表しているはずであり、それを内閣府が確認することで

対応できないか。

- ・ 現行ルールを活用方法と制度の利点を整理する。
- ・ 新規参入財団に公益・一般それぞれのメリットやデメリットを提示できるようなものになると良い。
- ・ 認定等委員会のそもそもの役割は民間の公益活動をバックアップすることにあることを強調したい。

3. 「報告書」の作成要領（本文・資料編）、分担等について（→資料 3）

- ・ 執筆は、主として専門委員と事務局で行う。

4. 地方報告会（大阪、岡山）について（→資料 4-1, 2）

【関西フォーラム】11月8日（木）@毎日インテシオ4階

- ・ 岡山は現時点で2財団のみの報告となるため、それらの財団が大阪に参加できるのであれば、岡山を関西に統合する形で実施する。都合が合わなければ、大阪と京都のみの4財団での報告とする。

－以上－

第9回 専門委員会 議事録

日時：2018年10月5日（金）14:00-16:30

出席者：蓑康久、神山和也、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、
渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「関西フォーラム」について（→資料 1, 2）

(1) 基調講演および事例報告に関するそれぞれの視点と概要について

- ・ 発表内容や全体の方向性について→確定次第、至急登壇者へ依頼。
- ・ 各財団の概要
- ・ インタビュー要点記録の項目のうち、各財団が特に重要と考えること
- ・ 登壇者の発表各20分以内、登壇者資料（PP）の枚数指定：10枚以内
- ・ 休憩中に＜質問票＞を回収し、整理のうえパネル討論で活用
- ・ パネル討論の司会について（今井氏と渡辺：2名で対応）

(2) 当日の配布資料について

- ・ アンケートの回答結果に関する中間報告等（資料1を基に委員会後に検討、提言含む）
- ・ 登壇財団それぞれの概要（センターDBより作成）
- ・ 登壇財団それぞれの関するインタビュー「要点記録」※事前に登壇者に確認。

(3) その他（→資料3参照）

今後内閣府等への働きかけをどのように戦略的に進めていくか、議論していきたい。
→ 別添、10月9日付け蓑座長による「収支相償」に関する発言の趣旨を参照。

2. 今後の制度等の在り方について (→資料 5-1, 5-2, 5-3)

【資料 5-3 「提言」についての主な意見等】

- ・ (4) 公益法人の運営について：②小規模法人と事務手続きの簡素化は別項目とする。
- ・ (5) ①公益法人から一般法人への移行制度の新設について：新設公益法人向けを想定
- ・ (その他) 一般法人について税制上は3つの整理があるが、あくまで税制上の概念であり、一般法上にその規定はない。→ 登記事項に完全非営利型・共益法人型・普通法人型の区分を入れるなど、明確になるようにしたい。

－以 上－

第9回 調査検討委員会 議事録

日 時：2018年10月29日(月) 15:00-17:00

出席者：蓑 康久、大野 満、片山正夫、菱沼宇春／神山和也、中島智人／山岡義典、
田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「関西フォーラム」について

(1) 基調講演および事例報告に関するそれぞれの視点と要望について

(→資料 1-1、補足資料)

- ・ 基調講演に関する資料 (PP) について、「アンケート結果からわかること→それに対する改善策」としてはどうか。
- ・ 新設法人 (公益・一般) の回答に関する内容も少し (1-2 シート程度) 入れてはどうか。

(2) 出口氏コメント (→資料 1-2)

- ・ 内容の共有と確認を行った。

2. 今後の制度等の在り方に向けた「提言」について (→資料 2)

3. 「報告書」の作成要領 (本文・資料編)、分担等について (→資料 3-1, 3-2)

- ・ 内容の共有と確認を実施

－ 以 上－

第10回 専門委員会 議事録

日 時：2018年11月13日（火）15:00-17:00

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、
湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「関西フォーラム」について（→資料1～3、追加資料）

(1) 当日の報告と振り返り

- ・終了後の参加者アンケート結果によれば、概ね好評だった。事例報告（4団体）は移行公益以外の財団もあり、目新しく刺激的だった。
- ・2月のフォーラムでも、移行公益以外の財団の話を入れてはどうか。
- ・A氏の指摘した変更認定「40日」の件については、行政手続法第6条に基づく内閣府大臣官房公益法人行政担当室による内規（追加資料参照）に示されている。
- ・参加されたB氏からは、内閣府公益認定等委員会による「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」の一環で、11月7日にヒアリングを受けた旨の話があったが、これについても今後注視していく必要がある。（→追加資料参照）
- ・財団の広報についてはどこの財団も苦慮している。財団の社会的信用増進のためにもJFCや公法協などが中心となり、財団同士が連携してマスコミ担当者等と懇談する機会を持ってはどうか。

(2) 資料（PP）の件（今後に向けて）

- ・アンケート調査の結果から示すものとそうでない部分を明確にし、整理する。
→（質問事項）問3、問39および問45は「財務3基準」の前へ追加置き。
- ・蓑座長による追加スライド「未来への取り組み：我々が何をすべきか？」については、助成財団の今後のあり方を考える資料として新たに盛り込み、来年2月の助成財団フォーラムではより具体的に打ち出したい。
- ・「提言」については（提示の通り）小見出しをまとめた形で追加する。

2. 「公法協シンポ」について

(1) 「10周年PT」によるプレゼンと資料（→上記1-(2)）

(2) 公法協による「提言」の紹介（→資料4）

3. 「制度改革」によるメリットについて（→資料5）

- ・【移行公益】問19と【新設公益】問14に関わる「寄付受入の変化」については、統計の扱い方を再検討する必要がある。（→特異値の除外と最頻値の採用を検討）
- ・【公益法人】については、全般的に「社会的信頼が得られた」ことがメリットと言えるが「信頼」の内容は其々で異なるため、具体的に説明するのは難しい。

- ・【一般法人】は、「行政関与がなく自由に助成事業ができる」ことがメリットといえる。

－以 上－

第 10 回 調査検討委員会 議事録

日 時：2018 年 12 月 3 日（月）15:00-17:00

出席者：蓑 康久、大野 満、片山正夫、高谷忠嗣／神山和也、中島智人、水谷衣里／
山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「関西フォーラム」の報告（→資料 1）
2. 「公法協シンポジウム」（12/4）について（→資料 2, 3, 参考資料）
 - ・“収支相償”の言葉の使い方については解釈の相違がある。
3. 「制度改革」による<メリット>について（→資料 4）
4. 「助成財団フォーラム（案）」（2019. 2. 8）について
 - ・内閣府公益認定委員会事務局の来賓挨拶→挨拶と報告とする。
 - ・第 1 部報告のコメントの順番を入れ替え、コメント 1 を石川氏、2 を雨宮氏とする。
 - ・第 2 部の最後に、中島委員と水谷委員からのコメントを入れる。
5. 「報告書」の執筆について（→資料 6）

－以 上－

第 11 回 専門委員会 議事録

日 時：2018 年 12 月 20 日（木）10:00-12:30

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、渡辺 元、湯瀬秀行

【議論の内容】

1. 12/4 「新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム」について（→資料 1-1～1-5）
 - ・報告者であった蓑氏が公法協発行『公益法人』1月号にレポートを寄稿する。
 - ・報告書を出して終わりではない。「提言」を実行できるよう言い続けなければいけない。
2. 助成財団フォーラムについて（→資料 2）

- ・12月27日に内閣府に正式に依頼予定。認定等委員会の方には最後まで残って聞いてほしい旨、山岡からも改めてお願いする。山下認定当委員会委員長に招待状を送る。
- ・「提言」に関する企画委員会での指摘を踏まえ、「提言」の補足を検討する。

3. メリット論について (→資料3)

- ・アンケート調査から得られた知見に基づく内容はほぼ整理がついたが、インタビュー記録からのものはこれから追加・検討してまとめる。
- ・報告書のどこにどう入れ込むかも含めて、今後更に議論・検討していきたい。

4. 報告書について (→資料4,5)

- ・グラフの分解能について要検討。
- ・設立数において特に最近年の新設法人は捕捉率が低い可能性がある旨を注記する。

—以上—

第11回 調査検討委員会 議事録

日時：2019年1月21日(月) 15:00-17:00

出席者：蓑 康久、大野 満、片山正夫、高谷忠嗣、菱沼宇春／神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「助成財団フォーラム」(2/8) について

(1) 当日のプログラム・全体概要の確認 (→資料1)

(2) 基調報告の内容等 (→資料2)

スライド p.1~6 および p.29~37 (制度改革のメリットや課題・提案等) は蓑座長、p.7~28 は神山委員が、それぞれ報告する。

(3) 「課題と提案」の補足修正版について (→資料3)

「表紙」「はじめに」を追加。内容は12/4公法協シンポジウムの際に配布したものと変更なし。本資料はフォーラムの際の配布資料とし、当日は「提言および閉会挨拶」で時間の範囲で触れる。

2. 「制度改革のメリット」について

(1) 新公益法人制度のメリットについて (→資料4)

- ・報告書の2-3として追加することとし、税制上のメリットに絞って作成した。
- ・表2-3-1の一般法人「非営利型・共益型」の箇所については、「非営利型法人」と修正する。【「新たな公益法人税制の手引」(H24.9国税庁)5ページ参照：非営利型法人に徹底型と共益型があり】

(2) 制度の PRO/CON (→資料 5)

- ・ 税制優遇制度の変化(遷移)については、みなし寄付、軽減税率等、今一度確認する必要がある(2018年12月末で再確認)。
- ・ 「組織運営のメリット」については、今一度整理する。
- ・ プログラムの導入や改変のメリットをどのように読み取るとよいか?
→ 「公益法人」、「一般法人」、どちらに当てはまるのか区別した方がよい。
- ・ 非営利型・非営利徹底型について、初出へのカッコ書きまたは用語説明が必要ではないか。
- ・ 税法上の「収益事業」とそれ以外の「収益事業」の区別に関する説明も必要か。
→ 34業種に関する説明を加えることにする。できれば整理して「税制上のメリット」と合わせて報告書2-3に含める。

3. 「報告書」について

【インタビュー調査報告に関する全体の共通事項】

- ・ 法人に関する記載のスタイルとしては、アンケートとそれを補完するインタビューで構成する調査結果であるため、文中に考察や意見を挿入することはしないで、最後に「考察」などの形式で執筆するのが適切。
- ・ この場合、移行法人については移行公益法人に合わせてテーマごとに言及するスタイル、新設公益・一般法人(担当、水谷)については、件数も少ないので個別法人ごとに言及するスタイルとなど、移行と新設で柔軟に文章のスタイルを変更することで可。
- ・ インタビュー対象法人の一覧表は、事務局が修正し各章を統一する。
- ・ 文章中では、正式の法人名称を省略して示すことを検討。
- ・ 標題の統一については、4法人の執筆を終えた後に山岡が調整する。

(1) 4-2 について (→資料 6)

- ・ インタビュー対象財団の名前を入れる。
- ・ アンケートの自由記述の内容も参考に取り入れた。→必要に応じて各財団に内容を確認してもらってはどうか。
- ・ 「4-2 インタビュー調査から」の内容は、章ごとに掲載するとくどくなる感じがするので、最初にまとめて一本化してはどうか。

(2) 5-2 について (→資料 7)

- ・ 組織運営とプログラム関連のどちらの項に入れるか迷う内容について、目次の骨子とインタビューの項目だてとがしっくりこないため、執筆する際に違和感を感じる部分がある。
→例えば移行法人だと、評価的な視点になる(移行前後の時間軸がある)ように、類型ごとに特色が異なるため、新設法人については今回執筆いただいたような内容でよ

い。新設2法人についても、同様のスタイルで執筆していただくこととする。

(3)3-2 (移行公益法人：追加資料)

- ・インタビュー対象法人の属性グラフは削除し、全16件を一覧表として挿入する。

(4)2-1~6-1 (→資料8)

- ・センターへの要望に関する内容は、結論でまとめて掲載することにする。

4. 「助成財団としてのあり方(社会的責任)」について(→資料9)

- ・2-4-3 助成プログラム関連と2-4-4 助成財団センターの今後の役割については、アンケート調査やインタビュー調査も踏まえて今後さらに詰めていく。
- ・今秋から開始予定の「休眠預金」の件については、今回のPTの趣旨と異なるため、また現時点では具体的な方向も未だ見えないため、報告書では多少触れる程度とする。

—以上—

第12回 専門委員会 議事録

日時：2019年2月14日(木) 10:00-12:30

出席者：蓑康久、神山和也、中島智人、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、渡辺 元、
湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「助成財団フォーラム」の振り返り(→資料1)

- ・アンケートの指摘にもあったが、「特別講演」は期待外れだった。
- ・助成財団の幅の広さが「事例報告」から浮かび上がったように感じた。各報告のポイントが絞られていて良かった。第3部につながる役割が果たせたのではないかな。
- ・関西フォーラム同様、質問が予想外に少なく、質疑応答の部を回すのが難しかった。ただ、パネリストが重要なことをいくつか指摘してくれたことは良かった。
- ・制度を所与のものとして受けとめ、変えることなど考えていないような人が多いため、それらの方々の注意を引けないと将来的に制度が固定化されてしまう。その危機感を特に中堅若手には持ってもらいたい。
→30代の人たちに必要に応じてロビーイングすることも考えてみてはどうか。
- ・新しいことをやろうとすると、現行制度の下でのやりにくさや課題が見えてくる。

2. 「制度改革のメリット」について

(1)制度のPRO/CON(長所と短所)等(→資料2)

- ・「制度のメリット」を「制度の活用方法」として捉えると、うまくも制度を使いこなしていただけるようになるのではないかな。
- ・“課題解決から価値創造へ”という思想を加えたい。考えてみるきっかけを提供でき

るような内容にしたい。

- ・助成財団としてのメリットの特徴はあるか？
→違いがあるとすれば助成事業に関する部分。環境の変化なり助成事業の進化の過程での横断的・機動的運営が可能になった点。
 - ・寄附を項目として出しておくのも意義あることなので、「資金調達と資産管理」として入れてみる方向で考えてみたい。資金調達の種類によりメリットが異なり、それぞれ課題もある。
- (2)新公益法人制度（特に税制）のメリットについて（→資料3）
- ・新設公益法人には、なにより寄付者への税制優遇のメリットが大きい。
 - ・制度があっても、それを活用する法人には確かにメリットがあるが、何もしないところには何もないことが顕著に感じられる。
 - ・認定法上の「収益事業等」の所得（「公益事業」は税制上の収益事業所得でも非課税）については、国税庁および内閣府の資料も参考に今一度確認する。

－以 上－

第12回 調査検討委員会 議事録

日時：2019年2月22日（金）15:00-17:00

出席者：蓑 康久、大野 満、菱沼宇春／神山和也、中島智人／山岡義典、田中 皓、
渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「助成財団フォーラム」の振り返り等（→資料1）
 - ・第2部の事例報告については、登壇者がフォーラムの趣旨をわきまえた発表をしていただいたので良かった。
 - ・特別講演ではもう少し振り返りの現状を突っ込んで話してほしかった。また最後まで在席して基調報告や事例報告を聞いて欲しかった。
 - ・今後のテーマとして、「資産運用」「パブリシティ」に関する希望が目立った。
2. 「助成財団としてのあり方（社会的責任）」について（→資料2）
 - ・2-4-2(2)：“助成事業”に関して、助成財団と他の組織が連携して新しい展開をする形や「出資」「融資」等、助成以外の新しい動きにも言及してはどうか。
→助成事業の多様化、多組織との連携として加える。
 - ・プロジェクト評価とプログラム評価については重要だと思うが、本質的に数値化には馴染まないものだけに難しい。
 - ・報告書としては、今後もつながっていくイメージを与えられるような内容としてほしい。

- ・「メリット論」と「財団の社会的責任」については、出来れば会員の有志に集まって自由に議論していただき、それも踏まえて原稿を完成できるとよい。

3. 「制度改革のメリット」について

(1) 制度の PRO/CON (→資料 3)

- ・今回の法改正の目的が民による公益活動の推進であるにもかかわらず、現時点では公益法人数が増えていない。これは当初の目的が達せられていないことであり、その点は触れたい。(行政が公益認定を受けるメリットを十分に提示できていない等の理由があるだろうが)
- ・メリットの項目に、デメリットを入れるのは憚られるが、問題意識として報告書の何処かには入れておきたい。(→「制度上の課題」の項目には盛り込んでいる)

(2) 新公益法人制度(特に税制)のメリットについて(→資料 4)

- ・寄付受入額については、「特異値」に惑わされないようにする必要がある。
- ・その他、アンケートの回答でも上位を占めた“社会的な信頼(用)”という点については、主観的・抽象的な表現であり、人によって意味するところはまちまちだと思う。“FSR 憲章”(?)を策定するとしたら、ここで、その意味合いを収斂し、明示してはどうか。

—以上—

第 13 回 専門委員会 議事録

日 時：2019 年 3 月 6 日(水) 15:30-17:30

出席者：蓑康久、神山和也、水谷衣里/山岡義典、渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「助成財団としての在り方」について(→資料 1・付録)

- ・助成財団の社会的信頼性の確保のために、まず“我々が何をしなければならないか”を提示することとした。
- ・定款の目的を達成するためには、助成することだけでなく、それ以外の支援も含めて考える必要がある。
- ・信頼を得るためには、パブリシティにより共感を得ることが重要だと思う。(アンケートでは出てこないが、フォーラムでは意見が出ていた。)
- ・パブリシティという表現よりは、パブリックリレーション(相互にやりとりが生じる)のイメージの方がしっくりくると思う。
- ・助成財団センターの今後の役割について、政治的になる必要はないがアドボカシー機能の強化はぜひ入れていただきたい。小規模財団の広報媒体としての機能強化も必要。
- ・具体的には、柱①：制度や仕組みの改善、柱②：信頼性確保に努めようとしている助

成財団のバックアップ、と考える。

→極論を言えば、助成財団センターに所属していれば、「信頼性がある」とみられるようになる状態。

→「社会的信頼性のために助成財団センターがやるべきことは何か」という論理を展開してはどうか。

- ・定款の目的に立ち返ることも重要なのではないか。
- ・例えば、毎年定期的に年間の助成総額や分野別の助成額をプレスリリースするなどしてはどうか。
- ・本項については、アンケート結果にあまり縛られる必要はないのではないか。

2. 「報告書」について (→資料 2~7)

(1)新公益法人制度のメリット(「税制」の修正)について

(2)アンケート回答結果の要約「挿入図」について

(3)インタビュー「要約」について

(4)「調査の背景・目的・方法」について

・新公益法人制度と関連深い税制の要点やその成立過程も背景に入れるべきだが内容をどう表記するかは課題である。

・新設公益・一般法人について、法人全体と助成財団の比の問題に触れることにする。

(5)「意見交換の内容と結果」について

(6)「要約」について

3. その他

・「PT委員会」としては、次回の調査検討委員会を最後とし、4月以降は「編集委員会」として6月までを目途に開催する。

→メンバーは、大野委員を含め、蓑座長、神山委員、山岡、田中、渡辺、湯瀬、渡真利の構成とする。

—以上—

第13回 調査検討委員会 議事録

日時：2019年3月25日(月) 15:00-17:00

出席者：蓑 康久、片山正夫、菱沼宇春／神山和也、水谷衣里／山岡義典、田中 皓、
渡辺 元、湯瀬秀行、渡真利明緒衣

【議論の内容】

1. 「助成財団としてのあり方」について (→資料 1)

・2-4-1では「メリット感」について触れているが、2-1の神山委員の表現に合わせ

て、「公益（一般）法人を選択した理由」への変更を検討している。

- ・「2-4-5：助成財団センターの今後の役割」にも「信頼性の確保」に関する内容を追加すべき。
- ・各財団それぞれにおいての独自の評価システムができることも重要だと感じる。
- ・個々の助成財団の社会的信頼性については、より深く尋ねてみないと理解が難しいだろう。
- ・p「ダム効果」の件は重要な指摘だと思うが、立法者や行政に読んでもらうことを考えると、よりわかりやすく記載する必要があるかもしれない。

2. 「報告書」について

(1) 「はじめに」(→資料2)

- ・大野委員には、4月以降の編集委員会のメンバーとして参加いただきたいと考えている。→実施体制に関する表中に編集委員に印をつけて表示する。

(2) 「調査の背景・目的・方法」について(→資料3)

- ・p.6中段の「順番つき選択肢」の表現は再検討。→「回答選択肢への順位づけ」と文章化した説明にしてはどうか。
- ・図1-3に税制のプロセスを出来るだけ簡潔に記載し、併せて本文中（背景）にも加筆したいと考えている。

(3) アンケート調査から(→資料4)

- ・図2-2-1～2-2-4を再検討する。
- ・〔助成プログラム関連〕、〔財源・財務関連〕、〔組織運営〕の順番に、第2章の文章を入れ替える。

(4) 「意見交換の内容と結果」について(→資料5)

- ・直接関係ない内閣府担当者の固有名詞は削除してはどうか。(→編集段階で検討)
- ・p.5(2)意見交換の3～4行目を修正。(→公益法人制度のもとでの活動に制約が多いと、グローバル企業の場合活動を海外に移してしまうケースも今後出てくるかもしれない。)

3. その他

(1) インタビュー記録の確認について

- ・確定①のみの財団だけ、編集段階で再確認する方針とする。

(2) 今後の予定

- ・今後は、報告書のとりまとめの作業・検討を編集委員会に委ねることとする。なお、開催は4,5,6月の3回とし、4月の候補日は下記の通りとし、養委員、大野委員の都合を勘案して確定する。

—以 上—